第三部　市町ごとの公的助成制度

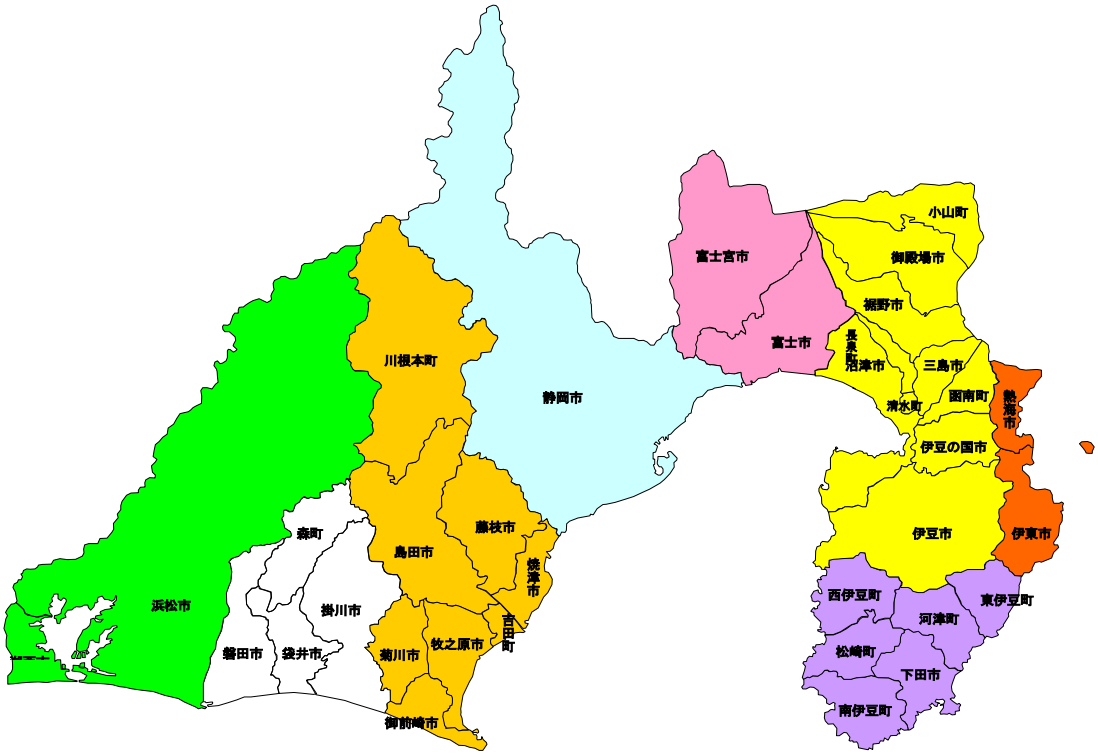

制度の見方

目的に合わせて制度を分類しています。

制度名

① 住宅を新築・購入したい方

◎　地域材を利用した住宅への助成事業（天竜材の家　百年住居る事業）

利用の条件	・　市内に自ら居住するために木造住宅を新築・増築する方、又は木造の店舗・施設(常に業務等に使用)を新築・増築する方(建売住宅、リフォームは対象外) ・　住宅では居住面積、店舗・施設では業務等に使用する場所の面積が 66 ㎡以上であること。(増築の場合は増築部分の居住面積、業務等に使用する場所の面積が 66 ㎡以上であること) ・　地域材を主要構造材(土台・柱・梁・桁・大引き・母屋・束・筋違い・間柱・根太・垂木)使用量の 80%以上使用し、内装材(床・天井・内壁材)と合わせ 5 ㎥以上使用すること。店舗・施設では地域材を 5 ㎥以上使用すること。（内装材を助成対象とする場合には、協議会登録の製材メーカーのものを使用すること） ・　使用する地域材は「しずおか優良木材」と同等の品質基準を有していること ・　他の住宅助成制度と併用が可能 ・　建築現場を地域材 PR の場として提供でき、アンケート依頼等に協力できること ・　市税を完納していること
補助額等	・　地域材使用量㎥あたり 2 万円、上限 25 万円 ・　地域材総使用量全体のうち、FSC 森林認証材を 50%以上使用すると 10 万円追加
問合せ先	一般社団法人浜松地域材利用促進協議会事務局 ℡０５３－４２３－３０１０

制度の詳細について、利用の条件、補助額等、申込窓口、問い合わせ先などを記載しています。

補助制度の場合は補助額

※制度は、令和４年４月１日時点のものを掲載しています。

下田市の制度

② 住宅をリフォームしたい方

◎　下田市住宅リフォーム振興事業助成金

利用の条件	以下のすべてに該当する方 ・市内に住民登録されている方 ・リフォームする住宅の所有者で現にその住宅に居住している方 ・同一世帯全員が市税等を滞納していない方 ・対象となる工事は、リフォームに要する費用が 20 万円以上（消費税抜き）のもの ・市内施工業者が自ら行う改修工事 ・令和６年２月 29 日までに完了報告を行うことができる工事
補助額等	改修工事に要する費用（消費税抜き）が、150 万円以上の場合は 30 万円を助成、20 万円以上 150 万円未満の場合は当該工事費の 20％の額とする。（千円未満切り捨て）中学生以下の子どもを有する世帯については、当該工事費の 10％又は 15 万円のいずれか低い額を上乗せして助成する。
問合せ先	産業振興課　℡　０５５８－２２－３９１４

④ 設備を充実させたい方

◎　下田市合併処理浄化槽設置整備事業

利用の条件	公共下水道事業認可区域又は田牛漁業集落排水処理施設の処理対象区域に属さない区域（別荘その他の本拠地以外の住宅等は除く）
補助額等	既設単独処理浄化槽から合併処理浄化槽（環境配慮型浄化槽）への設置替え ５人槽　　48 万円以内、６～７人槽　59 万 8 千円以内 ８～10 人槽　79 万 3 千円以内
問合せ先	環境対策課　℡　０５５８－２２－２２１３

◎　下田市住宅用太陽光発電システム設置費補助金

利用の条件	以下のすべてに該当する方 ・市内に住民登録されている方 ・世帯員全員が市税を滞納していないこと ・現在お住まいの住宅又は新築する住宅に太陽光発電システムを設置される方
補助額等	設置する太陽光発電システムの最大出力の値に３万円を乗じた額 （限度額 12 万円、1000 円未満の端数が生じたときは切り捨て）
問合せ先	環境対策課　℡　０５５８－２２－２２１３

◎　下水道接続工事の融資あっせん・利子補給制度

利用の条件	以下のすべてに該当する方 ・下田市公共下水道処理区域内の建物の所有者または占有者(改修工事について建築物の所有者の同意を得た者に限る) ・処理区域の公示日から３年以内に、改造工事の完成をする方 ・市税及び下水道事業受益者負担金等の滞納がない方 ・借入金の返済能力がある方 ・確実な連帯保証人がいる方
融資限度額	工事費の範囲においてトイレ１つにつき 40 万円 ※２つ目からは 20 万円ずつ加算（最高 100 万円）
融資利率等	市が利息全額を負担
返済期間	36 か月以内
問合せ先	上下水道課　℡　０５５８－２２－１２００

◎　下水道接続改造費助成金制度

利用の条件	以下のすべてに該当する方 ・令和５年３月 31 日時点で下水道供用開始から３年以内になる地域において、未接続の建物が新たに公共下水道に接続する工事を完了させ、使用開始届を提出した方（法人を含む） ただし、新たに建物を建築する際の下水道接続工事は対象外 ・市税、下水道事業受益者負担金、水道料金を滞納していないこと
補助額等	限度額　20 万（供用開始１年以内）10 万（供用開始２年以内）５万（供用開始３年以内）
問合せ先	上下水道課　℡　０５５８－２２－１２００

⑥ 高齢者や障害のある方

◎　居宅介護住宅改修費支給制度

利用の条件	64 ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ
問合せ先	市民保健課　℡　０５５８－２２－２０７７

◎　下田市重度身体障害者等住宅改修費助成

利用の条件	市内に住所を有し、以下のいずれかに該当する方 (１)身体障害者手帳の交付を受けた下肢、体幹もしくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する学齢　児以上の障害者等で、障害程度等級が３級以上の方 (２)視覚障害２級以上の方 (３)難病患者等であって、下肢又は体幹機能に障害がある方 ※介護保険法の規定により、住宅改修費等の助成を受けられる場合は、その限度において対象者から除く
補助額等	助成対象経費の 9/10（限度額 20 万円）（他の制度との複合の場合はその額を差し引く）
問合せ先	福祉事務所　℡　０５５８－２２－２２１６

◎　下田市家具等転倒防止促進事業費補助金

利用の条件	77 ページ掲載の下田市家具等転倒防止促進事業費補助金と同じ
問合せ先	防災安全課　℡　０５５８－３６－４１４５

⑦ 離職等で住宅にお困りの方

◎　住宅確保給付金

利用の条件	65 ページ掲載の住居確保給付金と同じ
問合せ先	福祉事務所　℡　０５５８－２２－２２１６

⑧ 地震などの災害に備えたい方

◎　わが家の専門家診断事業

利用の条件	昭和 56 年５月 31 日以前に建築された既存木造住宅
補助内容等	専門家（静岡県耐震診断補強相談士）による無料の耐震診断を実施
問合せ先	建設課　℡　０５５８－２２－２２１９

◎　下田市木造住宅耐震改修助成事業

利用の条件	昭和 56 年５月 31 日以前に建築された既存木造住宅で、耐震診断の結果、耐震評点が 1.0 未満のものを 1.0 以上とし、かつ、耐震評点が 0.3 以上上がる耐震補強計画策定及び耐震補強工事
補助額等	（１）100 万円/戸以内（高齢者世帯等※の場合は、120 万円/戸以内） （２）DID 地区内に建ち、所定の要件（前面道路幅員等）を満たす住宅は前述の補助額に 30 万円を上乗せ ※高齢者世帯等とは以下に示す世帯 （１）65 歳以上の者のみで構成する世帯 （２）障害者手帳（１級又は２級）の交付を受けた者が同居する世帯 （３）介護保険法による要介護者又は要支援者が同居する世帯 （４）療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が居住する世帯
問合せ先	建設課　℡　０５５８－２２－２２１９

◎　下田市ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金

利用の条件	（１）撤去事業 地震発生時における倒壊または転倒の危険性のあるブロック塀等（静岡県又は市の地域防災計画に定める緊急輸送路、避難路又は避難地等もしくは通学路に面するブロック塀等に限る。）を撤去する場合 （２）建替事業 ブロック塀等建替事業 地震発生時における倒壊または転倒の危険性のあるブロック塀等（静岡県または市の地域防災計画に定める緊急輸送路、避難路または避難地等若しくは通学路に面するブロック塀等に限る。）を安全な塀に建替える場合
補助額等	（１）撤去事業 事業費と撤去するブロック塀等の長さ１ｍにつき２万円を乗じた額のいずれか少ない額の 2/3 以内 （２）建替事業 事業費と建替えるブロック塀等の長さ１ｍにつき 5.84 万円を乗じた額のいずれか少ない額の 2/3 以内
問合せ先	建設課　℡　０５５８－２２－２２１９

◎　下田市がけ地近接危険住宅移転事業

利用の条件	危険住宅の除却等をする場合（危険住宅とは、静岡県建基準条例第３条の規定により指定した災害危険区域又は静岡県建築基準条例第 10 条により建築を制限している区域に存する既存不適格住宅）
補助額等	（１）危険住宅の除却費補助　　限度額 78 万円 （２）移転住宅の建設費補助　　限度額 444 万円 （借入金利子に対する一部を補助） （３）移転住宅の土地取得補助　　限度額 206 万円 （借入金利子に対する一部を補助） （４）移転住宅の造成費補助　　限度額 58 万円 （借入金利子に対する一部を補助）
問合せ先	建設課　℡　０５５８－２２－２２１９

◎　下田市耐震シェルター整備事業費助成事業

利用の条件	以下のすべてに該当する方 ・昭和 56 年５月 31 日以前に建築または工事に着手した平屋又は２階建ての既存木造住宅(併用住宅可)で、耐震診断の結果、上部構造評点が 1.0 未満と判定されたものに耐震シェルター(１部屋型)を設置する事業であること。 ・市内に住所を有する該当住宅の所有者または居住者で、市税の滞納がないこと。
補助額等	耐震シェルター本体及びその設置に要する経費の 2/3 以内の額 限度額　20 万円
問合せ先	防災安全課　℡　０５５８－３６－４１４５

◎　下田市家具等転倒防止促進事業費補助金

利用の条件	以下のすべてに該当する方 ・転倒防止器具を設置する住宅または併用住宅（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものをいう)。 ・市内に住所を有する該当住宅の所有者または居住者であること。
補助額等	以下に掲げる補助対象経費の２分の１以内の額。 （１）対象者自ら転倒防止器具を取り付ける場合 転倒防止器具の購入費　限度額１万円（千円未満は切捨て） （２）転倒防止器具の取付けを事業者に依頼する場合 転倒防止器具の購入費　限度額１万円（千円未満は切捨て） 取付けに係る費用　　限度額１万円（千円未満は切捨て）
問合せ先	防災安全課　℡　０５５８－３６－４１４５

◎　下田市感震ブレーカー整備費補助金

利用の条件	以下のすべてに該当する方 ・感震ブレーカー（一般社団法人日本配信システム工業会の感震機能付住宅用分電盤(JWDS0007 付２)の規格で定める構造及び機能を有するもの）を市内に住宅又は併用住宅（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものをいう。）を所有し、又は居住する個人 ・市内に自らが居住するための住宅又は併用住宅を新築する個人
補助額等	感震ブレーカーの購入費及び設置工事に要する経費の３分の２以内の額 限度額　ブレーカー１箇所につき５万円（千円未満は切捨て）
問合せ先	防災安全課　℡　０５５８－３６－４１４５

⑪ 山村地域に定住する方

◎　山村定住資金（リフォーム）

利用の条件	69 ページ掲載の山村定住資金（リフォーム）と同じ

⑫結婚に伴い住居費や転居費用を必要とする方

◎　結婚新生活支援補助金

利用の条件	以下のすべてに該当する方 ・令和５年１月１日から令和６年３月 31 日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦または、令和４年１月１日から令和５年３月 31 日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦（以下「令和４年度新婚世帯」という。）であって、下田市による令和４年度の補助金（以下「令和４年度補助金」という。）を受給したもののうち、当該令和４年度補助金の額が補助の限度額に満たなかったもののうち、令和４年１月１日から令和４年 12 月 31 日まで（令和４年度新婚世帯にあっては令和３年１月１日から令和３年 12 月 31 日まで）の間の夫婦の所得を合算した金額が 500 万円未満である世帯 ・物件を市内に有し、申請時において夫婦の双方または一方の住民票に記載される住所が当該物件の住所となっていること ・婚姻の届出日において、夫婦のいずれも年齢が 39 歳以下であること ・過去に下田市および他自治体による同様の補助金（令和４年度補助金を除く）を受けたことがないこと ・他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと ・結婚、妊娠・出産子育てに温かい社会づくり・気運の醸成に資する講座等を受講していること
補助額等	補助対象経費 住居費（新規住宅購入費、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料） リフォーム費用　物件の修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用 引越し費用（引越業者又は運送業者に支払った費用） 補助金額 夫婦のいずれも 39 歳以下の令和５年度新婚世帯 60 万円 夫婦のいずれか年齢の高い方が 29 歳以下の令和４年度新婚世帯 60 万円から既に受給した令和４年度補助金の額を差し引いた額 夫婦のいずれか年齢の高い方が 30 歳以上 39 歳以下の令和４年度新婚世帯 30 万円から既に受給した令和４年度補助金の額を差し引いた額
問合せ先	福祉事務所　℡　０５５８－２２－２２１６

東伊豆町の制度

② 住宅をリフォームしたい方

◎　東伊豆町住宅リフォーム振興事業補助金

利用の条件	以下の全てに該当すること ・申請時に住民登録をして、町内に居住している方 ・町税等を滞納していない方 ・事前に資格登録した町内施工業者が自ら行う工事 ・申請年度の３月 10 日までに完了報告を行うことができる工事
補助額等	工事費 100 万円以上の場合は、20 万円 工事費５万円以上 100 万円未満の場合は、工事費の 20%
問合せ先	観光産業課　観光商工係　℡　０５５７－９５－６３０１

③ 空き家に移住・定住したい方

◎　空き家バンク登録物件改修支援事業

利用の条件	以下の全てに該当すること ・登録物件を取得又は賃借し、東伊豆町に住民登録をする新規転入者 ・対象者及びその属する世帯全員に町税等の滞納がないこと ・以前に空き家バンク登録物件改修支援事業による補助を受けていないこと ・町の他の制度による補助金等を受けていないまたは受けようとしていないこと ・当該物件に５年以上居住すること ・１年以内に町から転出していないこと ・町内の施工業者で施工すること
補助額等	工事費 100 万円以上の場合は、20 万円 工事費 10 万円以上 100 万円未満の場合は、工事費の 20%
問合せ先	企画調整課　企画調整係　℡　０５５７－９５－６２０２

◎　空き家バンク登録物件利用促進事業

利用の条件	以下の全てに該当すること ・登録物件を取得又は賃借し、東伊豆町に住民登録をする新規転入者 ・町税等の滞納がないこと ・以前に空き家バンク登録物件利用促進事業による補助を受けていないこと ・当該物件に５年以上居住すること ・登録物件を取得した者にあっては、取得者およびその属する世帯全員が町内に居住の用に供する建物を保有していないこと ・１年以内に町から転出していないこと
補助額等	住宅または住宅およびこの敷地を取得した場合 取得対価の３%以内とし 30 万円を限度とする 住宅を賃借した場合 家賃の 1/2 を補助額とし３万円を限度とする。回数は３ヶ月分とする
問合せ先	企画調整課　企画調整係　℡　０５５７－９５－６２０２

◎　若者定住促進住宅取得補助金

利用の条件	以下の全てに該当すること ・承認申請時において、夫、妻ともに満 40 歳未満の夫婦 ・転入前の世帯又は転入後１年以内の世帯 ・定住のための新築住宅又は中古住宅を取得し、５年以上居住すること ・平成 29 年４月１日以降に契約が成立した住宅 ・町税等を滞納していないこと
補助額等	基本額　30 万円 加算額　(１)町内業者が新築した対象住宅を取得した場合：10 万円 (２)承認申請時において、若者夫婦に中学生以下の子がいる場合：中学生以下の子１人に対し 10 万円（30 万円限度）
問合せ先	企画調整課　企画調整係　℡　０５５７－９５－６２０２

④ 設備を充実させたい方

◎　東伊豆町安全で美しいいえなみ整備事業費補助金（緑化等）

利用の条件	・道路等に面して、町が定める基準を満たす緑化等を実施すること
補助額等	事業費と緑化等の長さ１ｍにつき３万 8400 円を乗じた額のいずれか少ない額の 2/3 以内（限度額 33 万３千円）
問合せ先	建設整備課　建設管理係　℡　０５５７－９５－６３０３

◎　東伊豆町合併処理浄化槽整備事業

利用の条件	・合併処理浄化槽（共同設置する者を含む）を設置する者
補助額等	単独浄化槽からの設置替えの場合 ５人槽　　：42 万６千円、６～７人槽：51 万６千円 ８～10 人槽：67 万１千円、11 人槽以上：117 万３千円
問合せ先	住民福祉課　窓口係　℡　０５５７－９５－６２０３

⑥ 高齢者や障害のある方

◎　介護保険の住宅改修

利用の条件	64 ページ掲載の住居確保給付金と同じ
問合せ先	健康づくり課　介護係　℡　０５５７－９５－１１２４

◎　地域生活支援事業－日常生活用具給付等事業－居宅生活動作補助用具

利用の条件	以下の全てに該当すること ・下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）の方で、身体障害者手帳の交付を受けた障害の程度が３級以上の方 ・障害者の移動等を円滑にする用具を購入し、設置に小規模な住宅改修を伴うもの
補助額等	用具の購入費および改修工事費の９割を補助（非課税世帯及び生活保護者は 10 割を補助）限度額は 20 万円
問合せ先	住民福祉課　福祉係　℡　０５５７－９５－６２０４

⑦ 離職等で住宅にお困りの方

◎　住宅確保給付金

利用の条件	65 ページ掲載の住居確保給付金と同じ
申込窓口	住民福祉課　福祉係　　℡　０５５７－９５－６２０４ 賀茂健康福祉センター　℡　０５５８－２４－２０３５
問合せ先	賀茂健康福祉センター　℡　０５５８－２４－２０３５

⑧ 地震などの災害に備えたい方

◎　わが家の専門家診断事業

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築された既存木造住宅
補助額等	専門家（静岡県耐震診断補強相談士）による無料の耐震診断を実施
問合せ先	建設整備課　建設管理係　℡　０５５７－９５－６３０３

◎　東伊豆町木造住宅耐震補強助成事業費補助金（補強計画一体型）

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築された既存木造住宅で、耐震診断の結果、耐震評点が 1.0 未満のものを 1.0 以上とし、かつ耐震評点が 0.3 以上上がる耐震補強計画策定および耐震補強工事
補助額等	耐震補強工事費の 8/10 を限度とし、100 万円/戸以内（高齢者等の居住する住宅※は、120 万円/戸以内） 在宅避難を促進する住宅の基準を満たして交付を受ける場合は、補助額に 15 万円の上乗せを行う 高齢者等の居住する住宅とは、借家を除き、以下のいずれかに該当する住宅をいう （１）当該事業完了までに 65 歳以上となる者のみが居住するもの （２）身体障害者手帳の交付を受け、身体障害程度等級が１級又は２級の者が居住するもの （３）介護保険法による要介護者又は要支援者が居住するもの （４）療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が居住するもの
問合せ先	建設整備課　建設管理係　℡　０５５７－９５－６３０３

◎　東伊豆町既存建築物等耐震性向上事業費補助金

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築された既存建築物の耐震診断
補助額等	１棟ごとに、事業費と町が定める基準額とを比較して、いずれか少ない額の 2/3 以内（限度額 200 万円）
問合せ先	建設整備課　建設管理係　℡　０５５７－９５－６３０３

◎　東伊豆町安全で美しいいえなみ整備事業費補助金（ブロック塀の撤去及び改善等）

利用の条件	以下のいずれかに該当すること （１）撤去事業 地震発生時に倒壊又は転倒の危険性のあるブロック塀等を撤去すること （２）改善事業（緑化あり） 地震発生時に倒壊又は転倒の危険性のあるブロック塀等を町が定める基準を満たす緑化により改善すること （３）改善事業（緑化なし） 地震発生時に倒壊又は転倒の危険性のあるブロック塀等を安全な塀に改善すること
補助額等	撤去事業 事業費と撤去の長さ１ｍにつき２万円を乗じた額のいずれか少ない額の 2/3 以内（限度額 26 万６千円） 改善事業（緑化あり） 事業費と改善するブロック塀等の長さ１ｍにつき３万 8400 円を乗じた額のいずれか少ない額の 2/3 以内（限度額 33 万３千円） 改善事業（緑化なし） 事業費と改善するブロック塀等の長さ１ｍにつき３万 8400 円を乗じた額のいずれか少ない額の 2/3 以内（限度額 33 万３千円）
問合せ先	建設整備課　建設管理係　℡　０５５７－９５－６３０３

◎　東伊豆町がけ地近接危険住宅移転事業費補助金

利用の条件	以下のいずれかに該当すること （１）静岡県建築基準条例第３条の規定により指定した災害危険区域若しくは静岡県建築基準条例第 10 条の規定により建築を制限している区域に存する既存不適格住宅 （２）土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第８条の規定に基づき指定された土砂災害特別警戒区域に存する既存不適格住宅
補助額等	建物除去費補助　97 万５千円（除却費用に対する一部補助） 建物建設費補助　465 万円　（借入金利子に対する一部補助） 土地取得費補助　206 万円　（借入金利子に対する一部補助） 敷地造成費補助　60 万８千円（借入金利子に対する一部補助）
問合せ先	建設整備課　建設管理係　℡　０５５７－９５－６３０３

⑪ 山村地域に定住する方

◎　山村定住資金（リフォーム）

利用の条件	69 ページ掲載の山村定住資金（リフォーム）と同じ

河津町の制度

①　住宅を新築・購入したい方

◎　河津町木造住宅建築等助成制度

利用の条件	平成 26 年１月１日以降に町内建築業者と木造住宅の新築･増築の工事に係る請負契約を締結し令和５年 12 月 31 日までに竣工したもの（町税を口座振込みで納付され、完納していること）
補助額等	新築の場合‥納税すべき固定資産税相当額の全額(15 万円/年を限度) 増築の場合‥納税すべき固定資産税相当額の 1/2(10 万円/年を限度) 補助期間は最初の賦課年度から３年間
問合せ先	産業振興課　℡　０５５８－３４－１９４６

③空き家に移住・定住したい方

◎　空き家情報バンク登録物件改修支援事業

利用の条件	・登録物件を取得または賃借し、河津町に住民登録をする新規転入者 ・対象者およびその属する世帯全員に納付すべき町税等の滞納がないこと ・以前に空き家バンク登録物件改修支援事業による補助を受けていないこと ・当該物件に５年以上居住すること ・１年以内に町から転出していないこと ・登録物件を借りた者にあたっては、所有者の同意を得ていること ・町内の施工業者で施工すること
補助額等	工事費 100 万円以上の場合は、20 万円 工事費 10 万円以上 100 万円未満の場合は、工事費の 20%
問合せ先	企画調整課　℡　０５５８－３４－１９２４

◎　空き家情報バンク登録物件利用促進事業

利用の条件	・登録物件を取得または賃借し、河津町に住民登録をする新規転入者 ・対象者及びその属する世帯全員に納付すべき町税等の滞納がないこと ・以前に空き家バンク登録物件利用促進事業による補助を受けていないこと ・当該物件に５年以上居住すること ・登録物件を取得した者にあっては、取得者及びその属する世帯全員が町内に居住の用に供する建物を保有していないこと ・１年以内に町から転出していないこと
補助額等	住宅または住宅およびこの敷地を取得した場合 取得対価の３％以内とし 30 万円を限度とする 住宅を賃借した場合 家賃の 1/2 を補助額とし３万円を限度とする。回数は３ヶ月分とする
問合せ先	企画調整課　℡　０５５８－３４－１９２４

④ 設備を充実させたい方

◎　住宅用太陽光発電システム設置費補助

利用の条件	・住宅（店舗併用住宅を含む。）に太陽光発電システムを設置する場合で対象は 10ｋＷ未満、町税等の滞納がないことが条件
補助額等	１ｋＷ当たり５万円、上限 20 万円（４ｋＷまで）
問合せ先	企画調整課　℡　０５５８－３４－１９２４

◎　河津町合併処理浄化槽設置整備事業補助金

利用の条件	・既設の単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に設置替えする方
補助額等	５人槽　設置替え　51 万 6000 円 ７人槽　設置替え　62 万 2000 円 10 人槽　設置替え　81 万 1000 円 ※設置替え工事のみする方が対象です
問合せ先	町民生活課　℡　０５５８－３４－１９３２

⑤ 子育て世代の方

◎　河津町子育て応援住宅整備事業補助金　リフォームにも利用可

利用の条件	・新築工事若しくは既存住宅の増改築・リフォーム工事で、世帯構成員に高校生以下の子どもを有する世帯若しくは申請時に妊婦がいる世帯、町税等の滞納がないことが条件
補助額等	100 万円以上の工事を対象とし、新築工事・増改築・リフォーム工事ともに補助対象経費の 1/10 を補助（上限 15 万円）
問合せ先	福祉介護課　℡　０５５８－３６－３２３２

⑥ 高齢者や障害のある方

◎　介護保険制度

利用の条件	・64 ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ
問合せ先	福祉介護課　℡　０５５８－３６－３２３２

◎　重度身体障害者の住宅改修費給付制度
（地域生活支援事業－日常生活用具給付等事業－居宅生活動作補助用具）

利用の条件	・下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）のもので、身体障害者手帳の交付を受けた障害の程度が３級以上の方（特殊便器への取替えは、上肢障害２級以上の方）又は視覚障害者２級以上のもの。難病患者等にあっては下肢又は体幹機能に障害があるもの。 ・障害者の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。
補助額等	用具の設置費、改修費、対象者、限度額等はお問合せください。
問合せ先	65 ページ掲載の住居確保給付金と同じ

⑦ 離職者で住宅にお困りの方

◎　住宅確保給付金

利用の条件	・65 ページ掲載の住居確保給付金と同じ
補助額等	世帯数や住宅の床面積によって家賃に上限額が生じます。詳細は下記にお問合せください。
問合せ先	河津町役場福祉介護課　℡　０５５８－３６－３２３２ 賀茂健康福祉センター　℡　０５５８－２４－２０３５ 賀茂健康福祉センター　℡　０５５８－２４－２０３５

⑧ 地震などの災害に備えたい方

◎　わが家の専門家診断事業

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築された既存木造住宅
補助額等	専門家（静岡県耐震診断補強相談士）による無料の耐震診断を実施
問合せ先	建設課　℡　０５５８－３４－１９５２

◎　河津町木造住宅耐震補強助成事業

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築された既存木造住宅で、耐震診断の結果、総合評点が 1.0 未満のものを 1.0 以上に補強する補強計画・工事（ただし総合評点が 0.3 以上上がる補強計画策定および補強工事を同一年度に連続して実施するものに限る）
補助額等	100 万円/戸以内（高齢者世帯等※の場合は、120 万円/戸以内） ※高齢者世帯等とは以下に示す世帯又はとっさの避難行動がとれないと知事が認める者が同居する世帯 （１）65 歳以上の者のみで構成する世帯 （２）下肢、体幹、視覚障害のいずれかで障害者手帳（１級又は２級）の交付を受けた者が同居する世帯 （３）介護保険法による要介護者又は要支援者が同居する世帯 （４）療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が居住する世帯
問合せ先	建設課　℡　０５５８－３４－１９５２

◎　河津町ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金

利用の条件	・撤去事業　地震発生時に倒壊又は転倒の危険性のあるブロック塀等を撤去する場合 ・改善事業　地震発生時に倒壊又は転倒の危険性のあるブロック塀を安全な塀等に改善する場合
補助額等	撤去事業　事業費と撤去するブロック塀等の長さ１ｍにつき 8900 円を乗じた額のいずれか少ない額の 1/2 以内（限度額 10 万円/１敷地） 改善事業　事業費と撤去するブロック塀等の長さ１ｍにつき１万 2800 円を乗じた額のいずれか少ない額の 1/3 以内（限度額 16 万 6000 円/１敷地）
問合せ先	建設課　℡　０５５８－３４－１９５２

◎　河津町家庭内家具等固定推進事業

利用の条件	・地震による家具等の転倒による被害の防止、軽減を図る事業を実施する方
補助額等	・高齢者世帯　対象品の購入費用の 10/10（補助限度額　１万円） 対象品の取付費用の 10/10（補助限度額　１万円） ・一般世帯　対象品の購入費用の 1/2 以内（補助限度額　１万円） 対象品の取付費用の 1/2 以内（補助限度額　１万円）
問合せ先	防災課　℡　０５５８－３４－１１１２

⑪ 山村地域に定住する方

◎　山村定住資金（リフォーム）

利用の条件	69 ページ掲載の山村定住資金（リフォーム）と同じ

南伊豆町の制度

② 住宅をリフォームしたい方

◎　南伊豆町住宅リフォーム振興事業補助金

利用の条件	・南伊豆町に１年以上継続して住民登録をしている方 ・リフォームする住宅の所有者で現にその住宅に居住している方 ・同一世帯全員が町税等を滞納していない方 ・対象となる工事は、リフォームに要する費用が 10 万円以上（消費税抜き）のもの ・事前に資格登録をした町内施工業者が自ら行う改修工事 ・申請年度の３月 10 日までに完了報告を行うことができる工事
補助額等	改修工事に要する費用（消費税抜き）が、100 万円以上の場合は 20 万円を助成、10 万円以上 100 万円未満の場合は当該工事費の 20％の額とする。（千円未満切り捨て）
問合せ先	地域整備課　℡　０５５８－６２－６２７７

③ 空き家に移住・定住したい方

◎　南伊豆町空き家バンク等リフォーム補助金

利用の条件	・空き家バンク登録物件の所有者、入居者または入居予定者 ・同一世帯全員が町税等を滞納していない方 ・物件への新しい入居者又は入居予定者については、登録物件所有者の３親等以内の親族でないこと ・リフォーム工事については、事前に資格登録をした町内施工業者が自ら行う改修工事 ・所有者については次の（１）または（２）を満たすこと （１）当該物件を補助事業完了の日から継続して３年以上南伊豆町空き家バンク制度に登録すること （２）当該物件を補助事業完了の日から継続して３年未満の期間に入居者を決定し、売買契約を締結することもしくは賃貸借契約を契約期間２年間以上で締結すること
申請期間	【所有者】南伊豆町空き家バンクに登録された日から２年を経過するまで 【入居者又は入居予定者】売買契約若しくは賃貸借契約を締結した日又は売買若しくは賃貸借の同意が書面により得られた日から２年を経過するまで
補助額等	リフォーム工事：工事費用相当額の 1/2（上限 50 万円） リフォーム工事：工事費用相当額の 1/2（上限 50 万円）
問合せ先	企画課地方創生室　℡　０５５８－６２－１１２１

④ 設備を充実させたい方

◎　（１）南伊豆町生活排水改善対策推進事業補助金
（２）公共下水道への接続に係る補助事業

利用の条件	・既設の単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に切り替え設置する方 ・汲取り便槽から合併処理浄化槽を設置する方 ・86 ページに掲載の住宅リフォーム振興事業補助金と同じ
補助額等	（１）５人槽　38 万 6000 円、７人槽　48 万 2000 円 （２）上記補助金対象メニューに下水道への接続工事あり
問合せ先	生活環境課　℡　０５５８－６２－６２７０

⑥ 高齢者や障害のある方

◎　介護保険の住宅改修

利用の条件 補助額等	64 ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ
問合せ先	福祉介護課　℡　０５５８－６２－６２３３

◎　日常生活用具給付等事業

利用の条件	64 ページ掲載の日常生活用具給付等事業と同じ
補助額等	補助額等（限度額と自己負担額）は、お問合せください
問合せ先	福祉介護課　℡　０５５８－６２－６２３３

⑦ 離職等で住宅にお困りの方

◎　住宅確保給付金

利用の条件	65 ページ掲載の住居確保給付金と同じ
補助額等	南伊豆町役場福祉介護課　℡　０５５８－６２－６２３３ 賀茂健康福祉センター　℡　０５５８－２４－２０３５
問合せ先	賀茂健康福祉センター　℡　０５５８－２４－２０３５

⑧ 地震などの災害に備えたい方

◎　わが家の専門家診断事業

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築された既存木造住宅
補助額等	専門家（静岡県耐震診断補強相談士）による無料の耐震診断を実施
問合せ先	地域整備課　℡　０５５８－６２－６２７７

◎　木造住宅耐震改修助成事業補助金

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築（着工）された既存木造住宅で、耐震診断の結果、総合評点が 1.0 未満のものを 1.0 以上に補強する工事（ただし、総合評点が 0.3 以上上がる工事に限る。）
補助額等	補強計画と工事を一体的に実施する場合 100 万円／戸まで（高齢者世帯等※の場合は、120 万円／戸まで） ※66 ページ掲載の住居確保給付金と同じ （１）65 歳以上の者のみで構成する世帯 （２）下肢、体幹、視覚障害のいずれかで障害者手帳（１級又は２級）の交付を受けた者が同居する世帯
問合せ先	地域整備課　℡　０５５８－６２－６２７７

◎　南伊豆町ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金

利用の条件	・撤去事業　地震発生時に倒壊または転倒の危険性のあるブロック塀等を撤去する場合 ・改善事業　地震発生時に倒壊または転倒の危険性のあるブロック塀を安全な塀等に改善する場合
補助額等	撤去事業　事業費と撤去するブロック塀等の長さ１ｍにつき 9200 円を乗じた額のいず れか少ない額の 1/2 以内（限度額 10 万円/１敷地） 改善事業　事業費と撤去するブロック塀等の長さ１ｍにつき 1 万 2800 円を乗じた額のいずれか少ない額の 1/3 以内（限度額 16 万 6000 円/１敷地）
問合せ先	地域整備課　℡　０５５８－６２－６２７７

◎　南伊豆町がけ地近接危険住宅移転事業補助金

利用の条件	・危険住宅の除却等をする場合（危険住宅とは、静岡県建築基準条例第３条の規定により指定した災害危険区域若しくは静岡県建築基準条例第 10 条の規定により建築を制限している区域に存する既存不適格住宅又は土砂災害防止対策の推進に関する法律第８条の規定に基づき指定された土砂災害特別警戒区域に存する既存不適格住宅）
補助額等	危険住宅の除却費補助　限度額：97 万 5000 円 移転住宅の建設費補助　限度額：465 万円（借入金利子に対する一部を補助） 移転住宅の土地取得費補助　限度額：206 万円（借入金利子に対する一部を補助） 移転住宅の敷地造成費補助　限度額：60 万 8000 円（借入金利子に対する一部を補助）
問合せ先	地域整備課　℡　０５５８－６２－６２７７

⑪ 山村地域に定住する方

◎　山村定住資金（リフォーム）

利用の条件	69 ページ掲載の山村定住資金（リフォーム）と同じ

松崎町の制度

① 住宅を新築・購入したい課方

◎　松崎町住宅改修事業補助金

利用の条件	・町内に１年以上住民登録をし、改修工事を行う住宅に現在居住している方、又は改修工事完了後速やかに居住する者
補助額等	・工事費の 20%以内（限度額 20 万円）
問合せ先	企画観光課　℡　０５５８－４２－３９６４

④ 設備を充実させたい方

◎　住宅用太陽光発電システム設置事業補助金

利用の条件	・町内に住民登録されている方 ・現在お住まいの住宅又は新築する住宅に太陽光発電システムを設置される方
補助額等	設置する太陽光発電システムの最大出力の値に５万円を乗じた額。 （限度額 20 万円、1000 円未満の端数が生じたときは切り捨て）
問合せ先	生活環境課　℡　０５５８－４２－３９６９

◎　松崎町生垣づくり奨励補助金

利用の条件	・町内に土地を保有し、現に居住しているか営業している方
補助額等	新設　経費の 1/2（限度額３万円） ブロック塀を撤去する場合は、延長１ｍ（ブロック塀高 80cm 以上）につき 2000 円補助（限度額３万円）
問合せ先	企画観光課　℡　０５５８－４２－３９６４

◎　合併浄化槽設置補助事業

利用の条件	・住居を目的とした住宅および店舗併用住宅を建設又は購入した方で新たに合併処理浄化槽を設置する方 ・既設の浄化槽又は汲み取り式便所を合併処理浄化槽に切り替え設置する方
補助額等	５人槽　　新設　33 万 2000 円　設置替え　41 万 4000 円 ６～７人槽　新設　41 万 4000 円　設置替え　51 万 6000 円 ８～５０人槽　新設　54 万 8000 円　設置替え　68 万 4000 円
問合せ先	生活環境課　℡　０５５８－４２－３９６９

⑥ 高齢者や障害のある方

◎　介護保険制度

利用の条件等	64 ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ
問合せ先	健康福祉課　℡　０５５８－４２－３９６６

◎　日常生活用具給付等事業

利用の条件	64 ページ掲載の日常生活用具給付等事業と同じ
補助金等	補助額等（限度額と自己負担額）は、お問合せください
問合せ先	健康福祉課　℡　０５５８－４２－３９６６

⑦ 離職者で住宅にお困りの方

◎　住宅確保給付金

利用の条件	65 ページ掲載の住居確保給付金と同じ
補助額等	松崎町役場健康福祉課　℡　０５５８－４２－３９６６ 賀茂健康福祉センター　℡　０５５８－２４－２０３５
問合せ先	賀茂健康福祉センター　℡　０５５８－２４－２０３５

⑧ 地震などの災害に備えたい方

◎　わが家の専門家診断事業

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築された既存木造住宅
補助額等	専門家（静岡県耐震診断補強相談士）による無料の耐震診断を実施
問合せ先	産業建設課　℡　０５５８－４２－３９６５

◎　松崎町木造住宅耐震改修事業（補強計画一体型）

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築された既存木造住宅で、補強計画を策定し、評点が 1.0 以上かつ改修前の評点より 0.3 以上向上する工事
補助額等	基準額 100 万円／戸以内 （１）高齢者のみが居住する住宅等の場合は 20 万円／戸以内増額 （２）在宅避難促進割増該当の場合は 15 万円／戸以内増額
問合せ先	産業建設課　℡　０５５８－４２－３９６５

◎　松崎町木造住宅耐震改修事業（補強計画の策定のみ実施）

利用の条件	・高齢者のみが居住する住宅等で補強計画を策定したもののやむを得ず耐震改修を断念するもの。耐震改修以外の命を守る対策を行うもの
補助額等	14 万 4000 円/戸以内（図面がある場合） 25 万 9000 円/戸以内（図面がない場合）
問合せ先	産業建設課　℡　０５５８－４２－３９６５

◎　ブロック塀等撤去事業

利用の条件	・撤去事業 地震発生時に倒壊又は転倒の危険性のあるブロック塀等を撤去する場合
補助額等	撤去事業 （一般）事業費と撤去するブロック塀等の長さ１ｍにつき 8900 円を乗じた額のいずれか少ない額の 2/3 以内（限度額 10 万円/１敷地）（優先津波避難路沿い）事業費と撤去するブロック塀等の長さ１ｍにつき３万 2000 円を乗じた額のいずれか少ない額（限度額なし）
問合せ先	総務課　　℡０５５８－４２－３９６３

◎　ブロック塀等改善事業

利用の条件	・改善事業 地震発生時に倒壊又は転倒の危険性のあるブロック塀を安全な塀等に改善する場合
補助額等	改善事業 事業費と撤去するブロック塀等の長さ１ｍにつき３万 8400 円を乗じた額のいずれか少ない額の 2/3 以内（限度額 25 万円/１敷地）
問合せ先	総務課　　℡０５５８－４２－３９６３

◎　松崎町家庭内家具等固定推進事業

利用の条件	・地震による家具等の転倒による被害の防止、軽減を図る事業を実施する方
補助額等	災害時要配慮世帯　対象経費の 10/10（１世帯５品まで） 一般世帯　　対象経費の 1/2 以内（限度額　３万円）
問合せ先	総務課　℡　０５５８－４２－３９６３

⑪ 山村地域に定住する方

◎　山村定住資金（リフォーム）

利用の条件等	69 ページ掲載の山村定住資金（リフォーム）と同じ

西伊豆町の制度

② 住宅をリフォームしたい方

◎　合併浄化槽設置補助事業

利用の条件	・住居を目的とした住宅（小規模店舗併用住宅を含む。）を建設または購入した方で、新たに合併処理浄化槽を設置する方 ・既設の住宅用浄化槽または汲取式便所を合併処理浄化槽に切り替え設置する方
補助額等	５人槽　新設　44 万 2000 円　　設置替え　49 万 2000 円 ７人槽　新設　51 万 3000 円　　設置替え　57 万 3000 円 10 人槽　新設　64 万 8000 円　　設置替え　71 万 8000 円
問合せ先	環境課　℡　０５５８－５３－１４０８

⑥ 高齢者や障害のある方

◎　西伊豆町生活排水改善対策推進事業補助金

利用の条件	64 ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ
問合せ先	健康福祉課　℡　０５５８－５２－１１１６

◎　日常生活用具給付等事業

利用の条件	64 ページ掲載の日常生活用具給付等事業と同じ
補助額等	用具の購入費および改修工事費（限度額は 20 万円）
問合せ先	健康福祉課　℡　０５５８－５２－１９６１

◎　西伊豆町家庭内家具等固定推進事業　　（93 ページ参照）

⑦ 離職者で住宅にお困りの方

◎　住宅確保給付金

利用の条件	65 ページ掲載の住宅確保給付金と同じ
申込窓口	西伊豆町社会福祉協議会　℡　０５５８－５５－１３１３ 賀茂健康福祉センター　℡　０５５８－２４－２０３５
問合せ先	賀茂健康福祉センター　℡　０５５８－２４－２０３５

⑧ 地震などの災害に備えたい方

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築された既存木造住宅で、耐震診断の結果、耐震評点が 1.0 未満のものを 1.0 以上とし、かつ、耐震評点が 0.3 以上上がる耐震補強計画策定および耐震補強工事

補助額等	100 万円／戸以内（高齢者世帯等※の場合は 120 万円／戸以内） 高齢者世帯等とは以下に示す世帯 （１）65 歳以上の者のみが居住するもの （２）身体障害者手帳の交付を受け、身体障害程度等級が１級または２級の者が居住するもの （３）介護保険法による要介護者又は要支援者が居住するもの （４）療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が居住するもの 在宅避難割増（下記の条件に合う場合、前述の補助額に 15 万上乗せ） （１）補強前の上部構造評点 0.7 未満 （２）補強後の上部構造評点 1.2 以上 （３）家具固定（寝室、居間等）の実施 （４）事業 PR への協力
問合せ先	産業建設課　建設係　℡　０５５８－５５－０２１２

◎　ブロック塀等の安全確保事業（避難路沿道等）

利用の条件	・撤去事業 地震発生時に倒壊または転倒の危険性のあるブロック塀等を撤去する場合 ・改善事業 地震発生時に倒壊または転倒の危険性のあるブロック塀を改善する場合
補助額等	撤去事業　１敷地 26 万 6000 円以内 改善事業　１敷地 33 万 3000 円以内
問合せ先	産業建設課　建設係　℡　０５５８－５５－０２１２

◎　西伊豆町家庭内家具等固定推進事業

利用の条件	・地震による家具等の転倒による被害を防止又は軽減する事業を実施する方
補助額等	一般世帯　１万円／戸以内（費用の 1/2 以内） 65 ページ掲載の住居確保給付金と同じ ※災害時要援護者世帯とは以下に示す世帯 （１）75 歳以上の高齢者のみの世帯 （２）身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、障害の程度が１級又は２級に該当する者のみの世帯 （３）母子家庭等で、児童扶養手当の支給されている世帯 （４）町長がこれに類すると認める世帯
問合せ先	防災課　℡　０５５８－５２－１９６５

⑪ 山村地域に定住する方

◎　山村定住資金（リフォーム）

利用の条件	69 ページ掲載の山村定住資金（リフォーム）と同じ

沼津市の制度

① 住宅を新築・購入したい方

◎　沼津市勤労者住宅建設資金利子補給制度

利用の条件	・市内に自ら居住するための住宅の新築、増改築、購入または居住するための土地を購入する方で、給与所得勤労者の方
融資限度額	1000 万円
融資利率等	年 0.5%利子補給（当初 10 年間）
申込窓口	静岡県労働金庫沼津支店　℡　０５５－９２６－５５１５
問合せ先	産業振興部　商工振興課　℡　０５５－９３４－４７４９

③ 空き家に移住・定住したい方

◎　沼津市空き家活用定住支援補助金交付制度

利用の条件	・どちらかが 65 歳未満の夫婦世帯、または、65 歳未満で 18 歳未満の子がいるひとり親世帯で、相続した空き家のリフォーム工事をする世帯、または、リフォーム工事をして空き家を取得する世帯
補助額等	それぞれ対象経費の 2/3 の額で下記を限度額とします。 （１）リフォーム工事（対象は 60 万円以上のリフォーム工事） 一般世帯　20 万円 市内事業者の活用で　10 万円加算 （２）取得 世帯員の全員が県外からの転入者である世帯　80 万円 その他の世帯　20 万円 ※18 歳未満の子がいる世帯には上記（１）（２）について加算額あり ※リフォーム工事契約、売買契約等を締結する前に申請する必要がありますので、事前に下記の問い合わせ先へご連絡ください。
問合せ先	都市計画部　まちづくり指導課　℡　０５５－９３４－４８８５

◎　沼津市空家等除却事業費補助金交付制度

利用の条件	・市内に存在する空き家の所有者として登記事項証明書又は固定資産税台帳に記載のある方、又はその相続人 ・居住するには著しく不良な状態の住宅の除却又は今後使用見込みがない建物の跡地を地域活性化のために計画的利用する目的での建物の除却をすること ・その他の詳細は下記の問い合わせ先へご連絡ください。
補助額等	除却費と市が定める標準除却費を比較し少ない額の 80%以内（上限 80 万）
問合せ先	都市計画部　まちづくり指導課　℡　０５５－９３４－４８８５

④ 設備を充実させたい方

◎　沼津市住宅用新エネ・省エネ機器設置費及び省エネリフォーム費補助金

利用の条件	・市内に自ら居住する住宅、または申請年度内に居住を予定する市内の既存住宅（建築工事完了から１年を経過した住宅）において、補助対象となる機器　を設置する方またはリフォームをする方が対象 ・市税を完納している方 ・設置前に申請が必要
補助額等	（１）①住宅用太陽光発電システム、②定置用リチウムイオン蓄電池③V2H対応型充電設備のうち、①＋②又は①＋③もしくは①＋②＋③のいずれか（定額 10 万円） （２）家庭用燃料電池（エネファーム）（定額４万円） （３）30 ㎡以上の床・壁・天井の断熱（10 ㎡当たり １万円、限度額６万円） （４）0.8 ㎡以上の窓の断熱（0.8 ㎡当たり 5000 円、限度額４万円）
問合せ先	生活環境部　環境政策課　℡　０５５－９３４－４７４１

◎　沼津市第三者所有モデルによる住宅用再生可能エネルギー普及促進事業費補助金

利用の条件	・住宅所有者と PPA 契約（太陽光発電システムを第三者所有モデルサービスにより提供する契約）を結び、導入支援金を３万円以上給付する事業者が対象。 ・事前に沼津市または富士市へ登録をした企業グループであること。 ※本補助金は住宅所有者へ直接交付するものではありません。事業者は、住宅所有者に対し補助金額と同額かそれ以上の額の導入支援金を給付する義務があるため、住宅所有者は間接的に補助を受けることができます。 ・設置前に申請が必要
補助額等	一律３万円
問合せ先	生活環境部　環境政策課　℡　０５５－９３４－４７４１

◎　沼津市雨水浸透・貯留施設設置費補助金

利用の条件	・対象区域にお住まいの方、これからお住まいになる方で、雨水浸透・貯留施設を設置する方 ・市税を完納している方 ・設置前に申請が必要 ・その他詳細は下記の問合せ先へ
補助額等	雨水浸透施設は、構造により１基につき限度額５万円～10 万円 雨水貯留施設は、合計容量 200 リットル以上のもので限度額３万円
問合せ先	建設部　河川課　Tel　０５５－９３４－４７８６

◎　沼津市浄化槽設置費補助金制度

利用の条件	・公共下水道計画区域外において、専用住宅に浄化槽を設置する方 ・浄化槽の人槽算定は日本産業規格（JIS　A　3302-2000）によること。
補助額等	補助額については設置する浄化槽の内容によるほか、事前の協議を必要としますので下記の問い合わせ先へ
問合せ先	水道部　水道サービス課（申請受付窓口） ℡　０５５－９３４－４８５６ 水道部　水道総務課（補助金交付窓口） ℡　０５５－９３４－４８５１

◎　沼津市水洗便所改造資金融資あっ旋及び利子補給制度

利用の条件	・公共下水道へ接続するための水洗便所への改造工事及び排水設備工事（新築は除く）をすること ・建物の所有者またはその同意を得て工事を行う使用者（借家人など） ・市税、下水道受益者負担金を滞納していない人 ・融資を受けた資金の償還能力のある人
融資金額	工事に要する費用の範囲内で、５万円以上 200 万円以下（１万円単位）
償還方法	融資額が 50 万円以下の場合は３年以内、50 万円を超える場合は５年以内の元金均等月賦償還
利子補給率	公共下水道の供用開始後３年以内に工事が完了した場合、貸付金に伴う利子は市が全額負担
問合せ先	水道部　水道サービス課 ℡０５５－９３４－４８５６

⑥ 高齢者や障害のある方

◎　沼津市居宅介護（介護予防）住宅改修事業

利用の条件	64 ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ
補助額等	介護保険の住宅改修の支給限度基準額 20 万円に 10 万円を上乗せ
問合せ先	市民福祉部　介護保険課　℡　０５５－９３４－４８７４

◎　沼津市日常生活用具給付等事業（居宅生活動作補助用具）

利用の条件	・下肢、体幹機能障がい、又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る）を有するもので３級以上（特殊便器への取替は上肢機能障がい２級以上）または視覚障がい２級以上、若しくは難病患者で下肢又は体幹機能障がいのあると医師が認めるもの ・厚生労働大臣が定めた住宅改修の種類に該当すること ・市内に住所地を有しており、その住所地に在宅で生活している方 ・改修前に申請が必要
補助額等	費用の９割（基準額 20 万円） ※課税状況により、補助額拡大
問合せ先	市民福祉部　障がい福祉課　℡　０５５－９３４－４８２９

◎　沼津市家具転倒防止事業

利用の条件	・満 65 歳以上の人のみで構成された世帯 ・満 65 歳以上及び満 18 歳未満の人のみで構成された世帯 ・障がい等のある人（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人、障害厚生・基礎年金の受給者、要介護・要支援の認定者、特定医療費受給者又は特定疾患医療受給者）がいる世帯 ・母子家庭世帯（母親及び満 18 歳未満の子のみの世帯。同一世帯に満 65 歳以上の方がいる場合も可）
補助額等	タンス、本棚、食器棚、冷蔵庫等、４品までの固定費用を市が負担
問合せ先	危機管理課　℡　０５５－９３４－４８０３

◎　沼津市重度身体障害者住宅改造費助成事業

利用の条件	・市内に住所を有する在宅の身体障害者手帳所持者のうち、下肢、体幹または視覚に障がいがあり、障がいの程度が１、２級の方 ・障がいのため、その方に適するように住宅改造の必要がある方 ・前年分（１月から６月までの間は前々年分）の所得税額 12 万円以下の世帯に属する方 ・改造前に申請が必要
補助額等	工事費の 3/4 以内（限度額 50 万円） ※介護保険の日常生活用具給付等事業適用者は限度額 20 万円 ※障がいの日常生活用具給付等事業適用者は限度額 30 万円
問合せ先	市民福祉部　障がい福祉課　℡　０５５－９３４－４８２９

◎　沼津市日常生活用具給付等事業（火災警報器）

利用の条件	・市内に住所を有する在宅の療育手帳Ａ又は身体障害者手帳２級以上の所持者がいる世帯で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯、またはそれに準じる世帯 ・対象用具　室内の火災を煙または熱により感知し、音または光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの ・所得による給付制限あり ・購入前に申請が必要
補助額等	購入費用の９割を補助（限度額１万 5500 円） ※課税状況によって補助の更なる拡大あり （消防法で義務付けられている箇所に限る）
問合せ先	市民福祉部　障がい福祉課　℡　０５５－９３４－４８２９

◎　沼津市日常生活用具給付等事業（自動消火器）

利用の条件	・市内に住所を有する在宅の療育手帳Ａ又は身体障害者手帳２級以上又は難病患者がいる世帯で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者又は難病患者のみの世帯、又はそれに準じる世帯 ・対象用具　室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの ・所得による給付制限あり ・購入前に申請が必要
補助額等	購入費用の９割を補助（限度額２万 8700 円） ※課税状況によって補助の更なる拡大あり
問合せ先	市民福祉部　障がい福祉課　℡　０５５－９３４－４８２９

◎　沼津市日常生活用具給付等事業（聴覚障害者用屋内信号装置）

利用の条件	・市内に住所を有する在宅の身体障害者手帳聴覚障がい２級所持者で、聴覚に障がいのある人のみの世帯、又はそれに準じる世帯 ・対象用具　音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの ・所得による給付制限あり ・購入前に申請が必要
補助額等	購入費用の９割を補助（限度額８万 7400 円） ※課税状況によって補助の更なる拡大あり
問合せ先	市民福祉部　障がい福祉課　℡　０５５－９３４－４８２９

◎　高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業（家賃減額補助金）

利用の条件	・高齢者向け優良賃貸住宅に入居する方で一定の所得範囲内の方
補助額等	家賃と入居者負担額との差額を補助
問合せ先	建設部　住宅営繕課　℡　０５５－９３４－４７９２

⑦ 離職等で住宅にお困りの方

◎　住居確保給付

利用の条件	65 ページ掲載の住居確保給付金と同じ
補助額問合せ	沼津市自立相談支援センター　℡　０５５－９２２－１６２０
問合せ先	市民福祉部　社会福祉課　℡　０５５－９３４－４８６３

⑧ 地震などの災害に備えたい方

◎　わが家の専門家診断事業

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築（着工）された木造住宅
補助額等	専門家（静岡県耐震診断補強相談士）による無料の耐震診断を実施
問合せ先	都市計画部　まちづくり指導課　℡　０５５－９３４－４７６２

◎　木造住宅耐震補強助成事業（補強計画一体型）

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築(着工)された木造住宅で、耐震診断の結果、評点 1.0 未満であったものが、耐震補強工事を行った後、評点 1.0 以上となる工事(ただし 0.3 以上評点が上がる工事に限る)
補助額等	当該事業に要する経費と 100 万円(高齢者世帯等は 120 万円と)を比較して少ない額(上乗せ有)
問合せ先	都市計画部　まちづくり指導課　℡　０５５－９３４－４７６２

◎　木造住宅除却助成事業

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築(着工)された木造住宅で、耐震診断の結果、評点 1.0 未満であったもの
補助額等	除却工事にかかわる費用と、基準額とを比較していずれか少ない額の 23%(上限 20 万円)
問合せ先	都市計画部　まちづくり指導課　℡　０５５－９３４－４７６２

◎　耐震シェルター設置事業

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築(着工)された木造住宅で、耐震診断の結果、評点 1.0 未満であったもので、65 歳以上の方のみで居住する世帯、または避難行動要支援者名簿に記載されたものを含む世帯
補助額等	シェルターを 1 階に設置する際にかかる費用（床工事等の付帯工事を除く）と、基準額とを比較していずれか少ない額の 2/3（上限 16 万６千円）
問合せ先	都市計画部　まちづくり指導課　℡　０５５－９３４－４７６２

◎　防災ベッド設置事業

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築(着工)された木造住宅で、耐震診断の結果、評点 1.0 未満であったもの
補助額等	ベッドを購入にかかる費用と 16 万６千円とを比較していずれか少ない額
問合せ先	都市計画部　まちづくり指導課　℡　０５５－９３４－４７６２

◎　沼津市ブロック塀等耐震改修事業費補助金

利用の条件	・市内のブロック塀等を撤去及び改善する方で、市内全域で道路等に面するものを対象	
補助額等	診断事業	(避難路等) 1ｍにつき 9600 円を乗じた額と当該事業費とを比較していずれか少ない額の 2/3 以内
	除却事業	(避難路等) 1ｍにつき 2 万円を乗じた額と当該事業費とを比較していずれか少ない額の 2/3 以内（限度額 26 万 6000 円）
		(一般) 1ｍにつき 8900 円を乗じた額と当該事業費とを比較していずれか少ない額の 1/2 以内(限度額 10 万円)
		(津波避難路沿い) 1ｍにつき 3 万 2000 円を乗じた額と当該事業費とを比較していずれか少ない額
	建替え事業	(避難路等) 1ｍにつき 5 万 8400 円を乗じた額と当該事業費とを比較していずれか少ない額の 2/3 以内（限度額 59 万 9000 円）
		(一般) 1ｍにつき 4 万 7300 円を乗じた額と当該事業費とを比較していずれか少ない額の 1/2 以内（限度額 35 万円）
		(津波避難路沿い) 1ｍにつき 7 万 400 円を乗じた額と当該事業費とを比較していずれか少ない額。なお、生垣に改善する場合には、1ｍにつき 5 万 6000 円を乗じた額と当該事業費を比較していずれか少ない額
問合せ先	都市計画部　まちづくり指導課　℡　０５５－９３４－４７６２	

◎　アスベスト含有調査事業

利用の条件	・建築物の壁、柱、天井等の建材への吹き付け材の含有調査費用の一部を補助
補助額等	含有調査にかかる費用と 25 万円とを比較していずれか少ない額
問合せ先	都市計画部　まちづくり指導課　℡　０５５－９３４－４７６２

◎　アスベスト除去等事業

利用の条件	・建築物の壁、柱、天井等の建材への吹き付けられたアスベストの除去等の費用の一部を補助
補助額等	除去等にかかる費用の 2/3 以内の額(上限 120 万円)
問合せ先	都市計画部　まちづくり指導課　℡　０５５－９３４－４７６２

◎　既存住宅耐震診断事業

利用の条件	・昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築(着工)された住宅型建築物(非木造)
補助額等	耐震診断に要する費用と、基準額とを比較していずれか少ない額の 2/3 (高齢者世帯住宅はいずれか少ない額)
問合せ先	都市計画部　まちづくり指導課　℡　０５５－９３４－４７６２

◎　既存建築物耐震診断事業

利用の条件	・昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築(着工)された非住宅型建築物
補助額等	耐震診断に要する費用と、基準額とを比較していずれか少ない額の 2/3
問合せ先	都市計画部　まちづくり指導課　℡　０５５－９３４－４７６２

◎　既存建築物補強計画策定事業

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築(着工)された建築物で、災害時に重要な機能を果たす建築物(医療施設、情報提供施設等)又は災害時に多数に危険が及ぶおそれのある建築物(百貨店、劇場、映画館、ホテル、事務所等)、マンションで、３階建て以上、延べ面積 1000 ㎡以上の建築物
補助額等	補強計画策定に要する費用と市が定める基準額とを比較して少ない額の 2/3
問合せ先	都市計画部　まちづくり指導課　℡　０５５－９３４－４７６２

◎　既存建築物耐震補強助成事業

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築(着工)された建築物で、災害時に重要な機能を果たす建築物(医療施設、情報提供施設等)又は災害時に多数に危険が及ぶおそれのある建築物(百貨店、劇場、映画館、ホテル、事務所等)、マンションで、３階建て以上、延べ面積 1000 ㎡以上の建築物
補助額等	１棟ごとに、当該事業に要する経費の 23%と延べ床面積に１平方メートル当たり５万 1200 円（マンションの場合は５万 200 円）を乗じて得た額の 23%に相当する額とを比較していずれか少ない額
問合せ先	都市計画部　まちづくり指導課　℡　０５５－９３４－４７６２

⑪ 山村地域に定住する方

◎　山村定住資金（リフォーム）

利用の条件	69 ページ掲載の山村定住資金（リフォーム）と同じ

熱海市の制度

②住宅をリフォームしたい方

◎　熱海市住宅店舗リフォーム振興助成事業

利用の条件	・市内に自ら所有する住宅・店舗及び賃借人が行う店舗の改修、改装などの工事をする方 ・対象となる工事は、助成対象工事として決定後着工し、令和６年１月末日までに完了するもの ・施工業者は、市内事業者とする
補助額等	工事費（消費税抜き）の10%（限度額10万円）
申込窓口	熱海商工会議所　℡　０５５７－８１－９２５１
問合せ先	熱海商工会議所　℡　０５５７－８１－９２５１ 観光建設部　観光経済課　産業振興室　℡　０５５７－８６－６２０４

④設備を充実させたい方

◎　熱海市新エネルギー機器設置費補助金

利用の条件	・申請時又は実績報告書を提出する時点で熱海市民である方 ・自ら所有し、居住する住宅に新エネルギー機器を設置する方 ・市税等の滞納がない方
補助額等	太陽光発電システム　　（１件につき８万円） 家庭用蓄電池システム　（１件につき８万円） 家庭用燃料電池システム（１件につき８万円） 太陽熱利用システム　　（１件につき５万円） Ｖ２Ｈ　　（１件につき５万円） ＣＯ２冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート）（１件につき３万円） ＨＥＭＳ　　（１件につき１万円）
問合せ先	市民生活部　協働環境課　生活環境室　℡　０５５７－８６－６２７２

◎　熱海市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス推進事業費補助金

利用の条件	・申請時点で熱海市民である方 ・自ら所有し、かつ居住するため、補助対象住宅を新築または購入する方 ・令和５年４月１日以降、国ZEH補助金または県ZEH補助金の交付申請をし、補助金交付確定通知日の属する年度中に本市補助金の交付申請をする方 ・市税等の滞納がない方
補助額等	１件につき70万円
問合せ先	市民生活部　協働環境課　生活環境室　℡　０５５７－８６－６２７２

◎　生垣助成「みどりを育て守る条例」

利用の条件	・熱海市民 ・樹木を帯状に植栽し、竹、木等の補助材料を用いて樹木相互の組合せをした、高さ１ｍ以上、長さ５ｍ以上のもの
補助額等	経費の1/2（限度額３万円）
問合せ先	観光建設部　公園緑地課　維持管理室　℡　０５５７－８６－６２１８

◎　熱海市合併処理浄化槽設置事業費補助金

利用の条件	・規定する区域において、専用住宅に既設の単独浄化槽又はくみ取り槽を、10人槽以下の合併処理浄化槽に付け替えて設置する方で、熱海市の住民基本台帳に記載されている方で、生活の本拠地として使用する方。（別荘等は対象外）
補助額等	〈単独処理浄化槽〉 ５人槽　　75万2000円 ６～７人槽　83万4000円 ８～10人槽　96万8000円 〈くみ取り槽〉 ５人槽　　72万2000円 ６～７人槽　80万4000円 ８～10人槽　93万8000円 ※金額は限度額
問合せ先	市民生活部　協働環境課　環境センター　℡　０５５７－８２－１１５３

⑥高齢者や障害のある方

◎　介護保険の住宅改修

利用の条件 補助額等	・64ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ
問合せ先	健康福祉部　長寿介護課　介護保険室　℡　０５５７－８６－６２８３

◎　家庭内家具等固定推進事業

利用の条件	・木造住宅に居住している市民に対し、家庭内の家具等を固定する事業
補助額等	全額を熱海市自主防災会連合会が負担
問合せ先	市民生活部　危機管理課　危機管理室　℡　０５５７－８６－６４４３

◎　日常生活用具給付等事業（居宅生活動作補助用具）

利用の条件	・以下のいずれかに該当する65歳未満の方 （１）下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）の方で、身体障害者手帳の交付を受けた障害の程度が３級以上の方（ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害２級以上の方）又は視覚障害２級以上のある方 （２）下肢又は体幹機能に障害がある難病患者等 障害者の移動等を円滑にする用具を購入し、設置に小規模な住宅改修を伴うもの
補助額等	用具の購入費及び改修工事費（限度額50万円　*介護保険法に基づく住宅改修費の給付を受けることができる場合は、30万円）
問合せ先	健康福祉部　社会福祉課　障がい福祉室　℡　０５５７－８６－６３４７

◎　熱海市日常生活用具給付等事業（火災警報器）

利用の条件	・障害等級２級以上で、かつ、火災報知器の感知又は避難が著しく困難な方 ・知的障害児又は知的障害者として判定され、障害の程度が重度又は最重度である方、及び身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害程度が１級又は２級であるものとして記載されている方で、それぞれの火災発生時の感知又は避難が著しく困難な方 ・上記と同程度の障害を有する難病患者等 ・対象用具：室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの
補助額等	限度額１万5000円
問合せ先	健康福祉部　社会福祉課　障がい福祉室　℡　０５５７－８６－６３４７

◎　熱海市日常生活用具給付等事業（自動消火器）

利用の条件	・障害等級２級以上で、かつ、火災報知器の感知又は避難が著しく困難な方 ・知的障害児又は知的障害者として判定され、障害の程度が重度又は最重度である方、及び身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害程度が１級又は２級であるものとして記載されている方で、それぞれの火災発生時の感知又は避難が著しく困難な方 ・火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する難病患者等 ・対象用具：室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を射し、初期火災を消火し得るもの
補助額等	限度額２万8700円
問合せ先	健康福祉部　社会福祉課　障がい福祉室　℡　０５５７－８６－６３４７

◎　熱海市日常生活用具給付等事業（聴覚障害者用屋内信号装置）

利用の条件	・聴覚障害２級以上（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準じる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）の者 ・上記と同程度の障害を有する難病患者等 ・対象用具：音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの
補助額等	限度額８万7400円
問合せ先	健康福祉部　社会福祉課　障がい福祉室　℡　０５５７－８６－６３４７

⑦離職等で住宅にお困りの方

◎　住宅支援給付

利用の条件	・65ページ掲載の住居確保給付金と同じ
問合せ先	健康福祉部　社会福祉課　生活保護室 ℡　０５５７－８６－６３３１、６３３２、６３３３

⑧地震などの災害に備えたい方

◎　わが家の専門家診断事業

利用の条件	・昭和56年５月31日以前に建築された既存木造住宅
補助額等	専門家(静岡県耐震診断補強相談士)による無料の耐震診断を実施
問合せ先	観光建設部　まちづくり課　建築住宅室　℡　０５５７－８６－６４２３

◎　熱海市木造住宅耐震改修助成事業

利用の条件	・昭和56年５月31日以前に建築または建築中であった木造住宅で、耐震補強計画策定・耐震補強工事を一体となって実施する事業 （ただし、耐震診断の結果、耐震評点が1.0未満であったものが、耐震補強工事を行った後、耐震評点が1.0以上かつ0.3以上あがる工事）
補助額等	補助限度額　100万円（一般世帯）　120万円（高齢者等世帯）
問合せ先	観光建設部　まちづくり課　建築住宅室　℡　０５５７－８６－６４２３

◎　熱海市既存建築物耐震性向上事業

利用の条件	・昭和56年５月31日以前に建築された既存建築物の所有者が行う精密診断又は補強計画作成
補助額等	１棟ごとに当該事業に要する経費と別に定める基準額を比較して、いずれか少ない額の2/3以内
問合せ先	観光建設部　まちづくり課　建築住宅室　℡　０５５７－８６－６４２３

◎　熱海市既存建築物耐震補強計画事業

利用の条件	・昭和56年５月31日以前に建築された既存建築物の所有者が行う耐震補強計画の策定
補助額等	１棟ごとに当該事業に要する経費と別に定める基準額を比較して、いずれか少ない額の2/3以内
問合せ先	観光建設部　まちづくり課　建築住宅室　℡　０５５７－８６－６４２３

◎　熱海市ブロック塀等改修促進事業補助金

利用の条件	（１）撤去事業　市内全域 （２）改善事業　市内全域 ※共に地震発生時に倒壊又は転倒する危険性のある道路等に面しているブロック塀
補助額等	（１）撤去事業 ブロック塀等を撤去する経費の額と基準額２万円/ｍに撤去するブロック塀等の長さを乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額とし、１敷地につき10万円を限度とする。 （２）改善事業 ブロック塀等を改善する経費と基準額３万8400円/ｍに改善するブロック塀等の長さを乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の4/5以内の額とし、１敷地につき25万円を限度とする。
問合せ先	観光建設部　まちづくり課　建築住宅室　℡　０５５７－８６－６４２３

◎　熱海市がけ地近接等危険住宅移転事業

利用の条件	・次のいずれかの区域に存する既存不適格住宅又はこれらの区域に存する住宅のうち建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、静岡県県知事又は市長が是正勧告等を行ったもの。 （１）静岡県建築基準条例第３条の規定により指定した災害危険区域 （２）静岡県建築基準条例第10条の規定により建築を制限している区域 （３）土砂法第９条の規定に基づき県知事が指定した土砂災害特別警戒区域
補助額等	建物除去費補助　97万5000円　（除却費用に対する一部補助） 敷地造成費補助　60万8000円　（借入金利子に対する一部補助） 建物建設費補助　465万円　（　〃　） 土地取得費補助　206万円　（　〃　）
問合せ先	観光建設部　まちづくり課　建築住宅室　℡　０５５７－８６－６４２３

三島市の制度

① 住宅を新築・購入したい方

◎　三島市勤労者住宅建設資金利子補給制度　リフォームにも利用可

利用の条件	・市内に自ら居住する住宅を建築（購入を含む）、増改築又は宅地を購入する勤労者の方 ・市町村税を滞納していない方
補助額等	1000 万円以内
利子補給率	年 0.5%利子補給
問合せ先	労働金庫三島支店　℡　０５５－９７３－９１１１

② 住宅をリフォームしたい方

◎　三島市移住・子育てリフォーム事業

利用の条件	・次に掲げる者が発注するリフォーム工事 （１）県外から移住してくる若い夫婦等 （２）子育て世帯の世帯員 ※対象となる工事は、リフォームに要する費用が 10 万円以上のもの
補助額等	補助率 2/10（限度額:20 万円） ※市内施工業者を利用した場合は　補助率 5/100（限度額: ５万円）を上記に上乗せ
問合せ先	計画まちづくり部　三島住まい推進室　℡　０５５－９８３－２７５０

③ 空き家に移住・定住したい方

◎　住むなら三島移住サポート事業

利用の条件	・市内に住宅を取得し、定住をする若い夫婦等 ・転入日の前日において連続する１年以上の期間、三島市の住民基本台帳に登録されていないこと ・県内他市町からの移住の場合は申請者又は配偶者の父母いずれかが市内の住民基本台帳に記録されていること ・転入後引き続き５年以上定住すること
補助額等	（１）県外からの移住　　100 万円 （２）県外からの移住（三島市移住・就業支援補助金の交付決定を受けている場合）　50 万円 （３）県内他市町からの移住　20 万円
問合せ先	計画まちづくり部　三島住まい推進室　℡　０５５－９８３－２７５０

◎　既存住宅診断事業（インスペクション）

利用の条件	・三島市に存する専用住宅 ・売却する予定であること ・宅地建物取引業を営むものと専任媒介契約を締結していること ・住宅診断の結果を三島市中古住宅情報サイトに掲載することに承諾できる方
補助額等	専門家による無料の住宅診断を実施
問合せ先	計画まちづくり部　三島住まい推進室　℡　０５５－９８３－２７５０

④ 設備を充実させたい方

◎　三島市スマートハウス設備導入費補助金

利用の条件	・自ら居住、または居住する予定の市内の住宅に補助対象機器を設置する方 ※設置されている市内の新築の住宅を購入する方を含む ・市町村税を滞納していない方
補助額等	（１）住宅用太陽光発電システム　１万円/kW・上限４万円 ※最大出力の合計が 10ｋＷ未満のもの （２）住宅用太陽熱利用システム　上限２万５千円 （３）家庭用燃料電池システム　上限５万円 （４）家庭用リチウムイオン蓄電池システム　上限５万円 （５）Ｖ２Ｈ充放電システム　上限５万円
問合せ先	環境市民部　環境政策課　℡　０５５－９８３－２６４７

◎　三島市生け垣づくり奨励事業

利用の条件	・生垣の新設や、既設ブロック塀を生垣に替えようとする方 ・市内敷地内（道路に面している場所を含む隣接地との境）に配布後すぐに植栽できる方
補助額等	１ｍ当たり３本以内、生垣の長さおおむね５ｍ以上で 20ｍを限度とし、申込み数量の苗木を交付
問合せ先	計画まちづくり部　みどりと水のまちづくり課 ℡　０５５－９８３－２６４２

◎ 三島市屋上等緑化事業補助金

利用の条件	・屋上緑化事業 市内の建築物の屋上に１㎡以上の緑化区画を設置して緑化を行う方 ※屋根への緑化は対象外 ・壁面緑化事業 市内の建築物の壁面に植物を這わせて緑化を行う方
補助額等	（１）屋上緑化事業 補助対象経費の額と１㎡当たり２万円に緑化面積を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の 1/3 以内（限度額 50 万円） ※補助対象経費は緑化区画の造成、防根設備及びかん水設備の工事費、土壌・植物等の購入費、植栽工事費 （２）壁面緑化事業 補助対象経費の額と１㎡当たり２万円に緑化面積を乗じて得た額と比較して、いずれか少ない額の 1/3 以内（限度額 50 万円） ※補助対象経費はフェンスその他の補助資材の設置費、土壌・植物等の購入費、植栽工事費、土壌改良工事費
問合せ先	計画まちづくり部　みどりと水のまちづくり課 ℡　０５５－９８３－２６４３

◎ 三島市合併処理浄化槽設置事業費補助金

利用の条件	・公共下水道予定処理区域（市長が特に認めるものを除く。）以外の地域において、合併処理浄化槽を新設（自己所有の合併処理浄化槽が設置された住宅に居住している世帯に属する全ての方が市内転居する場合を除く）、又は単独浄化槽から合併処理浄化槽へ設置替えする方 ・住宅用であること
補助額等	（１）５人槽 33.2(41.4)万円、７人槽 41.4(51.6)万円、10 人槽 54.8(68.4)万円 ※()内は単独浄化槽から設置替えの場合 （２）設置替えの流入管きょ及び放流管きょの工事費　上限 30 万円
問合せ先	都市基盤部　生活排水対策室　℡　０５５－９８３－２６６２

◎ 三島市し尿浄化槽廃止に対する補助金

利用の条件	・市税、下水道事業受益者負担金・分担金を滞納していない方 ・下水道供用開始から３年以内に工事が完了すること ・建物が個人（法人を除く）の所有で、事業用でない方
補助額等	浄化槽１か所につき５千円
問合せ先	都市基盤部　下水道課　℡　０５５－９８３－２６６２

◎ 三島市水洗便所改造資金等融資斡旋利子補給金

利用の条件	・下水道供用開始から３年以内に工事が完了すること。 ・個人の住宅であること（法人は不可） ・連帯保証人がいる方 ・市税、下水道事業受益者負担金・分担金を滞納していない方 ・印鑑登録証明を提出できる方
融資限度額	１か所につき 40 万円以内（１人 100 万円以内）
融資利率等	市が利息全額を負担
返済期間	12 回、24 回、30 回
問合せ先	都市基盤部　下水道課　℡　０５５－９８３－２６６２

◎ 三島市公共下水道低地私設汚水ポンプ設置費補助金

利用の条件	・低地で汚水ポンプ施設の設置以外の方法で汚水を排除することが困難な方 ・その建築物について最初に設置するもの ・下水道供用開始から３年以内に工事が完了すること ・市税、下水道事業受益者負担金・分担金を滞納していない方 ・建物の所有者又は占有者が法人以外であること
補助額等	設置費用の 10/10 の額以内で 1000 円未満切り捨て
問合せ先	都市基盤部　下水道課　℡　０５５－９８３－２６６２

◎ 三島市雨水浸透・貯留施設設置費補助金

利用の条件	・市内に居住の用に供する住宅を所有している方又はその占有者で、当該住宅に雨水浸透・貯留施設を設置する方 ※建設予定のものを含む ※占有者の場合は雨水浸透・貯留施設を設置することについて当該住宅の所有者の同意を得た方に限る
補助額等	（１）雨水浸透施設 ア　雨水浸透施設Ａ型（浸透トレンチ管型） 当該工事に要する経費の額又は６万円のいずれか少ない額 イ　雨水浸透施設Ｂ型 当該工事に要する経費の額又は５万円のいずれか少ない額 （２）雨水貯留施設 ア　浄化槽転用型 工事に要する経費の 1/2 以内の金額又は８万円のいずれか少ない額 イ　簡易貯留型 設置に要する経費の 1/2 以内の金額又は５万円のいずれか少ない額
問合せ先	計画まちづくり部　みどりと水のまちづくり課 ℡　０５５－９８３－２６４３

⑤ 子育て世代の方

◎　三島市移住・子育てリフォーム事業（再掲）

利用の条件	・次に掲げる者が発注するリフォーム工事 （１）県外から移住してくる若い夫婦等 （２）子育て世帯の世帯員 対象となる工事は、リフォームに要する費用が 10 万円以上のもの
補助額等	補助率 2/10（限度額:20 万円） ※市内施工業者を利用した場合は　補助率 5/100（限度額: ５万円）を上記に上乗せ
問合せ先	計画まちづくり部　三島住まい推進室　℡　０５５－９８３－２７５０

⑥ 高齢者や障害のある方

◎　介護保険の住宅改修

利用の条件 補助額等	64 ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ
問合せ先	健康推進部　介護保険課　℡　０５５－９８３－２６０７

◎　三島市日常生活用具給付等事業（居宅生活動作補助用具）

利用の条件	・市内に住所を有する在宅の下肢、体幹機能障害等を有する者であって障害等級３級以上の者又は視覚障害２級以上の者 ・対象用具は障害者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの ・所得による給付制限あり ・事前に申請が必要
補助額等	住宅改修費用の９割を補助（限度額 50 万円） ※課税状況によって補助の更なる拡大あり
問合せ先	社会福祉部　障がい福祉課　℡　０５５－９８３－２６１２

◎　三島市日常生活用具給付等事業（火災警報器）

利用の条件	・市内に住所を有する在宅の療育手帳Ａ又は身体障害者手帳２級以上の所持者がいる世帯で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯、又はそれに準じる世帯 ・対象用具は室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの ・所得による給付制限あり ・購入前に申請が必要
補助額等	購入費用の９割を補助（限度額１万 5500 円） ※課税状況によって補助の更なる拡大あり
問合せ先	社会福祉部　障がい福祉課　℡　０５５－９８３－２６１２

◎　三島市日常生活用具給付等事業（自動消火器）

利用の条件	・市内に住所を有する在宅の療育手帳Ａ又は身体障害者手帳２級以上の所持者がいる世帯で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯、またはそれに準じる世帯 ・対象用具は室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの ・所得による給付制限あり ・購入前に申請が必要
補助額等	購入費用の９割を補助（限度額２万 8700 円） ※課税状況によって補助の更なる拡大あり
問合せ先	社会福祉部　障がい福祉課　℡　０５５－９８３－２６１２

◎　三島市日常生活用具給付等事業（聴覚障害者用屋内信号装置）

利用の条件	・市内に住所を有する在宅の身体障害者手帳聴覚障害２級以上の所持者で、日常生活上必要と認められる世帯 ・所得による給付制限あり ・対象用具は音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの ・購入前に申請が必要
補助額等	購入費用の９割を補助（限度額８万 7400 円） ※課税状況によって補助の更なる拡大
問合せ先	社会福祉部　障がい福祉課　℡　０５５－９８３－２６１２

◎　三島市家具転倒防止事業

利用の条件	・市内に居住する世帯で次の（１）～（４）いずれかに該当する世帯 （１）高齢者世帯 ア　満 65 歳以上の者（年度内に満 65 歳に達する者を含む。以下同じ。）のみで構成されている世帯 イ　満 65 歳以上の者及び満 18 歳未満の者（年度内に満 18 歳に達する者を含む。以下同じ。）のみで構成されている世帯 （２）世帯の構成員に次のアからキのいずれかに該当する者を含む世帯 ア　肢体障害１、２級 イ　視覚障害１、２級 ウ　肢体及び視覚の２以上の障害の複合により総合的に１、２級 エ　療育手帳の交付を受けている者 オ　精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 カ　介護保険法に基づく要介護認定又は要支援認定を受けている者 キ　医療費助成制度の支給認定を受けている者 （３）母子世帯のうち満 18 歳未満の者を扶養している世帯 （４）上記（１）～（３）の条件を重複して構成されている世帯
補助額等	タンス、棚、テレビ、冷蔵庫等の家具５品までの固定費用を市が負担 ※ピアノ等の固定に特種な器具を必要とするものを除く。 ※取付け器具の費用は申請者負担
問合せ先	企画戦略部　危機管理課　℡　０５５－９８３－２７５１

⑦ 離職等で住宅にお困りの方

◎　住居確保給付金

利用の条件等	65 ページ掲載の住居確保給付金と同じ
問合せ先	社会福祉部　福祉総務課　　℡　０５５－９８３－２６１３

⑧ 地震などの災害に備えたい方

◎　わが家の専門家診断事業

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築された既存木造住宅
補助額等	専門家(静岡県耐震診断補強相談士)による無料の耐震診断を実施
問合せ先	計画まちづくり部　住宅政策課　℡　０５５－９８３－２６４４

◎　既存建築物耐震診断事業

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築された建築物（木造住宅を除く）
補助額等	耐震診断に要する費用と市の基準額とを比較して少ない額の 2/3 以内 (限度額 200 万円)
問合せ先	計画まちづくり部　住宅政策課　℡　０５５－９８３－２６４４

◎　木造住宅の耐震改修事業（補強計画一体型）

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築(着工)された既存木造住宅の補強計画の策定と耐震補強工事を一体的に行う耐震評点が 1.0 未満のものを 1.0 以上に補強する工事（ただし総合評点が 0.3 以上上がる工事に限る。）
補助額等	100 万円/戸以内 ※65 歳以上の高齢者等のみの世帯又は障害者などとの同居世帯については 120 万円/戸以内 ※在宅避難促進割増の条件(耐震評点 0.7 未満を 1.2 以上となる耐震改修、家具の固定、耐震改修の PR など)を満たす工事を実施する場合は、前述の補助額に 15 万円を上乗せ
問合せ先	計画まちづくり部　住宅政策課　℡　０５５－９８３－２６４４

◎　木造住宅除却助成事業

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築（着工）された既存木造住宅のうち耐震診断の結果、総合評点が 1.0 未満と診断されたもので、地震に対して安全な構造とする旨の勧告等を受けているもの
補助額等	除却に要する費用（限度額 30 万円）
問合せ先	計画まちづくり部　住宅政策課　℡　０５５－９８３－２６４４

◎　ブロック塀等耐震改修促進事業

利用の条件	・市内のブロック塀等を除却及び建替する方で、除却については、市内全域、改善については一部地域を対象とする
補助額等	(１)除却 除却費と、除却するブロック塀等の長さに１ｍ当たり 9000 円をかけた額を比較していずれか少ない額の 2/3 以内(限度額 18 万円) (２)建替 建替費と、建替するブロック塀などの長さに１ｍ当たり４万 7400 円をかけた額を比較して少ない額の 2/3 以内(限度額 43 万円)
問合せ先	計画まちづくり部　住宅政策課　℡　０５５－９８３－２６４４

◎　三島市民間建築物吹付けアスベスト含有調査者派遣事業

利用の条件	・吹付けアスベスト・吹付けロックウールが施工されている建築物
補助額等	建築物石綿含有建材調査者を無料で派遣して含有調査を実施
問合せ先	計画まちづくり部　住宅政策課　℡　０５５－９８３－２６４４

◎　三島市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業

利用の条件	・吹付けアスベスト等の除去・囲い込み・封じ込め等の飛散対策工事
補助額等	吹付けアスベスト除去等工事にかかる事業費の 2/3 (限度額:120 万円/敷地)
問合せ先	計画まちづくり部　住宅政策課　℡　０５５－９８３－２６４４

◎　特定建築物耐震補強助成事業

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築(着工)された建築物 ・災害時に重要な機能を果たす建築物又は災害時に多数の者に危険が及ぶ恐れのある建築物 ・敷地面積が 500 ㎡以上 ・床面積 1000 ㎡以上(幼稚園等は 500 ㎡以上)で原則として地上 3 階以上の耐火又は準耐火建築物 ・特定行政庁の勧告又は耐震改修促進法に基づく指導を受けたもの
補助額等	耐震改修に要する経費（免震工法８万 3800 円/㎡上限、その他工法５万 1200 円/㎡上限）の 23%の 2/3 以内（限度額　1500 万円/棟）
問合せ先	計画まちづくり部　住宅政策課　℡　０５５－９８３－２６４４

◎　がけ地近接等危険住宅移転事業

利用の条件	・次のいずれかの条件にあてはまる住宅 （１）静岡県建築基準条例第３条で指定された災害危険区域内に建っている住宅 （２）静岡県建築基準条例第 10 条に基づく、建築を制限している区域内に建っている住宅で、昭和 29 年３月 31 日以前に建てられたもの （３）県知事が指定した土砂災害特別警戒区域に建っている住宅 （４）上記（１）、（２）、（３）の区域内に建っている住宅で、自然災害により安全上の支障が生じ、建築基準法に基づく是正勧告を受けた住宅
補助額等	（１）建物除去費補助　97 万 5000 円（除却費用に対する一部補助） （２）敷地造成費補助　60 万 8000 円（借入金利子に対する一部補助） （３）建物建設費補助　465 万円　（　〃　） （４）土地取得費補助　206 万円　（　〃　）
問合せ先	計画まちづくり部　住宅政策課　℡　０５５－９８３－２６４４

◎　緊急輸送道路沿道建築物耐震補強助成事業

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築（着工）された建築物 ・緊急輸送道路・避難路沿いに存し、道路閉塞の恐れがある建築物 ・特定行政庁の勧告又は耐震改修促進法に基づく指導を受けたもの
補助額等	耐震改修に要する経費(免震工法８万 3800 円/㎡上限、その他工法５万 1200 円/㎡上限)の 23%の 2/3 以内(限度額　1500 万円/棟)
問合せ先	計画まちづくり部　住宅政策課　℡　０５５－９８３－２６４４

◎　三島市感震ブレーカー設置事業費補助金

利用の条件	・自ら所有し、又は居住する三島市内の住宅に感震ブレーカーを設置する者 ※賃貸住宅にあっては、当該住宅の居住者に限る。 ・三島市内に新築する一戸建ての住宅に設置する者
補助額等	（１）感震ブレーカーの購入及び設置工事に要する経費の 2/3 以内 (限度額２万５千円) （２）新築する住宅に設置する場合　１万円
問合せ先	企画戦略部　危機管理課　℡　０５５－９８３－２７５１

⑨ 災害で被害にあった方

◎　被災者住宅再建支援事業

利用の条件等	66 ページ掲載の被災者住宅再建支援事業と同じ
問合せ先	社会福祉部　福祉総務課　℡　０５５－９８３－２６１０

◎　被災者生活再建支援制度

利用の条件等	67 ページ掲載の被災者生活再建支援制度と同じ
問合せ先	社会福祉部　福祉総務課　℡　０５５－９８３－２６１０

◎　被災者自立生活再建支援事業

利用の条件等	67 ページ掲載の被災者自立生活再建支援事業と同じ
問合せ先	社会福祉部　福祉総務課　℡　０５５－９８３－２６１０

⑩住宅金融支援機構との連携に関する助成制度

◎　フラット 35 地域連携型

利用の条件	・住むなら三島移住サポート事業もしくは三島市移住・子育てリフォーム事業の利用予定者
補助額等	（１）住むなら三島移住サポート事業利用予定者 当初５年間金利を 0.25%引き下げ （２）三島市移住・子育てリフォーム事業利用予定者 当初 10 年間金利を 0.25%引き下げ
問合せ先	計画まちづくり部　三島住まい推進室　℡　０５５－９８３－２７５０

⑫結婚に伴い住居費や転居費用を必要とする方

◎　三島市結婚新生活支援補助金

利用の条件	・令和５年３月１日から令和６年３月 31 日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦及び前年度受給額が補助上限額に満たなかった前年度受給者 ・申請時における直近の夫婦の合計所得金額が 500 万円未満。 ・婚姻日における夫婦の年齢がいずれも 39 歳以下。 ・申請日に夫婦の双方又は一方が、申請の対象としている住宅に住所を有している。※交付対象者認定申請を行う者を除く。 ・申請日において夫婦がいずれも本市の市税を滞納していない。 ・夫婦がいずれも過去に当補助金の交付を受けていない。（前年度受給者のうち、その受給額が、補助上限額に達しなかった者を除く。） ・夫婦がいずれも他の市区町村で婚姻に伴う新生活の経済的負担の軽減を目的とした補助を受けていない。 ・夫婦がいずれも暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でない。
補助額等	申請年度に支払いを行った住居費やリフォーム費、引越費用で１世帯あたり 30 万円（婚姻日における夫婦の年齢がいずれも 29 歳以下の場合は 60 万円）を上限。 ※費用には一部対象外となるものもあり。 ※他の補助金や勤務先からの住宅手当等を受けている場合は、その額を控除。 ※前年度受給者は、上限額から前年度受給額を差し引いた額を限度とする。
問合せ先	企画戦略部　政策企画課　℡　０５５－９８３－２６９８

富士宮市の制度

① 住宅を新築・購入したい方

◎　富士宮市勤労者住宅建設資金利子補給制度

利用の条件	・市内に自ら居住するための新築、増改築あるいは土地建物を購入する勤労者(給与所得者) ・市税等の完納者 ・保証機関の保証を受けられる方 ・住宅の建設床面積は、新築の場合、50 ㎡以上 280 ㎡以下、増改築の場合、工事後の住宅用に供する部分の床面積が 40 ㎡以上 ・土地購入の場合は、宅地面積が 330 ㎡以下で、１年以内に住宅を建てられる方
融資限度額	1000 万円
融資利率等	年 0.3%利子補給（10 年以内）
返済期間	10～40 年
申込窓口	静岡県労働金庫富士宮支店　℡　０５４４－２３－１２３４
問合せ先	産業振興部　商工振興課　℡　０５４４－２２－１１５４

◎　富士宮市富士ヒノキの家・宮クーポン事業

利用の条件	・自己住居のための新築住宅を購入する市民 ・市税等の滞納がないこと ・新築住宅で使用される木材総使用量のうち、富士ヒノキ材を 20%以上使用する計画であること ・施工は、市内又は富士市内に事業所が登記されている法人若しくは、本市に納税申告している個人の住宅関連施工者であること ・申請するときに工事着手前（補助対象が施工されていない状態）であること ・市が行うアンケートに協力できること
申請期限	11 月 30 日までに完了報告書の提出ができること
補助額等	補助金相当額分を『宮クーポン券』で発行します 一般世帯　　：25 万円分 子育て世帯　　：30 万円分 三世代同居世代：35 万円分 ※認証材を使用する計画の場合＋５万円分の加算が適用されます
問合せ先	産業振興部　農業政策課　℡　０５４４－２２－１１５３

② 住宅をリフォームしたい方

◎　富士宮市住宅リフォーム（一般・子育て・三世代同居）宮クーポン事業

利用の条件	・市税の滞納がなく、住宅を所有し、現に居住している人 ・施工は、市内に本社又は本店が登記されている法人若しくは、本市に納税申告している個人の住宅関連施工業者であること ・住宅機能の維持及び向上のために行う 30 万円以上の改築、改装工事であること ・４月１日以後に着工する工事であること ・過去に当該事業を利用した住宅でないこと ※ただし、三世代同居リフォームについては、１回に限り過去にこの事業を利用した住宅も対象 ・富士宮市が行う他の補助等を受けている部分と重複しないこと ・11 月 30 日までに完了報告書が提出できること
補助額等	一　　般：住宅リフォーム工事金額 30 万円以上（税込み）の場合・・・ 10 万円分の宮クーポンを交付 子　育　て：住宅リフォーム工事金額 30 万円以上（税込み）、かつ未就学児童がいる世帯または妊婦がいる世帯のリフォーム・・・ 15 万円分の宮クーポンを交付 三世代同居：住宅リフォーム工事金額 30 万円以上（税込み）、かつ三世代が新たに同居するためのリフォーム・・・ 20 万円分の宮クーポンを交付
問合せ先	産業振興部　商工振興課　℡　０５４４－２２－１２９５

③ 空き家に移住・定住したい方

◎　移住定住奨励金

利用の条件	・夫婦のいずれかが申請時に 40 歳以下の若者世帯 ・世帯員全員が静岡県外から富士宮市に転入した世帯 （転入日の前日まで１年以上静岡県外に居住していたこと） ・市に５年以上定住する ・居住を目的に住宅を取得（新築又は購入）又は移住定住推進団体を介して空家住宅（一戸建てに限る）を賃借する ・世帯員全員が市税を完納している
補助額等	【住宅を取得した場合】 首都圏からの移住 夫婦のいずれかが 29 歳以下の場合　140 万円 夫婦のいずれかが 34 歳以下の場合　120 万円 夫婦のいずれかが 40 歳以下の場合　100 万円 県外からの移住 夫婦のいずれかが 29 歳以下の場合　60 万円 夫婦のいずれかが 34 歳以下の場合　50 万円 夫婦のいずれかが 40 歳以下の場合　40 万円 【移住定住推進団体を介して空家住宅を賃借した場合】 首都圏からの移住 夫婦のいずれかが 29 歳以下の場合　90 万円 夫婦のいずれかが 34 歳以下の場合　70 万円 夫婦のいずれかが 40 歳以下の場合　50 万円 県外からの移住 夫婦のいずれかが 29 歳以下の場合　40 万円 夫婦のいずれかが 34 歳以下の場合　30 万円 夫婦のいずれかが 40 歳以下の場合　20 万円 ✚

	＜加算額＞ ・子ども（中学生以下）１人につき　10 万円（上限 30 万円） ・移住定住推進団体を介して移住した場合　10 万円 ※首都圏･･･東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県の１都３県
問合せ先	企画部　企画戦略課　℡　０５４４－２２－１２１５

◎　移住者首都圏通勤支援助成金

利用の条件	・首都圏からの移住世帯 ・世帯員全員が静岡県外から富士宮市に転入した世帯 （転入日の前日まで１年以上静岡県外に居住していたこと） ・市に５年以上定住する ・居住を目的に住宅を取得（新築又は購入）又は移住定住推進団体を介して空家住宅（一戸建てに限る）を賃借する ・東海道新幹線「新富士駅」から首都圏に通勤し、同駅周辺の駐車場を月極で賃借している ・世帯員全員が市税を完納している ※首都圏･･･東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県の１都３県
補助額等	年度内に支払う駐車場使用料の額（上限 10 万円）
問合せ先	企画部　企画戦略課　℡　０５４４－２２－１２１５

◎　富士宮市空家等除却工事費補助金

利用の条件	・空家等、特定空家等又は不良空家の除却工事を行う者であって、所有権等の権利を有するもの又は当該権利を有する者の同意を得たもの ・空家等の除却工事にあっては、除却後の跡地を地域活性化のために利用するもの
補助額等	除却工事費と基準額を比較し、いずれか少ない額の 4/5 以内（限度額 50 万円）
問合せ先	都市整備部　建築住宅課　℡　０５４４－２２－１１６３

④ 設備を充実させたい方

◎　創エネ・蓄エネ機器設置費等補助事業

利用の条件	・市内に自ら居住する住宅又は居住する予定の住宅に機器を設置する方（ただし建売の場合は、機器が設置された住宅を新たに購入する方） ・設置する機器は、未使用品で自作品でないもの ・市税の滞納がない方 ・機器の設置に関して市の他の補助金等の交付を受けない人 ・設置前に申請を行い、令和６年３月 11 日までに実績報告書を提出できること ※その他詳細等については、市 HP にてご確認ください。
補助額等	住宅用太陽光発電システム（１ｋW当たり２万円） 家庭用燃料電池（エネファーム）（限度額 10 万円） リース契約等の場合（限度額５万円） 家庭用ガスコージュネレーションシステム（エコウィル）（限度額 10 万円） 定置用リチウムイオン蓄電池（限度額 10 万円） リース契約等の場合（限度額５万円） ビークル・トゥ・ホームシステム（限度額５万円） クリーンエネルギー自動車（限度額５万円） ＨＥＭＳ（限度額１万円） 受付期間：令和５年４月３日～令和６年１月 31 日 （ただし、予算額に達し次第終了） ※その他詳細等については、市 HP にてご確認ください。
問合せ先	環境部　環境企画課　℡　０５４４－２２－１１３１

◎　富士宮市浄化槽設置整備事業

利用の条件	・市内の公共下水道認可区域以外または上長貫農業集落排水処理施設の処理区域以外の区域、若しくは公共下水道認可区域であって一定期間下水道の整備が見込まれない区域（詳細は下水道課にて）において、処理対象人員10 人以下の生活の本拠とする住宅に設置する者
補助額等	新設（住宅の新築など建築確認を伴うもの）、合併浄化槽の入れ替え ５人槽 33 万 2000 円、６人槽～７人槽 41 万 4000 円 ８人槽～10 人槽 54 万 8000 円 設置替え（建築確認を伴わないもの） 既設の単独処理浄化槽及び汲み取りから合併浄化槽に切り替えて設置する場合 ５人槽 60 万円、６人槽～７人槽 69 万 5000 円 ８人槽～10 人槽 91 万 6000 円
問合せ先	水道部　下水道課　℡　０５４４－２２－１１７３

⑥ 高齢者や障害のある方

◎　介護保険の住宅改修

利用の条件 補助額等	64 ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ
問合せ先	保健福祉部　高齢介護支援課　℡　０５４４－２２－１１４１

◎　日常生活用具給付等事業

利用の条件	・下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）の方で、身体障害者手帳の交付を受けた障害の程度が３級以上の方(特殊便器への取替えは、上肢２級以上の方)、視覚障害２級以上の方又は同程度の障がいを有する難病患者等 ・障害者の移動等を円滑にする用具を購入し、設置に小規模な住宅改修を伴うもの
補助額等	用具の購入費及び改修工事費（限度額　20 万円）
問合せ先	保健福祉部　障がい療育支援課　℡　０５４４－２２－１１４５

◎　富士宮市家具固定事業

利用の条件	・事業の対象世帯は、市内に在住し経済的に家具固定を依頼することのできない世帯であって、次の各号のいずれかに該当する世帯 ・65 歳以上の高齢者の世帯（一人暮らし含む） ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている障がい者の世帯 ・その他前各号のいずれかに準ずる世帯で当連絡会が必要であると認めた世帯
補助額等	１世帯３棹（電化製品は対象外）
問合せ先	富士宮市社会福祉協議会事務局　℡　０５４４－２２－００５４

⑦ 離職等で住宅にお困りの方

◎　住居確保給付金

利用の条件	65 ページ掲載の住居確保給付金と同じ
問合せ先	保健福祉部　福祉総合相談課　℡　０５４４－２２－１５６１

⑧ 地震などの災害に備えたい方

◎　わが家の専門家診断事業

利用の条件	昭和 56 年５月 31 日以前に建築(着工)された既存木造住宅
補助額等	専門家(静岡県耐震診断補強相談士)による無料の耐震診断を実施
問合せ先	都市整備部　建築住宅課　℡　０５４４－２２－１２２９

◎　富士宮市非木造住宅及び建築物の耐震診断事業

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築(着工)された非木造住宅及び住宅以外の建築物の所有者が行う耐震診断
補助額等	１棟ごとに、事業に要する経費と市が定める基準額とを比較し、いずれか少ない額の 2/3 以内(限度額 240 万円)
問合せ先	都市整備部　建築住宅課　℡　０５４４－２２－１２２９

◎　富士宮市木造住宅の耐震改修事業（補強計画一体型）

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築(着工)された木造住宅で、耐震診断の結果、耐震評点が 1.0 未満であるものに補強計画を策定する事業及び耐震評点が、耐震補強工事を行った後に、0.3 ポイント以上向上して 1.0 以上となる耐震補強工事
補助額等	１戸ごとに工事に要する経費の 4/5 と 100 万円を比較し、いずれか少ない額 (割増補助額) 高齢者等居住住宅に該当する場合は、20 万円を限度として加算 在宅避難促進割増の条件に該当する場合は、15 万円を限度として加算
問合せ先	都市整備部　建築住宅課　℡　０５４４－２２－１２２９

◎　富士宮市木造住宅の建替え・除却事業

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築(着工)された木造住宅で、耐震診断の結果、耐震評点が 1.0 未満であるものの建替工事又は除却工事
補助額等	１戸ごとに事業に要する経費の 23/100(限度額 30 万円)
問合せ先	都市整備部　建築住宅課　℡　０５４４－２２－１２２９

◎　富士宮市ブロック塀等の安全確保事業（避難路沿道等）

利用の条件	・道路、避難路又は避難地に面するブロック塀の倒壊、転倒による災害を防止するために所有者が行う当該ブロック塀等の撤去、改善で、当該ブロック塀等の道路､避難路又は避難地に面する高さが原則として 80 ㎝以上あるこ(ブロック塀等の造り替えは対象外)
補助額等	【除却事業】 道路又は避難路沿い ブロック塀等の除却に要する経費と、塀等の長さに１ｍにつき９千 200 円を乗じた額を比較していずれか少ない額の 3/4 以内(限度額 20 万円) 緊急輸送路又は避難地沿い ブロック塀等の除却に要する経費と、塀等の長さに１ｍにつき９千 200 円を乗じた額を比較していずれか少ない額の 9/10 以内(限度額 30 万円) 【建替え事業(除却＋設置)】 避難路又は避難地沿い ○除却 ブロック塀等の撤去に要する経費と、塀等の長さに１ｍにつき９千 200 円を乗じた額を比較していずれか少ない額の 3/4 以内(限度額 20 万円) ○フェンス等設置 フェンス等の設置に要する経費と、フェンス等の長さに１ｍにつき３万 8400 円を乗じた額を比較していずれか少ない額の 1/3 以内(限度額 16.6 万円) ○生垣設置 生垣の設置に要する経費と､生垣の長さに１ｍにつき３万 8400 円を乗じた額を比較していずれか少ない額の 2/3 以内(限度額 33.3 万円)
問合せ先	都市整備部　建築住宅課　℡　０５４４－２２－１２２９

◎　富士宮市生垣設置事業費

利用の条件	・道路に沿って新たに生垣を設置する事業
補助額等	事業に要する経費と､生垣の長さに１ｍにつき３万 8400 円を乗じた額を比較していずれか少ない額の 2/3 以内(限度額 16.6 万円)
問合せ先	都市整備部　建築住宅課　℡　０５４４－２２－１２２９

◎　富士宮市生垣づくり事業

利用の条件	・住宅用地の周囲で公園及び避難地に沿って新たに生垣を設置する事業
補助額等	事業に要する経費と､生垣の長さに１ｍにつき３万 8400 円を乗じた額を比較していずれか少ない額の 1/2 以内(限度額 10 万円)
問合せ先	都市整備部　建築住宅課　℡　０５４４－２２－１２２９

◎　富士宮市耐震シェルター整備事業

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築(着工)された既存木造住宅で、耐震診断の結果、住宅の耐震評点が 1.0 未満であること ・高齢者のみ又は避難行動要支援者名簿に記載された方が居住している木造住宅
補助額等	本体及び設置工事に要する経費の 2/3 以内（限度額 20 万円）
問合せ先	都市整備部　建築住宅課　℡　０５４４－２２－１２２９

◎　富士宮市民間建築物吹付けアスベスト対策事業

利用の条件	【含有調査】 ・施工されている吹付け建材について行うアスベストの含有の有無に係る調査 【除去等】 ・建築物の吹付けアスベストの除去、封じ込め、囲い込み又は吹付けアスベストが施工されている建築物の除去
補助額等	【含有調査】 アスベスト含有調査に係るにかかる事業費の 10/10 以内 （限度額　25 万円/棟） 【除去等】 アスベスト除去等にかかる事業費の 2/3 以内（限度額 60 万円/敷地）
問合せ先	都市整備部　建築住宅課　℡　０５４４－２２－１２２９

◎　富士宮市がけ地近接危険住宅移転事業

利用の条件	・次のいずれかの区域に存する既存不適格住宅又はこれらの区域に存する住宅のうち、建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、市長が是正勧告を行ったもの。 （１）静岡県建築基準条例第３条の規定により県知事が指定した災害危険区域 （２）静岡県建築基準条例第 10 条の規定により建築を制限している区域 （３）土砂災害防止法第９条の規定に基づき県知事が指定した土砂災害特別警戒区域
補助額等	建物除去費補助　97 万 5000 円（除却費用に対する一部補助） 敷地造成費補助　60 万 8000 円（借入金利子に対する一部補助） 建物建設費補助　465 万円　（　〃　） 土地取得費補助　206 万円　（　〃　）
問合せ先	都市整備部　建築住宅課　℡　０５４４－２２－１２２９

⑪ 山村地域に定住する方

◎　山村定住資金（リフォーム）

利用の条件	69 ページ掲載の山村定住資金（リフォーム）と同じ

⑫ 結婚に伴い住居費や転居費用を必要とする方

◎　富士宮市結婚新生活支援補助金

利用の条件	・申請の日の属する年度の前年度の１月１日以後に婚姻届を受理された、夫婦ともに婚姻日における年齢が 39 歳以下かつ夫婦の前年の所得の合計額が 500 万円未満の世帯。 ・夫婦がいずれも補助金の交付を受けた日から１年を超えて市内に定住する意思があること。 ・夫婦が他の同種の補助を受けていないこと。 ※その他、申請にあたっては諸条件があります。
補助対象	婚姻に伴う住宅取得費用または住宅改修費用、住宅賃借費用、引越費用。（新規の住宅購入費、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕・増築・改築等の費用のうち工事業者に支払った費用、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料、引越業者又は運送業者に支払った費用）
補助額等	（１）婚姻日における年齢がいずれも 29 歳以下の世帯：上限 60 万円 （２）上記以外の世帯：上限 30 万円
問合せ先	企画部　企画戦略課　℡　０５４４－２２－１２１５

伊東市の制度

① 住宅を新築・購入したい方

◎　伊東市勤労者住宅建設資金貸付制度　リフォームにも利用可

利用の条件	・市内に自ら居住する住宅を新築、増改築、購入、宅地購入する勤労者の方 ・市税等の完納者 ・住宅の床面積 30～280 ㎡ ・宅地購入の場合は宅地面積 330 ㎡以下で５年以内に住宅を建設 ・勤労者在来軸組木造住宅建設資金貸付制度との併用は不可
融資限度額	1000 万円
融資利率等	1.20％(当初 10 年間、11 年目以降は労金の金利)
返済期間	最長 40 年
申込窓口	労働金庫伊東支店　℡　０５５７－３７－６１３５
問合せ先	労働金庫伊東支店　℡　０５５７－３７－６１３５ 産業課　℡　０５５７－３２－１７３４

◎　伊東市勤労者在来軸組木造住宅建設資金貸付制度

利用の条件	・市内に自ら居住する木造住宅を、地元建設業者に発注及び施工依頼して、新築又は増改築する勤労者の方 ・市税等の完納者 ・住宅の床面積 30～280 ㎡ ・勤労者住宅建設資金貸付制度との併用は不可
融資限度額	1000 万円
融資利率等	1.00％（当初 10 年間、11 年目以降は労金の金利）
返済期間	最長 40 年
申込窓口	労働金庫伊東支店　℡　０５５７－３７－６１３５
問合せ先	労働金庫伊東支店　℡　０５５７－３７－６１３５ 産業課　℡　０５５７－３２－１７３４

◎　伊東市木造住宅建替助成事業

利用の条件	・現在居住する住宅(昭和 56 年５月 31 日以前に建築したもの)を解体し、同一敷地等に木造軸組住宅を新築し、その住宅に居住すること ・新築工事額(解体を除いた工事額)が、500 万円以上(消費税抜)で、助成対象工事として決定を受けた後、指定期限内に完了する工事 ・助成の対象となる新築住宅の所有者で市税等完納者 ・施工業者は、市内に本社又は本店が登記されている法人、及び本市に納税申告している個人事業者で、３年以上の営業実績をもち、市税等を完納している業者
補助額等	工事額(消費税抜)が、700 万円以上の場合は 70 万円を助成 工事費(消費税抜)が、500 万円以上 700 万円未満の場合は、工事費(消費税抜)の 10％を助成(千円未満切捨て)
問合せ先	伊東商工会議所　℡　０５５７－３７－２５００
	伊東商工会議所　℡　０５５７－３７－２５００ 産業課　℡　０５５７－３２－１７３４

② 住宅をリフォームしたい方

◎　伊東市住宅リフォーム振興助成金

利用の条件	・伊東市民で、現に市内に居住している方 ・リフォームする住宅の所有者の方で市税等完納者 ・対象となる工事は、リフォーム工事費が 10 万円以上（消費税抜）で助成対象工事として認定を受けた後に着工し、指定期限内に完了する工事 ・施工業者は、市内に本社又は本店が登記されている法人及び本市に納税申告している個人事業者で、市税等を完納している業者
補助額等	工事費(消費税抜)が、100 万円以上の場合は 10 万円を助成 工事費(消費税抜)が、10 万円以上 100 万円未満の場合は、工事費(消費税抜)の 10%を助成(千円未満切捨て) ※令和２年度以前にこの助成を受けられた方については、再度助成を受けることができます。 ※対象となる工事については、市等で実施している他の住宅助成と併せて助成を受けることはできません。ただし、伊東市木造住宅耐震補強助成事業を併せて計画する場合は、耐震補強部分とリフォーム部分とに分けて助成を受けることができます。この場合、住宅リフォーム助成事業に係る助成率を 20%、助成上限額 20 万円とする優遇措置を受けることができます。
申込窓口	伊東商工会議所　℡　０５５７－３７－２５００
問合せ先	伊東商工会議所　℡　０５５７－３７－２５００ 産業課　℡　０５５７－３２－１７３４

③ 空き家に移住・定住したい方

◎　伊東市移住者住宅貸付金利子補給金制度

利用の条件	・住宅ローンを借り入れ、住宅を購入し、当該物件を住所地として伊東市へ移住した方 ・補給金の申請日において、45 歳未満かつ移住後３年以内の方 ・補給金交付要綱に基づく補給金の交付を受けたことがない者 ・伊東市暴力団排除条例(平成 24 年伊東市条例第 19 号)第２条第３号に規定する暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと ・本市又は本市に転入する直前に住所を有していた市区町村において、直近１か年度の市区町村税を滞納していない者 ・国、県その他地方公共団体等から住宅資金の借入れに係る補給金の給付を受けていない者 ※申請期限は融資実行日から３か月以内 ※対象となる住宅ローン(金融機関)に指定がありますので、事前に申込窓口にお問い合わせください。
補助額等	補給対象経費の２分の１以内とし、１年度につき 10 万円を上限 補給金は通算して５年間(60 月分)を限度とし、通算 50 万円を上限
申込窓口	企画課　℡　０５５７－３２－１０６２
問合せ先	企画課　℡　０５５７－３２－１０６２

◎　伊東市移住定住促進空き家改修支援事業補助金

利用の条件	・宅地建物取引業法第２条に規定する宅地建物取引業者で、空き家を自ら改修する法人又は個人事業主であり、補助金の申請時において、３年以上継続して事業を行っている事業者 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第２条第１項及び第６項から第 11 項までに規定する営業又は公序良俗に反する営業でないこと ・伊東市暴力団排除条例(平成 24 年伊東市条例第 19 号)第２条第３号に規定する暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと ・市税等を滞納していないこと(その代表者個人のものを含む。) ・補助金の交付の対象となる事業は、居住実態がなく、所有者に貸し出す意向があるが、借り手がいない一軒家若しくは集合住宅を改修する事業であって、改修に要する経費の総額が 100 万円以上であること ・本市への移住者を対象に賃貸する予定であり、居住の用に供する箇所の改修であること
補助額等	10 万円 ※改修した物件に移住者（本市に住民登録を行う者）が入居し、３か月以上が経過した場合、補助金申請者に対し、報償費として 20 万円を支給する。（申請の期限は移住者入居後１年以内）
申込窓口	企画課　℡　０５５７－３２－１０６２
問合せ先	企画課　℡　０５５７－３２－１０６２

④ 設備を充実させたい方

◎　伊東市家庭用新エネルギー及び省エネルギー機器導入支援事業費補助金

利用の条件	・申請する年度に設置等の契約を締結し、当該年度において着工及び完了する方 ・住宅に新エネルギー又は省エネルギー機器を設置又は自家用電気自動車を新規購入する方、補助対象機器が設置されている建て売り住宅を購入する方 ・本市の住民基本台帳に登録のある方（完了報告書提出時までに住民登録される方含む。） ・補助事業を行う所有者又は同一世帯員 ・以前に同一の種類の補助対象機器に対する市の補助金又は交付金等の交付を受けていない方 ・市税等を滞納していない方
補助額等	太陽光発電システム（４万円） 家庭用燃料電池システム（エネファーム）（４万円） リチウムイオン蓄電池システム（５万円） 家庭用エネルギー管理システム（ＨＥＭＳ）（１万円） 電気自動車（５万円）
問合せ先	環境課　℡　０５５７－３２－１３７４

◎　伊東市浄化槽設置費補助金

利用の条件	・規定する区域において、次の工事をする方で、伊東市の住民基本台帳に記載されている方 （１）みなし浄化槽（単独）を 10 人槽以下の浄化槽に切替設置 （２）みなし浄化槽（単独）を浄化槽に切替設置する際の宅内配管工事 ※ただし、利用される方の状況により、補助対象とならない場合があります。詳細は下記にお問い合わせください。
補助額等	（１）41 万 4000 円～68 万 4000 円（下水道事業計画区域外） 25 万円～40 万円（下水道事業計画区域内） （２）10 万円（下水道事業計画区域外） 10 万円（下水道事業計画区域内）
問合せ先	下水道課　℡　０５５７－３２－１８２１

◎　伊東市水洗便所改造等資金助成（貸付金）

利用の条件	・くみ取り便所を水洗便所に改造し、又は、既設のし尿浄化槽を撤去して公共下水道に接続する方 ・下水道受益者負担金、市税等の滞納をしていない方 ・当市内に住所を有し独立の生計を営む連帯保証人がいる方
融資限度額	くみ取り便所を水洗便所に改造する場合　50 万円 既設のし尿浄化槽を撤去する場合　40 万円
融資利率等	供用開始３年以内　無利子 供用開始３年を超える場合　１％
返済期間	返済方法は、貸付けの翌月から毎月元利均等償還 返済期間　50 回以内
問合せ先	下水道課　℡　０５５７－３２－１８２１

⑥ 高齢者や障がいのある方

◎　介護保険の住宅改修

利用の条件	64 ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ
補助額等	原則として対象経費の 9/10（限度額 18 万円） ただし、一定以上の所得のある人は対象経費の 8/10（限度額 16 万円） 特に所得が高い人は対象経費の 7/10（限度額 14 万円）
問合せ先	高齢者福祉課　℡　０５５７－３２－１５６３

◎　日常生活用具給付等事業

利用の条件	・下肢、体幹、視覚又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）により身体障害者手帳の交付を受けた障害の程度が３級以上の方（視覚障害は２級以上の方） ・難病により下肢又は体幹機能に障がいがあり、継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受けている方
補助額等	用具の購入費及び改修工事費（限度額 20 万円）
問合せ先	社会福祉課　℡　０５５７－３２－１５３３

⑦ 離職等で住宅にお困りの方

◎　住居確保給付金

利用の条件	65 ページ掲載の住居確保給付金と同じ
問合せ先	伊東市福祉事務所　℡　０５５７－３２－１５３６

⑧ 地震などの災害に備えたい方

◎　わが家の専門家診断事業

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築された既存木造住宅
補助額等	専門家（静岡県耐震診断補強相談士）による無料の耐震診断を実施
問合せ先	建築住宅課　℡　０５５７－３２－１７６３

◎　伊東市既存建築物耐震性向上事業

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築及び工事中であった木造住宅以外の既存建築物の所有者等が行う耐震診断
補助額等	１棟ごとに当該事業に要する経費と別に定める基準額を比較して、いずれか少ない額の 2/3 以内（限度額 200 万円）
問合せ先	建築住宅課　℡　０５５７－３２－１７６３

◎　伊東市木造住宅耐震改修助成事業（補強工事）

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築及び工事中であった既存木造住宅で、評点が 1.0 未満のものを 1.0 以上とし、かつ 0.3 以上あがる補強計画作成と補強工事
補助額等	１棟ごとに、当該事業に要する補強工事費（補強計画作成費を除く。）と 100 万円（65 歳以上の者のみが居住する住宅等にあっては 120 万円）を比較し、いずれか少ない額 ※以下の（１）から（４）のすべての条件を満たすものは、在宅避難促進割増として、15 万円を加算する。 （１）耐震診断の結果、倒壊の危険性の高い住宅であること（耐震評点が 0.7 未満） （２）耐震改修により、地震後も自宅での生活継続を可能とする耐震性を確保する住宅であること（補強の結果 耐震評点が 1.2 以上） （３）家具の固定を行う住宅であること （４）耐震改修のＰＲを行う住宅であること
問合せ先	建築住宅課　℡　０５５７－３２－１７６３

◎　伊東市木造住宅耐震改修助成事業（除却工事）

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築及び工事中であった既存木造住宅で、評点が 1.0 未満のものの除却工事
補助額等	１棟ごとに、当該事業に要する除却工事費の 23%と 83 万 8000 円を比較し、いずれか少ない額
問合せ先	建築住宅課　℡　０５５７－３２－１７６３

◎　伊東市ブロック塀等除去改良事業

利用の条件	・市内に居住する方及び土地を所有する方 ・公衆の用に供されている道路に接するもの
補助額等	除去　工事費と塀の長さ１ｍにつき 9000 円を乗じて得た額を比較して、いずれか少ない額の 1/2 以内(限度額 10 万円) 改善　工事費と塀の長さ１ｍにつき３万 8400 円を乗じて得た額を比較して、いずれか少ない額の 1/2 以内(限度額 16 万円)
問合せ先	建築住宅課　℡　０５５７－３２－１７６３

◎　伊東市がけ地近接危険住宅移転事業

利用の条件	次のいずれかの条件にあてはまる住宅 （１）静岡県建築基準条例第３条で指定された災害危険区域内に建っている住宅 （２）静岡県建築基準条例第 10 条に基づく、建築を制限している区域内に建っている住宅で、昭和 29 年３月 31 日以前に建てられたもの （３）県知事が指定した土砂災害特別警戒区域に建っている住宅 （４）上記（１）、（２）、（３）の区域内に建っている住宅で、自然災害により安全上の支障が生じ、建築基準法に基づく是正勧告を受けた住宅
補助額等	建物除去費補助　97 万 5000 円（除却費用に対する一部補助） 敷地造成費補助　60 万 8000 円（借入金利子に対する一部補助） 建物建設費補助　465 万円　（　〃　） 土地取得費補助　206 万円　（　〃　）
問合せ先	建築住宅課　℡　０５５７－３２－１７６３

富士市の制度

① 住宅を新築・購入したい方

◎　富士市市民ゼロカーボンチャレンジ補助金（『ZEH』の導入）

利用の条件	・市内に自ら居住する予定の新築一戸建て住宅（建売住宅・二世帯住宅を含む）であること。 ・ＢＥＬＳ における『ZEH』の評価書を提出できること（Nearly ZEH は対象外）。 ・市税を完納していること。 ・クールチョイスに賛同し、クールチョイス 22 に取組むこと。
補助額等	（１）市内に本社がある事業者が施工したもの…10 万円 （２）それ以外のもの … ５万円
申込方法	事業着工前に、富士市役所環境総務課あてに、必要書類を郵送または持参。
申込受付期間	【第１期】令和５年４月１日～令和５年６月 30 日 【第２期】令和５年７月１日～令和５年９月 29 日
問合せ先	環境部　環境総務課　℡　０５４５－５５－２９０２

◎　富士地域材使用住宅取得費補助金

利用の条件	・自ら居住するために、富士市内で木造住宅を取得（新築、増築、建売住宅の購入）すること。 ・木材総使用量のうち 34％以上が富士市内又は富士宮市内で生産された「富士地域材」であること。 ・使用する「富士地域材」は、全て「しずおか優良木材認証製品」であり、富士市内で製材業を営む者が製材したものであること。 ・富士市内に事業所を有する建築士、大工、工務店などによって建築されたものであること。 ・住居部分の延べ床面積が、80 ㎡以上であること。 ・市税を完納していること。
補助額等	補助額　　１棟あたり 30 万円 （他の住宅助成制度との併用は可能です。）
申込方法	上棟予定日の１ヵ月前までに、富士市地域材利用推進協議会に必要書類を持参または郵送。
問合せ先	富士市地域材利用推進協議会（富士市森林組合内） ℡　０５４５－３５－５３３９ 産業交流部　林政課　℡　０５４５－５５－２７８３

◎　富士市勤労者住宅建設資金利子補給制度

利用の条件	・自己の住宅を富士市内に新築、増改築、購入、宅地購入する勤労者 ・市税等を完納している勤労者 ・住宅の総床面積：新築 50～280 ㎡、増改築 40 ㎡以上(増改築後) ・宅地購入 330 ㎡以下で５年以内に住宅を建設できる方
対象限度額	1000 万円
利子補給率等	利子補給率 0.30％（10 年以内） 対象商品：〈ろうきん〉住宅ローン ○変動金利型 ○固定金利特約型 ○全期間固定金利型 ○無担保住宅ローン「２５(えがお)」 ※但し、償還期間は 10～40 年に限る
返済期間	10～40 年
申込窓口	ろうきん富士ローンセンター(静岡県労働金庫富士支店２階) ℡　０５４５－５２－８３３３
問合せ先	産業交流部　商業労政課　℡　０５４５－５５－２７７８

② 住宅をリフォームしたい方

◎　富士市在宅テレワーク対応リフォーム支援補助金

利用の条件	・本人又は同居の家族が自宅でテレワークを行うためにリフォーム工事を行う方 ・週１日以上の頻度で継続的に在宅テレワークを行う方 ・市税を完納している方 ・既存住宅（戸建て住宅、併用住宅、共同住宅）であること。 ただし、賃貸の場合は所有者の承諾を得ること。
補助額等	(１)在宅テレワークに対応するための工事費の２分の１【必須】 〈具体例〉間取りの変更、造り付け家具設置、インターネットや設備の配線（宅内に限る）等 (２)在宅テレワークを円滑に行うための工事費の３分の１ 〈具体例〉玄関手洗いの設置、玄関収納の設置、インターフォンの設置、固定式宅配ボックスの設置、花壇の設置、サンルームの設置、ウッドデッキの設置、運動コーナーの設置 ただし、(２)の工事費は、(１)の工事費を上限とする。 補助金額は①＋②(上限 50 万円)
申込方法	工事の着手前に、富士市住宅政策課宛に必要書類を郵送または持参。
問合せ先	都市整備部　住宅政策課　℡　０５４５－５５－２８１４

◎　富士市市民ゼロカーボンチャレンジ補助金（断熱窓の導入）

利用の条件	・市内の自ら居住する既存の住宅の窓について、住宅の居室及び非居室いずれも１室以上、一定の要件を満たした窓(断熱窓)に改修する事業を行うこと ・市税を完納していること ・クールチョイスに賛同し、クールチョイス２２に取り組むこと
補助額等	改修した窓の数に応じた補助金額、または改修に要した費用の額のいずれか低い額。(上限５万円、千円未満切捨て) (１)窓１か所あたり１万円 (２)国、県等の同趣旨の補助金との併用可能。(市の補助併用は不可)
申込方法	事業着工前に、富士市役所環境総務課あてに、必要書類を郵送または持参。
問合せ先	環境部　環境総務課　℡　０５４５－５５－２９０２

③ 空き家に移住・定住したい方

◎　富士市空き家リフォーム支援補助金交付制度

利用の条件	・富士市空き家バンクに登録されている空き家であること。 ・富士市空き家バンクに登録されている空き家の賃貸人、賃借人、売却者、購入者であること。 ※いずれも契約済み（賃貸借契約又は売買契約）であることが条件 ・災害危険区域等、災害リスクの高い区域を除く市内全域にある空き家であること。(市街化調整区域にあっては立地基準など適合する者に限る) ・水道・ガス・電気設備の改修工事、台所・トイレ・風呂の改修工事、内装・外装・屋根の改修工事のいずれかを行うこと。 ※ＤＩＹの場合は材料費 ・家財の処分費用
補助額等	(１)基本額　工事費等の 1/2　上限 80 万円 (２)加算額(市外から転入の者)20 万円、(仲介手数料) 5 万円 補助金額は(１)＋(２)(上限 100 万円)
問合せ先	都市整備部　住宅政策課　℡　０５４５－５５－２８１４

◎　富士市空き家利活用支援補助金交付制度

利用の条件	・個人、団体(町内会、NPO 等)、企業等が行う、空き家を住宅以外に利活用するための改修工事等であること。 ・地域の活性化を目的とした以下のいずれかの施設とするための改修工事等であること。 (１)地域活性化施設(地域交流、子育て・健康福祉支援、文化交流等) (２)地域活性化提案施設　上記以外で市が認めたもの ・概ね１年以上空き家である一戸建て住宅であること。 ・工事完了後、５年間事業を継続すること。 ・事業内容について、事前相談を必ず行うこと。
補助額等	工事費の 2/3（(２) の場合は 1/2)　　上限 100 万円
問合せ先	都市整備部　住宅政策課　℡　０５４５－５５－２８１４

④ 設備を充実させたい方

◎　富士市市民ゼロカーボンチャレンジ補助金（第三者所有モデルによる太陽光発電設備の導入）

利用の条件	・市内住宅へ太陽光発電システムの第三者所有モデルサービスを提供する事業を実施するもので、事前に市へ登録をした企業グループであること。 ・電力使用契約（第三者所有モデルサービス提供に関する契約）を締結した住宅所有者へ導入支援金を交付した事業者であること。 ※本制度は市民の方に直接補助金を交付するものではありません。太陽光発電システムの第三者所有モデルサービスを提供する企業グループの事業を補助するものです。 【第三者所有モデルサービスとは】 太陽光発電システムを設置する際に、自らが設置・所有するのではなく、専門業者（第三者）が設置・所有するサービスモデル。専門業者が所有することで、「初期費用を抑えて設備導入できる」、「契約期間中の維持管理は専門業者が負担する」等のメリットがあります。（契約期間中、自家消費した分の電気料金等を支払う必要有。） 【太陽光発電設備の導入を検討される方へ】 補助金交付を受けた企業グループでは、電力使用契約を締結した方へのキャッシュバックキャンペーン（導入支援金の交付）を実施します。詳しくは富士市公式 HP をご覧ください。
補助額等	上限３万円（登録企業グループによって異なります。）
問合せ先	環境部　環境総務課　℡　０５４５－５５－２９０２

◎　富士市市民ゼロカーボンチャレンジ補助金（蓄エネルギー設備の導入）

利用の条件	・市内の自ら居住する住宅（居住予定含む）において太陽光発電の電力を活用するために、次のいずれかの設備を導入すること （１）家庭用蓄電池：発電した電力を蓄電池に充電し、住宅内部で使用できるもの （２）ビークル・トゥ・ホーム（V2H）対応型充電設備：発電した電力を電気自動車の蓄電池に充電し、住宅内部で使用できるもの ・市税を完納していること ・クールチョイスに賛同し、クールチョイス 22 に取り組むこと ※上記（１）（２）対象機器の詳細はお問合せください。
補助額等	５万円 （国等の補助金と併用できますが、市の同趣旨の補助金との併用はできません。）
申込方法	事業着工前に、富士市役所環境総務課あてに、必要書類を郵送または持参。
問合せ先	環境部　環境総務課　℡　０５４５－５５－２９０２

◎　富士市生け垣作り補助金制度

利用の条件	・市内に居住し、住宅敷地の周囲に新たに生け垣作りをする方 ・市内に事業所、店舗、貸家等を所有し、その敷地の周囲のブロック塀等を撤去後これにかえて生け垣作りをする方 ・同一敷地内において、制度の活用は一度限り ・着手前の申請であること。 要件があるので問い合わせください。
補助額等	【隣地との境界に接しているもの】 生け垣作りに要した経費、又は別に定める標準工事費のいずれか低い額の３分の１（千円未満切捨て）　限度額５万円 【道路との境界に接しているもの】 生け垣作りに要した経費、又は別に定める標準工事費のいずれか低い額の３分の２（千円未満切捨て）　限度額 10 万円
問合せ先	都市整備部　みどりの課　℡　０５４５－５５－２７９３

◎　　富士市雨水浸透施設・雨水貯留施設設置費補助金制度

利用の条件	・市内の敷地面積が 1000 ㎡未満の住宅（併用住宅及び共同住宅を含む）に雨水浸透・貯留施設を設置する方 ・雨水浸透施設の設置対象区域は、急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地及び法面の安定性を損なうおそれのある区域を除く。また、雨水の浸透効果が見込める場所であること。 ・雨水浸透施設は、建築面積に応じて補助金対象基数に制限があります。 ・雨水貯留施設の設置対象区域は市内全域とする。 ・当該施設が富士市で定める構造であること。
補助額等	雨水浸透施設の内、Ａ型は１基につき、限度額 10 万円 Ｂ型は１基につき、限度額５万円 雨水貯留施設は、住宅１棟につき１基。容量 200 リットル以上のものとする。限度額３万円
問合せ先	建設部　河川課　℡　０５４５－５５－２８３４

◎　富士市浄化槽設置費補助金制度

利用の条件	・公共下水道予定処理区域外及び公共下水道予定処理区域内において、市長が必要と認める区域に自ら居住する個人の住宅へ浄化槽を設置する方 ・市税を完納している方 ※その他、要件があるので問い合わせください。
補助額等	５人槽 33.2 万円～、７人槽 41.4 万円～、10 人槽 54.8 万円～ （建築行為を伴わず、単独浄化槽又はくみ取り便槽から設置換えする場合は、補助金額の上乗せ有り。）
問合せ先	上下水道部　生活排水対策課　℡　０５４５－６７－２８５０

⑤ 子育て世代の方

◎　富士市多世代同居・近居支援奨励金

利用の条件	・下記の（１）、（２）のいずれも満たす者 （１）下記ア～ウのいずれかの組み合わせで新たに同居・近居すること。 ア「小学生以下の子を養育する者」と「その親」 イ「65 歳以上の者」と「その子」 （ウの両者が現に同居・近居していない場合に限る。） ウ「65 歳以上の者」と「その孫」 （イの両者が現に同居・近居していない場合に限る。） （２）奨励金受領後、多世代同居・近居の状態を 10 年以上継続すること。 ※「新たに同居・近居」とは：現に同居・近居のいずれもしていない状態から同居・近居することをいう。 ※「近居」とは：市内において、同一小学校区又は直線距離で１ｋｍ以内である住宅に居住すること。 ・市税を完納している方 ・多世代同居・近居するために住宅の取得または改修をすること。（賃貸の場合は所有者の承諾を得ること） ・取得または改修する住宅については、居住用部分の床面積が 50 ㎡を超えていること。 ・取得又は改修工事を行う住宅の敷地が、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域、地すべり等防止区域、急傾斜地崩壊危険区域でないこと。 ・住宅の取得に係る契約又は改修工事に係る契約の締結前に申請すること。
補助対象	住宅の取得または改修に係る経費の２分の１（上限 30 万円）
補助額等	住宅の取得または改修に係る契約の締結前に、富士市住宅政策課あてに、必要書類を郵送または持参。
問合せ先	都市整備部　住宅政策課　℡　０５４５－５５－２８１４

◎　「はぐくむ FUJI」富士市結婚新生活支援補助金

利用の条件	・申請の日の属する年度の前年度の３月１日以後に婚姻届を受理された、夫婦ともに婚姻日における年齢が 39 歳以下かつ夫婦の前年の所得の合計額が 500 万円未満の世帯。 ・夫婦がいずれも補助金の交付を受けた日から１年を超えて市内に定住する意思があること。 ・夫婦が他の同種の補助を受けていないこと。 ※その他、申請にあたっては諸条件があります。
補助対象	婚姻に伴う住宅取得費用または住宅改修費用、住宅賃借費用、引越費用。 （新規の住宅購入費、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕・増築・改築等の費用のうち工事業者に支払った費用、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料、引越業者又は運送業者に支払った費用）
補助額等	（１）市内に居住する方同士で婚姻した対象世帯　　上限 35 万円 （２）市外から転入した方が婚姻した対象世帯　　上限 50 万円 ※どちらか一方の転入でも可 （３）婚姻日における年齢がいずれも 29 歳以下の世帯　上限 60 万円 ※その他、対象となる年齢要件等を拡充する予定です。事業の詳細は、市ウェブサイトにて必ずご確認ください。
問合せ先	福祉部　福祉総務課　℡　０５４５－５５－２７５７

⑥ 高齢者や障害のある方

◎　介護保険の住宅改修

利用の条件	64 ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ
問合せ先	福祉部　介護保険課　℡　０５４５－５５－２７６７

◎　日常生活用具給付等事業

利用の条件	・下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有するものであって障害等級３級以上の者（ただし、特殊便器への取替えは、上肢障害２級以上の者）又は視覚障害者２級以上の者。 ※難病患者等については、下肢または体幹機能に障害があり医師が必要と認めた者。医師の意見書が必要。 ・障害者の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。ただし、新築または増築工事は除く。
補助額等	（１）市民税課税世帯：工事費用の９割 （基準額 20 万円） （２）市民税非課税世帯、生活保護受給世帯：工事費用の全額 （基準額 20 万円）
問合せ先	福祉部　障害福祉課　℡　０５４５－５５－２９１１

◎　富士市多世代同居・近居支援奨励金（再掲）

利用の条件	・下記の（１）、（２）のいずれも満たす者 （１）下記ア～ウのいずれかの組み合わせで新たに同居・近居すること。 ア「小学生以下の子を養育する者」と「その親」 イ「65 歳以上の者」と「その子」 （ウの両者が現に同居・近居していない場合に限る。） ウ「65 歳以上の者」と「その孫」 （イの両者が現に同居・近居していない場合に限る。） （２）奨励金受領後、多世代同居・近居の状態を１０年以上継続すること。 ※「新たに同居・近居」とは：現に同居・近居のいずれもしていない状態から同居・近居することをいう。 ※「近居」とは：市内において、同一小学校区又は直線距離で１ｋｍ以内である住宅に居住すること。 ・市税を完納している方 ・多世代同居・近居するために住宅の取得または改修をすること。（賃貸の場合は所有者の承諾を得ること） ・取得または改修する住宅については、居住用部分の床面積が 50 ㎡を超えていること。 ・取得又は改修工事を行う住宅の敷地が、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域、地すべり等防止区域、急傾斜地崩壊危険区域でないこと。 ・住宅の取得に係る契約又は改修工事に係る契約の締結前に申請すること。
補助対象	住宅の取得または改修に係る経費の２分の１（上限 30 万円）
補助額等	住宅の取得または改修に係る契約の締結前に、富士市住宅政策課あてに、必要書類を郵送または持参。
問合せ先	都市整備部　住宅政策課　℡　０５４５－５５－２８１４

⑦ 離職等で住宅にお困りの方

◎　住居確保給付金

利用の条件	65 ページ掲載の住居確保給付金と同じ
申込窓口	富士市ユニバーサル就労支援センター　℡０５４５－６４－６９６９
問合せ先	福祉部　生活支援課　℡　０５４５－５５－２８８６

⑧ 地震などの災害に備えたい方

◎　わが家の専門家診断事業

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築された既存木造住宅
補助額等	専門家(静岡県耐震診断補強相談士)による無料の耐震診断を実施
問合せ先	都市整備部　建築土地対策課　℡　０５４５－５５－２７９１

◎　木造住宅耐震補強事業

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築された木造住宅及び同日において工事中であった木造住宅で、耐震診断の結果耐震評点が 1.0 未満のものを 1.0 以上とする補強工事(ただし耐震評点を 0.3 以上上げるものに限る)
補助額等	補強計画一体型（補強計画+補強工事）※対象経費の８割以内 (１)一般世帯　　限度額 100 万円 (２)高齢者世帯等　限度額 120 万円
問合せ先	都市整備部　建築土地対策課　℡　０５４５－５５－２７９１

◎　富士市耐震シェルター及び防災ベッド設置事業

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築された木造住宅及び同日において工事中であった木造住宅で、耐震診断の結果耐震評点が 1.0 未満のもの
補助額等	耐震シェルター　上限 12 万５千円（費用の 1/2 以内） 防災ベッド　　上限 10 万円（費用の 1/2 以内）
問合せ先	都市整備部　建築土地対策課　℡　０５４５－５５－２７９１

◎　富士市ブロック塀等耐震改修促進事業

利用の条件	・撤去事業①　通学路・避難路等沿いの高さが 60 ㎝を超えるブロック塀等の撤去 ・撤去事業②　上記以外の道路沿いの高さが 60 ㎝を超えるブロック塀等の撤去 ・改善事業③　通学路・避難路等沿いのブロック塀等の改善
補助額等	(１)撤去事業①　工事費と塀の長さ１ｍにつき２万円を乗じて得た額とで少ない額の 2/3 以内（限度額 26.6 万円/敷地） (２)撤去事業②　工事費と塀の長さ１ｍにつき９千 200 円を乗じて得た額とで少ない額の 1/2 以内(限度額 10 万円/敷地) (３)改善事業③　工事費と塀の長さ１ｍにつき３万 8400 円を乗じて得た額とで少ない額の 2/3 以内（限度額 33.3 万円/敷地）
問合せ先	都市整備部　建築土地対策課　℡　０５４５－５５－２７９１

◎　富士市民間建築物吹付けアスベスト対策事業

利用の条件	・(１)含有調査　施工されている吹付け建材について、アスベスト含有の恐れがあるものの含有調査 ・(２)除去等工事　吹付けアスベスト除去・囲い込み・封じ込め等の飛散対策工事
補助額等	(１)含有調査に要する費用の全額を補助（限度額は 25 万円／棟） (２)アスベスト除去等工事にかかる事業費の 2/3(限度額:60 万円/敷地)
問合せ先	都市整備部　建築土地対策課　℡　０５４５－５５－２７９１

◎　富士市既存建築物耐震性向上事業

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築された建築物又は同日において工事中であった建築物の補強計画・耐震診断（木造住宅以外）
補助額等	１棟ごとに、当該事業に要する経費と別に定める基準額とを比較して、いずれか少ない額の 2/3 以内（診断は上限 300 万円）
問合せ先	都市整備部　建築土地対策課　℡　０５４５－５５－２７９１

◎　富士市がけ地近接危険住宅移転事業

利用の条件	次のいずれかの区域に存する既存不適格住宅又はこれらの区域に存する住宅のうち、建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、市長が是正勧告等を行ったもの。 (１)静岡県建築基準条例第３条の規定により県知事が指定した災害危険区域 (２)静岡県建築基準条例第 10 条の規定により建築を制限している区域 (３)土砂法第９条の規定に基づき県知事が指定した土砂災害特別警戒区域
補助額等	建物除去費補助　　97 万５千円（除却費用に対する一部補助） 敷地造成費補助　　60 万８千円（借入金利子に対する一部補助） 建物建設費補助　　465 万円　（　　〃　　） 土地取得費補助　　206 万円　（　　〃　　）
問合せ先	都市整備部　建築土地対策課　℡　０５４５－５５－２７９１

◎　富士市家具固定推進事業

利用の条件	・事業の対象世帯は、市内に住所を有し、自ら固定作業をすることが困難な世帯であり、以下のいずれかに該当するものに属する世帯とする。 (１)満 65 歳以上の方のみで構成された世帯 (２)以下の障害等のある方を含む世帯 身体障害者手帳１、２級（内部障害について腎臓機能障害と呼吸機能障害の方のみ対象）の交付を受けている方 ・療育手帳の交付を受けている方 ・介護保険法による要介護３，４，５に認定されている方
補助額等	１世帯４点　たんす、食器棚、冷蔵庫、テレビ等の大型家具や電化製品 ※固定器具の取付け手数料は無料ですが、固定器具代は自己負担となります。
問合せ先	危機管理室　防災危機管理課　℡　０５４５－５５－２７１５

⑨ 災害で被害にあった方

◎　富士市浸水住宅改良及び災害復興住宅建設等貸付金利子補給制度

利用の条件	・市内に住所を有する方で住宅(マンションは除く)の浸水を防止するための住宅改良を行う方 ・災害救助法の適用を受けた災害、又は市長が認定した災害で住宅が滅失又は住宅に半壊、半焼その他これらに相当する程度以上の被害があると市長が認めた損害を受けた住宅の建設、購入、修繕を行う方、及び災害により損害を受けた住宅の修繕を行う方(経費10万円未満は除く。)
対象経費	浸水住宅改良のうち地盤改良等に要した経費　300万円 住宅の建設、購入に要した経費　1400万円 住宅の修繕に要した経費　590万円
利子助成率	(１)浸水住宅改良：金融機関が定める利率で５年以内利子補給 (２)建設、購入、修繕：融資実行日から５年間は住宅金融支援機構の災害復興住宅融資金利以内、６年目から10年目以内はその1/2以内の利子補給
問合せ先	都市整備部　住宅政策課　℡　０５４５－５５－２８１４

御殿場市の制度

① 住宅を新築・購入したい方

◎　御殿場市勤労者住宅資金利子補給制度

利用の条件	・市内に自己の住宅を新築、増改築又は中古住宅、宅地を購入する勤労者で市税に滞納のない方 ・住宅の床面積 50 ㎡～280 ㎡ ・宅地購入 330 ㎡以下で５年以内に建築
融資限度額	1000 万円
利子補給率	年 0.5%利子補給(当初 10 年間)
申込窓口	静岡県労働金庫御殿場支店　℡　０５５０－８３－５１００
問合せ先	産業スポーツ部　商工振興課　℡　０５５０－８２－４６８３

◎　経済対策助成事業

利用の条件	・市内に市民が自己所有している住宅で、新型コロナウイルス感染症対策または防災・省エネ等の工事内容が含まれている新築・改築・リフォーム(50 万円以上)。 ・御殿場市商工会の市内会員建設関連事業者と請負契約を締結し、助成対象工事を行うこと。なお、申請は着工前となる。
助成額等	工事代金の 10%の額（上限 100 万円） ※助成金額により半額または全額を商品券で支給
事業期間	令和２年度～令和６年度まで
申込窓口	御殿場市商工会　℡　０５５０－８３－８８２２
問合せ先	産業スポーツ部　商工振興課　℡　０５５０－８２－４６８３

③ 空き家に移住・定住したい方

◎　空き家活用改修等補助事業

利用の条件	・市の空き家バンクに登録されている空き家を購入した、移住者(本市に１年以上住んでおらず、購入した空き家に５年以上居住する者)又は持ち家の無い者(居宅、共同住宅等を所有していない者)が行う空き家に係る工事
補助額等	(１)移住者※・・・空き家の改修及び改築等のための除却に係る工事 最大 50 万円 (２)持ち家の無い者・・・空き家の改修に係る工事 最大 50 万円 ※中学生未満の子がいる世帯である移住者は 30 万円の上乗せあり
問合せ先	都市建設部　建築住宅課　℡　０５５０－８２－４２２９

◎　不良住宅除却補助事業

利用の条件	・構造又は設備が著しく不良であるため、居住することが不適当と判定された居宅の除却に係る工事
補助額等	最大 30 万円
問合せ先	都市建設部　建築住宅課　℡　０５５０－８２－４２２９

④ 設備を充実させたい方

◎ 御殿場市家庭用地域脱炭素移行促進設備等導入支援事業補助金

利用の条件	・市内の住宅に補助対象機器を設置するか、これらの機器が設置された市内の新築の住宅を購入し、当該住宅に自ら居住する方 ・市税を滞納していないこと ・補助金の交付は補助金対象機種ごとに１回限り
補助額等	（１）太陽光発電システム　１～５kW 未満　３万円 ５～10kW 未満　５万円 （２）家庭用エネルギー管理システム(HEMS)　１万円（既存住宅のみ） （３）燃料電池給湯器（エネファーム）　５万円 （４）リチウムイオン蓄電池システム　１～５kWh 未満　３万円 ５kWh 以上　５万円 （５）太陽熱高度利用システム　２万円 （６）戸建住宅高断熱化等施設　１万円 ※対象設備の導入条件を満たすと補助金とは別にデジタル地域通貨が付与されます。
問合せ先	環境市民部　環境課　℡　０５５０－８３－１６０３

◎　御殿場市生け垣設置奨励金

利用の条件	・住宅地の道路に面した箇所に設置するもので、３m以上道路に面して生垣をつくる方 ・樹木は植栽後の高さが 90cm 以上あり、延長１m当たり２本以上植え込み、支柱に結束すること ・玉物及び低木類を使用した場合には、植栽後の高さが 40 cm以上であり、１m当たり２本以上２列に植え込むこと ・高さが 50cm 以上のブロック塀等との併設でないこと ・道路後退線又は道路予定線から住居地側に設置すること ・道路拡幅等により、生垣補償されていないこと等 ※事前着工した場合は、対象になりません ※現場によっては、申請後に対象外になる場合があります 条件に該当するか不明な場合は事前にご相談ください
補助額等	延長１m当たり 3000 円（限度額６万円）
問合せ先	都市建設部　公園緑地課　℡　０５５０－８２－４２２６

◎　御殿場市浄化槽設置事業補助金

利用の条件	原則として、公共下水道事業認可区域以外及び公設浄化槽整備事業特定地域以外の地域において、専用住宅に合併処理浄化槽を新設、又は建築確認を伴わない汲み取り便槽・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ設置替えする方 ※御殿場市浄化槽設置事業補助金交付要綱に基づき、対象外になる場合があります
補助額等	５人槽 9(33)万円、７人槽 10.8(41.4)万円、10 人槽 13.2(54.6)万円 ()内は汲み取り便槽、又は単独処理浄化槽から設置替えの場合
問合せ先	環境市民部　下水道課　℡　０５５０－８４－５１１１

⑥ 高齢者や障害のある方

◎　介護保険の住宅改修

利用の条件	64 ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ
補助額等	64 ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ
問合せ先	健康福祉部　長寿福祉課　℡　０５５０－８２－４１３４

◎　日常生活用具給付等事業（住宅改修費）

利用の条件	・下肢、体幹機能障害若しくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有する者であって、障害等級３級以上の者(ただし特殊便器への取替えは、上肢障害２級以上の者)又は視覚障害２級以上の者。難病患者等にあたっては、下肢又は体幹機能に障害がある者。 ・障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの
補助額等	用具の購入費及び改修工事費(限度額 20 万円)
問合せ先	健康福祉部　社会福祉課　℡　０５５０－８２－４２３８

◎　御殿場市身体障害者等住宅改造費助成事業

利用の条件	・市内に住所を有し、住民基本台帳に登録されている方 ・前年度分の世帯の生計中心者の合計所得金額が 234 万円を超えない世帯 ・身体障害者手帳の交付を受けた下肢機能障害者、体幹機能障害者又は視覚障害者で、障害程度が１から５級の方
補助額等	限度額：生活保護受給者又は生計中心者の市民税非課税(１・２級は 30 万円、３～５級：20 万円)生計中心者の市民税課税(１・２級は 27 万円、３～５級は 18 万円)
問合せ先	健康福祉部　社会福祉課　℡　０５５０－８２－４２３８

◎　御殿場市家庭内家具等転倒防止推進事業

利用の条件	・市内に住所を有し、住民登録のある世帯
補助額等	(１)テレビ、冷蔵庫、タンス、本棚、食器棚等で転倒することにより生命の危険又は身体に障害を及ぼす可能性のある家具５台まで固定 (２)申請者負担額 １台固定　2100 円(高齢者世帯等 630 円) ２台固定　2400 円(高齢者世帯等 720 円) ３台固定　2700 円(高齢者世帯等 810 円) ４台固定　3000 円(高齢者世帯等 900 円) ５台固定　3300 円(高齢者世帯等 990 円) ※高齢者世帯等とは、高齢者世帯(65 歳以上の人のみで構成する世帯か、又はこれに 18 歳未満の者が同居する世帯)、障害者１・２級(同居)世帯、介護保険要介護３以上(同居)世帯、母子(父子)世帯をいう。
問合せ先	危機管理課　℡　０５５０－８２－４３７０

⑦ 離職等で住宅にお困りの方

◎　住居確保給付金

利用の条件	65 ページ記載の住宅確保給付金と同じ
問合せ先	健康福祉部　社会福祉課　℡　０５５０－８２－４２３９
問合せ先	御殿場市社会福祉協議会　地域福祉課　℡　０５５０－７０－７５７７

⑧ 地震などの災害に備えたい方

◎　わが家の専門家診断事業

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築された既存木造住宅及び同日において工事中であった既存木造住宅
補助額等	専門家(静岡県耐震診断補強相談士)による無料の耐震診断を実施
問合せ先	都市建設部　建築住宅課　℡　０５５０－８２－４２２４

◎　御殿場市木造住宅耐震補強助成事業(補強計画一体型)

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築された木造住宅で、耐震診断の結果、耐震評点が 1.0 未満のもので、補強計画の策定と耐震補強工事を一体的に行い、補強後の評点が 1.0 以上となる工事(ただし評点が 0.3 以上上がるものに限る)
補助額等	(１)１棟ごとに工事に要する経費の 8/10 と 100 万円とを比較していずれか少ない額 (２)高齢者等が居住する住宅にあっては、20 万円を限度として加算 (３)在宅避難促進住宅(評点 0.7 未満を補強後の評点が 1.2 以上となるものに限る)にあっては、15 万円を限度として加算
問合せ先	都市建設部　建築住宅課　℡　０５５０－８２－４２２４

◎　御殿場市ブロック塀等耐震改修促進事業

利用の条件	・緊急避難路、避難路、通学路、避難地に面するブロック塀の撤去又は改善 ※撤去の場合、高さ 60cm を超えるブロック塀が対象(私道に面するブロック塀は対象外)
補助額等	(１)除却事業 １敷地ごとに、当該事業に要する経費(既存ブロック塀の除却)と基準額とを比較して、いずれか少ない額の 2/3 以内の額とし、26 万 6000 円を限度とする。 (基準額：ブロック塀等の長さ１ｍにつき２万円) (２)建替え事業 １敷地ごとに、当該事業に要する経費(既存ブロック塀の除却から新設フェンスの設置まで)と基準額とを比較して、いずれか少ない額の 2/3 以内の額とし、43 万 2000 円を限度とする (基準額：ブロック塀等の長さ１ｍにつき５万 8400 円)
問合せ先	都市建設部　建築住宅課　℡　０５５０－８２－４２２４

◎　御殿場市建築物等耐震診断事業

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築された既存建築物及び同日において工事中であった既存建築物(既存木造住宅を除く)
補助額等	１棟ごとに、耐震診断に要する経費と別に定める基準額とを比較して、いずれか少ない額の 2/3 以内の額
問合せ先	都市建設部　建築住宅課　℡　０５５０－８２－４２２４

◎　御殿場市木造住宅除却助成事業

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築された木造住宅で、耐震診断の結果、耐震評点 1.0 未満のものを、建替えするために行う除却工事
補助額等	１棟ごとに、除却工事を行うために要する経費の 23%以内の額とし、30 万円を限度とする
問合せ先	都市建設部　建築住宅課　℡　０５５０－８２－４２２４

◎　御殿場市がけ地近接等危険住宅移転事業

利用の条件	次のいずれかの条件にあてはまる住宅（危険住宅） （１）静岡県建築基準条例第３条で指定された災害危険区域内で、区域の指定前から建っている住宅 （２）静岡県建築基準条例第 10 条で建築を制限している区域内に建っている住宅で、昭和 29 年３月 31 日以前に建てられたもの （３）県知事が指定した土砂災害特別警戒区域で、区域の指定前から建っている住宅 （４）上記（１）～（３）の区域内に建っている住宅で、建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、市長が是正勧告等を行ったもの
補助額等	（１）建物除去費補助　97 万 5 千円（限度額※１） （２）移転先の敷地造成費補助　60 万 8 千円（限度額※２） （３）移転先住宅の建築(購入)及び改修費補助　465 万円　（　〃　） （４）移転先の土地取得費補助　206 万円　（　〃　） ※１除却費用に対する限度額 ※２金融機関から資金を借り入れた場合における借入金利子（年利 8.5%を限度）に対する限度額
問合せ先	都市建設部　建築住宅課　℡　０５５０－８２－４２２４

◎　防災ベッド設置助成事業

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築されたもの及び同日において工事中であったもの ・耐震診断により算定された耐震評点が 1.0 未満のもの ・地階を除く階数が２以下のもの
補助額等	（１）補助対象となる防災ベッドは平成 14 年度に静岡県が企業と共同で開発したものとする。 （２）市内の木造住宅に自ら居住する者(市税を滞納していない者に限る。) （３）補助額は防災ベッドの設置に要する費用(購入、輸送、組立及び付属品に係る費用を含む。)の５分の４の額とし、防災ベッド１台当たり 20 万円(ただし予算の範囲内で)を限度とする。(同一木造住宅内は２台を限度とし、補助額の千円未満の端数は切り捨てる。) （４）防災ベッドは１階に設置しなければならない。
問合せ先	危機管理課　℡　０５５０－８２－４３７０

裾野市の制度

① 住宅を新築・購入したい方

◎　裾野市勤労者住宅建設資金利子補給制度　リフォームにも利用可

利用の条件	以下の全てに該当する方 （１）市内に自ら居住する住宅を新築、増改築又は土地・建物を購入する勤労者で市民税等を完納していること （２）住宅の床面積 50～280 ㎡、宅地購入 330 ㎡以下（５年以内に建築）
対象限度額	1000 万円
利子補給率	年 0.5%利子補給（当初 10 年間）
返済期間	40 年以内
申込み窓口	労働金庫裾野支店　℡　０５５－９９３－８１１１
問合せ先	産業振興部　産業観光スポーツ課　℡　０５５－９９５－１８５７

④ 設備を充実させたい方

◎　裾野市新エネルギー機器設置等事業補助金

利用の条件	・市内に居住する者で、自己の居住する住宅に、いずれかを新たに設置する者。（機器の保証開始日が申請年度内であること、未使用品の設置であることなどの条件有。設置完了後に手続きが必要。） （１）太陽熱高度利用システム （２）蓄電池システム （３）燃料電池システム
補助額等	太陽熱高度利用システム…２万 5000 円 蓄電池システム…８万円 燃料電池システム…７万円
問合せ先	環境市民部　生活環境課　℡　０５５－９９５－１８１６

◎　裾野市浄化槽設置整備事業補助金

利用の条件	・公共下水道の認可区域外で、以下のいずれかに該当する方。 （１）合併浄化槽を設置する方 （２）単独処理浄化槽などから合併浄化槽に切り替え設置する方
補助額等	５人槽から 10 人槽までで 17 万 7000 円～28 万 8000 円（人槽等により異なります）
問合せ先	環境市民部　生活環境課　℡　０５５－９９５－１８１６

◎　裾野市水洗便所改造資金融資斡旋利子補給

利用の条件	以下の全てに該当する方 （１）下水道供用開始から３年以内に工事が完了すること。 （２）個人の住宅であること。 （３）融資金の償還能力を有し、かつ確実な連帯保証人がいる方 （４）市税、受益者負担金等の滞納がない方
融資限度額	改造工事に要した費用の範囲内において、１か所につき５万円以上 100 万円以内（１万円単位）
償還利率等	市長が指定する金融機関と契約した利率
償還期限	融資を受けた日の属する月の翌月から起算して 60 箇月以内
問合せ先	水道部　上下水道経営課　℡　０５５－９９５－１８３６

⑥ 高齢者や障害のある方

◎　介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給制度

利用の条件 補助額等	64 ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ
問合せ先	健康福祉部　介護保険課　℡　０５５－９９５－１８２１

◎　日常生活給付等事業

利用の条件	以下の全てに該当する方 （１）以下のいずれかに該当する方。 ア　下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）の方で、身体障害者手帳の交付を受けた障害の程度が３級以上の方（特殊便器への取替えは、上肢障害２級以上の方） イ　視覚障害者２級以上の方。 ※難病患者等にあっては、下肢又は体幹機能に障害がある方。 （２）障害者の移動等を円滑にする用具を購入し、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。
補助額等	限度額 20 万円　回数：原則１回　自己負担金：課税世帯の場合１割
問合せ先	健康福祉部　総合福祉課　障がい福祉係　℡　０５５－９９５－１８２０

◎　裾野市家具等転倒防止推進事業

利用の条件	以下のいずれかに該当する方。 （１）その属する世帯（門戸を一にして生活する者の単位をいう。以下同じ。）構成員がすべて 65 歳以上であるもの （２）その属する世帯が 65 歳以上若しくは 15 歳未満の者により構成されているもの （３）その属する世帯の構成員のいずれかが次のア又はイのいずれかの障害により障害者手帳の交付を受けているもの ア　肢体不自由　１級から４級まで イ　視覚障害　１級から４級まで （４）その属する世帯の構成員のいずれかが療育手帳の交付を受けているもの （５）その属する世帯の構成員のいずれかが精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの （６）その属する世帯の構成員のいずれかが介護保険法（平成９年法律第 123 号）に基づく要介護認定又は要支援認定を受けているもの （７）前各号に掲げるもののほか、市長が特に認めるもの
補助額等	家具等固定実施数は最大５台までとし、固定作業に要する取り付け費用が下記表の家具等の数による取り付け費用の一定額を超える場合は、その超えた額は申請者の負担とする 家具の数 ／ 申請者の負担 1 ／ 取り付け費用の１万円を超える額 2 ／ 取り付け費用の１万２千円を超える額 3 ／ 取り付け費用の１万５千円を超える額 4 ／ 取り付け費用の１万８千円を超える額 5 ／ 取り付け費用の２万円を超える額
問合せ先	環境市民部　危機管理課　℡　０５５－９９５－１８１７

⑦ 離職等で住宅にお困りの方

◎　住居確保給付金

利用の条件 補助額等	65 ページ掲載の住居確保給付金と同じ
問合せ先	裾野市生活自立支援センター　℡　０１２０－０８８－２０５ 健康福祉部　総合福祉課　℡　０５５－９９５－１８１９

⑧ 地震などの災害に備えたい方

◎　わが家の専門家診断事業

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築された既存木造住宅
補助額等	専門家（静岡県耐震診断補強相談士）による無料の耐震診断を実施
問合せ先	建設部　都市計画課　℡　０５５－９９５－１８５６

◎　裾野市木造住宅の耐震改修事業（補強計画一体型）

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築された木造住宅で、耐震診断の結果耐震評点が 1.0 未満のものを補強計画を作成し、補強工事を行った後に 1.0 以上となる工事（ただし耐震評点が 0.3 以上上がるもの）
補助額等	１棟ごとに事業費と 100 万円とを比較していずれか少ない額（耐震補強工事費の８割を限度） ただし、高齢者等が居住する住宅については当該事業に要する経費と 120 万円とを比較して、いずれか少ない額（耐震補強工事費の８割を限度） ※在宅避難割増 15 万円上乗せについては、別途要件あり。
問合せ先	建設部　都市計画課　℡　０５５－９９５－１８５６

◎　裾野市木造住宅の移転事業

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築された既存木造住宅で、耐震診断の結果、総合評点が 1.0 未満であった既存建築物を除却し、耐震性のある住宅へ移転する事業 ・高齢者等世帯
補助額等	１棟につき、事業費と 10 万円とを比較していずれか少ない額
問合せ先	建設部　都市計画課　℡　０５５－９９５－１８５６

◎　裾野市ブロック塀等耐震改修促進事業

利用の条件	・市内の道路等に面するブロック塀を撤去及び新設する方で、市内全域を対象 ・緊急輸送路等に面するブロック塀を撤去又は建替えする方で、市内全域を対象
補助額等	撤去事業 事業に要する経費と撤去するブロック塀等の延長に１メートル当たり 9200 円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の２分の１以内とし、かつ１敷地につき 10 万円を限度とする 新設事業（生垣等設置事業） 事業に要する経費の２分の１以内とし、かつ１敷地につき７万円を限度とする 緊急輸送路等に面するブロック塀等の撤去又は建替え事業 （１）１事業に要する経費と撤去するブロック塀等の延長に１メートル当たり２万円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の３分の２以内とし、かつ１敷地につき 26 万 6000 円を限度とする （２）事業に要する経費とブロック塀等を建替える延長に１メートル当たり５万 8400 円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の３分の２以内とし、かつ１敷地につき 43 万 2000 円を限度とする
問合せ先	建設部　都市計画課　℡　０５５－９９５－１８５６

◎　裾野市建築物の補強計画策定事業

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築された特定建築物で、補強前 Is（構造耐震指標）/Et（静岡県構造耐震判定指標）＜1.0 のものを、補強後 Is/Et≧1.0 にする補強計画。ただし次の要件のすべてを満たすもの （１）敷地面積 500 ㎡以上 （２）耐火又は準耐火建築物 （３）延べ床面積 1000 ㎡以上
補助額等	補強計画作成に要する費用と市が定めた基準額(床面積の合計により 420 万円～600 万円)を比較して、いずれか少ない額の 2/3 以内
問合せ先	建設部　都市計画課　℡　０５５－９９５－１８５６

◎　裾野市建築物の耐震診断事業

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築された建築物の耐震診断
補助額等	耐震診断にかかる実費と市が定める基準額(床面積等により 1050 円～3670 円／㎡)を比較して、いずれか少ない額の 2/3 以内(上限 200 万円)
問合せ先	建設部　都市計画課　℡　０５５－９９５－１８５６

◎　裾野市非木造住宅の耐震診断事業

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築された非木造の住宅又はマンションの耐震診断
補助額等	耐震診断にかかる実費と市が定める基準額(一戸建て住宅の場合は、一戸当たり 13 万 4000 円、マンションは、床面積等により 1050 円～3670/㎡)を比較して、いずれか少ない額の 2/3 以内(上限 200 万円)
問合せ先	建設部　都市計画課　℡　０５５－９９５－１８５６

◎　裾野市建築物の耐震化事業

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築された特定建築物で、補強前 Is（構造耐震指標）/Et（静岡県構造耐震判定指標）＜1.0 のものを、補強後 Is/Et≧1.0 にする補強工事。ただし次の要件のすべてを満たすもの （１）敷地面積 500 ㎡以上 （２）耐火又は準耐火建築物 （３）延べ床面積 1000 ㎡以上 （４）耐震改修促進法による耐震改修計画又は 建築基準法による全体計画の認定を受けて耐震改修を行うもの
補助額等	補助対象経費(補助対象経費とは、免震工法は８万 2300 円／㎡上限、その他の工法は５万 300 円/㎡上限)の 23%以内
問合せ先	建設部　都市計画課　℡　０５５－９９５－１８５６

◎　裾野市非木造住宅の耐震補強計画策定事業

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築された非木造住宅で、補強前 Is（構造耐震指標）/Et（静岡県耐震判定指標値）＜1.0 のものを、補強後 Is/Et≧1.0 にする補強計画の作成
補助額等	計画の作成に要する費用の 2/3 以内(上限 30 万円)
問合せ先	建設部　都市計画課　℡　０５５－９９５－１８５６

◎　裾野市非木造住宅の耐震化事業

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築された非木造住宅で、既成市街地に立地し、耐震改修促進法第６条第３号に規定される特定建築物を補強前 Is（構造耐震指標）/Et（静岡県構造耐震判定指標）＜1.0 のものを、補強後 Is/Et≧1.0 にする耐震補強工事
補助額等	補助対象経費の 23%以内（補助対象経費とは３万 4100 円/㎡上限）
問合せ先	建設部　都市計画課　℡　０５５－９９５－１８５６

◎　裾野市要安全確認計画記載建築物の補強計画策定事業

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築された緊急輸送ルート等沿道建築物で、補強前 Is（構造耐震指標）/Et（静岡県構造耐震判定指標）＜1.0 のものを、補強後 Is/Et≧1.0 にする補強計画の作成
補助額等	補強計画作成に要する費用と市が定めた基準額を比較して、いずれか少ない額
問合せ先	建設部　都市計画課　℡　０５５－９９５－１８５６

◎　裾野市要安全確認計画記載建築物の耐震化事業

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築された緊急輸送ルート等沿道建築物で、補強前 Is（構造耐震指標）/Et（静岡県構造耐震判定指標）＜1.0 のものを、補強後 Is/Et≧1.0 にする耐震改修、建替え又は除却工事
補助額等	耐震補強工事に要する費用と市が定めた基準額を比較して、いずれか少ない額の 4/5 以内
問合せ先	建設部　都市計画課　℡　０５５－９９５－１８５６

◎　裾野市がけ地近接危険住宅移転事業

利用の条件	・次のいずれかの区域に存する既存不適格住宅又はこれらの区域に存する住宅のうち、建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、市長が是正勧告等を行ったもの （１）静岡県建築基準条例第３条の規定により県知事が指定した災害危険区域 （２）静岡県建築基準条例第 10 条の規定により建築を制限している区域 （３）土砂法第９条の規定に基づき県知事が指定した土砂災害特別警戒区域
補助額等	建物除去費補助　　97 万 5000 円（除却費用に対する一部補助） 敷地造成費補助　　60 万 8000 円（借入金利子に対する一部補助） 建物建設費補助　　465 万円　　（　　〃　　） 土地取得費補助　　206 万円　　（　　〃　　）
問合せ先	建設部　都市計画課　℡　０５５－９９５－１８５６

伊豆市の制度

① 住宅を新築・購入したい方

◎　勤労者住宅建設資金利子補給

利用の条件	・申請時に伊豆市に住民登録をしていること ・自己が居住する住宅を新築(既存住宅の建替え不可)または購入していること ・総所得 700 万円以下(同居家族含む) ・金融機関からの償還前の借入金が 500 万円以上でその返済期間が５年以上であること ・住宅の延床面積が 135 ㎡以下(60 歳以上の高齢者、身体障害者、６人以上同居の場合は 240 ㎡以下) ・この制度以外に住宅建設資金の利子補給を受けていないこと ・伊豆市若者定住促進補助金の交付を受けていないこと ・伊豆市空き家リフォーム補助金の交付を受けていないこと ・伊豆市結婚新生活支援事業補助金の交付を受けていないこと ・市税の未納がないこと
補助額等	返済を開始した月から３年間 月額 3200 円(限度額 11 万 5200 円)→上限３万 8400 円（対象年毎） ※この制度は前年度の返済実績に基づいて利子補給を行うものです ※住民登録以前に返済した利子分は対象外
問合せ先	産業部　観光商工課　℡　０５５８－７２－９９１１

◎　狭あい道路拡幅整備事業

利用の条件	次のすべての条件にあてはまる方 ・都市計画区域内の建築基準法第 42 条第２項該当の幅員４ｍ未満の道路に接する土地の所有者 ・後退用地及び隅切り用地を市に寄附していただくこと
補助額等	上限 150 万円（補助金交付対象は以下のとおり） (１)道路後退用地における測量調査費 (２)次のアからオまでに掲げる工事費 ア道路後退用地内にある支障物件の撤去に係る工事費 イ道路後退用地内にある支障物件の移設に係る工事費 ウ道路後退用地内にある支障物件の代替としてフェンス等の新設に係る工事費 エ道路後退用地内にある埋設管等の敷設替えに係る工事費 オ道路後退用地内の整地に係る工事費 市への寄附をする隅切り用地
問合せ先	建設部　都市計画課　℡　０５５８－８３－５２０６

◎　移住定住促進補助金

利用の条件	・補助対象者 次のすべての条件に当てはまる方 （1）伊豆市内に土地及び住宅又は住宅のみを購入（住宅の新築を含む。以下同じ。）した者で当該住宅に居住していること。 （2）居住する世帯員が市町村税、上下水道使用料、保育料、授業料等を滞納していないこと。 （3）伊豆市勤労者住宅建設資金利子補給金、伊豆市ひとり親移住定住促進補助金又は伊豆市空き家リフォーム補助金の交付を受けていないこと。 （4）過去にこの告示に基づく補助金の交付を受けていないこと。 ・補助対象住宅 （1）令和５年１月１日から令和７年 12 月 31 日までに土地及び住宅又は住宅を登記したもの （ただし、登記が完了した日から 90 日以内に申請したもの） （2）居住目的に玄関、居室、便所、台所及び風呂を備え、延べ床面積が 80 ㎡以上のもの
補助額等	夫婦のいずれかが満 40 歳以下の世帯または中学生以下の子が同居する世帯 土地及び住宅を取得　上限 100 万円（住宅のみ　上限 50 万円） 上記以外の世帯 土地及び住宅を取得　上限 30 万円（住宅のみ　上限 15 万円） ※購入した住宅に居住する小学６年生までの子ども１人につき 10 万円を加算
問合せ先	総合政策部　地域づくり課　℡　０５５８－７４－３０６６

◎　ひとり親移住定住促進補助金等

利用の条件	・補助対象資格（共通） （1）市内に住所を有し、同居する 18 歳以下のこどものあるひとり親であること。 （2）居住する世帯員が市町村税、上下水道使用料、保育料、授業料等を滞納していないこと。 （3）転勤又は入学若しくは通学の理由により市内へ転入していないこと。 （4）生活保護による住宅扶助を受けていないこと。 【住宅補助事業】 ・補助対象者 （1）市内の旅館業・医療業・介護業に新たに就業し労働時間が 20 時間／週を超えていること。 （2）伊豆市内に土地及び住宅又は住宅のみを購入（住宅の新築を含む。）した者で当該住宅に居住していること。 （3）過去にこの補助金、伊豆市若者定住促進補助金、伊豆市勤労者住宅建設資金利子補給金の交付を受けていないこと。 ・補助対象住宅 （1）令和７年 12 月 31 日までに土地及び住宅又は住宅を登記したもの （ただし、登記が完了した日から 90 日以内に申請したもの） （2）居住目的に玄関、居室、便所、台所及び風呂を備え、延べ床面積が 70 ㎡以上のもの 【賃貸補助事業】 ・補助対象者 （1）市内の旅館業・医療業・介護業に新たに就業し労働時間が 20 時間／週を超えていること （2）家賃の額（駐車場使用料及び共益費を除く）が、月３万円を超えていること。ただし、勤務先等からの家賃補助がある場合はこれを引いた額が月３万円を超えていること

	（３）過去にこの補助金、若者定住促進補助金の交付を受けていないこと ・補助対象住宅 （１）民間賃貸住宅の所有者（３親等内の姻族を除く）との間で賃貸借契約を締結した賃貸住宅であること 【引越し等支援事業】 ・補助対象者 （１）市内の旅館業・医療業・介護業に新規に就業するため転入又は転居したこと。 （２）市内に２年以上居住する意思のあること。 （３）過去にこの補助金の交付を受けていないこと。
補助額等	【住宅補助事業】 土地及び住宅を購入した場合　100 万円（賃貸補助事業の交付を受けた場合は 1/2） 住宅のみを購入した場合　50 万円（賃貸補助事業の交付を受けた場合は 1/2） ※購入した住宅に居住する小学６年生までの子ども１人につき 10 万円を加算 【賃貸補助事業】 月額２万円（期間は交付の決定した月から 24 ヶ月） 【引越し等支援事業】 引越しに係る費用（上限 10 万円） 敷金、礼金、仲介手数料等の初期費用（上限 15 万円）
問合せ先	総合政策部　地域づくり課　℡　０５５８－７４－３０６６

◎　結婚新生活支援事業補助金

利用の条件	・補助対象者 次のすべての条件にあてはまる方 令和５年１月１日から令和６年３月 31 日までに入籍 （１）ご夫婦の所得合わせて 500 万円未満　※奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額をご夫婦の所得から控除 （２）ご夫婦ともに婚姻日における年齢が 39 歳以下 （３）伊豆市若者定住促進補助金、伊豆市空き家リフォーム補助金、伊豆市勤労者住宅建設資金利子補給金を受けていない
補助額等	新居の購入費、賃料等、引越費用、リフォーム費用を合計した額 ※補助額の上限 婚姻日において夫婦ともに 29 歳以下の世帯…上限 60 万円 30 歳以上 39 歳以下の世帯…上限 30 万円
問合せ先	総合政策部　地域づくり課　℡　０５５８－７４－３０６６

③ 空き家に移住・定住したい方

◎　空き家リフォーム補助金

利用の条件	・補助対象者 伊豆市の空き家バンク登録物件を購入または賃借した個人で、以下のすべてを満たす方 （１）契約相手が三親等内の親族でないこと （２）売買または賃貸借契約の締結後１年以内の申請であること （３）市税等の滞納がないこと （４）過去にこの補助金、伊豆市若者定住促進補助金の交付を受けていないこと ・補助対象事業 （１）トイレ、風呂、台所、居室その他生活するために必要なものに対するリフォーム （２）市内業者が施工する 10 万円以上のリフォーム ※対象物件が店舗や事務所等を併用するものの場合は、居住のために使用する部分が対象
補助額等	リフォーム費用の２分の１以内で、50 万円を上限（千円未満切り捨て）
問合せ先	総合政策部　地域づくり課　℡　０５５８－７４－３０６６

④ 設備を充実させたい方

◎　伊豆市合併処理浄化槽設置整備事業費補助金

利用の条件	・下水道事業認可区域外地域において、合併処理浄化槽を新設、又は単独浄化槽から合併処理浄化槽へ設置替えする方 ・住宅用であること（別荘、マンション等は不可）
補助額等	５人槽 33.2(41.5)万円、７人槽 41.4(51.75)万円、10 人槽 54.8(68.5)万円 (　)内は単独浄化槽から設置替えの場合
問合せ先	建設部　上下水道課　℡　０５５８－８３－３９０１

◎　伊豆市水洗便所改造資金融資斡旋利子補給

利用の条件	・下水道供用開始から３年以内に工事が完了すること。 ・個人の住宅であること（法人は不可）。 ・融資金の償還能力を有し、かつ確実な連帯保証人がいる方 ・市税、受益者負担金、市の使用料等の滞納がない方
融資限度額	改造工事に要した費用の範囲内において、１か所につき 20 万円以上 100 万円以内（１万円単位）
償還利率等	市長が指定する金融機関と契約した利率
償還期限	融資を受けた日の属する月の翌月から起算して 60 箇月以内
問合せ先	建設部　上下水道課　℡　０５５８－８３－３９０１

◎　伊豆市汚水揚水ポンプ設置工事補助

利用の条件	・低地で汚水ポンプ施設の設置以外の方法で汚水を排除することが困難な方 ・市税、受益者負担金、市の使用料等の滞納がない方
補助額等	設置費用の 30%以内で対象工事費は 100 万円を限度とする
問合せ先	建設部　上下水道課　℡　０５５８－８３－３９０１

◎　伊豆市住宅用再生エネルギー機器設置補助事業

利用の条件	・補助事業完了時に、伊豆市に住民登録があり、新規で蓄電池システムや太陽光発電システム＋HEMS を設置しようとする方(補助対象機器が設置されている新築の住宅を購入する方を含む) ・過去に、市から同種の補助金等の交付を受けたことがない方 ・市税等を滞納していない方 ・蓄電池システムの容量が１ｋＷｈ以上であること ・蓄電池システムを設置しようとする住宅に１ｋW以上 50ｋW未満の太陽光発電システムが設置されていること又は同時に設置すること
補助額等	５万円＋α 国等の補助金と併用できます
問合せ先	市民部　環境衛生課　℡　０５５８－７２－９８５７

◎　伊豆市住宅用Ｖ２Ｈ充放電設備設置費補助事業

利用の条件	・補助事業完了時に、伊豆市に住民登録があり、新規でＶ２Ｈ充放電設備や太陽光発電システム＋HEMS を設置しようとする方(補助対象機器が設置されている新築の住宅を購入する方を含む) ・過去に、市から同種の補助金等の交付を受けたことがない方 ・市税等を滞納していない方 ・電気自動車等の蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて家庭の電力として使用できる仕組みを備えたものであること ・Ｖ２Ｈ充放電設備を設置しようとする住宅に１ｋW以上 50ｋW未満の太陽光発電システムが設置されていること又は同時に設置すること
補助額等	５万円＋α 国等の補助金と併用できます
問合せ先	市民部　環境衛生課　℡　０５５８－７２－９８５７

⑥ 高齢者や障害のある方

◎　介護保険の住宅改修

利用の条件	64 ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ
補助額等	原則として対象経費の 9/10（限度額 18 万円） ただし、一定以上の所得者は対象経費の 8/10 （限度額 16 万円）または、7/10（限度額 14 万円）
問合せ先	健康長寿課　介護保険スタッフ　℡　０５５８－７４－０１５０

◎　伊豆市重度身体障害者日常生活用具給付等

利用の条件	・下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）がある学齢児以上の身体障害児（者）であって、手帳の交付を受けた障害の程度が１級、２級又は３級のもの若しくは視覚機能障害の程度が１級又は２級のもの。 下肢又は体幹機能に障害がある難病患者等。 ・障害(児）者の移動等を円滑にする用具を購入し、設置に小規模な住宅改修を伴うもの（ただし、特殊便器への取替えをする場合には上肢機能障害の程度が１級又は２級のもの）
補助額等	用具の購入及び改修工事費（限度額 20 万円）
問合せ先	社会福祉課　障害福祉スタッフ　℡　０５５８－７２－９８６３

⑦ 離職等で住宅にお困りの方

◎　住居確保給付金

利用の条件	65 ページ掲載の住居確保給付金と同じ
問合せ先	社会福祉課　地域福祉スタッフ　　℡　０５５８－７２－９８６２

⑧ 地震などの災害に備えたい方

◎　わが家の専門家診断事業

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築された既存木造住宅
補助額等	専門家（静岡県耐震診断補強相談士）による無料の耐震診断を実施
問合せ先	建設部　都市計画課　　℡　０５５８－８３－５２０６

◎　伊豆市木造住宅耐震補強助成事業（補強計画一体型）

利用の条件	・伊豆市内において、昭和 56 年５月 31 日以前に建築又は建築中であった木造住宅で、耐震補強計画策定・耐震補強工事を一体となって実施する事業
補助額等	１棟ごとに当該工事に要する経費と 100 万円とを比較して、いずれか少ない額（ただし、条件により最大 135 万円）
問合せ先	建設部　都市計画課　　℡　０５５８－８３－５２０６

◎　伊豆市耐震シェルター・防災ベッド設置事業費助成金

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築又は工事着手があった現在居住している木造住宅で、耐震診断の総合評価の構造評点が 1.0 未満かつ耐震補強工事を行っていない住宅の１階部分に設置する住宅の所有者又は使用者。 シェルター部分については 65 歳以上の高齢者のみで構成される世帯又は避難行動要支援者名簿記載者を含む世帯が住む住宅であること。
補助額等	耐震シェルター　補助対象経費の 1/2 以内(限度額 12 万 5000 円) 防災ベッド　補助対象経費の 1/2 以内(限度額１基につき 10 万円)
問合せ先	建設部　都市計画課　　℡　０５５８－８３－５２０６

◎　ブロック塀等撤去・改善事業

利用の条件	・住宅または事業所等から伊豆市地域防災計画に定める避難所および避難地等へ至る私道を除く経路に面するブロック塀を撤去または改善する工事（ブロック塀等の造り替えは対象外）
補助額等	【除却】 ブロック塀等の撤去に要する経費と、塀等の長さに１ｍにつき２万円を乗じた額を比較していずれか少ない額の 2/3 以内(限度額 26 万 6000 円) 【建替え】(フェンス等設置) フェンス等の設置に要する経費と、フェンス等の長さに１ｍにつき３万 8400 円を乗じた額を比較していずれか少ない額の 1/3 以内（限度額 16 万 6000 円） 【建替え】(生垣等設置) 生垣等の設置に要する経費と、生垣の長さに１ｍにつき３万 8400 円円を乗じた額を比較していずれか少ない額の 2/3 以内（限度額 33 万 3000 円
問合せ先	建設部　都市計画課　　℡　０５５８－８３－５２０６

◎　建築物耐震診断事業

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築された木造住宅以外の既存建築物
補助額等	耐震診断に要する経費 2/3 以内（面積による限度額あり）
問合せ先	建設部　都市計画課　　℡　０５５８－８３－５２０６

◎　建築物補強計画策定事業

利用の条件	・既存建物（延床面積 1000 平方メートル以上で、かつ、原則として地上３階建て以上の耐火又は準耐火構造のものであって、既存木造住宅以外の補強計画の策定
補助額等	計画に要する経費 2/3 以内（面積による限度額あり）
問合せ先	建設部　都市計画課　　℡　０５５８－８３－５２０６

◎　がけ地近接等危険住宅移転事業

利用の条件	・静岡県知事が指定した土砂災害特別警戒区域の住宅の除去工事に係る経費及び移転に伴い借入が生じた場合
補助額等	危険住宅の除却等に要する経費（１戸当たり 97 万 5000 円を限度とする。）危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得を含む。以下「住宅建設等」という。）をするために要する資金を金融機関その他の機関（以下「金融機関等」という。）から借り入れた場合における当該借入金利子（年利率 8.5 パーセントを限度とする。）に相当する額の経費（建物にあっては 465 万円、土地取得にあっては 206 万円、敷地造成にあっては 60 万 8000 円を限度とし、市内に建設又は購入をする場合に限る。）
問合せ先	建設部　都市計画課　　℡　０５５８－８３－５２０６

◎　伊豆市老朽空家等除却支援事業補助金

利用の条件	【補助対象者】 ・空き家の所有者、相続人、敷地の所有者、管理者 【補助対象区域】 ・「商業地域」及び「第二種住居地域」内で、「上神戸、中神戸、下神戸、小坂、弁天、小山、桂町、遊覧町、本町、南町」のいずれか ・「地域生活地区」内で「土肥、八幡、青羽根」のいずれか ・「幹線道路沿道地区」の全域 【補助対象物件】 ・戸建て住宅（ただし、店舗等の用途を兼ねる場合は、居住部分の床面積が述べ床面積の４分の１以上のもの）
補助額等	（１）補助対象経費の２分の１以内　上限 300 万円　ただし、敷地が公用または公共の用に利用できると市長が認める土地で、解体後に市に土地を寄附する場合に限る （２）補助対象経費の２分の１以内　上限 50 万円
問合せ先	建設部　都市計画課　　℡　０５５８－８３－５２０６

⑪ 山村地域に定住する方

◎　　山村定住資金（リフォーム）

利用の条件	69 ページ掲載の山村定住資金（リフォーム）と同じ

伊豆の国市の制度

① 住宅を新築・購入したい方

◎　新築住宅及びリフォーム助成事業　リフォームにも利用可

利用の条件	・市民が市内施工業者(要・事前登録)に発注する 20 万円以上の新築・増改築 ・リフォーム等工事を対象とする。工事着手前に伊豆の国市商工会へ申請が必要。 ・市税に滞納がないこと。
補助額等	対象は、市民が市内に所有または新たに建築しようとする個人住宅 併用住宅や共同住宅は、自己の居住に供する部分(賃貸住宅を除く) 工事経費の 15%(新築は最高 40 万円、リフォームは 20 万円。補助額は全額、市内登録店で利用できる商品券にて支給)
問合せ先	伊豆の国市商工会　　℡　０５５－９４９－３０９０ 産業部　商工課　　℡　０５５－９４８－１４１５

④ 設備を充実させたい方

◎　新エネルギー機器等導入事業費補助金

利用の条件	・市内に自ら居住し、又は実績報告書提出までに居住する予定の市内の住居(賃貸借を除く)に新規で補助対象機器を設置しようとする方(補助対象機器が設置されている新築の住宅を購入する方を含む) ・過去に、市から同種の補助金等の交付を受けたことがない方 ・市税を滞納していない方
補助額等	すべて対象機器設置費用の 10/10 以内 太陽光発電システム （太陽電池モジュールの公称最大出力とパワーコンディショナの定格出力を比較して低い方の出力１kwh につき、２万円を乗じた額。上限６万円） 家庭用燃料電池（エネファーム)(上限５万円) 定置用リチウムイオン蓄電池システム（上限５万円） ビークル・トゥ・ホームシステム(V2H)（上限５万円） 家庭用エネルギー管理システム(HEMS)（上限１万円）
問合せ先	市民環境部　環境政策課　℡　０５５８－７６－８００２

◎　合併処理浄化槽設置整備事業費補助金

利用の条件	・新規に合併処理浄化槽を設置する方又は単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ設置替えをする方。 ・伊豆の国市内であって、次のいずれかに該当する区域に設置をする方。 （１)伊豆の国市公共下水道全体計画区域外の区域 （２)伊豆の国市公共下水道全体計画区域内の区域であって、令和８年度までに公共下水道の整備が見込まれない区域 ・住宅用であること（別荘、マンション等は不可)。 ・市税を滞納していない方。
補助額等	５人槽 16.6(20.6)万円、　７人槽 20.7(25.7)万円、 10 人槽 27.4(34.2)万円　(　)内は単独処理浄化槽から設置替えの場合
問合せ先	市民環境部　廃棄物対策課　℡　０５５８－７６－８００１

◎　生活扶助世帯に対する水洗便所等設置費補助金

利用の条件	・処理区域内に住宅を所有し、その住宅に居住している生活扶助世帯 ・くみ取り便所を水洗便所に改造する工事 ・し尿浄化槽を廃止し、公共下水道に接続する工事
補助額等	19 万２千円
問合せ先	都市整備部　下水道課　℡　０５５－９４８－２９２０

⑥ 高齢者や障害のある方

◎　介護保険の住宅改修

利用の条件	64 ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ
補助額等	64 ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ
問合せ先	健康福祉部　長寿介護課　℡　０５５８－７６－８００９

◎　日常生活用具給付等事業（伊豆の国市障害者等の住宅改修費給付事業）

利用の条件	市内に住所を有し、以下のいずれかに該当する方 （１）下肢機能の障害の程度が１級から３級までの者 （２）体幹機能の障害の程度が１級から３級までの者 （３）乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）の程度が１級から３級までの者 （４）乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（上肢機能障害に限る。）の程度が１級及び２級の者（特殊便器の取付を行う者に限る。） （５）視覚障害の程度が１級及び２級の者 （６）上記に掲げる者と同程度の難病患者である者
補助額等	住宅改修に要した費用の額の 100 分の 90 に相当する額 非課税世帯においては 100 分の 100 100 分の 90 に相当する額が 18 万円を超えるときは 18 万円を限度額とする。非課税世帯は、限度額 20 万円
問合せ先	健康福祉部　障がい福祉課　℡　０５５８－７６－８００７

◎　家庭内家具等固定推進事業

利用の条件	市内に住所を有し、以下のいずれかに該当する方 （１）65 歳以上の者のみで構成されている世帯 （２）身体障害者福祉法第 15 条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（障害の級別が１級又は２級の者に限る。）と同居する世帯 （３）療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けた者（障害の程度がＡの者に限る。）と同居する世帯 （４）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（障害等級が１級又は２級の者に限る。）と同居する世帯 （５）介護保険法第７条第３項又は第４項に規定する要介護者又は要支援者と同居する世帯
補助額等	家具６台まで市が負担
問合せ先	総務部 危機管理課　℡　０５５－９４８－１４８２

⑦ 離職等で住宅にお困りの方

◎　住居確保給付金

利用の条件	65 ページ掲載の住居確保給付金と同じ
問合せ先	福祉事務所　くらし相談窓口　℡　０５５８－７６－８０１２

⑧ 地震などの災害に備えたい方

◎　わが家の専門家診断事業

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築された既存木造住宅
補助額等	専門家（静岡県耐震診断補強相談士）による無料の耐震診断を実施
問合せ先	総務部 危機管理課　℡　０５５－９４８－１４８２

◎　木造住宅耐震補強助成事業　（補強計画一体型）

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築された木造住宅で、精密診断を実施して補強計画を策定した上で、耐震補強をする工事。ただし、補強により耐震評点が 0.3 以上向上し、かつ、補強後の耐震評点が 1.0 以上となること。
補助額等	耐震補強計画策定費及び工事費の 80％と 100 万円（高齢者世帯は工事費の 80％と 120 万円）とを比較して少ない額。 ※耐震補強工事を行う際、一定の基準を満たす場合は在宅避難促進割増として補助額 15 万円を上乗せ。
問合せ先	総務部 危機管理課　℡　０５５－９４８－１４８２

◎　ブロック塀等耐震化促進事業

利用の条件	・ブロック塀等の撤去又は緊急輸送路、避難路、避難地等沿いに面するブロック塀等を安全な塀に改善する工事
補助額等	撤去事業：事業に要する経費と市が定めた基準とを比較していずれか少ない額の 2/3 以内。10 万円/１敷地までを限度とする。 改善事業：事業に要する経費と市が定めた基準とを比較していずれか少ない額の 1/3 以内。25 万円/１敷地までを限度とする。
問合せ先	総務部　危機管理課　℡　０５５－９４８－１４８２

◎　建築物耐震診断事業

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築された木造住宅以外の既存建築物
補助額等	事業に要する経費と市が定めた基準とを比較していずれか少ない額の 2/3 以内。
問合せ先	総務部 危機管理課　℡　０５５－９４８－１４８２

◎　建築物補強計画策定事業

利用の条件	次のいずれかの要件を満たす建築物であって、耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものを、地震に対して安全な構造とするための補強計画の策定 （１）災害時に重要な機能を果たす建築物又は災害時に多数の者に危険が及ぶおそれのある建築物であって、延べ床面積が 1000 ㎡（幼稚園、保育所にあっては 500 ㎡）以上であり、かつ、原則として３階以上であるなど倒壊した場合に周辺の市街地に及ぼす影響が大きく、地震に対して安全な構造とする旨の特定行政庁による勧告又は建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく指導を受けた建築物 （２）静岡県耐震改修促進計画に規定する耐震診断義務付け対象道路（緊急輸送路等）沿いの既存耐震不適格建築物
補助額等	事業に要する経費と市が定めた基準とを比較していずれか少ない額の 2/3 以内。 耐震診断義務付け対象道路にあっては、事業に要する経費と市が定めた基準とを比較していずれか少ない額の 5/6 以内。
問合せ先	総務部　危機管理課　℡　０５５－９４８－１４８２

◎　建築物耐震化助成事業

利用の条件	・静岡県耐震改修促進計画に規定する耐震診断義務付け対象道路（緊急輸送路等）沿いの既存耐震不適格建築物で、耐震診断の結果を受け、耐震補強若しくは建替えにより地震に対して安全な構造とする工事又は全部を除却する工事
補助額等	耐震診断義務付け対象道路沿いにあっては、事業に要する経費と市が定めた基準とを比較していずれか少ない額の 4/5 以内。
問合せ先	総務部 危機管理課　℡　０５５－９４８－１４８２

◎　耐震シェルター・防災ベッド設置事業

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築又は工事着手があった現在居住している木造住宅で、耐震診断の総合評価の構造評点が 1.0 未満かつ耐震補強工事を行っていない住宅の１階部分に耐震シェルター又は防災ベッドのいずれかを設置するもの。 ・耐震シェルターについては 65 歳以上の高齢者のみで構成される世帯又は避難行動要支援者名簿記載者を含む世帯が住む住宅であること。
補助額等	耐震シェルター 補助対象経費の１/２以内（限度額 12 万 5000 円） 防災ベッド 補助対象経費の１/２以内（限度額１基につき 15 万円）
問合せ先	総務部 危機管理課　℡　０５５－９４８－１４８２

◎　家庭内家具等固定推進事業　（再掲、155 ページ参照）

◎　がけ地近接危険住宅移転事業

利用の条件	現に居住している住宅であって、がけ地の崩壊等による危険が著しいため、次のいずれかに該当する区域が指定された際にその区域に存していた住宅若しくは建築工事中であった住宅又はこれらの区域に存する住宅のうち建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、市長が各種法令に基づく是正勧告等を行ったもの （１）静岡県建築基準条例第３条の規定により指定した災害危険区域 （２）同条例第 10 条の規定により建築を制限している区域 （３）土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第９条の規定に基づき県知事が指定した土砂災害特別警戒区域
補助額等	危険住宅の除却等に要する経費：１戸当たり 80 万 2000 円を限度 危険住宅に代わる住宅の建設又は購入をするために要する資金を金融機関等から借り入れた場合における当該借入金利子（年利率 8.5 パーセントを限度とする。）に相当する額：建物にあっては 457 万円、土地取得にあっては 206 万円、敷地造成にあっては 59 万 7000 円を限度
問合せ先	総務部 危機管理課　℡ ０５５－９４８－１４８２

函南町の制度

①　住宅を新築・購入したい方

◎　函南町勤労者住宅建設資金利子補給　リフォームにも利用可

利用の条件	函南町に自ら居住する住宅を建築（購入含む。）、増改築し又は宅地、マンションを購入する勤労者
利子補給金額	年間３万円
利子補給期間	５年間
問合せ先	労働金庫田方支店　℡　０５５８－７６－５１１１

②　住宅をリフォームしたい方

◎　函南町商工会リフォーム助成事業

利用の条件	・函南町に住民登録を有し、町税等を滞納していない町民 ・リフォーム助成事業登録施工業者を利用し自己の居住する店舗、住宅等に関してのリフォームを行う方（一部対象外工事あり） ・木造住宅の場合、昭和 56 年６月以降に建築され、又は工事に着手した住宅とする。ただし、昭和 56 年５月以前の住宅でも耐震診断を行い耐震性のある住宅及び耐震補強済の住宅は対象とする ※事業期間中、同一建物・同一申請者につき１回限りとする
補助額等	工事費総額（税抜）５万円以上の 20%（上限 20 万円）
問合せ先	函南町商工会　℡　０５５－９７８－３９９５

④　設備を充実させたい方

◎　函南町住宅用太陽光発電システム等設置事業費補助金

利用の条件	自ら居住し、または居住する予定の町内の住宅に、太陽光発電システム・家庭用蓄電池システムを設置すること（システムが設置されている新築の住宅を購入する場合も含む。） ※新築・既築住宅を対象とする
補助額等	（１）住宅用太陽光発電システム 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計キロワット数に１万円を乗じた額（上限５万円） （２）家庭用蓄電池システム 蓄電容量の合計キロワット時数に１万円を乗じた額（上限５万円）
問合せ先	環境衛生課　℡　０５５－９７９－８１１２

◎　函南町雨水浸透施設・雨水貯留施設設置費補助金

利用の条件	町内の敷地面積が 1000 ㎡未満の住宅(併用住宅及び共同住宅を含む。)に雨水浸透・貯留施設を設置する方 （１）雨水浸透施設　※建築面積に応じ、補助対象基数に制限あり 設置対象区域は、急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地及び法面の安定性を損なう恐れのある区域を除いた町内全域 （２）雨水貯留施設 住宅１棟につき１基かつその貯留容量が 100ℓ以上のもの
補助額等	（１）雨水浸透施設 Ａ型：当該工事に要する経費の額又は６万円のいずれか少ない額 Ｂ型：当該工事に要する経費の額又は５万円のいずれか少ない額 （２）雨水貯留施設 浄化槽転用型：当該工事に要する経費の 1/2 以内の金額又は８万円のいずれか少ない額 簡易貯留型：当該工事に要する経費の 1/2 以内の金額又は５万円のいずれか少ない額
問合せ先	都市計画課　℡　０５５－９７９－８１１７

◎　函南町合併処理浄化槽設置事業費補助金

利用の条件	・下水道計画区域外及び田代地区農業集排水処理区域外に 10 人槽以下の浄化槽を設置する方 ・専用住宅であること（別荘は対象外）
補助額等	５人槽　新設　17 万 7000 円　設置替え　22 万 1000 円 ７人槽　新設　20 万 4000 円　設置替え　25 万 4000 円 10 人槽　新設　25 万 8000 円　設置替え　32 万 2000 円
問合せ先	上下水道課　℡　０５５－９７９－８１１８

◎　函南町水洗便所改造資金あっ旋及び利子補給制度

利用の条件	・下水道処理区域内における建築物の所有者又は占用者 ・下水道処理区域となった日から３年以内に、汲み取り便所を水洗便所に改造して公共下水道に接続する工事又は、浄化槽を廃止して公共下水道に接続する工事。ただし、新築や家の全面改築と同時にする切替工事は対象外 ・住民税、固定資産税、下水道受益者負担金・分担金及び下水道使用料を滞納していない方 ・融資を受けた資金の償還能力を有し、連帯保証人がいる方
融資限度額	一件につき 10 万円以上 100 万円以内（借家の場合は 200 万円）
利子補給率	融資利率については、町と金融機関が契約した利率 融資利率の３％（年利）までは町が利子を負担
返済期間等	返済期間は 12 か月・24 か月・36 か月・48 か月・60 か月 （返済方法は、貸し付けの翌月から元金均等償還）
問合せ先	上下水道課　℡　０５５－９７９－８１１８

⑥　高齢者や障害のある方

◎　介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給

利用の条件	要介護（要支援）認定を受けている在宅の方が、現に居住する住宅について、定められた種類の改修工事を行った時は住宅改修費を支給する （事前申請が必要）
支給限度額	対象費用の９割もしくは８割もしくは７割（限度額 20 万円）
問合せ先	福祉課　℡　０５５－９７９－８１２６

◎　函南町重度障害者等日常生活用具給付事業

利用の条件	・下肢、体幹機能障害若しくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する方で、障害等級３級以上の方。（ただし特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害２級以上）又は視覚障害２級以上のもの。難病患者等にあっては、下肢又は体幹機能に障害があるもの ・障害者又は障害児の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの（事前申請が必要）
補助額等	原則対象費用の９割（限度額 20 万円）
問合せ先	福祉課　℡　０５５－９７９－８１２７

◎　函南町重度身体障害者住宅改造費補助

利用の条件	・身体障害１、２級（下肢若しくは体幹又は視覚障害）の方 ・前年分の所得税額 12 万円以下の世帯に属する方。ただし、定められた種類の改修工事に限る（事前申請が必要）
補助額等	対象経費の 3/4 以内（限度額 20 万円）
問合せ先	福祉課　℡　０５５－９７９－８１２７

◎　家具転倒防止事業

利用の条件	65 歳以上の一人暮らし高齢者・高齢者のみ世帯・障害者世帯等 （自分自身かつ家族等にお願いできない方）
実施方法	町内委託業者により無料で家具転倒防止器具設置工事を実施
問合せ先	総務課　℡　０５５－９７９－８１０２

⑦　離職等で住宅にお困りの方

◎　住居確保給付金

利用の条件	65 ページ掲載の住居確保給付金と同じ
問合せ先	函南町社会福祉協議会　℡　０５５－９７８－９２８８

⑧　地震などの災害に備えたい方

◎　わが家の専門家診断事業

利用の条件	昭和 56 年５月 31 日以前に建築又は工事中であった木造住宅
実施方法	専門家（静岡県耐震診断補強相談士）による無料の耐震診断を実施
問合せ先	都市計画課　℡　０５５－９７９－８１１７

◎　函南町ブロック塀等耐震化促進事業

利用の条件	住宅や事業所等から避難所や避難地等へ至る私道を除く経路又は住宅から学校まで通学に使用する私道を除く経路
補助額等	（１）撤去事業 事業に要する経費と撤去するブロック塀等の長さ１ｍにつき２万円を乗じた額とを比較して、いずれか少ない額の 2/3 以内 （限度額 26 万 6000 円/１敷地） （２）建替え事業 事業に要する経費と建替えをするブロック塀等の長さ１ｍにつき５万 8380 円を乗じた額とを比較して、いずれか少ない額の 2/3 以内 （限度額 59 万 9000 円/１敷地）
問合せ先	都市計画課　℡　０５５－９７９－８１１７

◎　函南町建築物耐震診断事業

利用の条件	昭和 56 年５月 31 日以前に建築又は工事中であった建築物で木造住宅以外の住宅又はマンションの耐震診断
補助額等	１棟ごとに、事業に要する経費と町が定める基準額とを比較して、いずれか少ない額の 2/3 以内
問合せ先	都市計画課　℡　０５５－９７９－８１１７

◎　函南町耐震シェルター・防災ベッド設置事業費補助金

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築又は工事着手があった現在居住している木造住宅で、耐震診断の総合評価の構造評点が 1.0 未満かつ耐震補強工事を行っていない住宅の１階部分に耐震シェルター又は防災ベッドのいずれかを設置するもの ・耐震シェルターについては、65 歳以上の高齢者のみで構成される世帯又は避難行動要支援者名簿記載者を含む世帯が住む住宅であること
補助額等	（１）耐震シェルター 補助対象経費の 1/3 以内（限度額８万 3000 円） （２）防災ベッド 補助対象経費の 1/3 以内（限度額１基につき 10 万円）
問合せ先	都市計画課　℡　０５５－９７９－８１１７

◎　函南町木造住宅除却事業

利用の条件	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築又は工事中であった空き家を除く木造住宅の全てを撤去（耐震診断の結果評点が 1.0 未満の住宅に限る。）
補助額等	事業に要する経費の 23％と１戸につき 30 万円とを比較して、いずれか少ない額
問合せ先	都市計画課　℡　０５５－９７９－８１１７

◎　函南町がけ地近接危険住宅移転事業補助金

利用の条件	次のいずれかの区域に存する既存不適格住宅又はこれらの区域に存する住宅のうち、建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、静岡県知事又は町長が是正勧告等を行ったもの （１）静岡県建築基準条例第３条の規定により県知事が指定した災害危険区域 （２）静岡県建築基準条例第 10 条の規定により建築を制限している区域 （３）土砂法第９条の規定に基づき県知事が指定した土砂災害特別警戒区域 （４）土砂法第４条第１項に定められた基礎調査を完了し、（３）の区域に指定される見込みのある区域 （５）事業着手時点で過去３年間に災害救助法の適用を受けた区域
補助額等	（１）建物除却費補助 97 万 5000 円（除却費用に対する一部補助） （２）敷地造成費補助 60 万 8000 円（借入金利子に対する一部補助） （３）建物建設費補助 465 万円　　（借入金利子に対する一部補助） （４）土地取得費補助 206 万円　　（借入金利子に対する一部補助）
問合せ先	都市計画課　℡　０５５－９７９－８１１７

⑨ 災害で被害にあった方

◎　災害援護資金貸付金

利用の条件	自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する貸付け
融資限度額	療養に要する期間がおおむね１か月以上で世帯主の負傷がある場合、 次のいずれか （１）住宅が半壊した場合 270 万円 （２）住宅が全壊した場合 350 万円 世帯主の負傷がない場合、次のいずれか （１）住宅が半壊した場合 170 万円 （２）住宅が全壊した場合 250 万円　※（３）の場合を除く （３）住宅の全体が滅失若しくは流失した場合 350 万円
融資利率等	（１）据置期間中は無利子、据置期間経過後は延滞の場合を除き年３％ （２）償還は年賦償還（又は半年賦償還） （３）償還方法は元利均等償還
返済期間	10 年（据置期間はそのうち３年）
問合せ先	福祉課　℡　０５５－９７９－８１２６

清水町の制度

④ 設備を充実させたい方

◎　清水町家庭用蓄電池等設置費補助金

利用の条件	・次のいずれかの設備の設置であること。 （１）家庭用蓄電池システム （蓄電池の設置と併せて太陽光発電システムを設置、または既に太陽光発電システムが設置されていること。） （２）家庭用燃料電池コジェネレーション ・個人の住居専用の建築物への設置であること。 ・町に居住もしくは居住予定で町税等に滞納がないこと。
補助額等	（１）一律５万円 （２）一律４万円
問合せ先	くらし安全課　生活環境係　℡　０５５－９８１－８２１６

◎　水洗便所改造工事費補助制度

利用の条件	・供用開始日から３年以内に下水道に接続する改造工事を行う方 ・町税、受益者負担金等の滞納がない方
補助額等	改造工事に要した経費の６％以内（限度額３万円）
問合せ先	都市計画課　下水道業務係　℡　０５５－９８１－８２２２

◎　水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給制度

利用の条件	・供用開始日から３年以内に下水道に接続する改造工事を行う方 ・町税、受益者負担金等の滞納がない方 ・連帯保証人がいる方
融資限度額	10 万円以上 100 万円以内
融資利率等	町が利息全額を負担
返済期間	３年以内
問合せ先	都市計画課　下水道業務係　℡　０５５－９８１－８２２２

⑥ 高齢者や障害のある方

◎　介護保険の住宅改修

利用の条件	・要介護（要支援）認定を受けている方が、現に居住する住所地の住宅について、定められた種類の改修工事を行った時は、住宅改修費を支給する（事前申請が必要）。
補助額等	工事対象支給限度額 20 万円を上限として利用者負担分を除いた額
問合せ先	福祉介護課　介護保険係　℡　０５５－９８１－８２１３

◎　清水町重度障害者等日常生活用具給付制度

利用の条件	・満年齢 18 歳以上で下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動障害に限る。）を有する方で、身体障害者３級以上の方（ただし特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害２級以上）難病患者等にあっては、下肢又は体幹機能に障害のある方 ・満年齢 18 歳未満で下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動障害に限る。）を有する学齢児以上の身体障害児で、身体障害者３級以上の方（ただし特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害２級以上）
補助額等	20 万円
問合せ先	福祉介護課　障害福祉係　℡　０５５－９８１－８２０４

◎　清水町家具転倒防止事業

利用の条件	・満 65 歳以上の方のみで構成されている世帯 ・障害等のある方（障害手帳等の交付を受けている者）がいる世帯 ・母子家庭世帯
事業内容	無料で家具転倒防止金具を取り付け（１世帯当たり家具４品を限度）
問合せ先	くらし安全課　防災対策係　℡　０５５－９８１－８２０５

⑦ 離職等で住宅にお困りの方

◎　住居確保給付金

利用の条件	・65 ページ掲載の住居確保給付金と同じ
申込窓口	清水町社会福祉協議会　℡　０５５－９８１－１６６５ 東部健康福祉センター　℡　０５５－９２０－２０７８
問合せ先	清水町社会福祉協議会　℡　０５５－９８１－１６６５

⑧ 地震などの災害に備えたい方

◎　わが家の専門家診断事業

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築された既存木造住宅
事業内容	専門家（静岡県耐震診断補強相談士）による無料の耐震診断を実施
問合せ先	都市計画課　計画指導係　℡　０５５－９８１－８２２５

◎　清水町木造住宅耐震補強助成事業（補強計画一体型）

利用の条件	・補強計画策定及び耐震補強事業 昭和 56 年５月 31 日以前に建築された、既存木造住宅（同日において工事中であった木造住宅を含む）で、耐震診断の結果、総合評点が 1.0 未満であった耐震評点が、耐震補強工事を行った後に 1.0 以上となり、かつ、評点が 0.3 ポイント以上となる補強計画の策定及び耐震補強工事 ・補強計画策定事業 耐震補強計画策定後にやむを得ず耐震補強工事を断念し、耐震補強計画の策定のみ実施（耐震シェルター若しくは防災ベッドを設置する高齢者世帯等）
補助額等	（１）100 万円/戸以内（耐震補強工事費の８割が限度、高齢者世帯等※の場合は 120 万円/戸以内）※高齢者世帯等とは以下に示す世帯 ア　65 歳以上の方のみが居住する世帯 イ　身体障害者手帳（１級又は２級）の交付を受けた者が居住する世帯 （２）１棟ごとに、当該事業に要する経費と次に定める基準額とを比較していずれか少ない額の 10/10 以内 ア　14 万 4000 円/戸（図面あり） （わが家の専門家診断事業未実施の場合 15 万 4000 円） イ　25 万 9000 円/戸（図面なし） （わが家の専門家診断事業未実施の場合 26 万 9000 円）
問合せ先	都市計画課　計画指導係　℡　０５５－９８１－８２２５

◎　清水町木造住宅建替助成事業

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築された、既存木造住宅（同日において工事中であった木造住宅を含む）で、耐震診断の結果、総合評点が 1.0 未満であった既存建築物を建替えるために除却工事を実施する場合
補助額等	事業に要する経費の 23%以内（限度額 40 万円）
問合せ先	都市計画課　計画指導係　℡　０５５－９８１－８２２５

◎　清水町木造住宅移転事業

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築された、既存木造住宅（同日において工事中であった木造住宅を含む）で、耐震診断の結果、総合評点が 1.0 未満であった既存建築物を除却し、耐震性のある住宅へ移転する場合
補助額等	事業に要する経費と 10 万円を比較して、いずれか少ない額
問合せ先	都市計画課　計画指導係　℡　０５５－９８１－８２２５

◎　清水町ブロック塀等耐震改修促進事業

利用の条件	・次のいずれかに該当すること。 （１）撤去事業 地震発生時に倒壊又は転倒の危険性のあるブロック塀等を撤去する場合 （２）改善事業 地震発生時に倒壊又は転倒の危険性のあるブロック塀等を県の耐震基準を満たした安全な塀等に改善する場合
補助額等	（１）撤去事業 事業費と撤去するブロック塀等の長さ１ｍにつき２万円を乗じた額のいずれか少ない額の 2/3 以内（限度額 26 万 6000 円/１敷地） （２）改善事業 事業費と撤去するブロック塀等の長さ１ｍにつき 3 万 8400 円を乗じた額のいずれか少ない額の 1/3 以内（限度額 16 万 6000 円/１敷地）
問合せ先	都市計画課　計画指導係　℡　０５５－９８１－８２２５

◎　清水町民間建築物吹付けアスベスト対策事業費補助金

利用の条件	・町内にある民間建築物に吹付けられたアスベスト(綿状のもの)の除去、封じ込め、囲い込み又は建築物の除去(アスベスト対策部分に限る)の工事
補助額等	除去等に要する費用に 2/3 を乗じた額 (限度額 120 万円、千円未満の端数は切捨て)
問合せ先	都市計画課　計画指導係　℡　０５５－９８１－８２２５

◎　清水町建築物耐震診断事業

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築又は工事中であった木造住宅以外の住宅又は建築物の耐震診断
補助額等	１棟ごとに、事業に要する経費と町が定める基準額を比較して、いずれか少ない額の 2/3 以内（千円未満の端数は切捨て） ア　1000 ㎡未満　　1 ㎡当たり 2000 円 イ　1000 ㎡～2000 ㎡　1 ㎡当たり 1500 円 ウ　2001 ㎡以上　　1 ㎡当たり 1000 円
問合せ先	都市計画課　計画指導係　℡　０５５－９８１－８２２５

◎　清水町木造住宅耐震シェルター設置事業

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築された、木造住宅（同日において工事中であった木造住宅を含む。２階建て以下）で、耐震診断の結果 1.0 未満であったもの
補助額等	耐震シェルターの設置に要する経費（購入費、運搬費及び設置費に限る。）の 1/2 以内　（一般世帯６万 2000 円、高齢者世帯 12 万 5000 円を限度）
問合せ先	都市計画課　計画指導係　℡　０５５－９８１－８２２５

◎　清水町防災ベッド購入助成事業

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築された、木造住宅（同日において工事中であった木造住宅を含む。）で、耐震診断の結果 1.0 未満であったもの
補助額等	防災ベッドの購入に要する費用（組立、輸送及び付属品にかかる経費を含む。）の 1/2 以内　(20 万円を限度)
問合せ先	都市計画課　計画指導係　℡　０５５－９８１－８２２５

◎　清水町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金

利用の条件	・次のいずれかの区域に存する既存不適格住宅又はこれらの区域に存する住宅のうち、建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、静岡県知事又は町長が是正勧告等を行ったもの。 ア　静岡県建築基準条例第３条の規定により県知事が指定した災害危険区域 イ　静岡県建築基準条例第 10 条の規定により建築を制限している区域 ウ　土砂法第９条の規定に基づき県知事が指定した土砂災害特別警戒区域
補助額等	（１）建物除却費補助　80 万 2000 円（除却費用に対する一部補助） （２）敷地造成費補助　59 万 7000 円（借入金利子に対する一部補助） （３）建物建設費補助　457 万円　（　〃　） （４）土地取得費補助　206 万円　（　〃　）
問合せ先	都市計画課　計画指導係　℡　０５５－９８１－８２２５

長泉町の制度

① 住宅を新築・購入したい方

◎　長泉町勤労者住宅資金利子補給制度　リフォームにも利用可

利用の条件	・長泉町の区域内に自ら居住する住宅を建築（購入含む。）、増改築し、又は宅地を購入する勤労者であること。ただし、宅地の購入は、長泉町に１年以上居住又は町内の事業所に３年以上勤務している勤労者であること。 ・現に居住する市町村における市町村税を完納していること。 ※上記、２つの要件を備えている者 ※返済期間 10～40 年の融資が対象 ※その他、建築する住宅や購入する土地の面積要件あり
利子補給対象額	1500 万円
利子補給率	0.50%
利子補給期間	10 年
申込窓口	労働金庫三島支店　℡　０５５－９７３－９１１１
問合せ先	産業振興課　℡　０５５－９８９－５５１６

③ 空き家に移住・定住したい方

◎　空き家改修事業

利用の条件	・空き家等情報バンクに登録された物件のうち居住誘導区域内で１年以上空き家の住宅 ・改修後 10 年以上居住すること ・空き家の売買契約を締結した日から１年以内に申請をすること ・売買契約の当事者間が３親等以内の親族でないこと ・町税の滞納がないこと ・居住誘導区域内：長泉町立地適正化計画に定める一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスや公共施設などが持続的に確保されるよう居住を誘導する区域
補助額等	改修（水道/ガス/電気/トイレ/台所/風呂/内装/外装/屋根等の改修）にかかる経費の３分の１（上限額 100 万） ※子育て世帯または転入世帯　120 万円 　子育て世帯かつ転入世帯　　140 万円
問合せ先	建設計画課　℡０５５－９８９－５５２０

④　設備を充実させたい方

◎　長泉町サステナブル住宅支援事業費補助金

利用の条件	・町内に住所を有する者 ・自己が所有し居住する町内の住宅において、ZEH の認証を取得した者または、太陽光発電システム（３kw 以上 10kw 未満）等を自らが設置した若しくは購入した者 ・町税等に滞納がない者
補助額等	（１）ZEH　一律 30 万円 （２）ZEH+　一律 40 万円 （３）次世代 ZEH+　一律 50 万円 （４）次世代 HEMS　一律 50 万円 （５）太陽光発電システム　一律 10 万円 （６）家庭用蓄電池　一律 10 万円 （７）家庭用コージョネレーションシステム　一律 10 万円 （８）V2H 充放電設備　一律５万円 （９）電気自動車、プラグインハイブリット車　一律 10 万円 ※ZEH とは、住宅の省エネに向けた、環境省・国土交通省・経済産業省等の連携事業となります。 ※電気自動車、プラグインハイブリット車は V2H 充放電設備の設置が必須条件となります。
問合せ先	くらし環境課　℡０５５－９８９－５５１４

◎　長泉町生垣設置事業費補助金

利用の条件	・町内で住宅の用に供している土地で、建築基準法上の道路等に面した場所に設置し、設置後の生垣が管理できる方 ・生垣は延長２ｍ以上、植栽後の高さが 90 ㎝以上、延長１ｍあたり２本以上列状に植え込むもので、ブロック塀等との併設でないもの
補助額等	生垣の延長１ｍにつき 6000 円（限度額 10 万円）
問合せ先	工事管理課　℡　０５５－９８９－５５１８

◎　長泉町浄化槽設置費補助金

利用の条件	・申請時に長泉町民で、町税等に滞納が無い方 ・公共下水道計画決定区域外において、自らが生活の本拠とする住宅(店舗等併用を含む)の、みなし浄化槽、または、くみ取り便槽から合併処理浄化槽へ設置換えする方 （条件があるため要確認）
補助額等	（１）５人槽　41 万 4000 円（限度額） （２）６～７人槽　51 万 6000 円（限度額） （３）８～10 人槽　68 万 4000 円（限度額）
問合せ先	くらし環境課　℡０５５－９８９－５５１４

⑤ 子育て世代の方

◎　長泉町子育て世帯家賃低廉化事業補助金

利用の条件	・長泉町内で子育て世帯（※１）の居住の安定並びに賃貸住宅の空き部屋等の活用を推進するため、住宅の確保に困窮する子育て世帯が入居する子育て世帯専用賃貸住宅（※２）の家賃を低廉化する賃貸人に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する。 　なお、補助金の交付対象となる賃貸住宅に入居する子育て世帯は、低減された家賃負担で入居することができます。 （※１）18 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間にある子どもがいる世帯 （※２）住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の規定による住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録を受けた子育て世帯の専用賃貸住宅で、新築後５年以内の専用賃貸住宅を除く ・補助対象賃貸住宅 （１）補助対象区域（市街化区域）にあり、かつ、子育て世帯専用賃貸住宅として管理を開始してから 10 年以内の住宅とする。ただし、当該補助金の総額が限度額 480 万円を超えない場合に限り最長 20 年以内とする。 ・補助対象者 （１）補助対象者は、家賃の低廉化を行う補助対象賃貸住宅の賃貸人で、かつ、町税等に滞納がない者とする。 （２）（１）にかかわらず、次のいずれかに該当する入居者がいるときには、補助金は交付しない。 ア　政令月収が 15 万 8000 円を超えている者 イ　世帯構成、収入状況等の確認ができない者 ウ　補助金の交付申請時において町税等に滞納がある者 エ　生活保護法に規定する住宅扶助又は生活困窮者自立支援法に規定する生活困窮者住宅確保給付金を受給している者 オ　暴力団員の者 カ　住宅確保要配慮者居住支援協議会等が３年ごとに行う家賃低廉化の継続の審査により必要性がないと判断した者 キ　その他町長が不適当と認めた者
補助額等	入居している子育て世帯ごとに家賃月額と４万円を比較して、いずれか少ない額に管理月数を乗じた額
問合せ先	建設計画課　℡　０５５－９８９－５５２０

⑥ 高齢者や障害のある方

◎ 介護保険の住宅改修

利用の条件 補助額等	64 ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ
問合せ先	長寿介護課　℡　０５５－９８９－５５１１

◎　日常生活用具給付等事業
（居宅生活動作補助用具）

利用の条件	・満年齢 18 歳以上で下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する方であって、障害等級３級以上の方（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢機能障害２級以上の方）又は視覚障害２級以上の方。難病疾患者等にあっては下肢又は体幹機能に障害がある方（※１） ・満年齢 18 歳未満で下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する学齢児以上の身体障害児であって障害程度等級３級以上の方（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢機能障害２級以上の方）又は視覚障害２級以上の方。難病患者等にあっては下肢又は体幹機能に障害がある方（※） なお、住宅改修は、介護保険制度が優先されます。 ※難病等の障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度（医師の診断書、意見書等で確認）
補助額等	基準額（20 万円）の範囲内で原則１割は自己負担（所得制限あり）
問合せ先	福祉保険課　℡　０５５－９８９－５５１２

◎　長泉町重度身体障害者住宅改造費助成事業

利用の条件	・身体障害者手帳の交付を受けた下肢、体幹又は視覚の障害者で障害の程度が１、２級の方
補助額等	対象経費の 3/4 以内（限度額 75 万円） （世帯の前年度の所得等により助成制限があります。）
問合せ先	福祉保険課　℡　０５５－９８９－５５１２

◎　長泉町重度身体障害者防災用具購入費助成事業（防災ベッド）

利用の条件	・身体障害者手帳の交付を受け、常に就床を要する方
補助額等	対象経費のうち自己負担分１割を減じ、100 円未満を切り捨てた額（限度額 10 万円）
問合せ先	福祉保険課　℡　０５５－９８９－５５１２

⑦　離職者で住宅にお困りの方

◎　住宅確保給付金

利用の条件等	65 ページ掲載の住居確保給付金と同じ
問合せ先	東部健康福祉センター　℡　０５５－９２０－２０７９ 長泉町社会福祉協議会　℡　０５５－９８８－３９２０

⑧ 地震などの災害に備えたい方

◎　長泉町木造住宅耐震補強計画及び耐震補強工事事業

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築された木造住宅で、耐震診断の結果 1.0 未満の耐震評点が、耐震補強工事を行った後に 1.0 以上となり、かつ 0.3 以上となる補強計画の策定及び耐震補強工事
補助額等	計画と工事にかかる経費の５分の４以内の額 （１）一般世帯　　限度額 100 万円 （２）高齢者等世帯　限度額 120 万円 ※条件によっては上限額に加算があります。 ※令和７年度末で終了します。
問合せ先	建設計画課　℡　０５５－９８９－５５２０

◎　長泉町木造住宅除却支援事業

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築された、耐震診断の結果、耐震評点 1.0 未満である木造住宅の除却
補助額等	除却にかかる経費の 23%以内の額（限度額 30 万円） ※条件によっては上限額に加算があります。 ※過去に、耐震補強工事の補助金を受けた方は対象外です。 ※令和７年度末で終了します。
問合せ先	建設計画課　℡　０５５－９８９－５５２０

◎　長泉町既存建築物耐震性向上事業費補助金

利用の条件	昭和 56 年５月 31 日以前に建築された非木造住宅及び建築物の耐震診断
補助額等	1 棟ごとに、事業に要する経費と町が定める基準額とを比較して、いずれか少ない額の 2/3 以内（上限 200 万円）
問合せ先	建設計画課　℡　０５５－９８９－５５２０

◎　長泉町家具等転倒防止事業

利用の条件	町内に住所を有し、かつ、現に居住するもので、自ら家具を固定することが困難であり、次のいずれかに該当する世帯 ・高齢者世帯 ア　満 65 歳以上の方のみで構成された世帯 イ　満 65 歳以上及び 18 歳未満の方のみで構成された世帯 ・身体障害者手帳の交付を受けている方が属する世帯 ・要介護認定又は要支援認定を受けている方が属する世帯 ・自立支援医療受給者証（精神通院医療）の交付を受けている方が属する世帯 ・療育手帳の交付を受けている方が属する世帯 ・静岡県特定医療費の受給者証の交付を受けている方が属する世帯 ・母親及び 18 歳未満の子のみで構成された世帯または母親、18 歳未満の子及び満 65 歳以上の方のみで構成された世帯
補助額等	無料 １世帯当たり１回限りとし、対象となる家具等は４品まで
問合せ先	地域防災課　℡　０５５－９８９－５５０５

◎　長泉町ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金

利用の条件	・撤去事業 地震発生時に倒壊又は転倒の危険性のある道路等や公共施設に面したブロック塀等を撤去する場合 ・(１)改善事業(※緑化あり) 地震発生時に倒壊又は転倒の危険性のある道路等や公共施設に面したブロック塀等を撤去した後、植樹または植樹と安全なフェンス等に改善する工事 ※緑化あり　静岡県で定める緑のいえなみを整備する事業の基準を満たすもの ・(２)改善事業(緑化なし) 地震発生時に倒壊又は転倒の危険性のある道路等や公共施設に面したブロック塀等を撤去した後、安全なフェンス等に改善する工事
補助額等	(１)撤去事業 工事経費と撤去するブロック塀などの延長１メートルにつき２万円をかけた額を比較して、いずれか少ない額の３分の２以内の額（限度額 26 万 6000 円） (２)-ア　改善事業(※緑化あり) 工事経費と撤去するブロック塀などの延長１メートルにつき３万 8400 円をかけた額を比較して、いずれか少ない額の３分の２以内の額（限度額 33 万 3000 円） (２)-イ　改善事業(※緑化なし) 工事経費と撤去するブロック塀などの延長１メートルにつき３万 8400 円をかけた額を比較していずれか少ない額の３分の１以内の額（限度額 16 万 6000 円）
問合せ先	建設計画課　℡　０５５－９８９－５５２０

◎　長泉町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金

利用の条件	次のいずれかの区域に存する既存不適格住宅又はこれらの区域に存する住宅のうち、建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、静岡県知事又は町長が移転勧告等を行ったもの。 (１)静岡県建築基準条例第３条の規定により県知事が指定した災害危険区域 (２)静岡県建築基準条例第 10 条の規定により建築を制限している区域 (３)土砂法第９条の規定に基づき県知事が指定した土砂災害特別警戒区域
補助額等	(１)建物除却費補助 97 万 5000 円（除却費用に対する一部補助） (２)敷地造成費補助 60 万 8000 円（借入金利子に対する一部補助） (３)建物建設費補助 465 万円　（　〃　） (４)土地取得費補助 206 万円　（　〃　）
問合せ先	建設計画課　℡　０５５－９８９－５５２０

⑬ その他

◎　長泉町住宅地供給促進事業

利用の条件	・居住誘導区域内にある除却後に３区画以上（1 区画 165 ㎡以上）宅地分譲することを前提とした既存建築物を除却する工事 ・居住誘導区域内：長泉町立地適正化計画に定める一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスや公共施設などが持続的に確保されるよう居住を誘導する区域
補助額等	除却工事にかかる費用と基準額とを比較していずれか少ない額の３分の１（上限 200 万円）
問合せ先	建設計画課　℡　０５５－９８９－５５２０

◎　長泉未来人定住応援事業奨励金

利用の条件	・交付対象（次の１～３全てに該当する方） （１）高等学校等の卒業年度の末日以前、３年以上継続して町内に居住していた方 （２）令和５年度に大学等に入学した方（高等専門学校生については、令和５年度に４年生に進級した方） （３）大学等に入学した年度の４月１日時点で 25 歳未満の方 ・交付条件（次の１～３全てに該当する方） （１）大学等を卒業した月の翌月から２ヶ月以内に町内に住所を有し、５年以上継続して居住すること （２）大学等を卒業した月の翌月に正規雇用され７年を経過する日までに、正規雇用されていた期間が通算して５年以上あること （３）町税の滞納がないこと
補助額等	大学等を卒業した方　30 万円 短期大学、高等専門学校、専門学校を卒業した方　15 万円
問合せ先	こども未来課　℡０５５－９８９－５５７３

◎　長泉町定住のための新幹線通学支援補助金

利用の条件	１　交付対象（次の（１）～（５）全てに該当する方） （１）町内に在住し、高等学校等の卒業年度の末日以前、３年以上継続して町内に居住していた方 （２）大学等に入学した年度の４月１日時点で 25 歳未満の方 （３）「長泉未来人定住応援事業」の仮登録をしている方 （４）町内で実施される町が指定した事業に参加できる方 （５）本人及び世帯に滞納がない方 ２　対象となる定期券 JR 三島駅から原則として新幹線鉄道営業キロが片道 100 キロメートル以上の区間の新幹線通学定期券（品川以東又は掛川以西）新横浜駅を利用することに大学等が認めた新幹線通学定期券も対象とする
補助額等	１ヶ月２万円 ※新横浜駅を利用する方　１ヶ月　１万 7000 円
問合せ先	こども未来課　℡０５５－９８９－５５７３

小山町の制度

② 住宅をリフォームしたい方

◎　小山町民間賃貸住宅リフォーム助成金

利用の条件	・町内に賃貸住宅を所有し、経営している方 ・町税等を滞納していない方 ・昭和 56 年５月 31 日以後に建築された住宅 ・申請時点で空室であり、改修後に入居募集をする住宅 ・子育て世帯や、立地企業の従業員向けに住宅の機能を高める改修工事
補助額等	対象工事費用の 1/3（千円未満切り捨て） アパート：上限 10 万円 一戸建て：上限 20 万円
問合せ先	人口政策推進課　℡　０５５０―７６―６１５９

③ 空き家に移住・定住したい方

◎　小山町空き家活用・流動化促進助成金

利用の条件	・町内に定住することを目的に空き家を取得した方 ・町税等を滞納していない方 ・取得した空家の改修工事又は建て替え目的の解体工事 ・工事完了後、小山町に住民登録し５年以上居住すること
補助額等	対象工事費用の 1/2　　（千円未満切り捨て） 改修工事：上限 30 万円（若者世帯※40 万円） 解体工事：上限 50 万円（若者世帯※60 万円） ※若者世帯とは 18 歳未満のこどもがいる又は夫婦ともに 39 歳以下の世帯
問合せ先	人口政策推進課　℡　０５５０―７６―６１５９

◎　小山町移住・就業支援金

利用の条件	61 ページ掲載の移住・就業支援金と同じ
問合せ先	人口政策推進課　℡　０５５０―７６―６１５９

④ 設備を充実させたい方

◎　小山町住宅用太陽光発電システム・住宅用太陽熱利用システム設置費補助金交付制度

利用の条件	・未使用品の補助対象機器を町内の住宅に設置、又は同機器の設置された町内の新築の住宅を購入した方で、当該住宅に自ら居住し、町税等に滞納がない方 ・太陽光発電システムは、電力会社との太陽光発電設備の系統連系に伴う電力受給に関する契約を締結するもの ・太陽熱利用システムは、財団法人ベターリビングの優良住宅部品（ＢＬ部品）の認定を受けたもの
補助額等	太陽光発電システム　５万円 太陽熱利用システム　２万 5000 円
問合せ先	住民福祉部　くらし環境課　℡　０５５０－７６－６１３０

◎　小山町合併処理浄化槽設置奨励事業補助金交付制度

利用の条件	・下水道計画区域外に 10 人槽以下の浄化槽を設置する方 ・合併処理浄化槽からの入替設置は対象外（詳細は窓口まで） ・設置する建物が、専用住宅若しくは併用住宅（居住部分が 1/2 以上）であること（ただし別荘は対象外） ・町税等を滞納していない方
補助額等	５人槽　　33 万 2000 円 ６～７人槽　41 万 4000 円 ８～10 人槽　54 万 8000 円
問合せ先	住民福祉部　くらし環境課　℡　０５５０－７６－６１３０

⑤ 子育て世代の方

◎　小山町第１子サポート給付金

利用の条件	・令和５年４月１日後に出生した第１子の保護者 ・町税等を滞納していない方 ・保護者、第１子ともに町内に住民登録されていること
補助額等	定額５万円（多胎児はこども１人あたり５万円）
問合せ先	人口政策推進課　℡　０５５０―７６―６１５９

◎　小山町遠距離通学定期券購入助成金

利用の条件	・小山町から鉄道乗車距離で片道 50 ㎞以上となる通学をしている方 ・町税等の滞納の無い方
補助額等	通学定期券購入費の 1/2（百円未満切り捨て） 上限３千円／月
問合せ先	人口政策推進課　℡　０５５０―７６―６１５９

⑥ 高齢者や障害のある方

◎　介護保険の住宅改修

利用の条件	64 ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ
問合せ先	住民福祉部　福祉長寿課　℡０５５０－７６－６６６９

◎　日常生活用具給付事業

利用の条件	・小山町に住所を有する方 ・下肢、体幹機能障害若しくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する方であって障害等級３級以上の方（ただし、特殊便器への取り替えは、上肢障害２級以上の方）又は視覚障害２級以上の方。難病患者等にあっては、下肢又は体幹機能に障害がある方 ・上記の方の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの
補助額等	20 万円
問合せ先	住民福祉部　福祉長寿課　℡０５５０－７６－６６６１

◎　小山町高齢者住宅改修費助成事業

利用の条件	・小山町に住所を有し、かつ以下のすべてに該当する方 ・介護保険法による保険給付の対象とならない 65 歳以上の高齢者 ・既存住宅の浴室、便所、玄関、廊下等の住宅設備を当該高齢者の生活に適するよう改修することにより、要介護状態になることを防止できると認められる方
補助額等	対象経費の 1/2 以内（一戸につき１回限りかつ限度額 10 万円）
問合せ先	住民福祉部　福祉長寿課　℡０５５０－７６－６６６９

◎　小山町家庭内家具等転倒防止推進事業

利用の条件	・家具の固定数は、寝室.居間の家具を優先し、２台以上５台まで ・町内に住所を有し住所登録のある世帯（利用は１回限り）
補助額等	固定作業費の補助(高齢者のみ世帯は 10 分の９。一般世帯は家具等の数による自己負担を差し引いた額。）及び固定金具
問合せ先	危機管理局　℡　０５５０－７６－５７１５

⑦ 離職等で住宅にお困りの方

◎　住居確保給付金

利用の条件	65 ページ掲載の住居確保給付金と同じ
補助額等	小山町社会福祉協議会　℡　０５５０－７６－９９０６ 東部健康福祉センター　℡　０５５－９２０－２０７８
問合せ先	東部健康福祉センター　℡　０５５－９２０－２０７８

⑧ 地震などの災害に備えたい方

◎　わが家の専門家診断事業

利用の条件	昭和 56 年５月 31 日以前に建築された既存木造住宅
補助額等	専門家(静岡県耐震診断補強相談士)による無料の耐震診断を実施
問合せ先	都市基盤部　都市整備課　℡　０５５０－７６－６１３７

◎　小山町木造住宅耐震補強助成事業（計画工事一体型）

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築された既存木造住宅で、耐震性を向上させるために補強計画と補強工事を一体的に行い、耐震診断の評点が、1.0 未満のものを 1.0 以上に補強する工事 (耐震補強後に評点が 1.0 以上となり、かつ評点が 0.3 以上あがる補強工事に限る)
補助額等	１戸ごとに、当該事業に関する経費と限度額 100 万円とを比較して、いずれか少ない額。高齢者世帯等の場合は限度額 120 万円。(いずれも耐震補強工事費の８割を限度とする。) また、在宅避難促進割増の諸条件（耐震評点 0.7 未満のものを補強後の評点 1.2 以上とし、家具の固定を行うなど）を満たすものについては 15 万円を限度額に上乗せ。 ※高齢者世帯等とは以下に示す世帯 （１）65 歳以上の者のみで構成する世帯 （２）身体障害者手帳（１級又は２級）の交付を受けた者が居住する世帯 （３）介護保険法による要介護者又は要支援者が居住する世帯 （４）療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が居住する世帯
問合せ先	都市基盤部　都市整備課　℡　０５５０－７６－６１３７

◎　小山町既存建築物耐震性向上事業

利用の条件	昭和 56 年５月 31 日以前に建築された建築物の耐震診断
補助額等	耐震診断に係る経費と町が定める基準額を比較して、いずれか少ない額の 2/3 以内(千円未満の端数は切捨て) （１）非木造戸建住宅　面積要件無し　13 万 6000 円 （２）（１）以外の建物 ア延床面積 1000 ㎡未満の部分　1 ㎡当たり 3670 円 イ延床面積 1000 ㎡～2000 ㎡の部分　1 ㎡当たり 1570 円＋A ウ延床面積 2001 ㎡以上の部分　1 ㎡当たり 1050 円＋B
問合せ先	都市基盤部　都市整備課　℡　０５５０－７６－６１３７

◎ 小山町ブロック塀等耐震改修事業費補助金

利用の条件	撤去事業　地震発生時に倒壊又は転倒の危険性のあるブロック塀等を撤去する場合
補助額等	撤去事業　補助対象経費又は１ｍにつき 8900 円を乗じた額を比較していずれか少ない額の 1/2 以内（限度額 10 万円/１敷地）
問合せ先	都市基盤部　都市整備課　℡　０５５０－７６－６１３７

◎ 小山町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金

利用の条件	次のいずれかの条件にあてはまる住宅 （１）静岡県建築基準条例第３条で指定された災害危険区域内に建っている住宅 （２）静岡県建築基準条例第 10 条に基づく、建築を制限している区域内に建っている住宅で、昭和 29 年 3 月 31 日以前に建てられたもの （３）県知事が指定した土砂災害特別警戒区域に建っている住宅 （４）上記（１）（２）（３）の区域内に建っている住宅で、自然災害により安全上の支障が生じ、建築基準法に基づく是正勧告を受けた住宅
補助額等	建物除去費補助　78 万円（除却費用に対する一部補助） 敷地造成費補助　58 万円（借入金利子に対する一部補助） 建物建設費補助　366 万円（　　〃　　） 土地取得費補助　206 万円（　　〃　　）
問合せ先	都市基盤部　都市整備課　℡　０５５０－７６－６１３７

◎　小山町防災ベッド購入事業補助金

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築された木造住宅の所有者又は使用者 耐震診断の評価が 1.0 未満の住宅の１階部分に防災ベッドを設置する者
補助額等	県が開発した防災ベッドの購入費用（組立・輸送及び付属品経費含む）の５分の４以内（千円未満切捨て） 限度額　１人１台 20 万円
問合せ先	危機管理局　℡　０５５０－７６－５７１５

⑩住宅金融支援機構との連携に関する助成制度

◎　フラット 35 地域連携型

利用の条件	・小山町空き家活用・流動化促進助成金の交付対象となる方
補助額等	フラット 35 の借入金利から年率 0.25%の金利引き下げ（10 年間）
問合せ先	人口政策推進課　℡　０５５０―７６―６１５９

⑫結婚に伴い住居費や転居費用を必要とする方

◎　小山町結婚新生活支援補助金

利用の条件	・令和５年３月１日以後に結婚し、町内に住民登録をしている方 ・夫婦の合算所得が 500 万円未満で、町税等を滞納していない方 ・結婚を機に同居するための住宅を新たに購入又は賃借している方 ・新居の購入費・家賃・敷金・礼金・業者へ支払った引越費用など※
補助額等	夫婦ともに 39 歳以下：上限 30 万円 夫婦ともに 29 歳以下：上限 60 万円 ※住宅手当や他の公的補助を受けた金額は除く
問合せ先	人口政策推進課　℡　０５５０―７６―６１５９

静岡市の制度

①　住宅を新築・購入したい方

◎　静岡ヒノキ・スギの家推進事業　リフォームにも利用可

利用の条件	・市内で木造住宅を新築・建替又は増改築する方 ・構造材提供の場合、市内の県産材取扱業者で製材されたもので、かつ、市内の「大工・工務店、建築士」によって建築と施工監理がなされること ・主要構造材に「市産材」を 60%以上使用することなど内装材提供の場合、市内の県産材取扱業者で製材・加工されたもので、かつ、市内の「大工・工務店、建築士」によって建築と施工監理がなされることなど
補助額等	ヒノキ又はスギの柱・土台及び内装材を提供 構造材提供の場合、１棟当たり上限 100 本で、金額換算：新築・建替え 30 万円以内、増改築 10 万円以内 内装材提供の場合、金額換算：新築・建替え・増改築 10 万円以内
申込窓口	オクシズ材活用協議会　℡　０５４－２７１－７２８８
問合せ先	農林水産部　中山間地振興課　℡　０５４－２９４－８８０７

◎　静岡市版 ZEH 建築等事業補助金交付事業　改修工事にも利用可

利用の条件	・静岡市内に ZEH を新築する方 ・静岡市内の既存住宅を ZEH に改修する方 ・建売住宅の ZEH を購入する方(新築に限る) ※すべて自ら居住するための住宅であること。 ※市内に本社、本店がある工務店等が建築・施工をすること。 ・BELS の評価において「ゼロエネ相当」もしくは「ZEH」と表示された戸建住宅であること。(※BELS…建築物の省エネルギー性能を表示する第三者認証制度) ・本市の市税を滞納していないこと。
補助額等	補助対象設備の設置又は改修に要する経費の２分の１(上限 30 万円)
問合せ先	環境局　環境創造課　グリーン政策推進係 ℡　０５４－２２１－１０７７

②　空き家に移住・定住したい方

◎　中山間地域移住者用住宅改修事業補助金交付制度

利用の条件	・静岡市中山間地域空き家情報バンクに登録された住宅の所有者が移住者のために住宅を改修する場合、または移住した方が当該住宅を改修する場合。(補助の対象となる中山間地域には制限があります)
補助額等	【旧安倍６村、両河内地区】 改修に係る費用の 9/10(限度額 100 万円) 【上記以外の中山間地域】 改修に係る費用の 1/2(限度額 100 万円)
問合せ先	農林水産部　中山間地振興課　℡　０５４－２９４－８８０５

◎　中山間地域移住者テレワーク等就業環境整備事業補助金制度

利用の条件	・市内中山間地に移住した方が、テレワーク及び起業のために就業環境整備として住宅の一部を改修する場合。(補助の対象となる中山間地域には制限があります)
補助額等	改修に係る費用の 1/2(限度額 50 万円)
問合せ先	農林水産部　中山間地振興課　℡　０５４－２９４－８８０５

◎　中山間地域移住報奨金

利用の条件	・空き家情報バンクを利用して市内中山間地域に移住後６月経過した方が、地域振興につながる活動等を実施した場合。(補助の対象となる中山間地域には制限があります) ※(１)報奨金の交付を受けた方には５項目の遵守事項が発生します。 ※(２)補助の対象となる中山間地域には制限があります。
補助額等	構成員が１人である世帯　　最高４万円／年×５年 構成員が２人以上である世帯　　最高８万円／年×５年 (加算額)中学生未満の子ども　最高４万円／１人(上限３人)×５年
問合せ先	農林水産部　中山間地振興課　℡　０５４－２９４－８８０５

◎　中山間地域空き家片付け事業補助金

利用の条件	・静岡市中山間地域空き家情報バンクに登録された住宅の所有者が、住宅に係る家財道具等の処分、清掃等を行う場合。(補助の対象となる中山間地域には制限があります)
補助額等	片付けに係る費用の 1/2(限度額 10 万円)
問合せ先	農林水産部　中山間地振興課　℡　０５４－２９４－８８０５

◎　移住・就業補助金

利用の条件	【主な対象者】いずれにも該当することが必要 ・移住する直前の 10 年間のうち、通算５年以上東京 23 区内に在住していた方、または通算５年以上東京圏(東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県)の条件不利地域以外の地域に在住し、かつ東京 23 区へ通勤していた方 ・移住する直前に、連続して１年以上東京 23 区内に在住していた方、または連続して１年以上東京圏の条件不利地域以外の地域に在住し、かつ東京 23 区内へ通勤していた方 ※通学期間も対象期間として加算可能です。 ※条件不利地域についてはお問い合わせください。 【主な条件】 ・補助金申請時に、移住後３ヵ月以上１年以内であること ・静岡市に、補助金申請日から５年以上継続して居住する意思があること 【このほか、下記のいずれかの要件を満たすことが必要】 就業に関する要件・起業に関する要件・専門人材に関する要件 テレワークに関する要件・関係人口に関する要件 ※要件の詳細については、お問い合わせください。
補助額等	【単身での移住の場合】　　60 万円 【２人以上の世帯での移住の場合】100 万円 ※令和５年４月１日以降の移住で、18 歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18 歳未満の者１人につき 100 万円が加算されます。
問合せ先	産業政策課　企画係　℡　０５４－３５４－２１８５

③　設備を充実させたい方

◎　雨水貯留浸透施設設置への助成制度

利用の条件	・公共下水道全体計画区域内で、住宅等の敷地へ雨水浸透ますや貯留タンクを設置したり、下水道の整備により不用となった浄化槽を雨水貯留施設に転用する場合、その費用の一部を市が助成します。 ・市内の一部で制度を利用できない地区があります。事前にお問い合わせください。
補助額等	設置費の 2/3(限度額は下記のとおり) 雨水浸透ます(A型・浸透管併用)　　5 万 7000 円/基 雨水浸透ます(B型・浸透ます単体)　2 万 8000 円/基 雨水貯留タンク(200 リットル以上)　3 万円 雨水貯留タンク(400 リットル以上)　6 万円 不用浄化槽転用施設　　10 万円/基
問合せ先	(葵・駿河区)下水道部下水道維持課排水設備係 ℡　０５４－２７０－９２３５ (清水区)下水道部下水道事務所排水設備係 ℡　０５４－３５４－２７４４

◎ 浄化槽設置事業補助金

利用の条件	・下水道や農業集落排水施設が整備されていない地域(一部の地域を除く。)において、既設の単独処理浄化槽またはくみ取り便槽から合併処理浄化槽へ付け替える方(その他条件がありますので、事前にお問い合わせください。)
補助額等	33 万 2000 円～104 万 8000 円(人槽等により異なります)
問合せ先	廃棄物対策課　℡　０５４－２２１－１２６４

◎　水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給

利用の条件	・市指定の取扱金融機関から、公共下水道への切り替え工事に必要な資金を無利子で借りることができます。制度の利用を希望される方は、静岡市から指定を受けた工事店に切り替え工事を申し込むと同時に融資の申請をしてください。(ただし、以下の条件を全て満たす方が対象です。) (1)処理区域内の建物の所有者、もしくは占有者であること。 (2)下水道事業受益者負担金及び市税(市民税、固定資産税)の滞納がないこと。 (3)連帯保証人がいること。 (4)新築、法人でないこと。
融資限度額	工事費の範囲内で 200 万円まで(1 万円単位)
融資利率等	無利子
返済方法	元金均等月賦償還　期間は選択可能(12、24、36、48、60 か月)
申込窓口	(葵・駿河区) 下水道部下水道維持課排水設備係　℡　０５４－２７０－９２３５ (清水区) 下水道部下水道事務所排水設備係　℡　０５４－３５４－２７４４
問合せ先	下水道部　下水計画課　下水道接続推進係 ℡　０５４－２７０－９２０６

④　子育て世代の方

◎　特定優良賃貸住宅子育て支援事業（家賃減額補助金）

利用の条件	静岡市が認定している特定優良賃貸住宅に入居する世帯のうち、下記条件をすべて満たす世帯が対象 ・補助対象入居期間は最大、令和７年３月 31 日まで ・新たに特定優良賃貸住宅に入居する世帯 ・小学校６年生までの子どもを扶養している世帯 ・所得月額が市で定める範囲内であること
補助額等	家賃と入居者負担額との差額を補助 ※補助は大家さんに対して行います。入居者は家賃から補助額を差引いた入居者負担額を支払います。 ※補助額は、住宅、部屋によって異なります。
問合せ先	建築部　住宅政策課　住まいまちづくり係 ℡　０５４－２２１－１５９０

⑤　高齢者や障害のある方

◎　介護保険の住宅修理

利用の条件 補助額等	64 ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ
問合せ先	葵区役所　高齢介護課　℡　０５４－２２１－１１８０ 駿河区役所　高齢介護課　℡　０５４－２８７－８６７９ 清水区役所　高齢介護課　℡　０５４－３５４－２１１０ 健康福祉部　介護保険課　℡　０５４－２２１－１３７４

◎　日常生活用具給付等事業

利用の条件	・介護保険制度の非該当の方で、以下のいずれかに該当する方が対象 （１）下肢、体幹若しくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能に障害（移動機能障害に限る）を有し、これらの障害を合算した身体障害者手帳の障害等級が３級以上の方 （２）視覚に障害を有し身体障害者手帳の障害等級が２級以上の方 （３）下肢、体幹又は視覚に障害を有する難病の方（別途医師の診断書が必要） ・手すりの取付、床段差の解消、滑り止め及び移動の円滑化等のための床又は通路面材料の変更、引き戸等への扉の変更、洋式便器等への取替、その他住宅改修に付帯して必要となる住宅改修
補助額等	用具の購入費及び改修工事費（限度額 20 万円）
問合せ先	健康福祉部　障害者支援推進課　℡　０５４－２２１－１５８７

◎ あんしん住まい助成制度(高齢者・身体障害者住宅改造費補助金)

利用の条件	・日常生活に支障のある 65 歳以上の要介護認定を受けた高齢者や下肢、体幹を含む肢体不自由１、２級又は視覚障害１、２級の身体障害者手帳のある方が、住み慣れた住宅で安心して生活できるよう、日常生活に支障のある住宅の部分を改造する工事が対象(段差解消、手すり取り付け、便所(和式⇒洋式)、浴槽のまたぎの深さの軽減など) ・所得制限あり(世帯の所得税額が 39 万 7000 円以下) ・高齢者は介護保険の住宅改修制度の利用が優先(併用も可)
補助額等	高齢者：補助対象改造費(上限 100 万円)の 5/10～10/10 身体障害者：補助対象改造費(上限 100 万円)の 2/4～4/4 ※補助率は、世帯の所得税額により決定
申込窓口	静岡市社会福祉協議会 (葵・駿河区)　℡　０５４－２４９－３１８３ (清　水　区)　℡　０５４－３７１－０３０５
問合せ先	健康福祉部　高齢者福祉課　℡　０５４－２２１－１２０１ 健康福祉部　障害者支援推進課　℡　０５４－２２１－１５８７

◎　家具等固定推進事業

利用の条件	・高齢者のみの世帯、重度障害者等のいる世帯が、家具等の固定を行う工事 ・事業者に委託することにより施工し、建築士、建築大工技能士又は静岡県耐震診断補強相談士等が施工後の確認をすること。
補助額等	工事費用の 2/3(限度額１万 2000 円)
問合せ先	建築部　建築指導課　℡　０５４－２２１－１１２４

◎　高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業(家賃減額補助金)

利用の条件	静岡市が認定している高齢者向け優良賃貸住宅に入居する方は、下記の条件をすべて満たす世帯が対象 ・60 歳以上の方 ・入居時に自立した生活を営むことができる方 ・確実な連帯保証人がある方 ・所得月額が市で定める範囲内であること
補助額等	家賃と入居者負担額との差額を補助 ※補助は大家さんに対して行います。入居者は家賃から補助額を差引いた入居者負担額を支払います。 ※補助額は、住宅、部屋、入居者の所得によって異なります。 ※管理期間終了に伴い、補助も終了します。
問合せ先	建築部　住宅政策課　℡　０５４－２２１－１５９０

⑥　離職等で住宅にお困りの方

◎　住居確保給付金

利用の条件	65 ページ掲載の住居確保給付金と同じ
問合せ先	健康福祉部　福祉総務課　℡　０５４－２２１－１３７０

⑦　地震などの災害に備えたい方

◎　わが家の専門家診断事業

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築された既存木造住宅
補助額等	専門家(静岡県耐震診断補強相談士)による無料の耐震診断を実施
問合せ先	建築部　建築指導課　℡　０５４－２２１－１１２４

◎　木造住宅耐震事業

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築(着工)された既存木造住宅で、耐震診断の結果、耐震評点が 1.0 未満のものを 1.0 以上に補強する工事(ただし耐震評点が 0.3 以上上がる工事に限る)
補助額等	限度額 100 万円(補強計画策定と補強工事に係る経費の８割) ※条件によっては限度額 115 万円
問合せ先	建築部　建築指導課　℡　０５４－２２１－１１２４

◎　ブロック塀等耐震化促進事業

利用の条件	・撤去事業　避難路、通学路沿い等の倒壊又は転倒する危険性のあるブロック塀等を撤去する工事 ・改善事業　緊急輸送路、避難地沿い等のブロック塀等を改善する工事
補助額等	撤去事業　工事に要する経費と基準額を比較して、いずれか少ない額の 2/3 以内(限度額 10 万円)※基準額　２万円/m 改善事業　工事に要する経費と基準額を比較して、いずれか少ない額の 2/3 以内(限度額 25 万円)※基準額　３万 8400 円/m
問合せ先	建築部　建築指導課　℡　０５４－２２１－１１２４

◎　民間建築物吹付アスベスト対策事業

利用の条件	・除去等工事　吹付けアスベストが施工されている民間建築物
補助額等	分析調査：建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられた建材に含有しているアスベストの有無の分析及び調査 除去等：建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられたアスベストを除去、封じ込め、または囲い込む措置をする事業 分析調査：分析調査に要する経費(限度額：25 万円／棟) 除去等：アスベスト除去等工事に要する経費(建築物を除却する場合にはアスベストの除去等に要する経費に限る)の 1/3 以内(上限:60 万円/敷地)
問合せ先	建築部　建築指導課　℡　０５４－２２１－１２６７

◎ 非木造住宅耐震診断事業

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築(着工)された非木造住宅
補助額等	(戸建) 事業に要する経費と 13 万 6000 円を比較して、いずれか少ない額の 2/3 以内 (戸建以外) 事業に要する経費と基準額を比較して、いずれか少ない額の 2/3 以内
問合せ先	建築部　建築指導課　℡　０５４－２２１－１１２４

◎　がけ地近接危険住宅移転事業

利用の条件	・次のいずれかの条件にあてはまる住宅 （１）静岡県建築基準条例第３条で指定された災害危険区域内に建っている住宅で、区域指定前に建てられたもの （２）静岡県建築基準条例第 10 条に基づく、建築を制限している区域内に建っている住宅で、昭和 29 年３月 31 日以前に建てられたもの （３）県知事が指定した土砂災害特別警戒区域内に建っている住宅で、区域指定前に建てられたもの （４）（３）に掲げる区域に指定される見込みのある区域 （５）上記（１）～（４）の区域内に建っている住宅で、自然災害により安全上の支障が生じ、市長が移転勧告、是正勧告、避難指示等を行った住宅
補助額等	建物除去費補助　97 万 5000 円（除却費用に対する一部補助） 敷地造成費補助　60 万 8000 円（借入金利子に対する一部補助） 建物建設費補助　465 万円　（借入金利子に対する一部補助） 土地取得費補助　206 万円　（借入金利子に対する一部補助）
問合せ先	建築部　住宅政策課　住まいまちづくり係 ℡　０５４－２２１－１５９０

◎　建築物耐震診断事業・建築物補強計画策定事業・建築物耐震補強事業

利用の条件	・建築物耐震診断事業： 昭和 56 年５月 31 日以前に建築（着工）された建築物の所有者等が行う耐震診断 ・建築物補強計画策定事業： 昭和 56 年５月 31 日以前に建築（着工）された建築物のうち、以下の条件を満たすものの所有者等が行う耐震補強計画 （１）災害時に重要な機能を果たす建築物や災害時に多数の者に危険が及ぶおそれのある建築物及びマンション （２）原則として、階数が３階以上で延べ面積 1000 ㎡以上であり、倒壊した場合に周囲の市街地に及ぼす影響が大きいもの （３）耐震診断により Is 値が 0.6 未満と判定された建築物を 0.6 以上とする補強計画を作成するもの
	建築物耐震補強事業： 昭和 56 年５月 31 日以前に建築（着工）された建築物のうち、建築物補強計画策定事業の条件を満たす建築物において所有者等が行う耐震補強工事
補助額等	建築物耐震診断事業： 当該事業に要する経費と基準額を比較して、いずれか少ない額の 2/3 以内 建築物補強計画策定事業： 当該事業に要する経費と基準額を比較して、いずれか少ない額の 2/3 以内（上限額 419 万円） 建築物耐震補強事業： 当該耐震補強工事に要する費用の 23％と延べ床面積に５万 1200 円/㎡（マンションの場合は、５万 200 円/㎡、免震工法等の特殊な工法による場合は、８万 3800 円/㎡）を乗じた額の 23％を比較していずれか少ない額の 2/3 以内
問合せ先	建築部　建築指導課　℡　０５４－２２１－１１２４

◎　耐震シェルター整備事業

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築(着工)された既存木造住宅で、耐震診断の結果、住宅の耐震評点が 1.0 未満であること。 ・高齢者のみが居住している木造住宅
補助額等	工事に要する経費の 1/2 以内(限度額 12 万５千円)
問合せ先	建築部　建築指導課　℡　０５４－２２１－１１２４

◎　既成宅地防災施設設置費助成制度

利用の条件	・人家裏山などが急傾斜地であり、崩壊により住居が倒壊する危険性があるもの ・開発目的でないもの ・保全人家４戸以下で県の急傾斜地崩壊対策事業の対象とならないもの ※詳しくはお問い合わせください
補助額等	一戸あたりにかかる費用の 1/2 以内(限度額 500 万円)
問合せ先	土木部　建設政策課　℡　０５４－２２１－１４４６

◎　狭あい道路拡幅整備事業

利用の条件	次のすべての条件にあてはまる方 (１)宅地の接する道路が静岡市の管理する幅員 1.8m以上の道かつ建築基準法第 42 条第２項の道路であること。 (２)後退用地を市に寄付して頂くこと。
補助額等	敷地の測量費と寄附地の舗装費は市が負担します。 補助額は撤去費の 2/3(限度額は下記のとおり) フェンス・塀・門の撤去費　1200～2400 円/m ブロック塀の撤去費　2650～4400 円/m 樹木の撤去費　800～4600 円/本 生垣の撤去費　1800 円/m 擁壁の撤去費　3700～8400 円/m その他、新設(フェンス・塀等)の補助や隅切り奨励金等があります。
問合せ先	建築部　建築指導課　℡　０５４－２２１－１２３８

◎ 感震ブレーカー設置費助成制度

利用の条件	・静岡市内に住宅(既存)を所有または居住している個人 (賃貸目的の住宅への設置は、当該住宅の居住者のみ) ・静岡市内に住宅(一戸建て住宅に限る)を新築する個人 ・一世帯に一回限り
補助額等	感震ブレーカーの購入及び設置に必要な経費(税込)の 2/3 以内 (補助限度額は２万 5000 円)
問合せ先	危機管理総室　℡　０５４－２２１－１２４１

⑫結婚に伴い住居費や転居費用を必要とする方

◎　静岡市結婚新生活支援補助金

利用の条件	以下の全てに該当すること ・令和５年４月１日～令和６年３月31日の間に婚姻届を提出し受理された夫婦 ・婚姻日において、夫婦がともに39歳以下であること ・令和４年分の夫婦の所得を合算した額が500万円未満であること ※令和４年中に貸与型奨学金を返済している場合には、返済額を所得から控除できます。 ・申請時において、夫婦が静岡市内で同居していること ・補助金の交付を受けた日から１年以上、申請に係る住宅に定住する意志があること ・過去に夫婦の一方又は双方が本補助金の交付を受けていないこと ・市町村民税の滞納がないこと
補助対象経費	新規の住宅賃借費用(敷金、礼金、仲介手数料、同居開始月の賃料・共益費) 新規の住宅購入費用(建物代のみ) 新規のリフォーム費用(修繕、増改築、設備更新費) 婚姻に伴う引越し費用
補助額等	補助対象経費のうち、夫婦ともに39歳以下の世帯は30万円まで。 (このうち、夫婦ともに29歳以下の世帯は60万円まで) ※予算がなくなり次第終了となります。
問合せ先	子ども未来局　青少年育成課　℡　０５４－３５４－２６１４

島田市の制度

① 住宅を新築・購入したい方

◎　島田市地域木材利用促進事業費補助金事業

利用の条件	以下のすべてに該当する方 ・島田市に登録した特定建築業者(島田市内の建築業者)により市内に住宅を新築する方 ・自己の居住用住宅として新築する方 ・居住面積 50 ㎡以上の住宅で【居室、専用の玄関、専用の台所、浴室、便所】の設備を全て有するもの ・木材総使用量に占める大井川流域産材使用量の割合が 45%以上のもの ・住宅の主要構造部すべてに木材を使用するもの ・市税等の滞納が無いこと
補助額等	(大井川流域産材の使用量 15 ㎥)未満…20 万円 (大井川流域産材の使用量 15 ㎥)以上…50 万円
問合せ先	農林整備課　℡　０５４７－３６－７１６５

③ 空き家に移住・定住したい方

◎　島田市空き家改修等事業費補助金

利用の条件	以下のすべてに該当する方 ・島田市空き家バンク(川根地区に限る)に登録されていること ・所有者と利用者が賃貸借契約を締結していること ・利用者が５年以上その住宅に住むこと ・所有者と利用者が生計を一にしていないこと又は三親等以内の親族でないこと ・島田市内に事業所のある事業者が施工すること
補助額等	水道、ガス、電気、トイレ、風呂、内装、外装、屋根の改修、家財道具の搬出・廃棄、屋内、屋外の清掃に要する経費が対象 補助対象経費の 1/2 以内の額で上限 30 万円(中学生以下の子と同居する場合は 50 万円)
問合せ先	建築住宅課　℡　０５４７－３６－７１９３

◎　島田市特定空き家解体事業費補助金

利用の条件	以下のすべてに該当する方 ・空き家の所有者又は相続人 ・倒壊など保安上の危険があり周辺に悪影響を及ぼしているとして市が特定空き家に認定していること ・対象の空き家が市内に所在していること ・市内の業者に解体工事を発注すること
補助額等	特定空き家の解体に要する経費の 4/5 の額(上限 30 万円)
問合せ先	建築住宅課　℡　０５４７－３６－７１９３

◎　島田市空き家解体事業費補助金

利用の条件	以下のすべてに該当する方 ・空き家の所有者又は相続人 ・昭和 56 年５月 31 日以前に建築され、又は同日において工事中であった耐震性のない木造の一戸建ての住宅又は併用住宅 ・人が現に居住していない住宅 ・市内の業者に解体工事を発注すること
補助額等	空き家の解体に要する経費の 23/100 の額(上限 30 万円) ただし、空き家の相続人又は相続により空き家の所有者となった者が被相続人の死亡日から起算して３年を経過する日までに被相続人が死亡の直前まで居住していた当該空き家に係る空き家解体事業を完了した場合は上限 50 万円
問合せ先	建築住宅課　℡　０５４７－３６－７１９３

◎　島田市中古住宅購入奨励金

利用の条件	以下のいずれかに該当する方 (１)昭和 56 年６月１日以後に新耐震基準で建築された中古住宅を購入する場合に助成 (２)昭和 56 年５月 31 日以前に建築された耐震性のない中古住宅の場合は耐震補強工事が必要 ※交付対象者が入居者の所有する島田市内の住宅に居住している場合は交付対象外
補助額等	基本額：中古住宅購入費用の 1/2 を現金で上限 30 万円。 加算額： (１)中古住宅改修費用の 1/2 を現金で上限 20 万円。 ただし、改修工事を施工する事業者は島田市内に本店、支店又は事業所を有するものが対象 (２)世帯の中学生以下の子供と同居する場合、島田市金券で 10 万円 (３)居住誘導区域に存する中古住宅を購入する場合、島田市金券で 10 万円 (４)市外からの移住者に島田市金券で 10 万円
問合せ先	建築住宅課　℡　０５４７－３６－７１９３

④ 設備を充実させたい方

◎　島田市住宅用省エネルギー設備設置費補助金

利用の条件	・住宅用省エネルギー設備(定置型リチウムイオン蓄電池・家庭用燃料電池)を市内の住宅に導入する住民に対し補助 ・(定置型リチウムイオン蓄電池を設置する方のみ)太陽光発電設備が設置されている又は同時設置される方 ・設置前の申請が必要
補助額等	定置型リチウムイオン蓄電地　10 万円 家庭用燃料電池　５万円
問合せ先	環境課　℡　０５４７－３６－７１４５

◎　島田市雨水浸透施設設置費補助金

利用の条件	都市計画区域内(地すべり指定地除く)の住宅及び敷地面積 1000 平方メートル未満の集合住宅、事務所、店舗等に降った雨水を当該建築物の敷地内で地中に浸透させる施設を設置する方
補助額等	下記の区分に応じ、設置する雨水浸透施設の基数に３万円を乗じた額を上限とする。 屋根面積：160 ㎡未満・・・２基まで 160 ㎡以上・・・４基まで
問合せ先	都市政策課　℡　０５４７－３６－７１７９

◎　島田市合併処理浄化槽設置補助金

利用の条件	公共下水道事業認可区域を除く全市域のうち、延べ面積の１/２以上を住宅の用に供する建物に 10 人槽以下の浄化槽を設置する者
補助額等	※補助額等については、年度により変更する場合あり。 新設等　　15 万円(上限) 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への付替え ５人槽　33 万 2000 円(上限) ７人槽　41 万 4000 円(上限) 10 人槽　54 万 8000 円(上限) くみ取り便槽から合併処理浄化槽への付替え ５人槽　33 万 2000 円(上限) ７人槽　41 万 4000 円(上限) 10 人槽　54 万 8000 円(上限) ※単独処理浄化槽、くみ取り便槽からの付替えについては、 宅内配管工事費　30 万円(上限)と単独処理浄化槽撤去費または、くみ取り便槽撤去費　９万円(上限)が追加で交付されます。 (注)建物の新設又は増改築に伴い、既設の単独処理浄化槽またはくみ取り便槽を合併処理浄化槽に付替える場合は、新設(補助額 15 万円)扱いとなります。
問合せ先	下水道課　℡　０５４７－４５－３３５８

◎　島田市水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給金

利用の条件	以下のすべてに該当する方 ・公共下水道処理区域内における建築物の所有者又は占有者(法人は除く) ・供用開始日から、くみ取便所を改造する場合は３年以内、排水設備を改造する場合は６月以内に当該工事を完了できる方 ・市税及び下水道事業受益者負担金等の滞納がない方
融資限度額	当該工事費の範囲内で 100 万円を限度
利子補給率等	借入利息のうち年 1.0%を超える部分
返済期間	融資を受けた月の翌月から 48 月以内
申込窓口	市内金融機関
問合せ先	下水道課　℡　０５４７－３５－７７１８

◎　島田市公共下水道接続工事費補助金

利用の条件	以下のすべてに該当する方 ・公共下水道供用開始区域内の土地の所有者又は当該土地に存する建築物の所有者若しくは居住者 ・供用開始日から６月以内に当該工事を完了できる方 ・次のすべての要件を満たす合併処理浄化槽を廃止して公共下水道への接続工事を行うもの (１)処理対象人員が 10 人以下 (２)島田市合併処理浄化槽設置補助金の交付を受けて設置された合併処理浄化槽でないこと。 ・下水道事業受益者負担金等の滞納がない方
補助額等	当該工事費の範囲内で 20 万円を限度
問合せ先	下水道課　℡　０５４７－３５－７７１８

◎　島田市生け垣づくり補助金

利用の条件	以下のすべてに該当するもの ・市内の住宅用地又は事業用地の周囲の全部又は一部に設けるもの ・生け垣の延長が３ｍ以上、外部からの眺望が１ｍ以上、延長１ｍ当たりの本数が２本以上のもの
補助額等	材料費、人工費のうち３万円までは全額、３万円を超えた分は 1/2 限度額７万円、１戸につき１回限り
問合せ先	建設課　℡　０５４７－３６－７１８７

⑥ 高齢者や障害のある方

◎　介護保険の住宅改修

利用の条件 補助額等	64 ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ
問合せ先	長寿介護課　℡　０５４７－３４－３２８７

◎　日常生活用具給付等事業

利用の条件	64 ページ掲載の日常生活用具給付等事業と同じ
補助額等	補助額等(限度額と自己負担額)は、お問合わせください
問合せ先	福祉課　℡　０５４７－３６－７１５４

◎　島田市家具転倒防止事業

利用の条件	市内在住の市民で以下のいずれかに該当する世帯に限る (１)65 歳以上のみの世帯(一人暮らし世帯を含む。) (２)身体障害者手帳の交付を受けている障害者又は療育手帳の交付を受けている知的障害者のみの世帯
補助額等	１世帯につき１回、一つの家具を固定するに必要な金具の総数を１組とし、３組までを無料で取付け
問合せ先	危機管理課　℡　０５４７－３６－７３２０

⑦ 離職等で住宅にお困りの方

◎　住居確保給付金

利用の条件	65 ページ掲載の住居確保給付金と同じ
問合せ先	福祉課　℡　０５４７－３６－７１５８

⑧ 地震などの災害に備えたい方

◎　わが家の専門家診断事業

利用の条件	昭和 56 年５月 31 日以前に建築された既存木造住宅
補助額等	専門家(静岡県耐震診断補強相談士)による無料の耐震診断を実施
問合せ先	建築住宅課　℡　０５４７－３６－７１８４

◎　島田市木造住宅耐震補強助成事業

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築された既存木造住宅で、耐震診断の結果、総合評点が 1.0 未満のものを 1.0 以上に補強する耐震補強計画の策定と耐震補強工事を一体で実施する事業(ただし総合評点が 0.3 以上上がる工事に限る)
補助額等	90 万円/戸以内(高齢者世帯等※の場合は、110 万円/戸以内) 在宅避難のための工事として、次のすべての条件にあてはまる場合は、90 万円を 105 万円、110 万円を 125 万円とする。 (１)補強前の上部構造評点 0.7 未満 (２)補強後の上部構造評点 1.2 以上 (３)家具固定(寝室、居間等)の実施 (４)事業 PR への協力 ※高齢者世帯等とは以下のいずれかに該当する世帯 (１)65 歳以上の者のみで構成する世帯 (２)身体障害者福祉法により、障害の程度１級又は２級に該当するものとして身体障害者手帳の交付を受けた者が同居する世帯 (３)介護保険法による要介護者又は要支援者が同居する世帯 (４)療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が居住する世帯
問合せ先	建築住宅課　℡　０５４７－３６－７１８４

◎　島田市木造住宅建替助成事業

利用の条件	以下のすべてに該当する住宅 ・昭和 56 年５月 31 日以前に建築された既存木造住宅で、耐震診断の結果、総合評点が 1.0 未満のもの ・新築住宅は省エネ基準に適合すること
補助額等	事業費の 23%と以下の限度額を比較して少ない額 除却工事のみを行う場合　30 万円 建替工事を行う場合　　60 万円
問合せ先	建築住宅課　℡　０５４７－３６－７１８４

◎　ブロック塀等撤去事業

利用の条件	地震発生時において倒壊又は転倒する危険性のあるブロック塀等で、以下のいずれかに該当するもの (１)道路に面する、基礎、擁壁を除く高さ 60cm 以上のもの (２)市が管理する公園に面する、基礎、擁壁を除く高さ 60cm 以上のもの (３)避難地又は避難路に面する、基礎、擁壁を除く高さ 60cm 以上のもの
補助額等	撤去工事費と 9200 円/ｍにブロック塀の延長をかけた額を比較して、いずれか少ない額の 1/2(限度額 10 万円)
問合せ先	建築住宅課　℡　０５４７－３６－７１８４

◎　がけ地近接危険住宅移転事業

利用の条件	次のいずれかに該当する住宅 （１）静岡県建築基準条例第３条で指定された災害危険区域内に建っている既存不適格住宅 （２）静岡県建築基準条例第 10 条に基づく、建築を制限している区域内に建っている住宅 （３）県知事が指定した土砂災害特別警戒区域に建っている既存不適格住宅（指定される見込みのある区域を含む） （４）上記（１）、（２）、（３）の区域内に建っている住宅で、自然災害により安全上の支障が生じ、建築基準法に基づく是正勧告等を受けた住宅 ※新築住宅は省エネ基準に適合すること
補助額等	建物除却費補助　97 万 5000 円（除却費用に対する一部補助） 敷地造成費補助　60 万 8000 円（借入金利子に対する一部補助） 建物建設費補助　465 万円　（　〃　） 土地取得費補助　206 万円　（　〃　）
問合せ先	建築住宅課　℡　０５４７－３６－７１８４

◎　安全空間整備耐震シェルター設置事業

利用の条件	耐震シェルターとは住宅内に設置することにより、当該住宅が倒壊した場合であっても、居住者の命の安全を守る空間を確保できるものとして市長が別に定めるものを示す。 以下のすべてに該当する方 ・市内在住の市民で以下の世帯に限る。 ・昭和 56 年５月 31 日以前に建築又は工事に着手した市内にある木造住宅であること（一戸建て住宅（貸家（公営住宅を除く。）を含む。）に限る。）。 ・現在、居住している住宅であって、地階を除く階数が２以下のものであること。 ・また事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものにあっては、居住用に使われている部分の床面積の割合が当該住宅の延べ床面積の２分の１以上のものに限る。 ・耐震診断（わが家の専門家診断事業又は木造住宅耐震補強計画策定事業（Ｒ２年度末までに受けた島田市既存建築物耐震性向上事業を含む））の結果、評点が 1.0 未満であると判断された住宅であること。 ・耐震診断の後に耐震補強工事を行っていないものであること。 ・居住者の所有ではない住宅又は共有である住宅にあっては、耐震シェルターの設置について、所有者又は他の共有者の同意が得られている住宅であること。 ・この制度又はその他の市の制度に基づく補助金の交付を受けて耐震シェルターが設置された住宅でないこと。 ・市税等を滞納していない者（同一世帯に属する者を含む。）であること。 ・上記の要件に該当する住宅の所有者又は使用者であること（当該住宅の使用に係る賃貸借契約又は使用賃借契約の当事者である者に限る。）。 ・住宅一戸につき耐震シェルター１台の設置のための経費に限る。 ・住宅の１階部分に設置するものとする。 ・安全空間創造防災ベッド等購入事業との併用はできない。 ・本制度の利用は、令和５年度末までとする。
補助額等	耐震シェルター本体及びその設置のための経費は 25 万円を限度とする。 設置のための床下工事その他の附帯工事に要する経費は５万円を限度とする。 上記補助額に 1000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。
問合せ先	危機管理課　℡　０５４７－３６－７３２０

◎　安全空間整備防災ベッド等購入事業

利用の条件	防災ベッド等とは平成 14 年に静岡県が開発した防災ベッド又は防災ベッドフレームを示す。 以下のすべてに該当する方 ・市内在住の市民で以下の世帯に限る。 ・昭和 56 年５月 31 日以前に建築又は工事に着手した市内にある木造住宅であること(一戸建て住宅(貸家(公営住宅を除く。)を含む。)に限る。)。 ・現在、居住している住宅であって、地階を除く階数が２以下のものであること。 ・また事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものにあっては、居住用に使われている部分の床面積の割合が当該住宅の延べ床面積の２分の１以上のものに限る。 ・耐震診断(わが家の専門家診断事業又は木造住宅耐震補強計画策定事業(Ｒ２年度末までに受けた島田市既存建築物耐震性向上事業を含む))の結果、評点が 1.0 未満であると判断された住宅であること。 ・耐震診断の後に耐震補強工事を行っていないものであること。 ・居住者の所有ではない住宅又は共有である住宅にあっては、防災ベッド等の設置について、所有者又は他の共有者の同意が得られている住宅であること。 ・この制度又はその他の市の制度に基づく補助金の交付を受けて防災ベッド等が設置された住宅でないこと。 ・市税等を滞納していない者(同一世帯に属する者を含む。)であること。 ・上記の要件に該当する住宅の所有者又は使用者であること(当該住宅の使用に係る賃貸借契約又は使用賃借契約の当事者である者に限る。)。 ・住宅一戸につき防災ベッド等１台の購入のための経費に限る。 ・住宅の１階部分に設置するものとする。 ・安全空間創造耐震シェルター設置事業との併用はできない。 ・本制度の利用は、令和５年度末までとする。
補助額等	防災ベッド等の購入及びその設置のための経費は 25 万円を限度とする。 上記補助額に 1000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。
問合せ先	危機管理課　℡　０５４７－３６－７３２０

⑪ 山村地域に定住する方

◎　山村定住資金(リフォーム)

利用の条件等	69 ページ掲載の山村定住資金(リフォーム)と同じ

⑫結婚に伴い住居費や転居費用を必要とする方

◎　結婚新生活支援補助金

利用の条件	以下のすべてに該当する世帯 ・令和５年３月１日から令和６年３月31日までに婚姻届を提出し受理された夫婦又はパートナーシップの宣誓に係る受領証が交付された２人(以下「夫婦等」という。)からなる世帯 ・補助金交付申請時において、当該住宅に住所を有しており、婚姻の届出が受理された日又はパートナーシップの宣誓に係る受領証が交付された日(以下「婚姻届受理日等」という。)において婚姻等(婚姻又は静岡県パートナーシップ宣誓制度に基づくパートナーシップの宣誓をいう。)の日の年齢がともに39歳以下 ・令和４年分(４月～５月に申請する場合は令和３年分)の夫婦等の所得の合計額が500万円未満 ・他の公的制度による家賃補助、補助金等を受けていない ・過去にこの補助金を受けたことがない
補助額等	対象経費：令和５年４月１日から令和６年３月31日までの転入又は転居に係る住宅取得費用、住宅のリフォーム費用、住宅賃貸費用、引越費用 補助金額：婚姻届受理日等における夫婦等の年齢がともに29歳以下の世帯は60万円、それ以外の世帯は30万円 ※1000円未満の端数は切り捨て
問合せ先	子育て応援課　℡　０５４７－３６－７１５９

焼津市の制度

② 住宅をリフォームしたい方

◎　省エネ住宅普及推進事業

利用の条件	・耐震性が確保された既存戸建て住宅で、省エネ基準に相当する省エネ改修等工事を実施する事業 ※省エネ基準に相当する改修等工事とは （１）複数の開口部の断熱改修：必須 （２）外壁等の断熱改修工事：任意 （３）設備の効率化工事：任意 【（３）は（１）又は（２）の工事と合わせて実施する】
補助額等	補助対象経費の 23%以内の額とし、76 万 6000 円を限度。 ただし、「（３）設備の効率化工事」は、「（１）複数の開口部の改修」と「（２）外壁等の断熱改修工事」の合計金額以下を補助対象経費とする。
問合せ先	都市政策部　建築住宅課　℡　０５４－６２６－２１６９

③ 空き家に移住・定住したい方

◎　子育て世帯移住定住応援事業（YAIJU）

利用の条件	中学生以下の子がいる又は夫婦共に 40 歳以下の世帯で令和４年４月１日以降に焼津市外から転入をしてくる以下のいずれかに該当する世帯 （１）新築住宅の場合 焼津市の販売する一般保留地を購入し新築住宅を建てること 一般保留地の売買契約日が令和４年４月１日～令和７年３月 31 日 （２）中古住宅の場合 中古住宅又は中古マンションを購入している 物件の売買契約日が令和４年４月１日～令和７年３月 31 日 昭和 56 年５月 31 日以前に建築された物件については耐震性を証明することができるもの ※その他条件については、焼津市のホームページを御覧ください
補助額等	新築住宅の場合は保留地価格の 1/10（上限 100 万円）。 中古住宅の場合は購入に対して 20 万円、築 30 年以上の物件に 20 万円、市内業者で税抜 200 万円以上の改修工事を行った場合に 20 万円を加算し最大 60 万円
申請期間	令和４年４月１日～令和８年３月 31 日
問合せ先	都市政策部　建築住宅課　℡　０５４－６２６－２１６３

◎　焼津市空き家除却事業補助金

利用の条件	【対象となる空き家】 昭和 56 年５月 31 日以前に建築された住宅で以下のいずれかに該当 （１）空き家になって５年以上経過したもの （２）焼津市空き家バンクに登録し２年以上経過したもの （３）宅地建物取引業者と媒介契約を締結し２年以上経過したもの （４）建築基準法第 43 条の規定を満たしていないもの（無接道の空き家）
補助額等	【補助対象経費】 空き家の除却工事に要する経費、空き家に附属する門及び塀等の撤去に要する経費、空き家が立つ敷地内の立木等の伐採に要する経費 【補助額】 最大 30 万円（補助対象経費の３分の１以内の額）
問合せ先	都市政策部　建築住宅課　℡　０５４－６２６－２１６３

④ 設備を充実させたい方

◎　焼津市住宅用太陽光発電システム等設置事業補助金

利用の条件	当該年度の補助金交付決定通知後に対象システムの工事を着工し、当該年度末までに設置事業完了報告書を提出できる方 ・■太陽光発電システム 自ら居住する既存の住宅に、合計出力３kw 以上の未使用の発電システムを設置し、市税を完納している方 発電した電力を自らの住宅で使用し、余剰電力を申請者本人が電力会社と受給契約を締結して売電すること ・■リチウムイオン蓄電池システム 自ら居住する既存の住宅に、太陽光発電システムにより発電する電力を充放電し、住宅部分に電力を供給でき、蓄電容量が１kwh 以上の未使用のリチウムイオン蓄電池システムを設置し、市税を完納している方 ・■Ｖ２Ｈ(ビークルトゥホーム)システム (一社)次世代自動車振興センターにより補助対象設備とされ、又は(一社)CHAdeMO 協議会により認証された未使用のものであること ・住宅用太陽光発電設備(既存・新設問わない)により発電した電力を電気自動車等に搭載された蓄電池に充電し、その電力を住宅内部で用いることができること ・市税を完納している方
申請期間	令和５年４月３日～令和６年１月 31 日
補助額等	補助対象機器ごとに太陽光一律５万円、蓄電池一律４万円、Ｖ２Ｈ一律 10 万円。補助対象機器ごとに一世帯につき１回限り。
問合せ先	市民環境部　環境課　℡　０５４－６２６－２１５３

◎　焼津市住宅用新エネルギー機器設置事業補助金

利用の条件	・市内に自ら居住する(又は居住を予定する)住宅に未使用の家庭用燃料電池コージェネレーションシステム(エネファーム)を設置し、市税を完納している方 ・当該年度の補助金交付決定通知後に対象の工事を着工し、当該年度末までに設置事業完了報告書を提出できること
申請期間	令和５年４月３日～令和６年１月 31 日
補助額等	一律５万円、一世帯につき１回限り
問合せ先	市民環境部　環境課　℡　０５４－６２６－２１５３

◎　焼津市生け垣づくり補助金

利用の条件	・市内に居住又は住宅用地を有する個人で、住宅用地の周囲の全部又は一部に新たに生け垣を設置する方 ・建築後退線より宅地側に設けること
補助額等	生け垣設置に掛かる樹木購入・工事費用の 1/2 以内(上限５万円、ただし道路沿いで既存のブロック塀等を壊して生け垣につくり替える場合は上限 10 万円) 一戸に付き１回限り
問合せ先	都市政策部　都市整備課　℡　０５４－６２６－２１６５

◎　焼津市浄化槽設置補助金

利用の条件	・公共下水道や地域し尿処理施設の整備されていない区域で、自分が住むための住宅(小規模店舗併用住宅を含む。)を建築、又は既に所有し、浄化槽(合併処理型)を設置しようとする方 ・対象浄化槽　10 人槽以下とし、１住宅１基

補助額等	１基あたりの限度額は、新築や増改築による新設の場合 20 万円 単独処理浄化槽、汲取り式便槽からの設置替えの場合 65 万円（本体 45 万円、宅内配管 20 万円）
問合せ先	上下水道部　下水道課　小屋敷環境管理センター ℡　０５４－６２８－７４０８

◎　焼津市水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給制度

利用の条件	・公共下水道の処理区域内における建築物の所有者又は所有者の同意を得た占有者で公共下水道への切替工事を行う個人の方（新築と法人を除く） ・市民税及び固定資産税、下水道事業受益者負担金を滞納していない方 ・融資金の償還能力があること ・市内に連帯保証人を有すること
融資金額	１件につき工事に要した費用の範囲内で５万円以上 100 万円以内（１万円単位）
融資利率	無利子（市が利子を負担）
返済方法	元金均等月賦償還
取扱金融機関	市内金融機関
返済期限	12 か月・24 か月・36 か月・48 か月・60 か月のいずれか
問合せ先	上下水道部　下水道課　℡　０５４－６２４－８３００

⑥ 高齢者や障害のある方

◎　介護保険法の規定による住宅改修

利用の条件 補助額等	64 ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ
問合せ先	健康福祉部　介護保険課　℡　０５４－６２６－１１５９

◎　日常生活用具給付等事業

利用の条件	64 ページ掲載の日常生活用具給付等事業と同じ
補助額等	補助額等（限度額と自己負担額）は、下記へお問合せください
問合せ先	健康福祉部　障害福祉課　℡　０５４－６２６－１１２７

◎　焼津市家具等転倒防止器具取付サービス事業

利用の条件	・市内に居住する 65 歳以上のみの世帯 ・１世帯当たり家具等３台まで無償で固定作業を実施 ※冷蔵庫、テレビは、一部自己負担あり
問合せ先	防災部　地域防災課　℡　０５４－６２３－２５５４

⑦ 離職等で住宅にお困りの方

◎　住居確保給付金

利用の条件	65 ページ掲載の住居確保給付金と同じ
問合せ先	健康福祉部　地域福祉課　℡　０５４－６３１－５５３１

⑧ 地震などの災害に備えたい方

◎　わが家の専門家診断事業

利用の条件等	66 ページ掲載の（わが家の専門家診断事業）と同じ
問合せ先	都市政策部　建築住宅課　℡　０５４－６２６－２１６９

◎　住宅耐震化相談支援事業

利用の条件	わが家の専門家診断事業による耐震診断を実施済みで耐震補強工事(建替)に至っていない木造住宅
補助額等	専門家(静岡県耐震補強相談士等)による無料の耐震改修等に関する相談を実施
問合せ先	都市政策部　建築住宅課　℡　０５４－６２６－２１６９

◎　焼津市木造住宅耐震補強事業(補強計画一体型)

利用の条件	【基本条件】 昭和 56 年５月 31 日以前に建築(着工)された既存木造住宅で、耐震診断の結果、総合評点が 1.0 未満のものを 1.0 以上に補強する耐震補強計画の策定と耐震補強工事を一体で実施する事業(ただし総合評点が 0.3 以上、上がる工事に限る) 【割増①】 家族構成が高齢者世帯等※に該当する場合 ※高齢者世帯等とは以下に示す世帯又はとっさの避難行動がとれないと市長が認めるものが同居する世帯 (１)65 歳以上の者のみで構成する世帯 (２)65 歳以上の者と未就学児又は小学生、中学生若しくは高校生とで居住する世帯 (３)障害者手帳(１級又は２級)の交付を受けた者が同居する世帯 (４)介護保険法による要介護者又は要支援者が同居する世帯 (５)療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたが同居する世帯 【割増②】 在宅避難割増 地震発生後の避難生活における感染リスク回避のため、住み慣れた自宅での避難生活を可能とする住宅の耐震化を実施するための上乗せ補助 基本条件に追加条件として、総合評点が 0.7 未満のものを 1.2 以上になる耐震補強工事を実施するもので、寝室、居間等にある転倒の危険性のある家具の固定の実施を行い、かつ、耐震補強のＰＲを行うもの
補助額等	【基本額】 当該事業に要する耐震補強工事費の８割と 100 万円とを比較していずれか少ない額 【割増①】 高齢者世帯等の割増額　最大 20 万円 【割増②】 在宅避難割増額　最大 15 万円
問合せ先	都市政策部　建築住宅課　℡　０５４－６２６－２１６９

◎　焼津市ブロック塀等撤去事業

利用の条件	・通学路、緊急輸送路、及び住宅や事業所等から避難所や避難地等へ至る経路沿いにあるブロック塀等で、地震発生時において倒壊等の危険があるもの ・道路からの高さが 60 ㎝を超えるもの ・基礎を除いたブロック塀等の部分を全て撤去するもの
補助額等	実際の撤去費用と基準額に基づいて算出した額とを比較していずれか低い額の 2/3 以内(限度額 20 万円/１敷地) 基準額 (１)通学路・緊急輸送路沿い　　１万 2000 円/m (２)避難経路沿い　　9000 円/m
問合せ先	都市政策部　建築住宅課　℡　０５４－６２６－２１６９

◎　焼津市住宅・建築物耐震改修等事業

利用の条件	・対象区域は、密集住宅市街地である「本町～小川新町周辺地区」「石津～田尻北周辺地区」 ・昭和 56 年５月 31 日以前に建築(着工)された住宅で、耐震診断の結果、総合評点が 0.7 未満のものを除却する事業
補助額等	事業に要する経費と基準額に基づいて算出した額と比較していずれか少ない額の 23%以内で上限 40 万円
問合せ先	都市政策部　建築住宅課　℡　０５４－６２６－２１６９

◎　焼津市建築物耐震診断事業

利用の条件	木造住宅以外で昭和 56 年５月 31 日以前に建築(着工)された建築物
補助額等	１棟ごとに、当該事業に要する経費と基準額を比較して、いずれか少ない額の 2/3 以内
問合せ先	都市政策部　建築住宅課　℡　０５４－６２６－２１６９

◎　焼津市民間建築物吹付アスベスト対策事業

利用の条件	含有調査　アスベストが吹付られている恐れがある建築物
補助額等	含有調査にかかる事業費　25 万円を上限
問合せ先	都市政策部　建築住宅課　℡　０５４－６２６－２１６９

◎　がけ地近接危険住宅移転事業

利用の条件	次のいずれかの条件にあてはまる住宅 （１）静岡県建築基準条例第３条で指定された災害危険区域内に建っている住宅 （２）静岡県建築基準条例第 10 条に基づく、建築を制限している区域内に建っている住宅で、昭和 29 年３月 31 日以前に建てられたもの （３）県知事が指定した土砂災害特別警戒区域に建っている住宅 （４）上記（３）の区域に指定される見込みのある区域 （５）過去３年以内に災害救助法の適用を受けた区域 （６）上記（１）から（５）の区域内に建っている住宅で、自然災害により安全上の支障が生じ、移転勧告、是正勧告、避難指示等を受けた住宅
補助額等	【建物除去費補助】 （１）木造住宅　　上限２万 8000 円/㎡(除却費用に対する一部補助) （２）非木造住宅　上限４万 1000 円/㎡(　　〃　　) 【引越費用補助】　　97 万 5000 円　(引越費用に対する一部補助) 【敷地造成費補助】　60 万 8000 円　(借入金利子に対する一部補助) 【建物建設費補助】　465 万円　(　　〃　　) 【土地取得費補助】　206 万円　(　　〃　　)
問合せ先	都市政策部　建築住宅課　℡　０５４－６２６－２１６９

⑫結婚に伴い住居費や転居費用を必要とする方

◎　焼津市結婚新生活支援補助金

利用の条件	【対象となる夫婦】 ・令和５年３月１日～令和６年３月８日の間に婚姻届を提出し、受理された夫婦であること。 ・婚姻日時点で夫婦がともに 39 歳以下であること。 ・令和５年度(令和４年中)の夫婦の合計所得額が 500 万円未満の世帯。 ※貸与型の奨学金を返済している場合は、令和４年１月１日～令和４年 12 月 31 日までの返済額を差し引いた額を所得とする。 ・過去にこの制度に基づく補助金を受けていないこと。 ・申請時に、夫婦が申請に係る住宅に住所を有していること。 ・補助金の交付を受けてから１年以上、申請に係る住宅に定住する意思があること。 ※その他詳細については、お問い合わせください。
補助額等	申請時に、夫婦が申請に係る住宅に住所を有していること。 補助金の交付を受けてから１年以上、申請に係る住宅に定住する意思があること。 ※その他詳細については、お問い合わせください。
問合せ先	経済部　誘致戦略課　℡　０５４－６２６－９４１１

藤枝市の制度

① 住宅を新築・購入したい課方

◎　藤枝市勤労者住宅建設資金貸付制度　リフォームにも利用可

利用の条件	・市内に自己の住宅を建設、購入、増改築又は宅地購入する勤労者(給与所得者)の方(ただし、宅地購入のときは、市内に１年以上居住又は勤務していること。) ・市税完納者、年間給与所得 1000 万円以下 ・住宅の床面積 40 ㎡～280 ㎡ ・宅地購入 300 ㎡以下で５年以内に住宅を建築
補助額等	1200 万円(50 万円以上、10 万円単位)
融資利率等	年 0.85%(５年返済) 年 1.00%(10 年以上返済の当初 10 年間、11 年目以降は労金の金利)
返済期間	40 年以内
申込窓口	労働金庫藤枝支店　　℡　０５４－６３６－８８００
問合せ先	産業振興部　産業政策課　　℡　０５４－６４３－３１６５

◎　藤枝市優良田園住宅移住促進事業費補助金

利用の条件	・優良田園住宅の建設を促進する区域内において、以下の要件を満たす住宅を建設又は購入し、住民票を異動した者 敷地面積 300 ㎡以上 (１)建ぺい率の最高限度：3/10 (２)容積率の最高限度：5/10 (３)一戸建ての専用住宅 (４)階数の最高限度は３階、建築物の高さの最高限度は 10m (５)その他「藤枝市優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針」の内容を満たすこと。 ※対象エリアは、瀬戸谷地区、稲葉地区、葉梨地区、岡部地区(子持坂、村良、入野、桂島)の市街化調整区域内、大洲地区交流センターを中心とした大洲地区 ※住民票異動後の申請 ※住宅金融支援機構のフラット 35 で融資を受ける場合は、借入金利引下げの制度が利用できる場合がある(⑩住宅金融支援機構との協定に関する助成制度を参照(214 ページ)
補助額等	新築の優良田園住宅の取得と移転に要する経費(補助対象経費の 1/2 以内で、最大 150 万円) (１)市内から移住する子育てファミリー世帯は取得費の補助 限度額:50 万円 (２)市外から移住する一般世帯は取得費と移転費の補助 限度額:100 万円 (３)市外から移住する子育てファミリー世帯は取得費と移転費の補助 限度額:150 万円 [子育てファミリー]平成 17 年４月２日以後に生まれた子又は妊娠している者がいる世帯をいう。
問合せ先	都市建設部　住まい戦略課　　℡　０５４－６３１－５７５０

◎　藤枝市子育てファミリー移住定住促進事業(新築住宅移転事業)

利用の条件	次の全てに該当すること。 (1)市外から転入した子育てファミリーであること。 (2)新築住宅、新築マンションへ住民票を異動した者 (3)市税を滞納していない者 (4)移転について、市の実施する他の補助金等を受給していない者 [子育てファミリー] 平成17年4月2日以後に生まれた子又は妊娠している者がいる世帯をいう。 [新築住宅] 人の居住の用に供したことのない一戸建て住宅(建設工事の完了の日か起算して1年を経過したものを除く。) [新築マンション] 区分所有建物であって、居住を目的とする共同住宅の単一の住戸のうち、人の居住の用に供したことのないもの(建設工事の完了の日から起算して1年を経過したものを除く。) ※住民票異動後の申請
補助額等	対象経費：引越し業者への支払済の費用 補助率　：対象経費の1/2(限度額50万円)
問合せ先	都市建設部　住まい戦略課　℡　０５４－６３１－５７５０

◎　藤枝市子育てファミリー移住定住促進事業(新築住宅取得事業)

利用の条件	次の全てに該当すること。 (1)子育てファミリーであること。 (2)新築住宅、新築マンションを建築又は購入し、住民票を異動した者 (3)市税を滞納していない者 (4)移住レポートを提出できる者 (5)建築又は購入について、市の実施する他の補助金等を受給していない者 ※子育てファミリー、新築住宅及び新築マンションの定義は移転事業と同じ。 ※住民票異動後の申請 ※住宅金融支援機構のフラット35で融資を受ける場合は、借入金利引下げの制度が利用できる場合がある(⑩住宅金融支援機構との協定に関する助成制度を参照(214ページ)。
補助額等	対象経費：工事請負金額(注文住宅)又は不動産売買契約金額 (建売住宅、新築マンション) 補助率　：対象経費の1/2　市外：限度額50万円 市内：限度額30万円 申請者又はその配偶者の父母と同居又は近居する場合、 限度額に30万円を加算
問合せ先	都市建設部　住まい戦略課　℡　０５４－６３１－５７５０

◎　藤枝市仲良し夫婦移住定住促進事業(新築住宅取得事業)

利用の条件	次の全てに該当すること。 (1)仲良し夫婦であること。 (2)新築住宅、新築マンションを建築又は購入し、住民票を異動した者 (3)市税を滞納していない者 (4)移住レポートを提出できる者 (5)建築又は購入について、市の実施する他の補助金等を受給していない者 [仲良し夫婦] 結婚後3年以内の子育て前の夫婦世帯(妊娠中の場合は子育て前に該当しない。)で、転入、転居時点で夫婦とも40歳未満の世帯をいう。また、転入、転居後に婚姻の届出を行った場合は、届出時点で夫婦とも40歳未満の世帯をいう。 [新築住宅] 人の居住の用に供したことのない一戸建て住宅(建設工事の完了の日から起算して1年を経過したものを除く。) [新築マンション] 区分所有建物であって、居住を目的とする共同住宅の単一の住戸のうち、人の居住の用に供したことのないもの(建設工事の完了の日から起算して1年を経過したものを除く。) ※住民票異動後の申請
補助額等	・対象経費：工事請負金額(注文住宅)又は不動産売買契約金額 (建売住宅、新築マンション) ・補助率　：対象経費の1/2　市外：限度額50万円　市内：限度額30万円
問合せ先	都市建設部　住まい戦略課　℡　０５４－６３１－５７５０

◎　藤枝市仲良し夫婦移住定住促進事業(新築住宅移転事業)

利用の条件	次の全てに該当すること。 (1)市外から転入した仲良し夫婦であること。 (2)新築住宅、新築マンションへ住民票を異動した者 (3)市税を滞納していない者 (4)移転について、市の実施する他の補助金等を受給していない者 ※仲良し夫婦、新築住宅及び新築マンションの定義は取得事業と同じ。 ※住民票異動後の申請
補助額等	対象経費：引越し業者への支払済の費用 補助率　：対象経費の1/2(限度額50万円)
問合せ先	都市建設部　住まい戦略課　℡　０５４－６３１－５７５０

◎　藤枝市仲良し夫婦移住定住促進事業(賃貸住宅移転事業)

利用の条件	次の全てに該当すること。 (1)市外から転入した仲良し夫婦であること。 (2)市内の賃貸住宅へ住民票を異動した者(転入時の賃貸住宅に1年以上居住すること。) (3)市税を滞納していない者 (4)家賃及び移転について、市の実施する他の補助金等を受給していない者 ※仲良し夫婦の定義は取得事業と同じ。 ※住民票異動後の申請
補助額等	対象経費：賃貸住宅の賃貸借に要した経費(最大3カ月分の家賃賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料)及び引越し費用 ・補助率　：対象経費の1/2(限度額50万円)
問合せ先	都市建設部　住まい戦略課　℡　０５４－６３１－５７５０

◎　藤枝市省エネルギー住宅整備費補助金

利用の条件	次のすべてに該当すること ・市内の住宅(併用住宅も可)に次の設備を整備する方で、該当設備の設置に係る経費が 100 万円を超える方 (１)高性能建材(ガラス・窓・断熱材等) (２)高効率空調設備 (３)高効率給湯設備 ・次の国県補助金の交付確定を受ける方 (１)戸建住宅ネット･ゼロ･エネルギー･ハウス(ZEH)化等支援事業 (２)既存住宅における断熱リフォーム推進事業 (３)次世代 ZEH＋(注文住宅)実証事業 (４)長期優良住宅化リフォーム推進事業 (５)こどもみらい住宅支援事業 (６)こどもエコすまい住宅支援事業 (７)静岡県省エネ住宅新築等事業費補助金 (国県補助事業は令和５年６月末時点のため、変更の可能性有) ・過去に本補助金の交付を受けていない方 ・本補助金に併せて、介護保険制度における藤枝市の居宅介護(介護予防)住宅改修費又は重度障害児・者日常生活用具給付事業における住宅改修費の支給を受けない方 ・納付すべき市税を滞納していない方 ・「“もったいない”エコファミリー宣言」をしている方(申請時に提出でも可)
補助額等	一律 10 万円
問合せ先	環境水道部　環境政策課　℡０５４－６４３－３１８３

② 住宅をリフォームしたい方

◎　わが家の省エネ診断事業

利用の条件	・省エネ基準を満たさない既存の一戸建ての住宅
補助額等	専門家による無料の省エネ診断を実施
問合せ先	都市建設部　建築住宅課　℡　０５４－６４３－３４８１

◎　藤枝市住宅省エネ設計推進事業

利用の条件	・省エネ基準を満たさない既存の一戸建ての住宅が、省エネ改修工事をするための計画の作成
補助額等	当該事業に要する費用の 2/3 以内(上限 38 万８千円)
問合せ先	都市建設部　建築住宅課　℡　０５４－６４３－３４８１

◎　藤枝市住宅省エネ改修推進事業

利用の条件	・省エネ基準を満たさない既存の一戸建ての住宅が、省エネ基準又は ZEH 水準に住宅全体もしくは一部を改修する工事 (詳細についてはお問い合わせください。)
補助額等	改修費用の 23%(基準額あり) ・省エネ基準：上限 76 万６千円 ・ZEH 水準：上限 102 万５千円(※138 万５千円) ※小規模な木造住宅が ZEH 水準で住宅全体改修する際、屋根等荷重増加に伴い構造補強工事を行う場合
問合せ先	都市建設部　建築住宅課　℡　０５４－６４３－３４８１

③ 空き家に移住・定住したい方

◎　藤枝市空き家活用・流通促進事業(取得事業)

利用の条件	次の全てに該当すること (1)入居するために市内の空き家及び中古マンションを購入し、住民票を異動した者 (2)市税を滞納していない者 (3)移住レポートを提出できる者 (4)取得について、市の実施する他の補助金等を受給していない者 [子育てファミリー] 平成17年4月2日以後に生まれた子又は妊娠している者がいる世帯をいう。 [空き家] 個人が所有権を有し又は有していた、居住を用途とする一戸建ての住宅(昭和56年6月1日以降に建築されたもの。昭和56年5月31日以前に建築されたものは所定の耐震補強工事を行ったもの(行うものを含む))のうち、人が居住していないか、居住しなくなる予定のものをいう。 [中古マンション] 個人が区分所有権を有し又は有していた、居住を用途とする共同住宅(昭和56年6月1日以降に建築されたもの。昭和56年5月31日以前に建築されたものは所定の耐震補強工事を行ったもの(行うものを含む。))の単一の住戸のうち、人が居住していないか、居住しなくなる予定のものをいう。 ※住民票異動後の申請 ※住宅金融支援機構のフラット35で融資を受ける場合は、借入金利引下げの制度が利用できる場合がある(⑩住宅金融支援機構との協定に関する助成制度を参照(214ページ)。
補助額等	対象経費：空き家及び中古マンションの購入に要する経費 補助率　：対象経費の1/2 市内の世帯：限度額30万円 市外の一般世帯:限度額:50万円 市外の子育てファミリー世帯:限度額70万円 子育てファミリー世帯であって、申請者又はその配偶者の父母と同居又は近居する場合、限度額に30万円を加算
問合せ先	都市建設部　住まい戦略課　℡　０５４－６３１－５７５０

◎　藤枝市空き家活用・流通促進事業(移転事業)

利用の条件	次の全てに該当すること。 (1)市外の世帯が入居するために市内の空き家及び中古マンションに引越し、住民票を異動した者 (2)市税を滞納していない者 (3)移住レポートを提出できる者 (4)移転について、市の実施する他の補助金等を受給していない者 ※空き家、中古マンションの定義は取得事業と同じ。 ※住民票異動後の申請
補助額等	対象経費：空き家及び中古マンションへの移転(引越し費用に限る。)に要する経費 補助率　：対象経費の1/2　市外：限度額50万円
問合せ先	都市建設部　住まい戦略課　℡　０５４－６３１－５７５０

◎　藤枝市空き家活用・流通促進事業(改修事業)

利用の条件	次の全てに該当すること。 (1)入居するために市内の空き家及び中古マンションを改修し、住民票を異動する者 (2)市税を滞納していない者 (3)改修について、市の実施する他の補助金等を受給していない者 ※子育てファミリー、空き家、中古マンションの定義は取得事業と同じ。 ※改修着手前の申請が必要
補助額等	対象経費：空き家及び中古マンションの改修(外構除く。)に要する経費 補助率　：対象経費の 1/2 一般世帯:30 万円 子育てファミリー世帯:50 万円
問合せ先	都市建設部　住まい戦略課　℡　０５４－６３１－５７５０

◎　藤枝市空き家解体・除却事業

利用の条件	次の全てに該当すること。 (1)市内に空き家を所有する者又はその相続人 (2)住宅の空き家(昭和 56 年５月 31 日以前に建築された建築物又は工事中であった建築物)であること(居住しなくなる予定の住宅を含む。) (3)耐震診断の結果倒壊の危険性があると判断されたものであること (4)空き家の敷地内に存する建築物の全てを除却すること。【申請年度の３月 31 日までに除却し、除却費用の支払を完了すること。】 (5)解体業者との契約前・工事着手前の申請であること。
補助額等	対象経費:空き家の除却工事に要する費用 補助率　:対象経費の 23%以内で限度額 30 万円 ※令和５年度までに補助を受けた空き家が所在する土地(空き家の除却時点で住宅用地特例を受けている場合に限る。)の固定資産税等の税額について 80%を減免する(３年間に限る。)。
問合せ先	都市建設部　住まい戦略課　℡　０５４－６３１－５７５０

◎　藤枝市中山間地域活性化推進事業費補助金(空き家改修補助分)

利用の条件	・藤枝市空き家バンク制度を利用し、空き家を借りる者または購入する者で、次のすべてに該当する者 (1)世帯員に 65 歳未満の者が含まれる者 (2)今後 10 年以上定住(住所を定めること。)する見込みのある者 (3)空き家登録者と生計を一にしていない者若しくは３親等以内の親族でない者 (4)納付すべき市税を滞納していない者 ・藤枝市空き家バンク制度を利用し、空き家を貸す者で、次のすべてに該当する者 (1)今後 10 年以上賃貸物件として利用する者 (2)納付すべき市税を滞納していない者 ※「藤枝市空き家バンク」の対象エリアは瀬戸谷・稲葉・葉梨・岡部地区(旧朝比奈村、桂島、入野、村良、子持坂、廻沢)のうち市街化区域を除いた地域のみ ※補助金の交付回数は、同一物件に対し１回限り
補助額等	空き家の改修工事費用及び契約媒介手数料、家財道具の廃棄に要する費用の 1/2 以内(限度額 50 万円　※但し、18 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間にある者又は妊娠している者が同居する場合は限度額 70 万円)
問合せ先	スポーツ文化観光部　中山間地域活性化推進課 ℡０５４－６３９－０１２０

◎　藤枝市中山間地域活性化推進事業費補助金（移転事業分）

利用の条件	・藤枝市空き家バンク制度を利用し、空き家を借りる者または購入する者で、次のすべてに該当する者 （１）世帯員に 65 歳未満の者が含まれる者 （２）市外に居住している者 （３）今後 10 年以上定住（住所を定めること。）する見込みのある者 （４）空き家登録者と生計を一にしていない者若しくは３親等以内の親族でない者 （５）納付すべき市税を滞納していない者 ※「藤枝市空き家バンク」の対象エリアは瀬戸谷・稲葉・葉梨・岡部地区（旧朝比奈村、桂島、入野、村良、子持坂、廻沢）のうち市街化区域を除いた地域のみ ※補助金の交付回数は、同一世帯に対し１回限り
補助額等	住宅への移転費用の 1/2 以内（限度額 50 万円）
問合せ先	スポーツ文化観光部　中山間地域活性化推進課 ℡０５４－６３９－０１２０

④ 設備を充実させたい方

◎　藤枝市生垣づくり補助金

利用の条件	・市内に居住する個人の方（土地所有者または管理者であること） ・藤枝市税等の滞納がないこと ・住宅用地の周囲の全部又は一部に新たに設けるもの ・延長３ｍ以上、外部から目視できる樹木の高さ１ｍ以上、樹木数が延長１ｍ当たり２本以上のもの（イブキ類、ビャクシン類は対象外） ・建築後退線又は事業許可道路予定線より住宅用地側に設置するもの ・生垣づくりに他補助金等の交付を受けてないこと
補助額等	樹木購入費の 2/3 以内（限度額 33.3 万円・フェンス併設も可能）
問合せ先	都市建設部　花と緑の課　℡　０５４－６４３－３４８７

◎　藤枝市浄化槽設置補助

利用の条件	・個人の住宅（併用住宅を含む。）用の浄化槽を設置する方 ・公共下水道事業計画区域、農業集落排水処理施設、地域汚水処理施設及び集中浄化槽処理施設の処理区域外の方
補助額等	新設　20 万円 既設単独処理浄化槽及び汲取り便槽からの転換 ５人槽　　63 万 2000 円 ７人槽　　71 万 4000 円 10 人槽　　84 万 8000 円
問合せ先	環境水道部　下水道課　℡　０５４－６４４－１１８１

◎　藤枝市直接投入型ディスポーザ設置補助

利用の条件	・公共下水道の使用者又は使用予定者で補助対象となるディスポーザを設置する方 ・自ら住宅を所有し居住する方 ・上水道料金及び下水道使用料を滞納していない方 ・下水道事業受益者負担金及び下水道事業区域外流入分担金を滞納していない方
補助額等	設置費用の 1/2 又は 10 万円のいずれか少ない額
問合せ先	環境水道部　下水道課　℡　０５４－６４４－８１８４

◎　藤枝市水洗便所等改造資金融資あっ旋及び利子補給制度

利用の条件	・公共下水道や農業集落排水が使える処理区域内における建築物の所有者又は所有者の同意を得た占有者である個人の方 ・市税、下水道事業受益者負担金、農業集落排水事業受益者分担金、上水道料金を完納している方 ・対象工事は、処理区域内において公共下水道又は農業集落排水処理施設に接続するために行う次のいずれかの工事 （１）既設のくみ取り便所を水洗便所に改造する工事 （２）既設のし尿浄化槽便所を水洗便所に改造する工事 （３）下水道法第 10 条第１項の排水設備を改造する工事 ※家屋の新築に伴って行われる工事は除く。
融資額	１戸につき５万円以上 100 万円以内（１万円単位）
融資利率等	無利子（金融機関への利子は市が全額負担）
返済期間	12 か月・24 か月・36 か月・48 か月・60 か月のいずれか
問合せ先	環境水道部　下水道課　℡　０５４－６４４－１１８１

◎　藤枝市新エネルギー機器等設置費補助金

利用の条件	次のすべてに該当すること （１）市内の住宅（併用住宅も可）に次の新エネルギー機器等を設置する方（貸与は除く） ア強制循環型太陽熱利用設備（市が指定する認定を受けていること） イ　家庭用燃料電池（エネファーム等） （２）対象機器の着工前に市へ交付申請をする方 （３）納付すべき市税を滞納していない方 （４）「“もったいない”エコファミリー宣言」をしている方（申請時に提出でも可） （５）過去に本補助金の交付を受けていない方
補助額等	強制循環型太陽熱利用設備：補助対象経費から県補助金を引いた金額の 1/10（千円未満切捨て）で、上限５万円 家庭用燃料電池：一律６万円
問合せ先	環境水道部　環境政策課　℡　０５４－６４３－３１８３

◎　藤枝市家庭用蓄電池設置費補助金

利用の条件	次のすべてに該当すること （１）市が指定する補助金に製品登録されている家庭用蓄電池（同等品を含む）を設置する方 （２）自らが所有または設置する再生可能エネルギー発電システムと連携して蓄電池を設置する方 （３）家庭用蓄電池の着工前に市へ交付申請をする方 （４）納付すべき市税を滞納していない方 （５）「“もったいない”エコファミリー宣言」をしている方（申請時に提出でも可） （６）過去に本補助金及び蓄電池に係る藤枝市省エネルギー住宅整備費補助金の交付を受けていない方
補助額等	１kwh 当たり２万円（上限 10 万円　千円未満切捨て）
問合せ先	環境水道部　環境政策課　℡　０５４－６４３－３１８３

◎　藤枝市家庭用ポータブル蓄電池等購入費補助金

利用の条件	次のすべてに該当すること （１）市内に居住しており、家庭用ポータブル蓄電池を購入する方 （２）過去一年以内に本補助金の交付を受けていない世帯の方 （３）家庭用ポータブル蓄電池の購入前に市へ交付申請をする方 （４）納付すべき市税を滞納していない方 （５）「“もったいない”エコファミリー宣言」をしている方（申請時に提出でも可）
対象機器の要件	・蓄電池・直流交流変換器及び充電用太陽電池で構成された可搬用の完結型電源装置で交流 100V 出力端子を備えたもの（持ち運びが可能で、一般的な家庭用コンセントと同等の「AC 電源（100V 出力）」、太陽光で充電可能な「太陽電池」、「蓄電池」を備えた機器であること）
補助額等	購入費（税抜）の 1/3（十円未満切捨て）で、上限２万円
問合せ先	環境水道部　環境政策課　℡　０５４－６４３－３１８３

⑤ 子育て世代の方

◎　藤枝市子育てファミリー移住促進事業（新築住宅移転費助成）（再掲、203 ページ参照）
◎　藤枝市子育てファミリー移住促進事業（新築住宅取得費助成）（再掲、203 ページ参照）

⑥ 高齢者や障害のある方

◎　介護保険の住宅改修

利用の条件 補助額等	64 ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ
問合せ先	健康福祉部　介護福祉課　℡　０５４－６４３－３１４４

◎　藤枝市重度障害者・児等日常生活用具給付事業

利用の条件	64 ページ掲載の日常生活用具給付等事業と同じ
補助額等	補助額等（限度額と自己負担額）は、下記にお問合せください
問合せ先	健康福祉部　障害福祉課　℡　０５４－６４３－３２９４

⑦ 離職等で住宅にお困りの方

◎　住居確保給付金

利用の条件	65 ページ掲載の住居確保給付金と同じ
問合せ先	健康福祉部　福祉政策課　℡　０５４－６４３－３１６１

⑧ 地震などの災害に備えたい方

◎　わが家の専門家診断等事業

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築された既存木造住宅
補助額等	専門家（静岡県耐震診断補強相談士）による無料の耐震診断や過去に診断された方についての無料相談を実施
問合せ先	都市建設部　建築住宅課　℡　０５４－６４３－３４８１

◎　藤枝市木造住宅耐震補強事業

利用の条件	平成30年度までに補強計画の作成に補強計画策定事業補助金を利用していること ・昭和56年５月31日以前に建築された、又は建築中であった木造住宅で、耐震診断の結果、耐震評点が1.0未満であったものが、耐震補強を行った後、耐震評点が1.0以上となる耐震補強工事(ただし、0.3以上耐震評点が上がる耐震補強工事に限る)
補助額等	一般世帯・借家　　：最大70万円(基本40万円) 中学生以下の子が居住する世帯：最大100万円(基本70万円) 高齢者等世帯※　　：最大110万円(基本80万円) 耐震補強PR割増　：耐震補強PRを実施する場合、補助額15万円増額 在宅避難促進割増：高い耐震性を確保した場合、補助額15万円増額 条件　（１)補強前の評点が0.7未満であること （２)補強後の評点が1.2以上であること （３)家具の固定(寝室、居間等)を実施すること （４)耐震補強のPR ※65歳以上の方だけの世帯若しくは、身体障害程度等級が１級又は２級の方、要介護者又は要支援者の方、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方が同居する世帯
問合せ先	都市建設部　建築住宅課　℡　０５４－６４３－３４８１

◎　藤枝市木造住宅補強計画補強工事事業

利用の条件	・平成30年度までに補強計画の作成に補強計画策定事業補助金を利用していないこと ・昭和56年５月31日以前に建築された、又は建築中であった木造住宅で、耐震診断の結果、耐震評点が1.0未満であったものが、耐震補強を行った後、耐震評点が1.0以上となる耐震補強工事(ただし、0.3以上耐震評点が上がる耐震補強工事に限る)
補助額等	補助率：補強計画策定及び工事に要する費用 一般世帯・借家　　：最大115万円(上限100万円) 中学生以下の子が居住する世帯：最大135万円(上限120万円) 高齢者等世帯※　　：最大135万円(上限120万円) 在宅避難促進割増：高い耐震性を確保した場合、補助額15万円増額 条件　（１)補強前の評点が0.7未満であること （２)補強後の評点が1.2以上であること （３)家具の固定(寝室、居間等)を実施すること （４)耐震補強のPR ※65歳以上の方だけの世帯若しくは、身体障害程度等級が１級又は２級の方、要介護者又は要支援者の方、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方が同居する世帯
問合せ先	都市建設部　建築住宅課　℡　０５４－６４３－３４８１

◎　藤枝市屋根の耐風診断事業

利用の条件	・令和３年12月31日以前に建築された、瓦屋根を有する住宅で、耐風診断を実施する場合、費用の一部を補助
補助額等	診断費用の３分の２以内(上限2.1万円)
問合せ先	都市建設部　建築住宅課　℡　０５４－６４３－３４８１

◎　藤枝市屋根の耐風改修事業

利用の条件	・令和３年 12 月 31 日以前に建築された、瓦屋根を有する住宅で、耐風診断の結果、適合しない屋根を改修する場合、費用の一部を補助 (改修後、屋根全体が新基準に適合するものに限る)
補助額等	屋根の葺き替えに要する費用の 23%(上限 55.2 万円)
問合せ先	都市建設部　建築住宅課　℡　０５４－６４３－３４８１

◎　藤枝市木造住宅建替事業

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築された、又は建築中であった居住している木造住宅で、耐震診断の結果、耐震評点が 1.0 未満であったものを全て除却し、その敷地に継続して居住するための住宅の建設(土砂災害特別警戒区域以外で省エネ基準を満たす新築に限る)
補助額等	除却及び住宅の建設に要する費用の 23% 一般世帯　　：上限 40 万円(除却のみは 30 万円) 子育て世帯/三世代同居世帯：上限 80 万円(除却のみは 30 万円) ※子育て世帯とは中学生以下の子が同居する世帯
問合せ先	都市建設部　建築住宅課　℡　０５４－６４３－３４８１

◎　ブロック塀等専門家診断事業

利用の条件	・道路に面する原則４段以上のブロック塀等 (石造の塀は４段以下でも対象)
補助額等	専門家による無料の安全点検を実施
問合せ先	都市建設部　建築住宅課　℡　０５４－６４３－３４８１

◎　藤枝市ブロック塀等耐震改修促進事業

利用の条件	・撤去事業　地震により倒壊又は転倒する危険性のあるブロック塀等 ・改善事業　通学路、緊急輸送路、避難地、避難路に面していたり、容積率 400%以上の商業地域の道路に面していて、地震により 倒壊又は転倒する危険性のあるブロック塀等を撤去し安全なフェンス等に改善する場合
補助額等	撤去事業　ブロック塀等の撤去費の 3/3 以内もしくは 2/3 以内※ (限度額 10 万円)※通学路等でない箇所 改善事業　フェンス等への改善費の 2/3 以内(限度額 25 万円)
問合せ先	都市建設部　建築住宅課　℡　０５４－６４３－３４８１

◎　藤枝市既存建築物耐震性向上事業

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築された、又は建築中であった建築物の耐震診断
補助額等	当該事業に要する経費と別に定める基準額とを比較していずれか少ない額の 2/3 以内(限度額　50 万円)
問合せ先	都市建設部　建築住宅課　℡　０５４－６４３－３４８１

◎　がけ地近接危険住宅移転事業

利用の条件	次のいずれかの条件にあてはまる住宅 （１）静岡県建築基準条例第３条で指定された災害危険区域内に建っている住宅 （２）静岡県建築基準条例第 10 条に基づく、建築を制限している区域内に建っている住宅で、昭和 29 年３月 31 日以前に建てられたもの （３）土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第８条の規定に基づき指定された「土砂災害特別警戒区域」内に建っている住宅 （４）上記（１）、（２）、（３）の区域内に建っている住宅で、自然災害により安全上の支障が生じ、建築基準法に基づく是正勧告を受けた住宅
補助額等	建物除去費補助　97 万 5000 円（除却費用に対する一部補助） 敷地造成費補助　60 万 8000 円（借入金利子に対する一部補助） 建物建設費補助　465 万円　（　〃　） 土地取得費補助　206 万円　（　〃　）
問合せ先	都市建設部　建築住宅課　℡　０５４－６４３－３４８１

◎　土砂災害警戒区域内住宅移転事業

利用の条件	次のいずれかの条件にあてはまる住宅を除却し、移転する。 （１）災害危険区域内の既存不適格住宅 （２）静岡県建築基準条例第 10 条の規定により建築を制限している区域の既存不適格住宅 （３）土砂災害特別警戒区域内の既存不適格住宅 （４）土砂災害警戒区域に当該指定前からある住宅 （５）事業着手時点で過去３年間に災害救助法の適用を受けた区域に存する住宅 対象者：上記の対象となる住宅を所有し、現に居住する方
補助額等	建物の除却の補助　最大 30 万円（除却費用に対する一部補助） 建物の建設の補助　最大 50 万円（同一地区移転※１最大 70 万円） （建設費用に対する一部補助） 引越しの補助　最大 50 万円　（引越し費用の一部補助） ※１同一地区移転：移転前と同じ中学校区内への移転
問合せ先	都市建設部　建築住宅課　℡　０５４－６４３－３４８１

◎　藤枝市家具転倒防止器具取付サービス事業

利用の条件	市内に住所を有する世帯
補助額等	和ダンス･洋ダンス･食器棚・テーブル・本棚・冷蔵庫の転倒防止器具無料の取り付けサービス １世帯当たり５台まで ※６台目以降及びテレビ・仏壇などの固定は有料となる場合があります。
問合せ先	総務部　危機管理センター　地域防災課 ℡　０５４－６４３－２１１０

◎　藤枝市耐震シェルター整備事業

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前の基準で建てられ、耐震診断の総合評点 1.0 未満の住宅に住む世帯が木造住宅の１階に耐震シェルターを設置する場合、費用の一部を助成
補助額等	上限 40 万円
問合せ先	都市建設部　建築住宅課　℡　０５４－６４３－３４８１

◎　藤枝市防災ベッド整備事業

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前の基準で建てられ、耐震診断の総合評点 1.0 未満の住宅に住む世帯が木造住宅の１階に防災ベッドを設置する場合、費用の一部を助成
補助額等	上限 30 万円
問合せ先	都市建設部　建築住宅課　℡　０５４－６４３－３４８１

◎　藤枝市感震ブレーカー等設置推進事業

利用の条件	・市内に住宅を所有し、または居住している個人(ただし、賃貸目的の集合住宅への設置については、当該住宅の居住者に限る。) ・市内に住宅(ただし戸建に限る。)を新築する予定の個人 ・設置する器具は、一定規模以上の地震の揺れを感知して電気の供給を遮断する機能を有する器具であって、(一社)日本配線システム工業会が定める感震機能付住宅用分電盤の規格に該当するもの又は(一財)日本消防設備安全センターの認証を有するもの。
補助額等	【一般】 設置費用の 2/3(上限５万円、千円未満切り捨て) 新築住宅は一律１万円 【特例世帯】 設置費用の 10/10(上限 10 万円、千円未満切り捨て) 新築住宅は一律１万５千円 ※特例世帯とは、要介護３以上の認定などを受けた人がいる世帯 (詳細は市 HP 参照)
問合せ先	総務部　危機管理センター　地域防災課 ℡　０５４－６４３－２１１０

⑩住宅金融支援機構との連携に関する助成制度

◎　フラット３５地域連携型

利用の条件	・市の空き家、移住・定住の補助金を申請する方がフラット 35 で融資を受ける際の借入金利を一定期間引き下げる。次の全てに該当すること。 (１)『子育てファミリー移住定住促進事業』『空き家活用・流通促進事業』『優良田園住宅移住促進事業』の補助金交付要件を満たしていること。 (２)藤枝市に対し利用申請を行い、発行された『利用対象証明書』を融資実行の契約までに金融機関に提出すること。
補助額等	当初 10 年間の借入金利を年 0.25%引下げ ※優良田園住宅移住促進事業を利用する子育てファミリーに該当しない世帯は、当初５年間の借入を年 0.25%引下げ
問合せ先	都市建設部　住まい戦略課　℡　０５４－６３１－５７５０

⑫結婚に伴い住居費や転居費用を必要とする方

◎　藤枝市新婚生活サポート補助金

利用の条件	次の全てに該当すること （１）令和５年３月１日～令和６年３月 31 日の間に婚姻届が受理されていること （２）婚姻日時点で夫婦共に 39 歳以下であること。 （３）令和年６年３月 31 日までに藤枝市内の住居を新たに購入又は賃借し、居住していること。 （４）令和４年分の夫婦の所得の合算金額が、500 万円未満であること。ただし、夫婦の年齢がともに 29 歳以下であって、新婚夫婦の双方又はそのどちらか一方が婚姻を機に藤枝市外から転入している場合は 600 万円未満であること。 （５）過去にこの制度に基づく補助を受けていないこと。 （６）他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。 （７）本市の市税に滞納がないこと。 ※貸与型奨学金を返済している場合には、返済額を所得から控除できます。
補助額等	対象経費：新規の住宅賃貸費用 （賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料） リフォーム費用 新規の住宅購入費用 婚姻に伴う引越し費用 ※婚姻を機に同居を開始した日から令和６年３月 31 日の間にかかった費用（同居を開始した日が令和５年３月 31 日以前の場合は、令和５年４月１日が基準日） 補助額：最大 80 万円　※所得や転入の有無により異なる
問合せ先	企画創生部　広域連携課　℡　０５４－６４３－３２２９

牧之原市の制度

①　住宅を新築・購入したい方

◎　牧之原市子育て家族定住奨励金交付事業

利用の条件	・新たに市内に住宅を取得した 40 歳未満の夫婦または中学生以下の子を持つ方に対し、奨励金を交付。 ・新たに住宅を建築または購入したものであり、住宅の引渡日から２ヶ月以内の申請であること。 ・住宅が共有である場合、それぞれ夫婦の持分の合計が２分の１以上であること。 ・住宅の延べ床面積が 50 ㎡以上であり、玄関、居室、台所、便所および浴室を備えていること。 ・住宅の取得価格の合計額が 300 万円以上であること。 ・対象住宅に引き続き 10 年以上居住すること。
補助額等	基本額：10 万円 加算額 （１）同居する中学生以下の子がいる場合、１人目 10 万円、２人目 20 万円、３人目 30 万円、４人目以降一律 10 万円加算。 （２）住宅の用に供するために新たに土地を 200 万円以上で購入した場合、10 万円加算。 （３）牧之原市空き家・空き地バンクに登録された物件を購入した場合、10 万円加算。 （４）市内事業者にて対象住宅を建築した場合、10 万円加算。 転入前３年以上、市外に住民登録されており、引渡前２年以内または引渡後に転入した場合、30 万円加算。
問合せ先	建設部　都市住宅課　℡　０５４８－５３－２６３３

◎　省エネルギー住宅補助金

利用の条件	・省エネルギー住宅(BELS における戸建住宅の種類が「ZEH」又は「ゼロエネ相当」であるもの)の新築又は省エネルギー住宅への改修費用の一部を補助。 ・市内に居住している方、又は居住する予定がある方 ・市税等の滞納がない方 ・建築・改修工事については、補助金の申請年度内に着手し、完了すること
補助額等	基本額　最大８万円(市内業者の施工の場合は最大 10 万円) 家庭用蓄電池システム・太陽光発電システム補助金と併用可(併用の場合は最大 25 万円)
問合せ先	市民生活部　環境課　℡　０５４８－５３－２６０９

② 住宅をリフォームしたい方

◎　省エネルギー住宅補助金（再掲、57 ページ参照）

◎　牧之原市空き家活用リフォーム等補助金交付事業

利用の条件	空き家・空き地情報バンクを利用して、市外から移住する方に、空き家のリフォームや残置物の処理費用を補助。 （１）移住者対象リフォーム補助 ア過去３年、牧之原市内へ住所を置いたことがないもの イ対象空き家の引渡日から１年以内の申請であること ウ対象空き家に５年間居住すること エ経費の総額が５万円以上であること （２）空き家活用事業者等対象リフォーム補助 ア 10 年間移住者限定賃貸物件として空き家・空き地バンクに登録することを条件にリフォーム工事を行うこと イ建物状況調査（インスペクション）を受け、要修繕となった箇所を修繕する工事であること ウ経費の総額が 100 万円以上であること （３）残置物処理補助 リフォーム補助の対象となる方が空き家の残置物を処理すること ※「空き家・空き地情報バンク」とは市内の空き家、空き地の物件情報を提供するしくみ利用にあたっては、事前協議が必要。
補助額等	（１）移住者対象リフォーム補助 対象経費の２分の１以内（最大 30 万円） （２）空き家活用事業者等対象リフォーム補助 対象経費の２分の１以内（最大 100 万円） （３）残置物処理補助 対象経費に係る費用実費（最大５万円）
問合せ先	建設部　都市住宅課　℡　０５４８－５３－２６３３

◎　住宅屋根耐風改修事業

利用の条件	（１）瓦屋根の耐風診断事業 住宅の瓦屋根が建築基準法の告示基準に適合しているか確認するための耐風診断費用の一部を補助 （２）瓦屋根の耐風改修事業 建築基準法の告示基準に適合しない瓦屋根全体を改修する工事費用の一部を補助
補助額等	（１）瓦屋根の耐風診断事業：最大２万 1000 円 「耐風診断に必要な費用」と「３万 1500 円」を比較し、いずれか少ない額の３分の２以内の額 （２）瓦屋根の耐風改修事業：最大 55 万 2000 円 「改修に必要な工事費」と「屋根の面積（㎡）×２万 4000 円（上限 240 万円）」を比較し、いずれか少ない額の 23％の金額
問合せ先	建設部　都市住宅課　℡　０５４８－５３－２６３３

③ 空き家に移住・定住したい方

◎　牧之原市子育て家族定住奨励金交付事業（再掲、216 ページ参照）
◎　牧之原市空き家活用リフォーム等補助金交付事業（再掲、217 ページ参照）
◎　牧之原市結婚新生活支援助成金交付事業

利用の条件	・令和５年３月１日から令和６年３月 31 日までに婚姻届を提出した 39 歳以下の夫婦で、夫婦の所得の合計が 500 万円未満の世帯に対して住居に関する費用（住居の購入または賃貸借などの住居費と引越し費用の合計額）を助成。
補助額等	夫婦のいずれか高い方の年齢が、29 歳以下の世帯は 60 万円、39 歳以下の世帯は 30 万円を限度とする。
問合せ先	建設部　都市住宅課　℡　０５４８－５３－２６３３

◎　牧之原市しあわせ新婚さん家賃助成金

利用の条件	・令和５年４月１日から令和６年３月 31 日までに婚姻届を提出し、市内のアパートなどに居住する夫婦
補助額等	家賃月額４万 5000 円以上の民間の賃貸住宅に居住している夫婦に対し、月額４万 5000 円を超えた部分について１万円を上限として、24 ヶ月間助成。（住宅手当が支給されている場合、家賃月額から住宅手当の額を除く）
問合せ先	建設部　都市住宅課　℡　０５４８－５３－２６３３

④ 設備を充実させたい方

◎　家庭用蓄電池システム・太陽光発電システム補助金

利用の条件	・家庭用蓄電池システム及び太陽光発電システム設置工事の一部を補助。 ・市内に居住している方、又は居住する予定がある方 ・市税等の滞納がない方 ・家庭用蓄電池システムの設置は常時太陽光発電システムと接続していること ・建築・改修工事については、補助金の申請年度内に着手し、完了すること
補助額等	（１）家庭用蓄電池システムの設置　最大８万円（市内業者施工の場合は最大 10 万円） （２）太陽光発電システムの設置　最大４万円（市内業者施工の場合は最大５万円）
問合せ先	市民生活部　環境課　℡　０５４８－５３－２６０９

◎　自然エネルギー利用推進事業

利用の条件	・市内に居住または居住の予定があり、住宅に自然循環型太陽熱温水器、強制循環型太陽熱利用システムを設置する者。
補助額等	（１）自然循環型太陽熱温水器　　一基当たり１万 5000 円 （２）強制循環型太陽熱利用システム　一基当たり３万円
問合せ先	市民生活部　環境課　℡　０５４８－５３－２６０９

◎　牧之原市生垣づくり補助金

利用の条件	・住宅用地の周囲の全部又は一部に設けるもので、生垣が公道に面していて、外部から見えること。 ・生垣の延長が５ｍ以上あること。 ・樹木の数が延長１ｍ当たり２本以上あること。 ・樹木の高さが外部から見て１ｍ以上あること。
補助額等	生垣の設置に要する経費のうち、延長１ｍにつき 3000 円とし、５万円を限度とする（１ｍ当りの経費が 3000 円に満たない場合、１ｍ当りの補助金の額は当該実費額とする。）。※１回限り
問合せ先	建設部　都市住宅課　℡　０５４８－５３－２６３３

◎　牧之原市浄化槽設置事業

利用の条件	個人の住宅(併用住宅含む。)に浄化槽を設置する方
補助額等	(1)新増築に伴い合併槽を設置する場合(上限額) 設置工事に対する補助 5人槽：19万9000円 7人槽：24万8000円 10人槽：32万8000円 (2)新増築を伴わず、単独槽から合併槽へ切り替える場合(上限額) 設置工事に対する補助 5人槽：33万2000円 7人槽：41万4000円 10人槽：54万8000円 (3)単独槽または汲み取便槽から合併槽に設置替えの場合のみ 宅内配管工事に対する補助 30万円 (4)単独槽または汲み取便槽撤去工事に対する補助 9万円 ※各補助額は上限額ですので、実際の工事費によっては変動します。 ※合併槽付きの住宅に住んでいる方は対象外です。
問合せ先	市民生活部　環境課　℡　０５４８－５３－２６０９

⑤ 子育て世代の方

◎　牧之原市子育て家族定住奨励金交付事業　（再掲、216ページ参照）

⑥ 高齢者や障害のある方

◎　介護保険の住宅改修

利用の条件 補助額等	64ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ
問合せ先	健康推進部　長寿介護課　℡　０５４８－２３－００７６

◎　障害児(者)日常生活用具給付事業

利用の条件	・下肢・体幹・運動機能障害3級以上・視覚障害者2級以上の身体障害者手帳所持者及び同程度の難病患者で改修工事を必要とする方
補助額等	上限20万円まで 一割自己負担(低所得者自己負担なし)
その他	介護保険の住宅改修を受けられる場合は介護保険制度を優先 適用となる改修の内容(手すりの取り付け、段差の解消・洋式便器への便器の取替え、引き戸等への扉の取替え等) 給付券による現物給付
問合せ先	福祉こども部　社会福祉課　℡　０５４８－２３－００７２

◎　牧之原市家庭内家具等転倒防止器具取付サービス事業

利用の条件	・市内に住所を有する65歳以上の高齢者のみの世帯 ・家の中にあるタンス、テレビ、食器棚、冷蔵庫等 ・対象となる家具等は、1世帯当たり5台まで
補助額等	固定に必要な器具の取付作業に要する費用は、市が負担する。 転倒防止に使用する器具は、申請者が負担する。
補助率等	1台　4000円
その他	家具等の転倒防止器具取付作業は、牧之原市が委託する榛南建築工業組合に所属する組合員が実施し、器具等の代金は申請者が組合員に直接支払う。
問合せ先	総務部　危機管理課　℡　０５４８－２３－００５６

⑦ 離職等で住宅にお困りの方

◎　住居確保給付金

利用の条件	65 ページ掲載の住居確保給付金と同じ
問合せ先	福祉こども部　福祉こども相談センター　℡　０５４８－２３－００７８

⑧ 地震などの災害に備えたい方

◎　住宅屋根耐風改修事業（再掲、217 ページ参照）

◎　牧之原市わが家の専門家診断事業

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築された既存木造住宅
補助額等	専門家（静岡県耐震診断補強相談士）による無料の耐震診断を実施
問合せ先	建設部　都市住宅課　℡　０５４８－５３－２６３３

◎　牧之原市木造住宅耐震補強助成事業（計画一体型）

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築された既存木造住宅で、耐震診断の結果、総合評点が 1.0 未満のものを 1.0 以上に補強する計画策定及び工事（ただし、総合評点が 0.3 以上上がる計画策定及び工事に限る。）
補助額等	事業に要する経費と上限額とを比較して、いずれか少ない額。（ただし、耐震補強工事に要する経費の５分の４を限度とする。） （１）基本上限額 ア一般世帯　100 万円 イ高齢者のみ世帯等　120 万円 ウ子育て世帯　120 万円 （２）耐震診断の結果、総合評点が 0.7 未満の場合、 ア耐震補強制度のＰＲ活動 イ総合評点を 1.2 以上に補強する工事 ウ居間、寝室の家具固定 以上３点を全て実施した場合、補助額に最大 15 万円加算。
問合せ先	建設部　都市住宅課　℡　０５４８－５３－２６３３

◎　牧之原市ブロック塀等耐震化促進事業

利用の条件	・避難路沿道等にあり、基礎を除いて４段以上または 80cm 以上の高さの倒壊の恐れのある危難なブロック塀等の撤去 ・緊急輸送路や避難地、避難所に面したブロック塀等の改善
補助額等	（１）撤去 20 万円（上限） （２）改善 25 万円（上限）
補助率等	（１）撤去 見積額とブロック塀等の延長に１ｍ当たり 9200 円を乗じた額を比較して、いずれか少ない額の 1/2 以内、かつ１敷地につき 20 万円を限度とする。 （２）撤去（安全な通学路等） 見積額とブロック塀等の延長に１ｍ当たり２万円を乗じた額を比較して、いずれか少ない額の 2/3 以内、かつ１敷地につき 20 万円を限度とする。 （３）改善（安全な通学路等） 見積額とブロック塀等の延長に１ｍ当たり３万 8400 円を乗じた額を比較して、いずれか少ない額の 2/3 以内、かつ１敷地につき 25 万円を限度とする。
問合せ先	建設部　都市住宅課　℡　０５４８－５３－２６３３

◎　牧之原市がけ地近接等危険住宅移転事業

利用の条件	次のいずれかの条件にあてはまる住宅 （１）静岡県建築基準条例第３条で指定された災害危険区域内に建っている住宅 （２）静岡県建築基準条例第 10 条に基づく、建築を制限している区域内に建っている住宅で、昭和 29 年３月 31 日以前に建築された住宅 （３）土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第９条の規定に基づき県知事が指定した土砂災害特別警戒区域内に建っている住宅
補助額等	建物除去費補助　80 万２千円(除去費用に対する一部補助) 敷地造成費補助　59 万７千円(借入金利子に対する一部補助) 建物建設費補助　457 万円　（　〃　） 建物建設費補助　206 万円　（　〃　） ※ただし、建物除去費補助を除く他の借入金利子に対する補助金については、移転先が市内の場合のみ補助対象とする。
問合せ先	建設部　都市住宅課　℡　０５４８－５３－２６３３

◎　牧之原市家庭内家具等転倒防止器具取付サービス事業(再掲、219 ページ参照)

◎　牧之原市防災ベッド普及事業

利用の条件	・昭和 56 年５月以前に建築した旧建築基準の木造住宅 ・静岡県の実施する木造住宅の耐震化プロジェクト「TOUKAI-0 わが家の専門家診断」による総合評点が 1.0 未満のもの
補助額等	（１）防災ベッドの購入に要する費用は、1/2 以内(1000 円未満端数切捨て)10 万円を限度とする。 （２）防災ベッドのフレームの購入に要する費用は、1/2 以内(1000 円未満端数切捨て)10 万円を限度とする。 （３）介護用ベッド改良型防災ベッドのフレームの購入に要する費用は、1/2 以内(1000 円未満端数切捨て)４万１千円を限度とする。
その他	補助の対象となる防災ベッドとは、平成 14 年度に静岡県が開発したものをいう。
問合せ先	総務部　危機管理課　℡　０５４８－２３－００５６

◎　牧之原市耐震シェルター整備事業

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築された木造住宅で、耐震診断における評点が 1.0 未満であると判定された住宅 ・対象となる住宅の所有者又はその住宅に居住する者で、市民である者
補助額等	補助対象経費の 1/2 以内(1000 円未満端数切捨て)25 万円を限度とする。
その他	耐震シェルターとは、住宅内に設置する箱型の装置であって、当該住宅が倒壊した場合に安全な空間を確保することができるもの 補助対象経費は、耐震シェルターの購入費、設置費(設置のための床下工事を含む)及び運搬費とする。
問合せ先	総務部　危機管理課　℡　０５４８－２３－００５６

◎　牧之原市感震ブレーカー等設置事業

利用の条件	・市内に住宅を所有し、又は居住している個人(ただし、賃貸目的の住宅への設置については、当該住宅の居住者に限る。) ・市内に戸建住宅を新築する個人 ・設置する器具は、(一社)日本配線システム工業会が定める規格の感震機能付住宅用分電盤(JWDS0007 付 2)の構造及び機能を有するもの
補助額等	（１）購入及び設置工事に要する経費の 2/3 以内(1000 円未満端数切捨て)５万円を限度とする （２）新築住宅は、一律１万円
問合せ先	総務部　危機管理課　℡　０５４８－２３－００５６

◎　牧之原市飲料水タンク設置普及事業

利用の条件	・地震災害発生時において、非常用飲料水を確保するために、飲料水の備蓄可能な貯水槽等を設置する者
補助額等	(１)飲料水タンクの購入に要する費用(水道事業管理者が認めるもの)は、1/2 以内(1000 円未満端数切捨て)15 万円を限度とする。 (２)貯水能力を有する機器で、特に水道事業管理者が設置を認めるものの購入に要する費用は、1/2 以内(1000 円未満端数切捨て)15 万円を限度とする。
その他	補助の対象となる経費は、非常用飲料水タンク本体及びその付属品で、送料、取付費、申請費等は含まない。
問合せ先	総務部　危機管理課　℡　０５４８－２３－００５６

吉田町の制度

① 住宅を新築・購入したい方

◎　吉田町若年世帯新築住宅取得応援補助金

利用の条件	【対象住宅】 ・新たに新築され、人がまだ居住していない一戸建ての住宅を取得していること ・令和５年１月１日から令和５年 12 月 31 日までに建築基準法の規定による検査が完了していること(住宅を新築する場合) ・令和５年１月１日から令和５年 12 月 31 日に建物売買契約を締結していること(住宅を購入する場合) ・居住部分の床面積が 50 ㎡以上であること(併用住宅は、居住部分の割合が 1/4 以上) ・居室、玄関、台所、浴室、トイレの設備が備わっていること 【対象者】 ・町外に居住していた若年世帯 ・町内の賃貸住宅に居住していた若年世帯 ・対象住宅に 10 年以上居住すること ・対象住宅に居住する 45 歳以下の夫婦の一方又は中学３年生以下の子の保護者であること ・持ち分が 1/2 以上であり、かつ、取得価格の 500 万円以上を負担してること(対象住宅の所有権を共有している場合) ・本補助金又は吉田町新婚生活応援補助金による対象住宅の取得に係る補助金の交付を受けていないこと ・交付申請時において、町に納付すべき税金及び料金等を滞納していないこと
補助額等	補助金額　30 万円
問合せ先	企画課　シティプロモーション部門　℡　０５４８－３３－２１３５

◎　吉田町若年世帯新築住宅取得応援補助金

利用の条件	【対象となる夫婦】 ・令和５年３月１日～令和６年３月 31 日の間に結婚した夫婦で、かつ、以下の要件を全て満たす夫婦 ・令和５年４月１日～令和６年３月 31 日の間に、結婚に伴い新たに町内に住宅を購入又は賃借し、引越しをしたこと ・補助金交付申請時に双方又はどちらか一方が当該住宅に居住していること ・結婚した時点において双方が 39 歳以下であること ・令和４年分の所得の合計額が 500 万円未満であること ・他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと ・過去にこの補助金の交付を受けたことがないこと ・町税や料金を滞納していないこと ・結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運の醸成に資する講座等を受講していること 【対象となる費用】 ・住宅取得費用：結婚に伴い新たに取得する住宅の購入費 ・住宅賃借費用：結婚に伴い新たに賃借する住宅の賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料 ・引越し費用：引越し業者又は運送業者に支払った費用 ・リフォーム費用：婚姻を機に住宅をリフォームする際に要した費用

補助額等	婚姻時において夫婦の双方が 29 歳以下である世帯：上限 60 万円 婚姻時において夫婦の一方又は双方が 39 歳以下である世帯：上限 30 万円
問合せ先	企画課　シティプロモーション部門　℡　０５４８－３３－２１３５

④ 設備を充実させたい方

◎　吉田町住宅用新エネルギー機器等設置事業費補助金

利用の条件	・町内に現に居住し、又は居住する予定の既存住宅に太陽光発電システム・蓄電池システムを同時設置する方
補助額等	太陽光発電システム・蓄電池システム同時設置　10 万円(一律)
問合せ先	都市環境課　環境部門　℡　０５４８－３３－２１０２

◎　吉田町生け垣づくり事業補助金

利用の条件	・住宅用地又は事業場用地(500 ㎡以下)周囲の全部又は一部に新設する生け垣等で、建築基準法に規定する道路に３ｍ以上面するもの ・樹高(外部から眺望できる部分)がおおむね１ｍ以上、樹木数が延長１ｍ当たり２本以上(その他の要件あり。)
補助額等	経費が３万円以下の場合は、全額 経費が３万円を超える場合は、３万円と３万円を超える金額の 1/2 を合算した額(限度額５万円)
問合せ先	都市環境課　都市計画部門　℡　０５４８－３３－２１６１

◎　吉田町浄化槽設置費補助金

利用の条件	・公共下水道事業計画区域以外の地域及び公共下水道事業計画区域内のうち町長が特に必要と認める地域 ・住宅を建設若しくは購入し、又は既に所有する方であって、浄化槽を設置する方 ・既設の住宅用単独浄化槽又は汲み取り式便所を浄化槽に設置替えする方 ・10 人槽以下で、１家庭１基　(その他の要件あり。)
補助額等	５人槽　33 万 2000 円、７人槽　41 万 4000 円、10 人槽　54 万 8000 円(限度額)※既設の単独浄化槽や汲み取り式便所から設置替えする場合は、宅内配管工事費(上限 30 万円)と撤去工事費(単独浄化槽の場合上限 12 万円、汲み取り式便所の場合上限９万円)についても対象となります。
問合せ先	上下水道課　下水道業務部門　℡　０５４８－３３－１１００

⑥ 高齢者や障害のある方

◎　介護保険法の規定による住宅改修

利用の条件 補助額等	64 ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ
問合せ先	福祉課　介護保険部門　℡　０５４８－３３－２１０６

◎　日常生活用具給付等事業

利用の条件	64 ページ掲載の日常生活用具給付等事業と同じ
補助額等	補助額等(限度額と自己負担額)は、下記へお問合せください
問合せ先	福祉課　社会福祉部門　℡　０５４８－３３－２１０４

◎　吉田町家庭内家具等転倒防止器具取付サービス事業

利用の条件	・町内に住所を有する 65 歳以上のみの世帯
補助額等	大工の作業費用を町が負担 １世帯当たり５台まで、器具などの代金は自己負担
問合せ先	防災課　防災部門　℡　０５４８－３３－２１６４

◎　吉田町防災ベッド等・耐震シェルター設置事業

利用の条件	・耐震診断により倒壊の可能性が高い(評点 1.0 未満)と判断された町内の住宅
補助額等	耐震シェルター又は防災ベッドの購入費、運搬費及び設置 １人につき１台 防災ベッド等設置に対し最大 20 万円 耐震シェルター設置に対し最大 30 万円
問合せ先	防災課　防災部門　℡　０５４８－３３－２１６４

⑦ 離職等で住宅にお困りの方

◎　住居確保給付金

利用の条件等	65 ページ掲載の住居確保給付金と同じ
申込窓口	吉田町社会福祉協議会　℡　０５４８－３４－１８００ 中部健康福祉センター　℡　０５４－６４４－９２７４
問合せ先	中部健康福祉センター　℡　０５４－６４４－９２７４

⑧ 地震などの災害に備えたい方

◎　わが家の専門家診断事業

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築された既存木造住宅
補助等	専門家(静岡県耐震診断補強相談士)による無料の耐震診断を実施
問合せ先	都市環境課　都市計画部門　℡　０５４８－３３－２１６１

◎　吉田町木造住宅耐震補強計画及び耐震補強工事補助金

利用の条件	・木造住宅の耐震補強計画策定と耐震補強工事を継続して(同一年度内に)行う方で、耐震診断の評点が 1.0 未満のものを 0.3 以上上げ、かつ、1.0 以上とする耐震補強計画の策定及び耐震補強計画に基づいた工事 ・対象建築物：昭和 56 年５月 31 日以前に建築され、居住のために継続して利用する木造住宅(営利を目的として所有する木造住宅を除く。) ・対象経費：耐震補強計画(設計)に要する経費及び耐震補強工事に要する経費
補助額等	(１)高齢者等※が居住する住宅の所有者等　120 万円(限度額) ※ア 65 歳以上の方のみが居住するもの イ身体障害者手帳１級又は２級の交付を受けている方が居住するもの ウ要介護者又は要支援者が居住するもの エ精神障害者福祉手帳又は療育手帳の交付を受けている方が居住するもの (１)以外の住宅の所有者等　100 万円(限度額) ※補助金額は経費の 4/5 又は補助限度額のうち低い額 在宅避難割増(最大 15 万円) 地震発生後の避難生活における感染リスク回避のため、住み慣れた自宅での避難生活を可能とする住宅の耐震化を実施するための上乗せ補助条件 (ア)総合評点が 0.7 未満のものを 1.2 以上になる耐震補強工事の実施 (イ)寝室、居間等にある転倒の危険性のある家具の固定の実施 (ウ)耐震補強のＰＲを行う住宅
問合せ先	都市環境課都市計画部門　℡　０５４８－３３－２１６１

◎　吉田町ブロック塀等耐震化促進事業

利用の条件	・事業の執行期間は１か年とする(災害復旧事業は対象外)
補助額等	事業費と撤去するブロック塀等の延長１ｍにつき２万円を乗じて得た額とのいずれか少ない額の 2/3 以内(限度額 13 万３千円)
問合せ先	都市環境課　都市計画部門　℡　０５４８－３３－２１６１

◎　吉田町避難路・避難地沿いブロック塀等緊急改善事業

利用の条件	・事業(災害復旧事業は対象外)の執行期間は１か年とする。 ・建築基準法第 42 条第２項の道路内には築造しないこと。 ・静岡県作成の「新しいブロック塀の造り方」によること。 ・他の塀へ転換する場合は金属製フェンス等安全な塀にすること。
補助額等	当該事業に要する経費と改善する延長１ｍにつき３万 8400 円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の 1/2 以内(限度額 25 万円)
問合せ先	都市環境課　都市計画部門　℡　０５４８－３３－２１６１

◎　がけ地近接危険住宅移転事業

利用の条件	次のいずれかの条件にあてはまる住宅 (１)静岡県建築基準条例第３条で指定された災害危険区域内に建っている住宅 (２)静岡県建築基準条例第 10 条に基づく、建築を制限している区域内に建っている住宅で、昭和 29 年３月 31 日以前に建てられたもの (３)県知事が指定した土砂災害特別警戒区域に建っている住宅 (４)上記(１)、(２)、(３)の区域内に建っている住宅で、自然災害により安全上の支障が生じ、建築基準法に基づく是正勧告を受けた住宅
補助額等	建物除去費補助　80 万円(除却費用に対する一部補助) 敷地造成費補助　59 万円(借入金利子に対する一部補助) 建物建設費補助　457 万円(　　〃　　) 土地取得費補助　206 万円(　　〃　　)
問合せ先	都市環境課　都市計画部門　℡　０５４８－３３－２１６１

川根本町の制度

① 住宅を新築・購入したい課方

◎　定住促進住宅建設事業費補助金

利用の条件	・町内に住所を有する者または補助事業完了の日から起算して 30 日以内に川根本町に住民登録をすると見込まれる者 ・自ら 10 年以上居住するためのもの ただし、次のものは除く （１）別荘、賃貸住宅、駐車場、倉庫その他定住住宅以外のもの （２）新築に係る工事費の総額が 600 万円未満のもの （３）併用住宅にあっては、居住部分の割合が２分の１未満のもの ・新築の住宅床面積が 50 平方メートル以上 280 平方メートル以下のもの ・申請者及び同居親族が町に納付すべき町税等を滞納していないこと
補助額等	住宅の新築に要する経費の 100 分の５以内とし、30 万円を限度とする ただし、次に該当するときはそれぞれに掲げる額を加算する （１）住宅の新築が町内に本社又は本店の機能を持つ事務所を有する建築業者の元請により行われる場合に 30 万円 （２）住宅の新築において、主要構造材の 40 パーセント以上を大井川産材とする場合に 30 万円 （３）申請日において申請者に中学生以下の子がいるときは、子１人当たり 50 万円（３人を限度）
問合せ先	経営戦略課　定住・移住推進室　℡　０５４７－５６－２２２１

◎　定住・移住促進住宅家賃購入補助金

利用の条件	・申請時に年齢が 50 歳以下のもの（ただし、補助対象者が生計を一にする 18 歳以下の扶養親族を有する場合又は夫婦どちらかが 50 歳以上で夫婦どちらかが 50 歳以下の世帯は、この限りでない）で、次に該当するものとする （１）令和５年４月１日以降に対象となる住宅に住所を有し、当町に住所を有する者 （２）３年以上当該住宅に居住する者 （３）町内に住所を有しない者で、申請後から起算して 30 日以内に川根本町に住民登録をすると見込まれるもの （４）申請者及び世帯全員に町税の滞納がないこと （５）生活保護法（昭和 25 年法律 144 号）による保護を受けていないこと （６）申請者及び同一世帯全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員でないこと （７）世帯員にこの要綱による補助金の交付を受けた者がいないこと
補助額等	「家賃補助金」 家賃から住宅手当を減じた額の２分の１　限度額：月額２万円 「家屋購入補助金」 購入費の２分の１　限度額：30 万円
問合せ先	経営戦略課　定住・移住推進室　℡　０５４７－５６－２２２１

② 住宅をリフォームしたい方

◎　住宅改修事業費補助金

利用の条件	・町内に住所を有する者または補助事業完了の日から起算して 30 日以内に川根本町に住民登録をすると見込まれる者 ・同一の住宅につき１回限り ・事業に要する経費で事業費が 30 万円以上のもの ・対象物件の機能向上を図る改修経費で次に該当するもの （１）老朽化による住宅の修繕等のための工事 （２）住宅の機能維持又は機能向上のために行う改築工事又は増築工事
補助額等	補助対象経費の 1/3　限度額 20 万円
問合せ先	経営戦略課　定住・移住推進室　℡　０５４７－５６－２２２１

③ 空き家に移住・定住したい方

◎　空き家改修事業費補助金

利用の条件	・「空き家バンク」に登録された物件を購入又は賃貸した者で、かつ、住民登録をし、５年以上定住する意思のある者 ・町内に主たる事業所を有する事業者(個人を含む)により施工される当該物件の改修 ・対象物件の機能向上を図る改修経費で次に該当するもの （１）内装、屋根、外壁等の機能向上に係る経費 （２）台所、浴槽、便所、洗面所等の設備改善に係る経費
補助額等	補助対象経費の 1/2　限度額：50 万円 (生計を一にする 18 歳未満の扶養親族を有する世帯　限度額：100 万円)
問合せ先	経営戦略課　定住・移住推進室　℡　０５４７－５６－２２２１

◎　空き家バンク登録物件清掃費補助金

利用の条件	・空き家バンクを利用して、空き家を購入又は賃借し、かつ、居住又は居住しようとする個人(以下「空き家購入者等」という。) ・空き家バンク登録物件に係る所有権その他の権利を有し、当該物件の売却又は賃貸を行うことができる個人 ・この要綱による補助金の交付を受けていないもの
補助額等	補助対象経費の 1/2　限度額：15 万円
問合せ先	経営戦略課　定住・移住推進室　℡　０５４７－５６－２２２１

④ 設備を充実させたい方

◎　クリーンエネルギー機器導入促進事業費補助金

利用の条件	・設置工事前に申請が必要 ・町内に住所を有している者で町税等を滞納していない者 ・クリーンエネルギー機器設置工事完了後、実績報告書提出時までに川根本町に住民登録を行う者 ・自ら居住する町内の住宅(店舗併用住宅も可)に下記の機器を設置する場合、本人の申請に基づき、町の審査を経て交付する ・未使用品であるもの(中古品は対象外) ・国、財団等の補助制度に該当する製品とし、太陽熱温水器は(財)ベターリビングのＢＬ商品に認定されたもの、ヒートポンプ型給湯器は、メーカーのカタログ値において JRA 規格表示で年間給湯効率 3.1 以上、又は JIS 規格表示でふろ保温機能が 2.7 以上等など ・太陽光発電システム 住宅の屋根等への設置 ３kw 以上の設置で余剰電力の売電契約が条件 ・住宅用リチウムイオン蓄電池システムについては、蓄電部がリチウムイオン蓄電池であり、太陽光発電システムにより発電する電力を充放電し、蓄電池及び電力変換装置で構成される一帯の装置であり、住宅部分に電力を供給できること。蓄電容量が１kwh 以上であること。 ※複数の機器を組み合わせて同時に申請する場合の補助金額は、20 万円を限度とする。(同一の種類の機器に対する補助は、同一の世帯につき１回限りとする。) ※補助金を受けた年度の終了後３年間は、交付の申請をすることができないものとする。
補助額等	太陽光発電システム 太陽電池モジュールの出力１ｋｗ当たり２万円を限度とし、10 万円を限度とする。 住宅用リチウムイオン蓄電池 設置に要した費用の２分の１以内で 10 万円を限度とする。 太陽熱温水器、ヒートポンプ型給湯器 設置に要した費用の２分の１以内で５万円を限度とする。 潜熱回収型給湯器(ガス・石油共) 設置に要した費用の２分の１以内で３万円を限度とする。 ハイブリット給湯器(ヒートポンプ型及び潜熱回収型給湯器)、 (ヒートポンプ型給湯器及び太陽熱温水器) 設置に要した費用の２分の１以内で 10 万円を限度とする。
問合せ先	くらし環境課　環境政策室　℡　０５４７－５６－２２３６

◎　合併処理浄化槽設置整備事業費補助金

利用の条件	下記の場合は交付しない ・法の確認を受けずに設置する場合 ・借家等で賃貸人の承諾が得られない場合 ・他の補助事業の対象となるもの ・仮設、事業専用の場合 ・季節的に使用する住宅に設置する場合 ・販売目的で浄化槽付住宅を建築する場合 ・既設の合併処理浄化槽を撤去して新たに合併処理浄化槽を設置する場合
補助額等	（１）５人槽　　基本補助額　33 万 2000 円 （２）６～７人槽　基本補助額　41 万 4000 円 （３）８～10 人槽　基本補助額　54 万 8000 円
問合せ先	くらし環境課　生活環境室　℡　０５４７－５６－２２３６

⑥ 高齢者や障害のある方

◎　介護保険の住宅改修

利用の条件 補助額等	64 ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ
問合せ先	高齢者福祉課　長寿介護室　℡　０５４７－５６－２２３４

◎　日常生活用具給付等事業

利用の条件	64 ページ掲載の日常生活用具給付等事業と同じ
補助額等	補助額等（限度額と自己負担額）は、下記にお問合せください。
問合せ先	健康福祉課　地域福祉室　℡　０５４７－５６－２２２４

⑦ 離職等で住宅にお困りの方

◎　住居確保給付金

利用の条件	65 ページ掲載の住居確保給付金と同じ
申込窓口	健康福祉課　℡　０５４７－５６－２２２４ 中部健康福祉センター　℡　０５４－６４４－９２７４
問合せ先	中部健康福祉センター　℡　０５４－６４４－９２７４

⑧ 地震などの災害に備えたい方

◎　わが家の専門家診断事業

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築された既存木造住宅
補助額等	専門家（静岡県耐震診断補強相談士）による無料の耐震診断を実施
問合せ先	建設課　建設事業室　℡　０５４７－５６－２２２７

◎　木造住宅耐震補強助成事業

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築された既存木造住宅 ・耐震診断の評点結果が 1.0 未満である木造住宅で耐震補強工事後の耐震評点が 0.3 以上上がり、かつ 1.0 以上となるもの ・耐震診断、耐震補強計画の策定及び耐震補強工事後の耐震性の評価を静岡県耐震補強相談士が実施するもの
補助額等	高齢者等が居住する住宅１敷地ごとに、木造住宅耐震補強計画策定及び耐震補強工事に要する経費に５分の４を乗じて得た額と 120 万円とを比較して、いずれか少ない額とする。 上記以外の住宅１敷地ごとに、木造住宅耐震補強計画策定及び耐震補強工事に要する経費に５分の４を乗じて得た額と 100 万円とを比較して、いずれか少ない額とする。
問合せ先	建設課　建設事業室　℡　０５４７－５６－２２２７

◎　ブロック塀等撤去事業

利用の条件	・道路に面し、道路面からの高さが 80cm 以上のもので地震発生時に倒壊又は転倒の危険性のあるブロック塀等を撤去する場合
補助額等	当該事業に要する経費と撤去する延長に 8000 円を乗じて得た額と 15 万円を比較していずれか少ない額の 2/3 とする(1 敷地につき 10 万円を限度)
問合せ先	建設課　建設事業室　℡　０５４７－５６－２２２７

◎　がけ地近接危険住宅移転事業

利用の条件	次のいずれかに該当する区域に存する既存不適格住宅又はこれらの区域に存する住宅のうち建築後の大規模地震、台風等により安全上又は生活上の支障が生じ、静岡県知事又は町長が移転勧告等を行ったもの。 (１)静岡県建築基準条例第３条の規定により指定した災害危険区域 (２)静岡県建築基準条例第 10 条の規定により建築を制限している区域 (３)土砂災害防止法第９条の規定に基づき静岡県知事が指定した土砂災害特別警戒区域 (４)第４条第１項に定められた基礎調査を完了し、③の区域に指定される見込みのある区域 (５)事業着手時点で過去３年間に災害救助法の適用を受けた地域
補助額等	(１)建物除去費補助　97 万 5000 円(除却費用に対する一部補助) (２)敷地造成費補助　60 万 8000 円(借入金利子に対する一部補助) (３)建物建設費補助　465 万円　(　〃　) (４)土地取得費補助　206 万円　(　〃　)
問合せ先	建設課　建設事業室　℡　０５４７－５６－２２２７

◎　家具転倒防止器具取付サービス事業

利用の条件	・町内に住所を有する世帯
補助額等	上記対象世帯で最大５か所までとし、１か所当たりの補助は、5000 円を限度する。
問合せ先	総務課　自治防災室　℡　０５４７－５６－２２２０

◎　耐震シェルター整備事業

利用の条件	・町内に住所を有する 65 歳以上の高齢者のみが居住する以下の住宅 （１）２階建以下 （２）昭和 56 年５月 31 日以前に工事に着手した木造住宅 （３）耐震診断の総合評価で構造評点が 0.7 未満
補助額等	耐震シェルターの購入、運搬、設置に要する経費の 1/2 以内 限度額　12 万 5000 円
問合せ先	総務課　自治防災室　℡　０５４７－５６－２２２０

◎　防災ベッド整備事業

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前の基準で建てられ、耐震診断の総合評点 0.1 未満の住宅であり、木造住宅の１階に防災ベッドを設置する場合
補助額等	防災ベッドの購入、運搬、設置に要する経費の 1/2 以内 限度額　10 万円
問合せ先	総務課　自治防災室　℡　０５４７－５６－２２２０

⑪ 山村地域に定住する方

◎　山村定住資金（リフォーム）

利用の条件	69 ページ掲載の山村定住資金（リフォーム）と同じ

⑫結婚に伴い住居費や転居費用を必要とする方

◎　結婚新生活支援補助金

利用の条件	・次の各号いずれにも該当する新婚世帯で夫又は妻が暴力団員等でない者 （１）新婚世帯の所得から前年中に返済した貸与型奨学金の額を控除した額が 400 万円未満であること （２）婚姻日において、夫婦の年齢がともに 39 歳以下であること （３）補助金の交付申請時に夫婦がともに申請に係る住宅に住所を有していること （４）補助金の交付を受けた日から１年以上、申請に係る住宅に定住する意思があること （５）夫婦のいずれもが過去に補助金の交付を受けていないこと （６）市町村民税の滞納がないこと
補助額等	夫婦のいずれかの年齢の高い方が 29 歳以下　限度額：60 万円 夫婦のいずれかの年齢の高い方が 39 歳以下　限度額：30 万円
問合せ先	経営戦略課　定住・移住推進室　℡　０５４７－５６－２２２１

浜松市の制度

① 住宅を新築・購入したい方

◎　浜松市まちなか定住促進補助金

利用の条件	【補助対象者の主な要件】 次のすべての条件に当てはまる方 ・居住誘導区域内への移住であること ・申請者の世帯所得が 750 万円以下であること（３世代同居等の場合は子世帯の世帯所得） ・直近１年以内に居住誘導区域内に居住していないこと（※特例世帯は除く） ・補助対象世帯員の人数の合計が２人以上であること※１ ・申請後、２週間前後で発行される交付決定通知書交付後に着手できる方※２ ・補助対象住宅での居住を５年間以上継続する方 ・他の公的制度や公共事業による補助や補償を受けている場合は、対象が重複していないこと ◇特例・加算対象者は以下の条件にも当てはまる方 ・小学生以下のお子様と暮らす子世帯の方（妊婦の方を含む） ・子世帯の親の世帯が、子世帯と直近１年以上離れて暮らしていること（住民票） ・居住誘導区域内において新たに同居または直線距離 100m 以内の近居を行うこと※３ ・同居・近居を５年間以上継続する方 ※１補助対象世帯員とは、申請者世帯及び３世代同居等を行う世帯の世帯員のこと ※２　着手とは 住民票…新たな住所への異動（すべての補助） 工事…補助対象となる工事請負契約に含まれる工事の着手 取得…住宅の売買契約の締結 ※３100m の基準は、地図上にて敷地から敷地の最短直線距離を計測 その他、諸条件を事前にお問い合わせください。
補助額等	【対象経費】 新築・取得は補助対象経費の 1/2 以内、増築・改修は補助対象経費の 1/10 以内で上限は下記に示す額 【補助額】 （１）住宅の新築・取得：上限 50 万円 （２）増築・改修　　：上限 25 万円 ◇加算世帯（居住誘導区域外から居住誘導区域内への移住で３世代同居等を行う場合） （１）住宅の新築・取得：上限 100 万円 （２）増築・改修　　：上限 50 万円 ◇特例世帯（居住誘導区域内での移住で３世代同居等を行う場合） （１）住宅の新築・取得：上限 50 万円 （２）増築・改修　　：上限 25 万円 ※（１）と（２）は、併用して補助を受けることはできません。 ※取得については中古住宅・中古マンションに限ります。 ※申請前に着手すると補助の対象になりません。必ず工事着工・住宅取得・住民票異動の前に相談の上、申請してください。
問合せ先	都市整備部　住宅課　℡　０５３－４５７－２４５７

◎　浜松市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）導入支援事業補助金

利用の条件	【対象住宅】 ・市内に主たる事務所を有する事業者※が施工した新築戸建住宅に市民自ら居住する場合において、次のいずれかの条件に当てはまる住宅 ・国が実施する ZEH 補助金において ZEH であることが示されている住宅 ・BELS 評価書により ZEH であることが示されている住宅 ※市内に主たる事務所を有する事業者とは次のいずれかに該当する事業者をいう （１）本社が浜松市内であること （２）事業所税を浜松市に納めていること 【対象者】 次のすべての条件に当てはまる方 ・補助対象住宅を新築し、その住宅に自らが居住している個人（建売も含む） ・補助対象住宅の工事完了日、または工事費もしくは購入代金の支払い手続き完了日のいずれか遅い日が令和５年４月１日以降から令和６年３月 31 日であること ・市税を滞納していないこと ・暴力団と関係を有していないこと ・これまでに市から同一の補助対象住宅に対する補助金の交付を受けたことがない者（同一世帯の者を含む）
補助額等	１戸あたり 30 万円（定額）
問合せ先	カーボンニュートラル推進事業本部　℡　０５３－４５７－２５０２

◎　地域材を利用した住宅への助成事業（天竜材の家 百年住居（すまい）る事業）

利用の条件	・市内に自ら居住するための FSC 認証材使用住宅を新築・増築する方（建売住宅、リフォームは対象外） ・66 ㎡以上の居住面積を有すること。（増築の場合は増築した部分の居住面積が 66 ㎡以上であること） ・FSC 認証材を主要構造材(土台・柱・梁・桁・大引き・母屋・束・筋違い・間柱・根太・垂木)使用量の 80%以上使用し、内装材(床・天井・内壁材)と合わせ５㎥ 以上使用すること。主要構造材や内装材に集成材を使用する場合、ＦＳＣ認証材を原材料として市内で製造かつ加工されたものを使用すること。 ・使用するＦＳＣ 認証材は「しずおか優良木材」と同等の品質基準を有していること ・建築主から住宅の建築を請け負う業者は、浜松地域材利用促進協議会の正会員または登録会員であること ・他の住宅助成制度と併用が可能 ・建築現場をＰＲ（見学会等）の場として提供すること ・前年度の市税を完納していること
補助額等	FSC 認証材使用量１㎥ あたり２万円、上限 30 万円 COC 認証取得工務店が建築すると 20 万円追加。助成戸数 180 棟。 (FSC 認証材追加助成分 125 棟)
問合せ先	一般社団法人浜松地域材利用促進協議会事務局 ℡０５３－４２３－３０１０

◎　浜松市 勤労者住宅建設資金等償還利子補助事業

利用の条件	次のすべての条件にあてはまる方 ・浜松市内に自ら居住する新築住宅、建売住宅、中古住宅、マンションを購入される方 ・市税を完納している方、又は市から徴収の猶予若しくは換価の猶予を受けている方 ・これまでに本事業の補助を利用されていない方 ・当該年度の４月１日以降に住宅建設資金の融資及び利子補助金承認申請をしている方 交付の条件 ア居住の用に供する部分の床面積が 150 ㎡以下 イ市県民税額が 30 万円以下 （その他要件があります。詳しくは下記掲載のお問い合わせ先まで）
補助額等	利子補助率　　年 0.60％ 利子補助対象額　　50 万円以上 300 万円以内(10 万円単位) 利子補給期間　　最長 10 年
問合せ先	静岡県労働金庫　浜松中央ローンセンター ℡０５３－４５６－９３３１

◎　母子父子寡婦福祉資金貸付制度

利用の条件	次のすべての条件に当てはまる方 ・母子(父子)家庭の母(父)及び寡婦 ・母子(父子)家庭の母(父)及び寡婦が自ら居住するため、自らが所有する住宅を所有する方（これから建設する方を含む） ・建築基準法等関係法令に合致する適法な住宅であり、かつ良好な居住水準を有する住宅
貸付限度額	150 万円(特別 200 万円…災害等により住宅が全壊した場合等であり、特に必要と認められる場合)
据置期間	貸付の日から６ヶ月間
償還期限	据置期間経過後６年以内（特別　据置期間経過後７年以内）
貸付利子	連帯保証人を立てない場合において年１％
問合せ先	中区役所　社会福祉課　℡　０５３－４５７－２０３５ 東区役所　社会福祉課　℡　０５３－４２４－０１７５ 西区役所　社会福祉課　℡　０５３－５９７－１１５７ 南区役所　社会福祉課　℡　０５３－４２５－１４６３ 北区役所　社会福祉課　℡　０５３－５２３－２８９３ 浜北区役所　社会福祉課　℡　０５３－５８５－１１２１ 天竜区役所　社会福祉課　℡　０５３－９２２－００２３ ※2024 年１月１日からの区再編に伴う移行については、浜松市ホームページをご確認ください。

②住宅をリフォームしたい方

◎　浜松市農業経営資金償還利子助成事業

利用の条件	・市内の山村地域に居住する若者（おおむね 20 歳～40 歳）又は後継者を有する世帯主 ・住宅の居室、浴室、台所、便所等の改善をする方（借入限度額 500 万円） ・「静岡県山村定住資金」として「農業近代化資金」の借入れを行う方
補助額等	貸付利率から国・県等の利子補給を除いた率について、１％を上限に貸付当初最長５年間、利子助成金を交付
問合せ先	産業部 農業振興課 総務グループ　℡ ０５３－４５７－２３３１ 産業部 農業振興課 北部農業グループ　℡ ０５３－５２３－１１１３ 産業部 農業振興課 天竜農業グループ　℡ ０５３－９２２－００３０

③ 空き家に移住・定住したい方

◎　浜松市ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金

利用の条件	【補助対象者の主な要件】 ・令和３年４月１日以降に市外から市内に移住した方 ・ご夫婦等で移住し、共に 50 歳未満の方 ・市内に移住した日から２年以内の方 ・移住する直前の 10 年間のうち通算５年以上、市外に居住した方 ・取得した住宅または市内の賃貸した住宅に５年以上居住する意思を有する方 ・居住地域の自治会に加入している方。 【補助住宅】 居室、寝室及び浴室、洗面所、台所、トイレの設備を有する建築物 【対象経費】 ・新築・取得費用 新築住宅の工事費、建売・中古・分譲マンション等の購入費 ・増築・改修費用 居住部屋、浴室、洗面所、台所、トイレ、玄関の増設または改修工事費等 ・住宅賃借費用 仲介手数料、敷金（退去修繕費、クリーニング費用、鍵交換費用を含む)、礼金、保証金（保証委託料、保険料を含む)、共益費１か月分、賃料１か月分（駐車場使用料１か月を含む) ・引越移転費用 引越移転に要した経費のうち、引越業者または運送業者に支払った費用 ・その他費用 自治会費１年分（自治会入会金を含む)、中山間地域での飲料水の供給を受ける際にかかる初期費用等
補助額等	対象経費の２分の１以内で、上限 100 万円を支給します。
問合せ先	市民部　市民協働・地域政策課　℡　０５３－４５７－２２４３

◎　浜松市空家等除却促進事業費補助金

利用の条件	次のすべての条件に当てはまる方 ・(公社）全日本不動産協会静岡県本部により取引（売却）不可能と判断される物件であること　※事前相談での提出書類を用いて市役所から（公社）全日本不動産協会静岡県本部に調査依頼をします。 ・申請者が所有者または共有者として建物の登記がされている空家であること　※登記がされていても必要事項が記載されていない場合は補助対象となりません。 ・昭和 56 年５月 31 日以前に建築済み又は建築確認済みであった空き家であること ・令和２年１月１日以前に相続又は遺贈が発生しており、令和５年３月 31 日以前に建物の相続登記が完了していること ※建物の登記全部事項証明書で確認します。登記全部事項証明書で相続の事実を確認できない場合は、補助対象になりません。 ・申請日から過去３年間空き家であること ・一戸建て住宅であること及び登記の種別が「居宅」又は居宅とその他の用途を兼ねるものであること ・浜松市内にある空き家であること ・公共事業等の補償の対象となっていないこと ・空家等対策の推進に関する特別措置法による命令を受けていないこと ・対象となる空き家及び附属する工作物（塀、立ち木など）が文化財等に指定されていないこと

	・個人が所有する空き家であること ・申請者及び共有者が浜松市税を完納していること ・申請者及び共有者が暴力団員等でないこと ・共有者全員の同意を得られていること ・解体工事によって、更地にする予定であること（小屋、立ち木などの付属物も併せて除却すること） ・解体工事によって更地になった土地に申請者、申請者の配偶者、六親等以内の血族若しくは三親等以内の姻族が建築物（建築基準法第２条第１号）を建てないこと ・空き家等に抵当権等の担保権及び賃借権等の用益権等所有権以外の権利設定がないこと ・補助金申請に添付する写真を浜松市が広報活動に使用することに同意すること
補助額等	費用の一部（対象経費の３分の１で最大 50 万円）を補助
問合せ先	市民部　市民生活課　℡　０５３－４５７－２２３１

④ 設備を充実させたい方

◎　浜松市　創エネ・省エネ・蓄エネ型住宅推進事業費補助金

利用の条件	次のすべての条件に該当する方 ・過去に市から同種のシステムの設置費補助金を受けていない世帯の人（同一世帯の人を含む） ・市税を完納している人 ・令和５年４月１日から令和６年３月 31 日の間に対象システムの設置工事が完了し、支払いが完了している人 ・自らが居住する住宅で、賃貸住宅でないこと ・暴力団と関係を有していない人
補助額等	太陽光発電システム　２万円 ※モジュールの合計出力３kW 以上であること（再生可能エネルギー固定価格買取制度に基づく全量売電を除く） ※家庭用蓄電池又はＶ２Ｈ対応型充電設備と同時に設置する場合に限り、補助の対象とする。（太陽光発電システム単体での補助は行わない） 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）　６万円 ※（一社）燃料電池普及促進協会の指定する機器であるもの 家庭用蓄電池　10 万円 ※蓄電した電力を分電盤を通じて家庭の電力として使用できること ※環境省「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ＺＥＨ）化等支援事業の補助対象となるもの Ｖ２Ｈ対応型充電設備　10 万円 ※電気自動車の蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて家庭の電力として使用できる仕組みを備えた充電設備であること 太陽熱利用システム　２万円 ※太陽熱を集めて給湯に利用する自然循環型の太陽熱温水器又は不凍液等を強制循環する太陽熱集熱器と蓄熱槽で構成され給湯若しくは冷暖房に利用するソーラーシステムであること ※（一財）ベターリビングの優良住宅部品（ＢＬ部品）認定を受けているもの
問合せ先	カーボンニュートラル推進事業本部　℡　０５３－４５７－２５０２

◎　浜松市 風致地区内住宅生垣用苗木交付制度

利用の条件	・風致地区（都市計画法第８条第１項第７号）内の専用住宅（共同住宅を含む） ・住宅敷地内で、４ｍ以上の道路沿い並びに隣地境界部分に生垣を設置し、道路沿いの場合は生垣と道路の間に高さ 50ｃｍを超えるブロック塀等遮蔽物がないもの（格子、ネットフェンス等があるときは、生垣が半分以上透視できること） ※道路幅員が４ｍ未満でも道路中心線より２ｍの道路後退沿いに生垣を設置する場合は対象。 ・受付期間　令和５年４月１日～令和６年１月 31 日（予算の範囲内で交付します）
補助額等	本数（１申請地につき） １ｍ当たり２～３本交付し、100 本を上限 緑地協定区域（都市緑地法第 45 条）に重複して該当する場合も 100 本を上限
問合せ先	都市整備部　緑政課　℡　０５３－４５７－２５９７

◎　浜松市 緑地協定区域樹木等交付制度

利用の条件	・緑地協定区域（都市緑地法第 45 条）内の専用住宅（共同住宅を含む） ・生垣用苗木又は低木の交付対象となる場所は、道路から良く見え、道路との境界が道路中心線から２ｍ以上後退した場所 ・隣地境界に生垣又は低木を設置する場合は、道路から建物後退線までの部分（上限３ｍ）
補助額等	交付物及び本数（１申請地につき） 生垣用苗木、低木、庭木用樹木のいずれか１つ 生垣用苗木：設置延長１ｍ当たり４本まで。100 本上限 ※風致地区（都市計画法第８条第１項第７号）に重複して該当する場合も 100 本を上限 低木：１㎡当たり９本まで。100 株上限 庭木用樹木：３本上限 景観木：区域ごとに定められた樹種を１本交付 ツタ類：設置延長１ｍ当たり４株まで。100 株上限
問合せ先	都市整備部　緑政課　℡　０５３－４５７－２５９７

◎　浜松市　合併処理浄化槽設置事業費補助制度

利用の条件	・下水道事業計画区域以外及び農業集落排水処理区域以外の地域を対象 ・自らが所有又は居住する住宅もしくは併用住宅へ合併処理浄化槽を設置替えする方 ・自らが所有する共同住宅又は併用共同住宅へ合併処理浄化槽を設置替えする方
補助額等	補助額は浄化槽の大きさなどによって異なる 【本体設置費補助】 ５人槽　33 万 2000 円 ７人槽　41 万 4000 円 10 人槽～50 人槽　54 万 8000 円 【宅内配管費補助】 補助額は上記補助の合計　30 万円
問合せ先	中区役所　まちづくり推進課　℡　０５３－４５７－２７７８ 東区役所　区民生活課　℡　０５３－４２４－０１６４ 西区役所　まちづくり推進課　℡　０５３－５９７－１１５０ 南区役所　区民生活課　℡　０５３－４２５－１３８２ 北区役所　まちづくり推進課　℡　０５３－５２３－３１２０ 浜北区役所　まちづくり推進課　℡　０５３－５８５－１１１５ 天竜区役所　まちづくり推進課　℡　０５３－９２２－００２２ お客様サービス課　℡　０５３－４７４－７９１５ ※2024 年１月１日からの区再編に伴う移行については、浜松市ホームページをご確認ください。

◎　浜松市　水洗便所改造資金貸付あっ旋及び利子補給制度

利用の条件	・市内に居住し、供用開始日（下水道が使用できる日）から３年以内に下水道へ切替工事をする方（令和７年３月 31 日までは、供用開始の日から３年経過した場合でも申込みが可能） ・市税及び下水道受益者負担金などを滞納していない方 ・指定金融機関が認める連帯保証人を立てることができる方
補助額等	くみ取り便所改造工事排水設備設置工事含む 貸付あっ旋金額　100 万円以内（36 ヶ月元金均等払い） し尿浄化槽切替工事排水設備設置工事含む 貸付あっ旋金額　100 万円以内（36 ヶ月元金均等払い）
問合せ先	上下水道部　お客さまサービス課　℡　０５３－４７４－７９１５

⑥ 高齢者や障害のある方

◎　浜松市　居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給

利用の条件	次のすべての条件に当てはまる方 ・介護保険の要支援、要介護認定を受けている方 ・保険給付として適当な改修内容であると市から事前に承認を得た方 ・ケアマネージャー等が作成する「改修が必要な理由書」を事前に用意できる方
補助額等	改修に要した費用（同一住宅・同一対象者につき 20 万円を上限）の９割、８割または７割（利用者負担割合による）を介護保険で支給
問合せ先	中区役所　　長寿保険課　℡　０５３－４５７－２３３７ 東区役所　　長寿保険課　℡　０５３－４２４－０１８４ 西区役所　　長寿保険課　℡　０５３－５９７－１１１９ 南区役所　　長寿保険課　℡　０５３－４２５－１５７２ 北区役所　　長寿保険課　℡　０５３－５２３－２８６３ 浜北区役所　長寿保険課　℡　０５３－５８５－１１２２ 天竜区役所　長寿保険課　℡　０５３－９２２－００６５ ※2024 年１月からの区再編に伴う移行については、浜松市ホームページをご確認ください。

◎　浜松市　重度身体障害者住宅改修費給付（居宅生活動作補助用具）

利用の条件	次のすべての条件に当てはまる方 ・市内に住所を有する身体障害者手帳の交付を受けた下肢、体幹または乳幼児以前の非進行性脳病変による運動機能障害のある方で、障害の程度が３級以上の方、難病の方で下肢または体幹機能に障害のある方 ・障害、住宅の状況等から住宅を改修する必要があると認められる方 ※申請前に購入･工事をすると給付対象外
補助額等	原則１回（上限額 20 万円）
問合せ先	中区役所　　社会福祉課　℡　０５３－４５７－２０５７ 東区役所　　社会福祉課　℡　０５３－４２４－０１７６ 西区役所　　社会福祉課　℡　０５３－５９７－１１５９ 南区役所　　社会福祉課　℡　０５３－４２５－１４８５ 北区役所　　社会福祉課　℡　０５３－５２３－２８９８ 浜北区役所　社会福祉課　℡　０５３－５８５－１６９７ 天竜区役所　社会福祉課　℡　０５３－９２２－００２４ ※2024 年１月からの区再編に伴う移行については、浜松市ホームページをご確認ください。

◎　浜松市　重度身体障害者住宅改造費補助金交付

利用の条件	次のすべての条件に当てはまる方 ・市内に住所を有する身体障害者手帳の交付を受けた下肢、体幹または視覚に障害のある方で、障害の程度が総合等級で１級又は２級の方またはその保護者 ・障害のため、その方に適するように住宅を改造する必要があると認められる方 ・市税に滞納がなく、次のいずれかの世帯に属する方 （１）市･県民税が非課税の世帯（４月から６月までの間に申請する場合は前年度分） （２）前年分の所得税額が 20 万円以下の世帯（４月から６月および１月から３月の間に申請する場合は前々年分） ※必ず着工前に相談の上、申請
補助額等	市県民税が非課税の世帯 工事費(補助対象経費)の 2/3 以内で 75 万円を限度 上記に該当しない世帯で前年分の所得税額が 20 万円以下の世帯 工事費(補助対象経費)の 1/2 以内で 75 万円を限度
問合せ先	中区役所　　社会福祉課　℡　０５３－４５７－２０５７ 東区役所　　社会福祉課　℡　０５３－４２４－０１７６ 西区役所　　社会福祉課　℡　０５３－５９７－１１５９ 南区役所　　社会福祉課　℡　０５３－４２５－１４８５ 北区役所　　社会福祉課　℡　０５３－５２３－２８９８ 浜北区役所　社会福祉課　℡　０５３－５８５－１６９７ 天竜区役所　社会福祉課　℡　０５３－９２２－００２４ ※2024 年１月からの区再編に伴う移行については、浜松市ホームページをご確認ください。

◎　浜松市　高齢者向け優良賃貸住宅事業（家賃減額補助金）

利用の条件	・60 歳以上の単身者あるいは本人又は配偶者が 60 歳以上 ・自ら居住するため住宅を必要とする方 ・市県民税を完納している方 ・確実な連帯保証人がある方
補助額等	入居される方の所得に応じて家賃の一部を補助 ※補助額は団地によって異なる
問合せ先	都市整備部　住宅課　℡　０５３－４５７－２４５７

◎　浜松市　高齢者住宅改造費補助金交付

利用の条件	次のすべての条件に当てはまる方 ・60 歳以上であること ・介護保険制度の要支援１、２または要介護１～５の認定を受けていること ・市･県民税が非課税の世帯に属していること ・市税を完納している世帯に属していること ・改造する家屋に現に生活し、改造する家屋を住所地としていること ※必ず着工前に相談の上、申請。着工後の申請については受付不可。 ※補助対象者１人に対し１回の補助を限度。
補助額等	工事費(補助対象経費)の 1/2 以内で 75 万円を限度 ※他制度（介護保険制度及び浜松市重度身体障害者住宅改造費補助金）の適用を優先 ※特定地区内の限度額は 100 万円（佐久間、春野、水窪、龍山地区内及び天竜、引佐地区内の一部）
問合せ先	中区役所　　長寿保険課　℡　０５３－４５７－２０６２ 東区役所　　長寿保険課　℡　０５３－４２４－０１８６ 西区役所　　長寿保険課　℡　０５３－５９７－１１６４ 南区役所　　長寿保険課　℡　０５３－４２５－１５４２ 北区役所　　長寿保険課　℡　０５３－５２３－１１４４ 浜北区役所　長寿保険課　℡　０５３－５８５－１１２３ 天竜区役所　長寿保険課　℡　０５３－９２２－０１３０ ※2024 年１月からの区再編に伴う移行については、浜松市ホームページをご確認ください。

◎　浜松市　家具転倒防止事業

利用の条件	市内に居住している次のいずれかに該当する方 (１)高齢者(満 65 歳以上)のみの世帯 (２)高齢者(満 65 歳以上)と障がいのある方のみの世帯 (３)高齢者(満 65 歳以上)と満 18 歳未満の方のみの世帯 (４)障がいのある方のみの世帯 (５)障がいのある方と満 18 歳未満の方のみの世帯 (６)高齢者(満 65 歳以上)、障がいのある方及び満 18 歳未満の方のみの世帯
補助額等	一世帯５品までの家具固定作業にかかる費用を市が負担 ※金具等(下地材料を含む。)は自己負担 ※家具固定作業は市指定の施工者が行う
問合せ先	中区役所　　区振興課　℡　０５３－４５７－２２１０ 東区役所　　区振興課　℡　０５３－４２４－０１１５ 西区役所　　区振興課　℡　０５３－５９７－１１１２ 南区役所　　区振興課　℡　０５３－４２５－１１２０ 北区役所　　区振興課　℡　０５３－５２３－１１６８ 浜北区役所　区振興課　℡　０５３－５８５－１１４３ 天竜区役所　区振興課　℡　０５３－９２２－００１６ ※2024 年１月からの区再編に伴う移行については、浜松市ホームページをご確認ください。

⑦ 離職等で住宅にお困りの方

◎　住居確保給付金

利用の条件	・離職者等であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を失っている者又は失うおそれのある者（収入及び資産に関する要件あり）を対象に、賃貸住宅の家賃として住居確保給付金を給付する ・申請時、離職や廃業から原則２年以内、又は就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にある方 ・離職等の前に、自らの労働により賃金を得て主として世帯の生計を維持していた方（離職等の前は主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時に主たる生計維持者となっている方も対象となる） ・就労能力及び常用就職の意欲があり、誠実かつ熱心に求職活動等を行える方 ・離職等により住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方 ・申請を行った月における、申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族の収入の合計額が以下の金額であることが必要 （１）単身世帯　８万 1000 円に家賃額（３万 7700 円上限）を加算した額未満 （２）２人世帯　12 万 3000 円に家賃額（４万 5000 円上限）を加算した額未満 （３）３～５人世帯　15 万 7000 円に家賃額（４万 9000 円上限）を加算した額未満 ・申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族の預貯金等の合計が次の金額以下であることが必要 単身世帯：48 万 6000 円　　２人世帯　　：73 万 8000 円 ３人世帯：94 万 2000 円　　４人以上の世帯：100 万円 ・【就職活動要件】（可能な方は、常用就職に向けた就職活動を毎月行う必あり） （１）毎月２回以上、公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で職業相談等を受けること （２）毎月４回以上、浜松市生活自立相談支援センター「つながり」の面接支援を受けること （３）原則週１回以上、求人先へ応募を行う、又は求人先の面接を受けること ・就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にある方については、①③は除く。 ・給付金の支給期間は、原則３か月（条件により最長９ヶ月） ※ その他要件あり
補助額等	基準額等は変動する可能性あり。詳細は問い合わせ先にご連絡ください。
問合せ先	中区役所　　社会福祉課　℡ ０５３－４５７－２０５７ 東区役所　　社会福祉課　℡ ０５３－４２４－０１７６ 西区役所　　社会福祉課　℡ ０５３－５９７－１１５９ 南区役所　　社会福祉課　℡ ０５３－４２５－１４８５ 北区役所　　社会福祉課　℡ ０５３－５２３－２８９８ 浜北区役所　社会福祉課　℡ ０５３－５８５－１６９７ 天竜区役所　社会福祉課　℡ ０５３－９２２－００２４ 浜松市生活自立相談支援センター「つながり」 ℡　０５３－５４６－０５００ ※2024 年１月からの区再編に伴う移行については、浜松市ホームページをご確認ください。

⑧ 地震などの災害に備えたい方

◎　わが家の専門家診断事業

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築又は工事に着手した木造住宅
補助額等	専門家（静岡県耐震診断補強相談士）が無料で耐震診断を実施し、後日診断結果及び概算工事費の報告と補助制度の説明を行う
問合せ先	都市整備部　建築行政課　℡　０５３－４５７－２４７３

◎　木造住宅耐震補強助成事業

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築又は工事に着手した木造住宅 ・耐震診断の結果、上部構造評点が 1.0 未満の木造住宅で、１階の上部構造評点が 1.0 以上となり、かつ 0.3 ポイント以上あがる耐震補強計画を策定し、当該計画に基づく耐震改修を実施するもの ・建築士事務所に所属する静岡県耐震補強相談士が補強計画策定及び工事監理するもの ・浜松市木造住宅耐震補強助成事業施工事業者に登録している事業者が施工する耐震補強工事
補助額等	耐震補強計画に要する経費＋耐震補強工事に要する経費の５分の４以内 ただし上限 100 万円。さらに条件によっては 15 万円拡充（以下のすべてに該当するもの） （１）補強前の上部構造評点 0.7 未満 （２）補強後の上部構造評点 1.2 以上 （３）家具固定（寝室・居間等）の実施
問合せ先	都市整備部　建築行政課　℡　０５３－４５７－２４７３

◎　非木造住宅耐震診断事業・非木造住宅補強計画策定事業

利用の条件	・非木造住宅耐震診断事業については、昭和 56 年５月 31 日以前に建築された非木造住宅 ・非木造住宅補強計画策定事業については、次の要件を全て満たすもの （１）昭和 56 年５月 31 日以前に建築された非木造住宅 （２）診断の結果、Is 値が 0.6 又は q 値 1.0 未満の住宅を各階 Is 値 0.6 かつ q 値 1.0 以上となる補強計画を作成するもの （３）耐震補強工事の実施を予定するもの
補助額等	非木造住宅耐震診断補助額については、１棟ごとに耐震診断に要する経費と以下の助成基準額のいずれか少ない額の 2/3 以内 （１）一戸建ての住宅　13 万 6000 円/棟 （２）長屋および共同住宅 延べ面積 1000 ㎡以内の部分　3670 円/㎡ 延べ面積 1000 ㎡を超え 2000 ㎡以内の部分　1,570 円/㎡ 延べ面積 2000 ㎡を超える部分　1050 円/㎡ ※非木造住宅補強計画策定補助額については、１棟ごとに耐震補強計画策定に要する経費と助成基準額（延べ面積×1,850 円/㎡）のいずれか少ない額の 2/3 以内。ただし上限 123 万 3,000 円
問合せ先	都市整備部　建築行政課　℡　０５３－４５７－２４７３

」

◎　建築物耐震診断事業・建築物補強計画策定事業・建築物耐震補強助成事業・緊急輸送道路沿道建築物耐震補強助成事業

利用の条件	・建築物耐震診断事業については、昭和 56 年５月 31 日以前に建築された建築物又はマンションであること ・建築物補強計画策定事業については、次の要件を全て満たすもの （１）昭和 56 年５月 31 日以前に建築、又は工事に着手したもの （２）特定既存不適格建築物(多数の者が利用する建築物)、要緊急安全確認大規模建築物のうち第３号の建築物(危険物処理施設等)、通行障害建築物(緊急輸送ルート沿道に限る)、又はマンションの用途、規模に該当するもの （３）Is 値 0.6 未満又は q 値 1.0 未満のものを、各階 Is 値 0.6 かつ q 値 1.0 以上となる補強計画を作成するもの （４）耐震補強工事の実施を予定するもの ・建築物耐震補強助成事業については、次の要件を全て満たすもの （１）建築物補強計画策定事業の要件①②を満たすもの （２）Is 値 0.6 未満又は q 値 1.0 未満のものを、各階 Is 値 0.6 かつ q 値 1.0 以上となる耐震補強工事を実施するもの ・緊急輸送道路沿道建築物耐震補強助成事業については、次の要件を全て満たすもの （１）昭和 56 年５月 31 日以前に建築、又は工事に着手したもの（木造住宅を除く） （２）倒壊した場合に緊急輸送路又は緊急輸送ルートを閉塞するおそれのあるもの （３）Is 値 0.6 未満又は q 値 1.0 未満のものを、各階 Is 値 0.6 かつ q 値 1.0 以上となる耐震補強工事を実施するもの
補助額等	建築物耐震診断補助額については、１棟ごとに耐震診断に要する経費と次の助成基準額のいずれか少ない額の 2/3 以内 （１）延べ面積 1000 ㎡以内の部分　3670 円/㎡ （２）延べ面積 1000 ㎡を超え 2000 ㎡以内の部分　1570 円/㎡ （３）延べ面積 2000 ㎡を超える部分　1050 円/㎡ 建築物補強計画策定補助額については、１棟ごとに補強計画策定に要する経費と次の助成基準額のいずれか少ない額の 2/3※（5/6）以内。ただし、上限 720 万円※（900 万円） ※（　）内は要安全確認計画記載建築物又は要緊急安全確認大規模建築物に該当する場合 （１）延べ面積 1000 ㎡以内の部分　3000 円/㎡ （２）延べ面積 1000 ㎡を超え 2000 ㎡以内の部分　1800 円/㎡ （３）延べ面積 2000 ㎡を超え 3000 ㎡以内の部分　1200 円/㎡ （４）延べ面積 3000 ㎡を超え 5000 ㎡以内の部分　600 円/㎡ （５）延べ面積 5000 ㎡を超え 10000 ㎡以内の部分　360 円/㎡ （６）延べ面積 10000 ㎡を超える部分　240 円/㎡ 建築物耐震補強工事補助額については、１棟ごとに耐震補強工事に要する経費と次の助成基準額のいずれか少ない額の 23%の 2/3 以内 （１）免震工法で施工する場合-延べ面積×８万 3800 円/㎡ （２）免震工法以外で施工する場合 マンション　-延べ面積㎡　×　５万 200 円／㎡ マンション以外 -延べ面積㎡　×　５万 1200 円／㎡ 緊急輸送道路沿道建築物耐震補強補助額については、１棟ごとに耐震補強工事に要する経費と次の助成基準額のいずれか少ない額の 11/15 以内 （１）既存住宅（マンションを除く）-延べ面積㎡　×　３万 4100 円／㎡ （２）免震工法で施工する場合　-延べ面積㎡　×　８万 3800 円／㎡ （３）免震工法以外で施工する場合 マンション　-延べ面積㎡　×　５万 200 円／㎡ マンション以外　-延べ面積㎡　×　５万 1200 円／㎡
問合せ先	都市整備部　建築行政課　℡　０５３－４５７－２４７３

◎　耐風診断助成事業、耐風改修助成事業

利用の条件	耐風診断助成事業 ・令和３月 12 月 31 日以前に建築された建築物の屋根であって、瓦（粘土瓦、セメント瓦に限る）で葺かれたもの ・かわらぶき技能士等による耐風診断を行うもの 耐風改修助成事業 ・昭和 56 年５月 31 日以前に建築された木造住宅で、耐風診断の結果、上部構造評点 1.0 未満と診断され、木造住宅耐震補強事業と併せて瓦屋根の耐風改修工事を実施するもの ・令和４年１月１日以降の告示基準（建築基準法で規定する構造方法）に適合する屋根に改修するもの（屋根の全面を改修するものに限る）
補助額等	耐風診断助成事業 補助率　2/3 補助限度額　２万 1000 円/棟 事業費限度額　３万 1500 円/棟 耐風改修助成事業 補助率　23％ 補助限度額　55 万 2000 円（240 万円×23％） 事業費限度額　２万 4000 円×屋根面積（㎡）（240 万円×棟）
問合せ先	都市整備部　建築行政課　℡　０５３－４５７－２４７３

◎　ブロック塀等撤去改善事業

利用の条件	撤去費については、次の要件全てを満たすもの ・道路等に沿っているブロック塀であること ・道路からの高さ 80㎝以上かつブロック塀の場合は２段以上であること ・転倒した際に道路等に影響を及ぼすもの ・道路沿いの倒壊の危険性のあるブロック塀等をすべて撤去すること。ただし、道路からの高さ 80ｃｍ未満となるものは除く ・新設費については、緊急輸送路等に面するブロック塀等を撤去し、速やかに地震に対して安全な塀を新設すること ・市税を完納していること
補助額等	撤去費 緊急輸送路等に面するもの（万年塀を除く） （１）「撤去工事費」と「撤去ブロック塀等の長さに１万 4000 円/ｍを乗じた基準額」とを比較していずれか少ない額の 2/3 以内（上限 13 万 3000 円） （２）緊急輸送路等以外の道路に面するもの、緊急輸送路等に面する万年塀「撤去工事費」と「撤去ブロック塀等の長さに１万 4000 円/ｍを乗じた基準額」とを比較していずれか少ない額の 1/2 以内（上限 10 万円） 新設費 緊急輸送路等に面するもの（万年塀を撤去した場合を除く） （１）「新設工事費」と「新設する長さに３万 8400 円/ｍを乗じた基準額」とを比較していずれか少ない額の 2/3 以内（ただし新設する長さ≦撤去ブロック塀等の長さ）（金属製フェンス等を新設する場合上限 33 万 3000 円生垣を新設する場合上限 25 万円） 緊急輸送路等で万年塀を撤去した場合 （２）「新設工事費」と「新設する長さに３万 8400 円/ｍを乗じた基準額」とを比較していずれか少ない額の 1/2 以内（ただし新設する長さ≦撤去した万年塀の長さ）（金属製フェンス等を新設する場合上限 25 万円、生垣を新設する場合上限 18 万 7000 円）
問合せ先	都市整備部　建築行政課　℡　０５３－４５７－２４７３

◎　がけ地近接等危険住宅移転事業

利用の条件	次のいずれかの条件にあてはまる住宅(危険住宅) ・災害危険区域内で、区域指定前に建てられたもの ・がけ条例で規制されている区域内で昭和 29 年３月以前に建てられたもの ・土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内で区域指定前に建てられたもの ・レッドゾーンに掲げる区域に指定される見込みのある区域 ・過去３年間に災害救助法の適用を受けた区域 ・上記の区域内で地方公共団体が移転勧告、是正勧告、避難勧告等を行ったもの
補助額等	除去費等　１戸当り　97 万 5000 円（限度額） 建物助成費 金融機関等からお金を借りた時、その利子（年利 8.5%を上限として計算する）に対し、次の額を限度とする 移転先の土地を買う場合　206 万円 移転先の土地に盛土をするなどの造成行為をする場合　60 万 8000 円 移転先の住宅を建てたり購入したりする場合　465 万円
問合せ先	都市整備部　建築行政課　℡　０５３－４５７－２４７３

◎　民間建築物吹付けアスベスト対策事業

利用の条件	市内にある民間建築物で過去に地方公共団体等から、アスベスト分析調査又はアスベスト除去等工事に関し、それぞれ同様の補助金の交付を受けていない建築物 アスベスト分析調査 ・建築物石綿含有建材調査者による調査に基づき実施するものであること ・JIS A1481-1 から JIS A1481-4 による建材製品中のアスベスト含有率測定方法を標準として分析するものであること アスベスト除去等工事（封じ込め又は囲い込み措置も含む） ・事業計画の策定等を建築物石綿含有建材調査者が行うとともに、当該計画に基づく現場体制に基づき実施するものであること ・工事施工業者は(財)日本建築センターが審査証明した技術を有する者、若しくは特定化学物質等作業主任者又は石綿作業主任者とし、かつ「石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」に従って施工できる者
補助額等	アスベスト分析調査　経費の 10/10 以内、１棟 25 万円を限度 アスベスト除去等工事　経費の 2/3 以内、1 敷地 300 万円を限度
問合せ先	都市整備部　建築行政課　℡　０５３－４５７－２４７３

◎　狭い道路の拡幅整備事業

利用の条件	次のすべての条件にあてはまる方 ・市街化区域内 ・一般の通行に使用される幅員 1.8m以上４ｍ未満の道路に接している敷地の道路後退部分を寄付した方 ・道路拡幅のため、後退用地部分にある塀、門、生垣等を撤去または水道メーター・排水ます等の移設を行った建築主又は土地所有者 ・隅切り奨励金については、以下にあてはまる方 規定寸法（斜辺３ｍ）以上の隅切り用地を寄付した方
補助額等	拡幅整備費の助成金 フェンス、塀、門等の撤去費　4000 円/m 樹木の撤去費　高さ 1.0m未満　500 円/本 高さ 1.0m以上 2.0m未満　2800 円/本 高さ 2.0m以上 4.0m未満　3700 円/本 高さ 4.0m以上　１万 7000 円/本 生垣の撤去費高さ 1.5m未満　2000 円/m 高さ 1.5m以上 2.5m未満　4200 円/m 高さ 2.5m以上　6000 円/m 舗装の撤去費　1200 円/㎡ 水道メーター等の移設費　２万円/箇所 排水ます等の移設費　8600 円/箇所 水道管、排水管、ガス管等の移設費　1700 円/m 擁壁撤去費　高さ 0.5m以上 1.0m未満　4000 円/m 高さ 1.0m以上 1.5m未満　7000 円/m 高さ 1.5m以上 2.0m未満　１万 1000 円/m 高さ 2.0m以上　１万 6000 円/m 擁壁新設費　高さ 0.5m以上 1.0m未満　１万円/m 高さ 1.0m以上 1.5m未満　１万 5000 円/m 高さ 1.5m以上 2.0m未満　２万 4000 円/m 高さ 2.0m以上　３万 6000 円/m 隅切り奨励金 斜辺３ｍの隅切り面積に、各町丁別及び地目別に設定した土地単価を乗じた金額
問合せ先	都市整備部　建築行政課　℡　０５３－４５７－２４７４

◎　浜松市 耐震シェルター整備事業

利用の条件	次のすべての条件に当てはまる住宅 ・昭和 56 年５月 31 日以前に建築された木造住宅 ・居住の用に供している地階を除く階数が２以下の住宅で、１階に耐震シェルターを設置するもの ・１階の上部構造評点が 1.0 未満である住宅 ・木造住宅耐震補強助成事業による補助を受けていない住宅
補助額等	耐震シェルター本体及びその設置に要する経費の 1/2 以内の額 一般世帯 12 万 5000 円を限度、高齢者等居住世帯 25 万円を限度
問合せ先	都市整備部　建築行政課　℡　０５３－４５７－２４７３

⑩住宅金融支援機構との連携に関する助成制度

◎　浜松市まちなか定住促進補助金

利用の条件	233 ページ掲載の「浜松市まちなか定住促進補助金」と同じ
問合せ先	都市整備部　住宅課　℡　０５３－４５７－２４７３

◎　地域材を利用した住宅への助成事業（天竜材の家 百年住居（すまい）る事業）

利用の条件	234 ページ掲載の「地域材を利用した住宅への助成事業（天竜材の家　百年住居（すまい）る事業)」と同じ
問合せ先	一般社団法人浜松地域材利用促進協議会事務局 ℡０５３－４２３－３０１０

⑫結婚に伴い住居費や転居費用を必要とする方

◎　浜松市新婚新生活支援事業補助金

利用の条件	【補助対象者の主な要件】 次のすべての条件に当てはまる方 ・令和５年３月 31 日から令和６年１月 31 日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦 ・夫婦ともに婚姻日における年齢が 39 歳以下 ・世帯の所得が 500 万円未満 ※令和５年度の課税（所得）証明書（令和４年１月１日～令和４年 12 月 31 日までの所得の額を明らかにすることができる市区町村が発行する証明書）により確認 ※貸与型奨学金の返済を行っている場合は、世帯の所得から年間返済額を控除 ・申請時における夫婦の双方または一方の住民票の住所が、申請に係る住宅の住所にある ・補助金の交付を受けた日から１年以上、申請に係る住宅に定住する意思がある ・夫婦の一方または双方が、過去に同類の補助金の交付を受けていない ・夫婦ともに市税を完納している 【対象経費】 令和５年４月１日から令和６年１月 31 日までの間に支払った以下の費用 ・新居の住宅費 住宅取得費用、リフォーム費用、住宅賃借費用（賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料） ・新居への引越費用 引越業者や運送業者に支払った引越費用 ※申請の受付開始は令和５年７月３日からとなります。
補助額等	夫婦ともに婚姻日における年齢が 29 歳以下の世帯　60 万円 夫婦ともに婚姻日における年齢が 39 歳以下の世帯　30 万円
問合せ先	こども家庭部　次世代育成課　℡　０５３－４５７－２７９５

磐田市の制度

① 住宅を新築・購入したい課方

◎　磐田市勤労者住宅建設資金貸付制度　リフォームにも利用可

利用の条件	・市内に自己の住宅を新築、増改築、購入、宅地購入する勤労者の方 ・住宅の床面積 70～280 ㎡以下 ・宅地購入 330 ㎡以下で５年以内に住宅を建設
融資限度額	1000 万円
融資利率等	0.95%（５年返済） 1.10%（当初 10 年間、11 年目以降は労金の金利）
返済期間	40 年以内
申込窓口	ろうきん磐田ローンセンター　℡　０５３８－３４－３３１１
問合せ先	経済産業部　経済観光課　℡　０５３８－３７－４８１９

◎　磐田市結婚新生活支援事業助成金

利用の条件	新婚世帯の条件 ・令和５年３月１日から令和６年３月 31 日までの間に婚姻届けが受理された夫婦 ・夫婦の前年（又は前々年）の所得の合計額が 500 万円未満 ・婚姻日における夫婦の年齢がいずれも 39 歳以下 補助対象の費用 ・住宅取得費用（婚姻を機に新たに磐田市内に購入若しくは新築する際に要した費用） ・住宅賃貸費用（婚姻を機に新たに住宅を賃借する際に要した費用（賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料）） ・引越費用（引越し業者または運送業者に支払った費用） ・リフォーム費用（引住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用） ※詳細は市のＨＰへ掲載しています
補助額等	限度額 婚姻日において夫婦いずれかの年齢の高い方が 29 歳以下 60 万円 婚姻日において夫婦いずれかの年齢の高い方が 30 歳以上 39 歳以下 30 万円
問合せ先	こども部　こども未来課　℡　０５３８－３７－４８９６

③ 空き家に移住・定住したい方

◎　磐田市既存住宅取得等事業費補助金

利用の条件	・事業完了日から 10 年間は居住する見込みのあること ・入居者全員に市税の滞納がないこと ・居住する区域の自治会に加入すること ・原則、交付決定があった日の属する年度の３月 31 日までに完了報告書の提出が可能であること ・当該既存住宅以外に、市内に自己の居住の用の入居者所有の建物がないこと ・事業後の居住する住宅が昭和 56 年５月 31 日以前の建築基準法の基準で建築されている場合は、次に掲げる耐震性能のいずれかを有すること （１）耐震評点が 1.0 以上（木造の建物に限る。） （２）構造耐震指標（Is）の値が 0.6 以上
補助額等	若者・子育て世帯　【上限】市外 150 万円、市内 100 万円 取得（建物購入費 1/10＋リフォーム工事費 1/2） 建替え（除却費 1/2） リフォーム（リフォーム工事費 1/2） 若者・子育て世帯以外　【上限】50 万円 リフォーム（リフォーム工事費 1/2）
問合せ先	建設部　建築住宅課　℡　０５３８－３７－４８５１

④ 設備を充実させたい方

◎　新エネルギー及び省エネルギー設備普及促進奨励金

利用の条件	・磐田市内に自ら居住する方が、その所有する住宅に新エネルギー及び省エネルギー設備を導入していること ・市税を滞納していないこと （１）住宅用太陽光発電システム （２）家庭用蓄電池 （３）住宅用太陽熱利用システム （４）家庭用コージェネレーションシステム付給湯器（エネファーム） （５）HEMS
補助額等	（１）（２）　一律２万円分 （３）（４）（５）　一律１万円分 １世帯それぞれ１基が限度・予算の範囲内で奨励金を助成します
問合せ先	環境水道部　環境課　℡　０５３８－３７－４８７４

◎　磐田市浄化槽設置事業費補助金

利用の条件	・公共下水道の整備予定区域以外、農業集落排水事業の実施区域以外の区域で、合併処理浄化槽を設置する方、又は単独処理浄化槽や汲み取り便所から合併処理浄化槽に設置替えする方(要件あり)
補助額等	５人槽から 10 人槽まで １基につき限度額 33 万 2000 円
問合せ先	環境水道部　上下水道総務課　℡　０５３８－５８－３０８６

◎　磐田市水洗便所等改造資金融資あっ旋と利子補給制度

利用の条件	・下水道処理区域内で、供用開始の日から３年以内に便所等を改造し、公共下水道につなげるための排水設備工事をする方（家屋の新築は対象外）
融資限度額	１工事当たり 100 万円以内
融資利率等	令和５年４月１日現在の長期プライムレートの利率 令和５年度は、利率 1.45％の利子全額を市が負担
返済期間	36 か月以内
問合せ先	環境水道部　上下水道総務課　℡　０５３８－５８－３０８６

⑥ 高齢者や障害のある方

◎　居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給

利用の条件 補助額等	・改修に要した費用（同一住宅・同一対象者につき 20 万円を上限）の９割、８割または７割（利用者負担割合による）を介護保険で支給
問合せ先	健康福祉部　高齢者支援課　℡　０５３８－３７－４８６９

◎　日常生活給付等事業

利用の条件	・障害者 （１）視覚障害２級以上若しくは下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する方で、障害等級３級以上（特殊便器への取替えの場合は上肢障害２級以上）の方 （２）（１）と同程度の障害を有する難病患者又は関節リウマチ患者 ・障害児 （１）視覚障害２級以上若しくは下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する障害児で、障害等級３級以上（特殊便器への取替えの場合は上肢障害２級以上の方）の原則として学齢児以上の方 （２）（１）と同程度の障害を有する難病患者又は関節リウマチ患者
補助額等	障害者・障害児：改造費の 95％(限度額 19 万円) 【支援給付受給世帯：改造費の 100％（限度額 20 万円)】 難病疾患者等：改造費の 95％（限度額 19 万円）
問合せ先	健康福祉部福祉課　℡　０５３８－３７－４９１９

◎　磐田市家庭内家具固定推進事業奨励金

利用の条件	・市内全世帯対象 ・要配慮者世帯 （１）高齢者(75 歳以上)のみの世帯 （２）身体障害者手帳（１、２級)、精神障害者保健福祉手帳（１級)、該当者のいる世帯 （３）療育手帳（A）該当者のいる世帯 （４）介護認定（要介護３以上）該当者のいる世帯 （５）特定疾患医療受給者のいる世帯 ・ひとり親家庭世帯
補助額等	一般世帯は、１世帯あたり３棹までの家具を１棹につき 2000 円の自己負担で固定。要配慮者世帯・ひとり親家庭世帯は、１世帯あたり３棹までの家具を無料で固定。なお、一般世帯・要配慮者世帯・ひとり親家庭世帯ともに３棹を超える分については、１棹あたり 5000 円の自己負担で固定する。
問合せ先	危機管理課　℡　０５３８－３７－２１１６

⑦ 離職等で住宅にお困りの方

◎　住居確保給付金

利用の条件	次の(１)～(８)のいずれにも該当する方 (１)離職・廃業又は休業等に伴う収入減少により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者であること (２)申請日において、離職・廃業の日から２年以内であること (３)離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと (４)申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入合計額が基準額（市町村民税均等割が非課税となる者の収入額の 1/12）に家賃額を合算した額以下であること (５)申請日における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が基準額以下であること (６)公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと (７)国の雇用施策による給付又は地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと (８)申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと
補助額等	補助額については家賃、世帯人数、収入によって異なります。詳細は下記問い合わせ先にご確認ください。
問合せ先	健康福祉部　福祉課　℡０５３８－３７－４７９７

⑧ 地震などの災害に備えたい方

◎　わが家の専門家診断事業

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築（着工）された木造住宅
補助額等	専門家（静岡県耐震診断補強相談士）による無料の耐震診断を実施
問合せ先	建設部　建築住宅課　℡　０５３８－３７－４８９９

◎　木造住宅耐震補強工事助成事業（補強計画一体型）

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築(着工)された木造住宅で、耐震診断による総合評点が 1.0 未満のものを 1.0 以上かつ 0.3 ポイント以上向上させる補強計画・耐震補強工事を一体的に行うもの
補助額等	一般世帯 65 万円 (１)身体障害者(２)子供２人以上(３)耐震評点 0.5 未満いずれか該当　80 万円 (１)または(２)かつ(３)に該当　95 万円 高齢者等世帯　90 万円 (４)重度障害者等(５)耐震評点 0.5 未満　いずれか該当　105 万円 (４)かつ(５)に該当　120 万円 補強工事費の 80%と上記の補助金額を比較していずれか少ない額 別途「在宅避難促進割増の条件（総合評点 0.7 未満のものを 1.2 以上、家具固定など)」に該当する場合は更に 15 万円上乗せ
問合せ先	建設部　建築住宅課　℡　０５３８－３７－４８９９

◎　木造住宅除却工事助成事業

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築(着工)された木造住宅で、耐震診断による総合評点が 1.0 未満の住宅を解体する場合 ・自己の居住の用に供する住宅 ・住宅解体後に建替え、または新耐震基準の住宅（昭和 56 年６月１日以降に建築された住宅）へ住み替えるもの
補助額等	解体工事に係る経費の 23%に相当する額で限度額は 高齢者等世帯又は子育て等世帯　50 万円 その他の世帯　30 万円
問合せ先	建設部　建築住宅課　℡　０５３８－３７－４８９９

◎　木造住宅耐震シェルター整備事業

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築(着工)された木造住宅で、耐震診断による総合評点が 1.0 未満の住宅に耐震シェルターを設置する場合
補助額等	耐震シェルター設置に係る経費の 1/2 以内で限度額は 高齢者世帯等　25 万円 その他の世帯　15 万円
問合せ先	建設部　建築住宅課　℡　０５３８－３７－４８９９

◎　木造住宅防災ベッド整備事業

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築(着工)された木造住宅で、耐震診断による総合評点が 1.0 未満の住宅に静岡県が開発した防災ベッドを設置する場合
補助額等	防災ベッドの購入に係る経費の 1/3 以内で限度額は 10 万円
問合せ先	建設部　建築住宅課　℡　０５３８－３７－４８９９

◎　建築物耐震診断事業

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築(着工)された建築物の耐震精密診断
補助額等	当該事業に要する経費と別に定める基準額とを比較していずれか少ない額の 2/3 以内で限度額は （１）既存住宅　　13 万 6000 円 （２）既存建築物　100 万円
問合せ先	建設部　建築住宅課　℡　０５３８－３７－４８９９

◎　ブロック塀等撤去・建替事業

利用の条件	・撤去事業 地震発生時において、避難路に面する倒壊等の危険があるブロック塀等の撤去 ・建替事業 緊急輸送路、小中学校の通学路に面するブロック塀等を安全な塀に建替する工事
補助額等	撤去事業 撤去するブロック塀等の長さ１ｍにつき 9200 円を乗じて得た額と補助対象経費とを比較していずれか少ない額の 1/2 以内（限度額 10 万円/敷地） 建替事業 建替するブロック塀等の長さ１ｍにつき３万 8400 円を乗じて得た額と補助対象経費とを比較していずれか少ない額の 1/2 以内(限度額 25 万円/敷地)
問合せ先	建設部　建築住宅課　℡　０５３８－３７－４８９９

◎　がけ地近接等危険住宅移転事業

利用の条件	次のいずれかの条件にあてはまる「既存不適格住宅」等 （１）静岡県建築基準条例第３条で指定された災害危険区域内に建っている住宅 （２）静岡県建築基準条例第 10 条に基づく、建築を制限している区域内に建っている住宅で、昭和 29 年３月 31 日以前に建てられたもの （３）知事が指定した土砂災害特別警戒区域に建っている住宅
補助額等	建物除去費補助　延べ面積１㎡につき２万 8000 円を乗じて得た額 引越費用等補助　97 万 5000 円 敷地造成費補助　60 万 8000 円（借入金利子に対する一部補助） 建物建設費補助　465 万円（　〃　） 土地取得費補助　206 万円（　〃　）
問合せ先	建設部　建築住宅課　℡　０５３８－３７－４８９９

◎　屋根耐風改修促進事業

利用の条件	・共通の条件 令和３年 12 月 31 日以前に建築された「瓦屋根の住宅」 ・耐風改修事業の条件 （１）基準に適合しない瓦屋根を耐風性能を有している屋根に改修するもの（瓦屋根以外への改修も可） （２）屋根全面を改修する工事を行うもの
補助額等	耐風診断事業　診断費の 2/3（最大 2.1 万円／棟） 耐風改修事業　工事費の 23%（最大 55.2 万円／棟）
問合せ先	建設部　建築住宅課　℡　０５３８－３７－４８９９

◎　磐田市感震ブレーカー設置事業

利用の条件	次の要件をすべて満たす方 ・木造、非木造に関わらず、市内に住宅を所有又は居住している方（アパート居住者を含む）又は、市内に自らが居住するための住宅（戸建）を新築する方 ※アパートなどに住まわれる方は、家屋の所有者の了解が必要 ・一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤（JWDS0007 付 2）の規格で定める構造及び機能を有する感震ブレーカーを設置しようとしている方 ※種類は、増設型・内蔵型・基本型の分電盤タイプ
補助額等	機器代金及び設置費用の 2/3（上限５万円、千円未満切捨て）
問合せ先	危機管理課　℡　０５３８－３７－２１１６

掛川市の制度

① 住宅を新築・購入したい方

◎　掛川市結婚新生活支援制度

利用の条件	・新婚世帯の条件 （１）令和５年３月１日から令和６年３月 31 日の間に婚姻届けを受理された夫婦 （２）婚姻日における夫婦の年齢が 39 歳以下で、世帯所得が 500 万円未満 ・補助対象の費用 （１）住居費 （※住宅購入費、住宅リフォーム費、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料） （２）引越し費用（引越業者又は運送業者に支払った費用） ※詳細は市のＨＰへ掲載しています。
補助額等	限度額　（１）夫婦共に　29 歳以下の場合　60 万円 （２）39 歳以下の場合　30 万円
問合せ先	こども希望部　こども政策課　℡　０５３７－２１－１２１１

◎　掛川市勤労者住宅建設等資金貸付制度　リフォームにも利用可

利用の条件	・勤労者で、市内に自ら居住するために、住宅の新築（建売住宅及び中古住宅の購入を含む。）、増改築、宅地購入する方で、同一事業所に１年以上勤めている方 ・市税完納者 ・住宅の床面積 40 ㎡以上 ・宅地購入 400 ㎡以下で５年以内に建築
融資限度額	500 万円
融資利率等	（１）0.85％（５年返済） （２）1.00％（10 年以上返済の当初 10 年間、11 年目以降は労金の金利） ※４月･10 月の年２回金利見直しあり
返済期間	５～40 年（１年単位）
申込窓口	労働金庫掛川支店　℡　０５３７－２４－５１１１
問合せ先	産業経済部　産業労働政策課　℡　０５３７－２１－１１２５

④ 設備を充実させたい方

◎　新エネルギー機器等設置支援制度

利用の条件	・市内に居住する方、居住する予定の方の住宅に新エネルギー機器等を設置する場合 （１）太陽光発電施設 （２）HEMS （３）家庭用リチウムイオン蓄電施設 （４）エネファーム （５）V2H
補助額等	（１）一基当たり設置事業費の 1/2 以内（限度額　既築２万円） （２）一基当たり設置事業費の 1/2 以内（限度額１万円） （３）一基当たり設置事業費の 1/2 以内（限度額 10 万円） （４）一基当たり設置事業費の 1/2 以内（限度額８万円） （５）一基当たり設置事業費の 1/2 以内（限度額５万円） ※掛川市はパートナーシップ買物券で支給

問合せ先	掛川商工会議所　　℡　０５３７－２２－５１５１ 掛川みなみ商工会　　℡　０５３７－７２－２７０１ 協働環境部　環境政策課　　℡　０５３７－２１－１２１８

◎　掛川市浄化槽設置費補助金制度

利用の条件	・補助対象区域内で、住宅等に 10 人槽以下の合併処理浄化槽を設置する方（確認申請・浄化槽設置届をしていない方、販売目的で住宅等を建築する方、住宅等を借りている方で賃貸人の承諾が得られない方は除く。） ※詳細は掛川市公式ホームページをご覧ください。
補助額等	（１）新築、増改築、汲み取り便所の水洗化に伴う設置 ５人槽　33 万 2000 円、７人槽　41 万 4000 円、10 人槽　54 万 8000 円 （２）単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への設置替え（新築、増改築を除く） ５人槽　42 万 2000 円、７人槽　50 万 4000 円、10 人槽　63 万 8000 円 （設置替えに伴う宅内配管工事費に対し、30 万円を上限に補助）
問合せ先	上下水道部　下水道課　℡　０５３７－２１－１１７０

◎　浄化槽雨水貯留施設転用費補助金制度

利用の条件	下水道等に接続することにより不要となる浄化槽を、雨水貯留施設として再利用する方
補助額等	１件につき改造工事費の 1/2（限度額７万 5000 円）
問合せ先	上下水道部　下水道課　℡　０５３７－２１－１１７０

◎　宅内排水設備工事資金融資あっ旋及び利子補給制度

利用の条件	・公共下水道整備区域内等で、汲み取り便所を水洗便所に改造する工事及び浄化槽を廃止して下水道等に接続する排水設備工事をする方
融資限度額	５万円以上 100 万円以下
融資利率等	個人負担は１％とし、融資利率の残りを市が利子補給する。 ただし、利子補給限度は３％以内
返済期間	48 ヶ月以内
問合せ先	上下水道部　下水道課　℡　０５３７－２１－１１７０

⑤ 子育て世代の方

◎　子育て世代向け住宅供給制度

利用の条件	・住宅（建築設備を含む）の新築、増築、改築、修繕、模様替又は購入（土地代を除く）を行った方で下記の用件を満たす方 ・昭和 56 年６月１日以降に建築又は耐震補強済の戸建て住宅を所有していること ・新築等の工事完了後３か月以内に子育て世代向け認定住宅の認定にかかる申請を行い、かつ、認定を受けること ・小学生以下の子どもがいること ・当該住宅に同居する方全員に市税の滞納がないこと
補助額等	以下の金額を合計した額（ただし、対象事業費の 1/2 を限度とする） （１）基本額　10 万円 （２）居住誘導区域内での居住　15 万円 （３）移住者が同居する場合　10 万円
問合せ先	都市建設部　都市政策課　℡　０５３７－２１－１１５２

⑥ 高齢者や障害のある方

◎　居宅介護（介護予防）住宅改修費支給制度

利用の条件 補助額等	64 ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ
問合せ先	健康福祉部　長寿推進課　℡　０５３７－２１－１１９６

◎　日常生活用具給付等事業
居宅生活動作補助用具（住宅改修）

利用の条件	・下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る）の方で、身体障害者手帳の交付を受けた障がいの程度が３級以上の方 ・視覚障がいの方で、身体障害者手帳の交付を受けた障がいの程度が２級以上の方 ・上記の障がいと同程度の状態にある難病患者等 ・障がい者の移動等を円滑にする用具を購入し、設置に小規模な住宅改修を伴うもの
補助額等	用具の購入費及び改修工事費（限度額 20 万円）の 95%
問合せ先	健康福祉部　福祉課　℡　０５３７－２１－１１３９

◎　家庭内設置物転倒防止事業

利用の条件	・高齢者世帯（65 歳以上の方で構成された世帯）、障がい者世帯・母子世帯の方（18 歳以上 65 歳未満の世帯員が同居する世帯を除く）、65 歳以上の方と 18 歳未満の未就業者のみの世帯 ・上記以外の一般世帯
補助額等	（１）家具等５か所まで無償で固定作業を実施 （２）家具等５か所まで半額負担（上限１万円）で固定作業を実施
問合せ先	危機管理部　危機管理課　℡　０５３７－２１－１１３１

⑦ 離職者で住宅にお困りの方

◎　住居確保給付金

利用の条件等	65 ページ掲載の住居確保給付金と同じ
問合せ先	健康福祉部　福祉課　℡　０５３７－２１－１１４０

⑧ 地震などの災害に備えたい方

◎　わが家の専門家診断事業

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築された既存木造住宅
無料診断	専門家（静岡県耐震診断補強相談士）による無料の耐震診断を実施
問合せ先	都市建設部　都市政策課　℡　０５３７－２１－１１５２

◎　掛川市木造住宅耐震補強事業（補強計画一体型）

利用の条件	・木造住宅の補強計画と補強工事を継続して行う方で、耐震診断の評点が1.0未満のものを0.3以上上げ、かつ1.0以上とする耐震補強計画の策定に要する経費及び、耐震補強計画に基づいた工事に要する経費。（昭和56年以前に建築された在来工法の木造住宅で所有者又は居住者が行うものに限る。）
補助額等	（１）一般世帯　上限100万円 （２）60歳以上の方がお住い（一人以上）の世帯　上限110万円 （３）高齢者（65歳以上のみ）等世帯　上限120万円 在宅避難要件※を全て満たす場合は、補助上限額に15万円加算 ※ア　耐震診断による評点が0.7未満の住宅であること イ　耐震評点を１階1.2以上、２階1.0以上に向上させること ウ　家具の固定（移動・除却含む）をすること エ　耐震PR活動に協力すること
問合せ先	都市建設部　都市政策課　℡　０５３７－２１－１１５２

◎　掛川市木造住宅建替等事業

利用の条件	・昭和56年５月31日以前に建築された既存木造住宅（現在住まわれている住宅に限る）で、耐震診断の評点が1.0未満の既存木造住宅の建替や除却、移転を行う方
補助額等	次に事業要する経費に100分の23を乗じて得た額に相当する額と次に示す額と（１）（２）に示す額と比較していずれか少ない額 （１）既存住宅を除却し住宅建設（居住誘導区域に限る。）を実施する場合 60万円（※新築住宅は省エネ基準に適合させる必要あり） （２）除却事業を実施する場合30万円（65歳以上のみ居住する住宅、１・２級の障害者手帳を持つもの、介護保険法による要介護者又は、要支援者が居住する住宅等は40万円） ※高齢者（65歳以上のみ）等が既存木造住宅の除却を行い、耐震性のある住宅（自ら所有する住宅を除く）に住み替える場合、移転（引越）に要する経費と10万円とを比較して、いずれか少ない額
問合せ先	都市建設部　都市政策課　℡　０５３７－２１－１１５２

◎　掛川市ブロック塀等耐震改修促進事業

利用の条件	・除去事業　市内全域 ・耐震改修事業・建替事業　緊急輸送路、通学路、避難地又は避難路等に面するブロック塀等
補助額等	（１）除去事業 補助対象経費：「撤去工事費」と「撤去する塀の長さ×基準額」を比較し少ない額に次に示す割合を乗じた額 一般道補助対象経費×1/2　上限20万円（基準額8900円/m） 避難路沿道等補助対象経費×2/3　上限26.6万円(基準額２万円/m) ※通学路については、上限なし （２）耐震改修事業 補助対象経費：「改善工事費」と「改善する塀の長さ×３万8400円/m」を比較し少ない額に次に示す割合を乗じた額 避難路沿道等　補助対象事業費×2/3　上限33万3000円 ※通学路については、上限なし （３）建替事業 補助対象経費：「改善工事費」と「改善する塀の長さ×５万8400円/m」を比較し少ない額に次に示す割合を乗じた額 避難路沿道等　補助対象事業費×2/3　上限59万9000円

	※通学路については、上限なし
問合せ先	都市建設部　都市政策課　℡　０５３７－２１－１１５２

◎　民間建築物吹付けアスベスト対策事業

利用の条件	・含有調査施工されている吹付け建材について、アスベスト含有の恐れがあるものの含有調査 ・除去等工事　吹付けアスベスト・吹付けロックウール（アスベスト 0.1%超含有のものに限る）の除去・囲い込み・封じ込め等の飛散対策工事
補助額等	（１）上限：25 万円/棟 （２）除去等工事にかかる事業費の 1/3（上限：60 万円/敷地）
問合せ先	都市建設部　都市政策課　℡　０５３７－２１－１１５２

◎　掛川市既存建築物耐震診断事業

利用の条件	・静岡県地震対策推進条例第 15 条第１項の既存建築物（公の機関が所有するもの及び既存木造住宅を除く）の耐震診断を実施する所有者、居住者又は使用者(昭和 56 年以前に建築されたものに限る)
補助額等	（１）一戸建て住宅 当該事業に要する経費と 13 万 6000 円とを比較し､いずれか少ない額の 2/3 以内 （２）一戸建て住宅以外 ア延床面積 1000 ㎡以下の部分 事業に要する経費と延床面積×3670 円を比較し、いずれか少ない額の 2/3 以内(限度額 200 万円) イ延床面積 1000 ㎡を超え 2000 ㎡以下の部分 事業に要する経費と延床面積×1570 円を比較し、いずれか少ない額の 2/3 以内(限度額 200 万円) ウ延床面積 2000 ㎡を超える部分 事業に要する経費と延床面積×1050 円を比較し、いずれか少ない額の 2/3 以内(限度額 200 万円)
問合せ先	都市建設部　都市政策課　℡　０５３７－２１－１１５２

◎　がけ地近接危険住宅移転事業

利用の条件	次のいずれかの条件にあてはまる住宅の移転等 （１）静岡県建築基準条例第３条で指定された災害危険区域内にあり、急傾斜地崩壊危険区域整備など他補助事業の対象とならない住宅 （２）静岡県建築基準条例第 10 条に基づく､建築を制限している区域内にあり、昭和 29 年３月 31 日以前に建設された住宅 （３）県知事が指定した土砂災害特別警戒区域にある既存不適格住宅 （４）上記（１）～（３）の区域内にあり、建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、市長が是正勧告等を行った住宅 ※移転先の住宅は省エネ基準に適合させる必要あり
補助額等	（１）建物除去費補助　97 万 5000 円　（２）敷地造成費補助　60 万 8000 円 （３）建物建設費補助　465 万円　　（４）土地取得費補助　206 万円 ※敷地造成、建物建設、土地取得については、融資の利子相当額補助
問合せ先	都市建設部　都市政策課　℡　０５３７－２１－１１５２

◎　住宅用防災施設等設置事業費補助金

利用の条件	・防災ベッド設置事業 防災ベッド（昭和 56 年５月 31 日以前に建築された木造住宅で耐震診断による評点が 1.0 未満の住宅に設置するベッド（静岡県工業技術研究所が開発したものに限る）をいう。）の設置に要する経費 ・防災ベッドフレーム設置事業 防災ベッドのフレーム（重度身体障がい者が所属する世帯が居住する住宅に設置する防災ベッドのフレーム（静岡県工業技術研究所が開発したものに限る。）をいう。）の設置に要する経費 ・耐震シェルター設置事業 耐震シェルター（昭和 56 年５月 31 日以前に建築された木造住宅で耐震診断による評点が 1.0 未満の住宅に設置する耐震シェルターをいう。）の設置に要する経費 ・感震ブレーカー設置事業 感震ブレーカー（(一社)日本配線システム工業会が定める感震機能付住宅用分電盤の規格に該当するもの、又は(一社)日本消防設備安全センターの認証を有するものをいう。）の設置に要する経費 ・雨水貯留設備設置事業 市内に居住する方、居住する予定の方の住宅が雨水貯留施設を設置する場合(ただし、公共下水道等への接続等に伴い浄化槽を雨水貯留槽に転用するものを除く。)
補助額等	（１）防災ベッド設置事業 当該事業に要する経費以内とし、20 万円（１世帯１台限りとする。）を限度とする。 （２）防災ベッドフレーム設置事業 当該事業に要する経費以内とし、30 万円（１世帯１台限りとする。）を限度とする。 （３）耐震シェルター設置事業 当該事業に要する経費以内とし、20 万円（１世帯１台限りとする。）を限度とする。（※すべての居住者が 65 歳以上の場合は、25 万円） （４）感震ブレーカー設置事業 当該事業に要する経費の３分の２以内とし、15 千円（１世帯１台限りとする。）を限度とする。（※新築住宅の場合は、１万円） （５）雨水貯留設備設置事業 当該事業に要する経費の２分の１以内とし、５千円（１世帯１台限りとする。）を限度とする。
問合せ先	危機管理部　危機管理課　℡　０５３７－２１－１１３１

⑪ 山村地域に定住する方

◎　山村定住資金（リフォーム）

利用の条件等	69 ページ掲載の山村定住資金（リフォーム）と同じ
問合せ先	健康福祉部　福祉課　℡　０５３７－２１－１１４０

袋井市の制度

① 住宅を新築・購入したい方

◎　袋井市勤労者住宅建設資金利子補給制度　（リフォームにも利用できます）

利用の条件	・静岡県労働金庫から資金を借り入れて、市内に自ら居住する住宅を新築、購入（建売・中古）、増改築、宅地購入する勤労者の方 ・床面積 70 ㎡～280 ㎡の住宅の新築・増改築 ・敷地面積 400 ㎡以下の住宅（建売・中古）の購入 ・敷地面積 400 ㎡以下の宅地購入（５年以内に建築）
融資限度額	500 万円
融資利率等	年 0.5%利子補給（当初 10 年間）
返済期間	10 年以上
申込窓口	労働金庫袋井支店　℡　０５３８－４３－４６４９
問合せ先	産業部　産業未来課　℡　０５３８－４４－３１３６

② 住宅をリフォームしたい方

◎　袋井市住宅省エネ改修推進事業

利用の条件	・補助事業完了後に地震に対して安全な構造となる住宅かつ断熱等性能等級５相当未満の住宅について、省エネ設計及び省エネ改修を一体で行うもの 【省エネ設計】 省エネ改修のための調査、設計、計画、ＢＥＬＳ等の第三者認定の取得 【省エネ改修】 （１）全体改修 開口部、躯体等の断熱化及び設備の効率化に係る改修により、住宅全体がＺＥＨ水準に相当することについて、ＢＥＬＳ等を受けるもの （２）部分改修 開口部、躯体等の断熱化の改修により断熱等性能等級５相当以上の性能にした上で、エコ住宅設備の改修（複数選択可能）を行うもの （エコ住宅設備） 太陽熱利用システム、高断熱浴槽、電気ヒートポンプ給湯機（エコキュート等）、潜熱回収型ガス給湯機（エコジョーズ等）、潜熱回収型石油給湯機（エコフィール等）、ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機（ハイブリッド給湯機）、節湯水栓、燃料電池システム（エネファーム等）、コージェネレーション設備、蓄電池、ＬＥＤ照明（工事を伴うもの） ※エコ住宅設備はそれぞれ採用の条件が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。 （３）その他補助加算 ア構造補強加算 （１）に伴う重量化に対して構造補強工事を実施する場合、補助額を加算 イしずおか優良材木等補助加算 しずおか優良木材等を床、壁等の仕上げ材として 10 ㎡以上使用する場合、補助額を加算
補助額等	【省エネ設計】 当該経費の３分の２に相当する額以内の額（1000 円未満は切り捨て、38 万 8000 円／戸を上限とする。） 【省エネ改修】 （１）全体改修・（２）部分改修 当該経費に 100 分の 23 を乗じて得た額以内の額（1000 円未満は切り

	捨て、102 万 5000 円／戸を上限とする。） （３）その他補助加算 ア構造補強加算 当該経費に 100 分の 23 を乗じて得た額以内の額（1000 円未満は切り捨て、36 万円／戸を上限とする。）を加算 イしずおか優良材木等補助加算 使用されたしずおか優良木材等の面積に 3500 円／㎡を乗じて得た額以内の額（14 万円／戸を上限とする。）を加算
問合せ先	都市建設部　都市計画課　℡　０５３８－４４－３１２３

③ 空き家に移住・定住したい方

◎　袋井市三世代同居・近居のための空き家改修等支援事業

利用の条件	・三世代同居・近居する者で 10 年以上補助対象の空き家に住み続ける意思があること。 ・補助対象の空き家は昭和 56 年６月以降建築または昭和 56 年５月以前建築で、耐震補強工事により構造耐震指標が 1.0 以上を満たすものであること。
補助額等	対象経費（空き家のリフォーム工事費又は空き家の購入費）の 1/2 以内（限度額 30 万円） ※重点地域（立地適正化計画で定める居住誘導区域）については限度額 45 万円
問合せ先	都市建設部　都市計画課　℡　０５３８－４４－３１２２

◎　袋井市地域活性化交流施設等整備のための空き家改修支援事業

利用の条件	・市内の空き家を有効活用し、地域のための交流施設、拠点施設等への整備を実施するものであること。 ・補助対象の空き家を 10 年以上活用すること。 ・補助対象の空き家は昭和 56 年６月以降建築または昭和 56 年５月以前建築で、耐震補強工事により構造耐震指標が 1.0 以上を満たすものであること。 ・自治会との間で地域活性化交流施設等としての活用について合意が得られていること。
補助額等	対象経費（空き家の改修工事費）の 2/3 以内（限度額 60 万円） ※重点地域（立地適正化計画で定める居住誘導区域）については限度額 90 万円
問合せ先	都市建設部　都市計画課　℡　０５３８－４４－３１２２

◎　袋井市三世代同居・近居のための空き家改修等支援事業

利用の条件	・空き家除却後の跡地を居住環境の改善及び地域の活性化のために活用するものであること。 ・袋井市防災都市づくりで定める災害リスクの最も高い地区内（総合的な災害リスクの危険度評価値５）であること。 ・除却する空き家は、昭和 56 年５月以前に建築され、かつ耐震補強工事が実施されていないものであること。 ・跡地を 10 年以上継続して、当該事業の目的として活用されるもの。 ・自治会との間で跡地利用について合意が得られていること。
補助額等	対象経費（空き家の除却費）の 4/5 以内（限度額 60 万円）
問合せ先	都市建設部　都市計画課　℡　０５３８－４４－３１２２

④ 設備を充実させたい方

◎　袋井市新エネルギー機器導入促進奨励金

利用の条件	・太陽光発電システム（余剰電力買取制度の場合のみ対象）、家庭用蓄電池（太陽光発電システムと同時設置、または既に設置済みであること。）、ＨＥＭＳ、太陽熱利用システム・太陽熱温水器、及び家庭用コージェネレーションシステム設置の方
補助額等	太陽光発電 （１）新築建物：太陽光電池モジュールの最大出力１ｋＷ当たり ５千円（上限２万円） （２）既存建物：太陽光電池モジュールの最大出力１ｋＷ当たり ２万５千円（上限 10 万円） 家庭用蓄電池 （１）新築建物と同時　：４万円 （２）既存建物に後付け：10 万円 ※いずれも導入額の 1/2 ＨＥＭＳ　⇒導入額の 1/2 で上限２万円 太陽熱利用システム・太陽熱温水器　⇒導入額の 1/2 で上限３万円 家庭用コージェネレーションシステム⇒導入額の 1/2 で上限６万円
問合せ先	環境水道部　環境政策課　℡　０５３８－４４－３１３５

◎　緑のいえなみ整備事業補助金制度

利用の条件	・道路に面した敷地内 ・道路と敷地の境界部（概ね 2.5 メートル以内）に、新たに延長が３メートル以上の樹木を植樹すること。 ・植樹する樹木が、中木の場合は１メートル当たり 0.5 本以上、低木の場合は１メートル当たり１本以上であること（株立ち（茎の根本から数本の茎が立ち上がっているものをいう。）の場合は、１株を１本として算定すること。） ・植樹する樹木が、プランター等、移動が可能なものでないこと。 ・樹木、フェンス等を設置する際には、緑の連続性及び周囲との調和に配慮すること。 ・道路と樹木の間にフェンスを併設する場合には、前各号の要件に加え、次に掲げる要件を満たすこと。 （１）フェンスの要件 ア基礎高が概ね 60 センチメートル以下であること。 イ基礎を除くフェンス部分の透過率が 50 パーセント以上であること。 ウ基礎を含む全体の高さが 1.2 メートル以下であること。 （２）樹木の要件 ア樹木の高さが基礎高よりも高いこと。 イ袋井市ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金交付要綱（平成 17 年度袋　井市告示第 20 号）の改善事業により補助金の交付を受けた箇所でないこと。
補助額等	補助対象経費の３分の２以内とし、植栽等の延長１メートルにつき２万 5600 円かつ１敷地につき 10 万円を上限とする。ただし、補助金の額に 1000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
問合せ先	都市建設部　維持管理課　　℡　０５３８－４４－３１６５

◎　袋井市浄化槽設置事業費補助金

利用の条件	・公共下水道事業計画区域及び農業集落排水事業の実施区域外に合併処理浄化槽を設置する方 ・一般住宅、店舗併用住宅（住宅部分面積 1/2 以上）に設置する 10 人槽以下の浄化槽 ・設置場所に居住（予定）していて、市税等を滞納していない方
補助額等	補助額は浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、次に掲げる人槽区分に応じ、それぞれ掲げる額を限度額とする。ただし、補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。 （１）建物の新築・増築を伴う場合 上限　５人槽　33 万 2000 円　６人槽以上７人槽以下　41 万 4000 円 ８人槽以上 10 人槽以下　54 万 8000 円 （２）みなし浄化槽・くみ取り便槽から付け替える場合 上限　５人槽　70 万 3000 円　６人槽以上７人槽以下　90 万 2000 円 ８人槽以上 10 人槽以下　127 万 2000 円
問合せ先	環境水道部　上下水道課　℡　０５３８－８４－６０８１

◎　袋井市浄化槽維持管理費補助金

利用の条件	・公共下水道供用区域及び農業集落排水事業の実施区域外で合併処理浄化槽を適正に維持管理している方 ・前年度に保守点検３回、清掃１回、法定検査（11 条または７条）１回を実施した方 ・前年度に受検した法定検査（11 条または７条）が不適正の判定を受けた場合は、その後改善を行ったこと ・一般住宅、店舗併用住宅（住宅部分面積 1/2 以上）に設置する 10 人槽以下の合併処理浄化槽 ・当該浄化槽の設置場所に住所を有していて、市税等を滞納していない方
補助額等	浄化槽の維持管理費（保守点検、清掃、法定検査代）から下水道使用料相当額※を差し引いた額建物の新築・増築を伴う場合 ※水道の使用水量から下水道使用料を算出する。ただし、その額に 100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
問合せ先	環境水道部　上下水道課　℡　０５３８－８４－６０８１

◎ 袋井市浄化槽雨水貯留施設転用工事費補助金制度

利用の条件	・宅内排水設備工事（下水道等に接続する工事）により不要となる浄化槽を雨水貯留施設に転用する方 ・転用工事を自らの負担により行い、市税等の滞納がない方
補助額等	１件について転用工事費の 1/2 以内とし、８万円を限度とする。ただし、補助金額に 1000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
問合せ先	環境水道部　上下水道課　℡　０５３８－８４－６０８１

◎　袋井市宅内排水設備工事資金融資あっせん及び利子補給制度

利用の条件	・市内の金融機関で融資を受けて生活排水を下水道に接続させる工事を行う方 ・当該建物のある区域が処理区域として公示されてから１年以内に工事が完了する建物の所有者または占有者 ・融資額が５万円以上 100 万円以内（１万円単位）で元利均等による月賦償還（繰上償還可）をすること ・返済期間は、50 万円以下は３年以内、50 万円を超える場合は５年以内とする ・償還能力を有し、連帯保証人を立てることができる方 ・市民税、固定資産税及び都市計画税、下水道事業受益者負担金（分担金）、農業集落排水事業分担金に滞納がない方
融資利率等	貸付日の属する年度の４月１日における長期プライムレートの金利 1/2 を利子補給
問合せ先	環境水道部　上下水道課　℡　０５３８－８４－６０８１

⑥ 高齢者や障害のある方

◎　袋井市居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給

利用の条件	64 ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ
補助額等	改修に要した費用（同一住宅・同一対象者につき 20 万円を上限）の９割、８割または７割（利用者負担割合による）を介護保険で支給
問合せ先	市民生活部　保険課　℡　０５３８－４４－３１５２

◎　袋井市障害者（児）等住宅改修費助成

利用の条件	・（身体障害者手帳２級以上）視覚障害者又は上肢機能障害者（ただし上肢機能障害者は特殊便器への取替えをする場合のみ）。 （身体障害者手帳３級以上）下肢機能障害、体幹機能障害又は乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する学齢期以上の者 （難病患者等）下肢又は体幹機能に障害がある方（ただし、医師の診断書又は意見書等で継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける難病等による障害と確認できる者のみ） ・市民税所得割の額が 46 万円を超える者がいない世帯に属する方 ・介護保険法による適用を受けられる方又は受けた方は対象外
補助額等	住宅改修の範囲 （１）手すりの取付け （２）段差の解消 （３）滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 （４）引き戸等への扉の取替え （５）洋式便器等への便器の取替え 自己負担金　１割（限度額 20 万円）原則１回
問合せ先	市民生活部　しあわせ推進課　℡　０５３８－４４－３１１４

◎　袋井市重度身体障害者住宅改造費助成

利用の条件	・身体障害者手帳の交付を受けた下肢障害者、体幹障害者又は視覚障害者で、障害の程度が１級又は２級の方 ・前号の障害のため、その者に適するように住宅を改造する必要がある方 ・前年分の所得税額 12 万円以下の世帯に属する方
補助額等	（１）介護保険法（平成９年法律第 123 号）第 40 条第４号及び第 52 条第４号に基づく住宅改修費の給付を受けることができる者は、57 万円を限度とする （２）身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 18 条第２項に基づく重身体障害者に対する日常生活用具の給付及び貸与について（平成 12 年障第 267 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知）の重度身体障害者日常生活用具給付等実施要綱に定める住宅改修費給付を受けることができる者は、55 万円を限度とする 前２号以外の者は、75 万円を限度とする
補助率等	助成対象費用の３／４
問合せ先	市民生活部　しあわせ推進課　℡　０５３８－４４－３１１４

⑦ 離職等で住宅にお困りの方

◎　住居確保給付金

利用の条件	65 ページ掲載の住居確保給付金と同じ
問合せ先	市民生活部　しあわせ推進課　℡　０５３８－４４－３１１９

⑧ 地震などの災害に備えたい方

◎　わが家の専門家診断事業

利用の条件	昭和 56 年５月 31 日以前に建築された既存木造住宅
補助額等	専門家（静岡県耐震診断補強相談士）による無料の耐震診断を実施
問合せ先	都市建設部　都市計画課　℡　０５３８－４４－３１２３

◎　袋井市木造住宅耐震改修助成事業（補強計画一体型）

利用の条件	昭和 56 年５月以前に建築された木造住宅（在来軸組工法）で、耐震評定 1.0 未満のものを 1.0 以上アップ（かつ 0.3 ポイント以上アップ）する補強計画と補強工事を一体的に実施する事業 ※別途、在宅避難促進割増の条件を満たすことにより補助限度額を拡充
補助額等	１棟ごとに事業費と 100 万円（拡充後 115 万円）とを比較していずれか少ない額[高齢者等世帯の場合は 120 万円（拡充後 135 万円）]
問合せ先	都市建設部　都市計画課　℡　０５３８－４４－３１２３

◎　袋井市木造住宅除却等助成事業

利用の条件	・昭和 56 年５月以前に建築された木造住宅(在来軸組工法)で、耐震診断の結果、耐震評定 1.0 未満のものの除却、建替えを行う事業 ・【除却事業】木造住宅のすべてを除却 （１）市内全域 高齢者等世帯 （２）災害リスク解消地区※ 一般世帯、高齢者等世帯 ・【建替事業】除却後、自ら居住するための住宅を建設 （１）市内全域 三世代同居世帯、近居世帯 （１）災害リスク解消地区※ 三世代同居世帯、近居世帯、一般世帯、高齢者等世帯 ・【移転事業】除却事業に伴い、耐震性のある既存住宅に住み替え （１）市内全域：高齢者等世帯 （２）災害リスク解消地区：袋井市防災都市づくり計画で定める総合的な災害リスクの危険度評価値が４又は５と判定された地区
補助額等	【除却事業、建替事業】 １棟につき、事業費に 100 分の 23 を乗じて得た額と以下に掲げる額とを比較していずれか少ない額 （１）除却事業　一般世帯：30 万円、高齢者等世帯：40 万円 （２）建替事業　対象世帯一律：60 万円 【移転事業】 １棟につき、事業費と 10 万円とを比較していずれか少ない額
問合せ先	都市建設部　都市計画課　℡　０５３８－４４－３１２３

◎　袋井市既存建築物耐震診断事業

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築された建築物（既存木造住宅を除く）の所有者が行う、耐震診断に要する費用 ・木造住宅以外の建物
補助額等	事業費と延べ床面積×3670 円を比較し、いずれか少ない額の 2/3 以内（限度額 200 万円）
問合せ先	都市建設部　都市計画課　℡　０５３８－４４－３１２３

◎　がけ地近接危険住宅移転事業

利用の条件	・次のいずれかの条件にあてはまる住宅 （１）アからエまでのいずれかの区域内で、区域指定前に建てられた建築制限の基準に適合しない住宅 （２）オの区域内の住宅で、許可基準に適合しないもの （３）アからキまでの区域内の住宅で、建築後の大規模地震、台風等により安全上または生活上の支障が生じたものであって、地方公共団体が移転勧告、是正勧告、避難指示等を行ったもの（ただし、避難指示については、当該指示が公示された日から６ヵ月を経過している住宅） ア静岡県建築基準条例第３条に基づき地方公共団体が指定した「災害危険区域」 イ静岡県建築基準条例第 10 条「がけ条例」に基づき建築が制限されている区域（昭和 29 年３月 31 日以前に建てられた住宅） ウ都市計画法第 12 条の４に基づき地方公共団体が定めた「地区計画の区域」（浸水被害に関する建築制限を定めているもの） エ土砂災害防止法第９条に基づき県知事が指定した「土砂災害特別警戒区域」 オ特定都市河川浸水被害対策法第 56 条に基づき県知事が指定した「浸水被害防止区域」 カ土砂災害防止法に定められた基礎調査を完了し、「土砂災害特別警戒区域」に指定される見込みのある区域 キ事業着手時点で過去３年間に「災害救助法」の適用を受けた地域
補助額等	建物除却費補助　事業実施年度における１㎡あたりの限度額に対象住宅の延べ床面積を乗じた額（除却費用に対する一部補助） 引越費用等補助　97 万 5000 円 敷地造成費補助　60 万 8000 円（借入金利子に対する一部補助） 土地取得費補助　206 万円　（　〃　） 建物建設費補助　465 万円　（　〃　）
問合せ先	都市建設部　都市計画課　℡　０５３８－４４－３１２３

◎　袋井市住宅屋根耐風改修促進事業費

利用の条件	・令和３年 12 月 31 日以前に工事に着手した住宅の瓦屋根のうち、耐風性能を満たさないものについて、耐風診断と耐風改修を一体的に行う事業 ・【耐風診断】瓦屋根の耐風性能を、かわらぶき技能士等により診断すること ・【耐風改修】耐風診断の結果、耐風性能がないと診断された瓦屋根を、固定などにより、耐風性能を有する屋根に改修すること
補助額等	【耐風診断】 １棟につき、事業費と３万 1500 円とを比較していずれか少ない額に３分の２を乗じて得た額 【耐風改修】 １棟につき、事業費と屋根の面積１㎡あたり２万 4000 円を乗じて得た額（上限 240 万円）とを比較していずれか少ない額に 100 分の 23 を乗じて得た額
問合せ先	都市建設部　都市計画課　℡　０５３８－４４－３１２３

◎　家庭内家具等転倒防止器具給付事業

利用の条件	袋井市の住民基本台帳に記録されている世帯で、かつ、居住している世帯の方
補助額等	１世帯あたり６台分までの市が指定する家具等転倒防止器具を現物給付する。ただし、2000 円を超える家具等転倒防止器具の費用は、給付を受けようとする者の負担とする。
問合せ先	危機管理部　危機管理課　℡　０５３８－８６－３７０１

◎　家庭内家具等転倒防止器具取付支援事業

利用の条件	・家具等転倒防止器具給付を受けた世帯で、自ら転倒防止器具を取り付けることが困難な世帯の方（賃貸住宅の場合は家主の了承が必要） ・取付支援対象家具等は住宅の中にあるタンス、食器棚、テーブル、冷蔵庫、テレビなど地震発生時に転倒の危険性があり、固定できるものに限る ・給付を受けた転倒防止器具を 10 年度の間で、１世帯につき２台から６台まで、市が委託した事業者（大工）が取付する
補助額等	事業費のうち６分の５を市が負担し、残りの６分の１を申請者が負担する。 申請者の負担額は次のとおり ２台取付　1700 円（事業費　１万 600 円） ３台取付　2600 円（事業費　１万 5900 円） ４台取付　3500 円（事業費　２万 1200 円） ５台取付　4400 円（事業費　２万 6500 円） ６台取付　5300 円（事業費　３万 1800 円） ※ただし、次に該当する世帯については、上記取付費用を市が全額負担する （１）満 70 歳以上の者のみで構成されている世帯 （２）要介護３、４、５の認定を受けている者が属する世帯 （３）身体障害者手帳（１級または２級）の交付を受けている者が属する世帯 （４）精神障害者保健福祉手帳（１級または２級）の交付を受けている者が属する世帯 （５）療育手帳（A）の交付を受けている者が属する世帯 （６）袋井市災害時避難行動要支援者計画（個別計画）作成に同意した者が属する世帯
問合せ先	危機管理部　危機管理課　℡　０５３８－８６－３７０１

湖西市の制度

① 住宅を新築・購入したい方

◎　住もっか「こさい」定住促進奨励金

利用の条件	・単身者の場合は、申請時点の年齢が 40 歳未満の方。 ・夫婦の場合は、申請時点の夫婦の合計年齢が 80 歳未満の夫婦。 ・市内に居住用の住宅を建築、又は購入された方。（中古住宅・分譲マンションも対象） ・令和元年 10 月１日以降に請負契約、又は売買契約をした住宅。 ・市税の未納がない方。 ※湖西市勤労者住宅建設資金利子補給制度との併用はできません。 ※湖西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱における宣誓をされた方は、要件等が婚姻者同等の取扱いとなります。
補助額等	10 万円（基本額）～最大 100 万円 ※加算方式のため申請者の条件により奨励金額が変わります。
問合せ先	企画部　企画政策課　℡　０５３－５７６－４９１０

④ 設備を充実させたい方

◎　住宅用脱炭素化促進設備等導入支援補助金

利用の条件	次のすべての条件に該当する方 ・市内に住民登録がある方で、自らの住宅又は住宅敷地に対象機器を設置する方 ・市税の未納のない方 ・過去に同様の機器の補助金を受領していない方
補助額等	（１）家庭用コージェネレーションシステム（エネファーム） 一律６万円 （２）家庭用蓄電池 １kw 当たり１万円（上限４万円） ※一般社団法人環境共創イニシアチブが実施する補助事業の対象システムであること （３）Ｖ２Ｈ充放電設備 一律４万円 ※電気自動車等の蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じで家庭の電力として使用できる仕組みを備えたものであること
問合せ先	環境部　環境課　℡　０５３－５７６－１１４１

◎　浄化槽雨水貯留施設転用費補助金制度

利用の条件	・宅内排水設備工事（下水道等に接続する工事）により不要となる浄化槽を雨水貯留施設に転用する方 ・公共下水道の処理区域として公示された日から３年以内に宅内排水設備工事をするもの ・浄化槽を設置する際に補助金の交付を受けたものは、交付後７年以上経過しているもの
補助額等	１件につき転用工事費の 1/2 以内（限度額７万 5000 円）
問合せ先	環境部　下水道課　℡　０５３－５７４－２２１１

◎　湖西市浄化槽設置整備事業費補助金

利用の条件	・公共下水道事業計画区域外に浄化槽を設置する方 ・一般住宅、店舗併用住宅（居住部分面積 1/2 以上）に設置する 10 人槽以下の浄化槽（自治会が所有し管理する施設にあっては 50 人槽以下）
補助額等	（限度額） （１）新築、増改築に伴う浄化槽の設置で建築確認を伴うもの ５人槽　17 万 1000 円、7 人槽　20 万 7000 円、10 人槽　26 万 7000 円 （２）建物の建築を伴わず、単独浄化槽又はくみ取り便槽からの設置替え ５人槽　66 万 6000 円、7 人槽　72 万 9000 円、10 人槽　86 万 4000 円
問合せ先	環境部　廃棄物対策課　℡　０５３－５７７－２２５５

◎　湖西市下水道接続工事資金融資あっせん及び利子補給制度

利用の条件	・既存の専用住宅又は併用住宅の排水施設を改造して下水道に接続する工事で次の要件を満たすもの （１）専用住宅又は併用住宅の所有者又は占有者 （２）市税及び下水道事業受益者負担金を滞納していない方 （３）連帯保証人を有する者 （４）下水道処理区域内で、供用開始の日から３年以内に水洗便所改造工事を完了することができると認められる者 （５）希望する金融機関の貸付けを受けられる者
融資限度額	10 万円以上 100 万円以下
融資利率等	融資利率　融資年度の４月１日における長期プライムレート 利子補給率　利率２％までの利息については、市が負担
返済期間	36 か月以内
問合せ先	環境部　下水道課　℡　０５３－５７４－２２１１

⑥ 高齢者や障害のある方

◎　湖西市居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給

利用の条件	・市内で要支援、要介護認定を受けている方で、手すりの取付、段差の解消、床材の変更、扉の取替、洋式便器等への取替のいずれかに該当する住宅改修を行った場合 ・事前にケアマネージャー等が作成する理由書が必要。
補助額等	改修に要した費用（上限 20 万円）の９割、８割または７割（利用者負担割合による）金額を介護保険で支給
問合せ先	健康福祉部　高齢者福祉課　℡　０５３－５７６－１１０４

◎　湖西市重度障害者（児）日常生活用具給付事業

利用の条件	・下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する方で、障害等級３級以上の方（ただし特殊便器への取替えの場合は上肢障害２級以上の方）、または視覚障害２級以上の方 ・障害者（児）の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの
補助額等	上限額 20 万円
問合せ先	健康福祉部　地域福祉課　℡　０５３－５７６－４５３２

◎　湖西市重度身体障害者住宅改造費助成事業

利用の条件	・身体障害者手帳の交付を受けた下肢、体幹又は視覚の障害者で、障害の程度が１、２級の方 ・前年分の所得税額 12 万円以下の世帯に属する方 ・既にこの助成を受けたことがない方 ・既存住宅の浴室、便所、洗面所、台所、玄関、廊下その他の住宅設備
補助額等	限度額 20 万円　（他制度優先）
問合せ先	健康福祉部　地域福祉課　℡　０５３－５７６－４５３２

◎　生活福祉資金（住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲受に必要な経費）貸し付け

利用の条件	・低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯で住宅を増改築する場合 ・他の助成制度から融資を受けられない場合
融資限度額	250 万円
融資利率等	連帯保証人有⇒無利子、連帯保証人無⇒年 1.5%
返済期間	７年以内（据置期間６か月）
問合せ先	社会福祉協議会　℡　０５３－５２５－６６６７

◎　耐震シェルター整備事業

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築された木造住宅で、耐震診断による評点が 1.0 未満の住宅に、次のいずれかに該当する者で構成されている世帯が居住する住宅 （１）満 65 歳以上の者のみで構成されている世帯 （２）満 65 歳以上の者及び 18 歳未満の者のみで構成されている世帯 （３）身体障害者手帳、精神障害者保険福祉手帳又は療育手帳の交付を受けている者を含んで構成されている世帯 （４）児童扶養手当を受給している者を含んで構成されている世帯
補助額等	耐震シェルターの購入設置に要する経費の 2/3（限度額 16 万 6000 円/基）
問合せ先	市民安全部　危機管理課　℡　０５３－５７６－４５３８

◎　要援護者世帯家具固定推進事業

利用の条件	・満 65 歳以上の者（前年度末）のみで構成されている世帯 ・満 65 歳以上の者（前年度末）及び満 18 歳未満の者（前年度末）のみで構成されている世帯 ・身体障害者手帳の交付を受けている者を含んで構成されている世帯 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者を含んで構成されている世帯 ・療育手帳の交付を受けている者を含んで構成されている世帯 ・児童扶養手当を受給している者を含んで構成されている世帯
補助額等	家具、３個までを無料で固定する
問合せ先	市民安全部　危機管理課　℡　０５３－５７６－４５３８

⑦ 離職等で住宅にお困りの方

◎　住居確保給付金

利用の条件	65 ページ掲載の住居確保給付金と同じ

⑧ 地震などの災害に備えたい方

◎　わが家の専門家診断事業

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築された既存木造住宅 ※過去に、わが家の専門家診断を受けたことがある建物は対象外
補助額等	専門家（静岡県耐震診断補強相談士）による無料の耐震診断を実施
問合せ先	都市整備部　建築住宅課　℡　０５３－５７６－４５４９

◎　湖西市既存建築物耐震診断補助金

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築（着工）された既存建築物の耐震精密診断を行う方
補助額等	当該事業に要する経費と別に定める基準額を比較して、いずれか少ない額の 2/3 以内
問合せ先	都市整備部　建築住宅課　℡　０５３－５７６－４５４９

◎　湖西市木造住宅耐震補強助成事業（補強計画一体型）

利用の条件	・昭和 56 年５月以前に建てられた木造住宅で、耐震評点 1.0 未満のものを 1.0 以上かつ 0.3 ポイント以上向上させる補強計画と補強工事を一体的に実施する事業
補助額等	1 棟ごとに耐震補強工事に要する経費と 100 万円（高齢者世帯等の場合は 120 万円）とを比較していずれか少ない額
問合せ先	都市整備部　建築住宅課　℡　０５３－５７６－４５４９

◎　湖西市木造住宅除却支援事業

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築された、耐震診断の結果、耐震評点 1.0 未満である木造住宅の除却 ※過去に、耐震補強工事の補助金を受けられた方は対象外
補助額等	除却にかかる経費の 23%以内の額（限度額 30 万円） ※高齢者世帯等に限り、移転事業として、住宅の除却に伴い、耐震性のある借家等に移転する場合、移転費として上限 10 万円を補助します（建替えの為の仮住まい不可）
問合せ先	都市整備部　建築住宅課　℡　０５３－５７６－４５４９

◎　湖西市ブロック塀等撤去事業補助金

利用の条件	・公衆に用に供される道に面し、地震発生時において倒壊や転倒する危険性のあるブロック塀等の所有者
補助額等	撤去費用と別に定める基準額の延長を乗じて得た金額を比較して、いずれか少ない額の 1/2 以内（限度額 10 万円）
問合せ先	都市整備部　建築住宅課　℡　０５３－５７６－４５４９

◎　自主防災会長推薦一般世帯家具固定推進事業

利用の条件	・自主防災会が推薦する世帯
補助額等	家具、３個までを無料で固定する
問合せ先	市民安全部　危機管理課　℡　０５３－５７６－４５３８

◎　耐震シェルター整備事業　　（再掲、273 ページ参照）

◎　要援護者世帯家具固定推進事業　（再掲、273 ページ参照）

◎　湖西市がけ地近接危険住宅移転事業

利用の条件	次のいずれかの条件にあてはまる住宅 （１）静岡県建築基準条例第３条で指定された災害危険区域内に建っている住宅 （２）静岡県建築基準条例第 10 条に基づく、建築を制限している区域内に建っている住宅で、昭和 29 年３月 31 日以前に建てられたもの （３）県知事が指定した土砂災害特別警戒区域に建っている住宅 （４）基礎調査を完了し、（３）の区域に指定される見込みのある区域に建っている住宅 （５）過去３年間に災害救助法適用を受けた区域に建っている住宅 （６）上記（１）、（２）、（３）、（４）、（５）の区域内に建っている住宅で、自然災害により安全上の支障が生じ、建築基準法に基づく是正勧告を受けた住宅
補助額等	（１）建物除去費補助　97 万 5000 円（除却費用に対する一部補助） （２）敷地造成費補助　60 万 8000 円（借入金利子に対する一部補助） （３）建物建設費補助　465 万円　（　〃　） （４）土地取得費補助　206 万円　（　〃　）
問合せ先	都市整備部　建築住宅課　℡　０５３－５７６－４５４９

⑫　結婚に伴い住居費や転居費用を必要とする方

◎　湖西市新婚さん「こさい」へおいでん新生活応援金交付要綱

利用の条件	・夫婦のどちらか、または両方が湖西市へ転入し、かつ、転入前の１年間、湖西市に住んでいない ・転入した日の前後 60 日以内に婚姻の届をしている ・婚姻の届をした日の年齢が２人とも 39 歳以下である ・申請の日時点で、湖西市内に一緒に住んでいる ・申請の日から１年以上、湖西市に住む予定 ・過去にこの応援金の交付を受けていない ・湖西市の市税を滞納していない ・申請しようとする日は、転入した日から６か月以内
補助額等	１夫婦　10 万円
問合せ先	企画部　企画政策課　℡　０５３－５７６－４９１０

御前崎市の制度

①　住宅を新築・購入したい方

◎　御前崎市勤労者住宅建設資金利子補給制度　リフォームにも利用可

利用の条件	・市内に勤労者が自己の住宅を新築・増改築・土地建物購入・中古住宅購入及び住宅を建設するための土地購入
補助額等	付金の限度額 3000 万円 内利子補給対象額　１件当たり 500 万円
融資利率等	利子補給率　年 1.00％ 利子補給期間　10 年間
返済期間	10 年以上（最長 35 年）
申込窓口	労働金庫小笠支店　℡　０５３７－７２－７１１１
問合せ先	商工観光課　℡　０５３７－８５－１１３５

②　住宅をリフォームしたい方

◎　御前崎市住宅リフォーム支援事業

利用の条件	・対象となる工事は、100 万円以上のリフォーム工事で、住宅の省エネ化、バリアフリー化、長寿命化のいずれかに該当する工事 ・対象者は、市内に住民登録があり、町内会の班に加入又は加入される方で、市税等の滞納がないことなどが条件 ・対象となる住宅は、自ら所有し、住まいとして使用する住宅
補助額等	工事費の 10％（上限 10 万円（千円未満切捨て）） 市内の他の補助制度を受ける場合は、その金額を工事費から差し引く
問合せ先	都市政策課　℡　０５３７－２９－８７３２

◎　御前崎市住宅耐震リフォーム支援事業

利用の条件	・対象となる工事は、リフォーム工事で、住宅の省エネ化、バリアフリー化、長寿命化のいずれかに該当する工事 ・対象者は、市内に住民登録があり、町内会の班に加入又は加入される方で、市税等の滞納がないことなどが条件 ・御前崎市プロジェクト「ＴＯＵＫＡＩ―０」総合支援事業費補助金交付要綱に規定する木造住宅耐震補強助成事業の交付決定を受けていること。
補助額等	工事費の 50％（上限 40 万円（千円未満切捨て）） 市内の他の補助制度を受ける場合は、その金額を工事費から差し引く
問合せ先	都市政策課　℡　０５３７－２９－８７３２

◎　御前崎市空家リフォーム支援事業

利用の条件	・対象となる工事は、リフォーム工事で、住宅の省エネ化、バリアフリー化、長寿命化のいずれかに該当する工事 ・対象となる空家は、御前崎市が把握している空家に限る ・対象者は、空家引き渡し後、住民基本台帳に記載され、かつ、該当空家に 10 年以上居住する意思があること。 ・町内会の班に加入し、市税等の滞納がないことなどが条件
補助額等	工事費の 50％（上限 40 万円（千円未満切捨て）） 市内の他の補助制度を受ける場合は、その金額を工事費から差し引く
問合せ先	都市政策課　℡　０５３７－２９－８７３２

③　設備を充実させたい方

◎　御前崎市新エネルギー・省エネルギー機器導入促進補助金

利用の条件	・市内に住所を有する、又は住所を有する予定の方で、市税等の滞納がない方 ・自らが居住する又は居住する予定の住宅に新エネルギー・省エネルギー機器を設置又は機器付き住宅を購入する場合に限る ・過去に市から同種の設置機器に対する補助金の交付を受けたことがない方(同一世帯の方を含む) ・年度内に設置工事を完了できる方
補助額等	１ｋＷ当たり２万円で上限８万円（太陽光発電システム） １ｋＷｈ当たり２万円で上限８万円（家庭用蓄電池） １基当たり２万円（太陽熱利用システム） １基当たり８万円（家庭用燃料電池） １台当たり 10 万円（初度登録のクリーンエネルギー自動車（ＥＶ車、ＰＨＶ車、ＦＣＶ車）で自家用のもの）
問合せ先	エネルギー政策課　℡　０５３７－８５－１１３４

◎　御前崎市浄化槽設置事業費補助金

利用の条件	・住宅に設置する 10 人槽以下の合併処理浄化槽 ・店舗兼住宅の場合、居住部分が延床面積の１/２以上なら対象
補助額等	浜岡地区（浄化槽整備区域のみ・限度額） ５人槽　33 万２千円、７人槽　41 万４千円、10 人槽　54 万８千円 御前崎・白羽地区（限度額） ５人槽　70 万円、７人槽　90 万円、10 人槽　140 万円
問合せ先	上下水道課　℡　０５３７－８５－１１２６

⑥ 高齢者や障害のある方

◎　居宅介護住宅改修費支給制度

利用の条件	64 ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ
問合せ先	高齢者支援課　℡　０５３７－８５－１１１８

◎　御前崎市障害者（児）等日常生活用具給付事業

利用の条件	・下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）の方で、身体障害者手帳の交付を受けた障害の程度が３級以上の方（特殊便器への取替えは、上肢障害２級以上の方）又は視覚障害者２級以上のもの。難病患者等にあっては下肢又は体幹機能に障害があるもの ・障害者(児)の移動等を円滑にする用具を購入し、設置に小規模な住宅改修を伴うもの
補助額等	上限額 20 万円(内自己負担５％)
問合せ先	福祉課　℡　０５３７－８５－１１２１

◎　御前崎市重度身体障害者住宅改造費助成事業

利用の条件	・市内に住所を有し、身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害、下肢又は体幹機能障害者で、障害の程度が１、２級で住宅設備の改造を必要とする方 ・前年分の所得税額 150 万円以下の世帯に属する方
補助額等	前年度所得税額 12 万円以下 対象経費の 3/4 以内（限度額 75 万円） 前年度所得税額 12 万円超 150 万円以下 対象経費の 1/2 以内（限度額 50 万円）
問合せ先	福祉課　℡　０５３７－８５－１１２１

⑦ 離職等で住宅にお困りの方

◎　住居確保給付金

利用の条件	65 ページ掲載の住居確保給付金と同じ
問合せ先	福祉課　℡　０５３７－８５－１１２１

⑧ 地震などの災害に備えたい方

◎　わが家の専門家診断事業

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築又は同日において工事中であった既存木造住宅
補助額等	専門家（静岡県耐震診断補強相談士）による無料の耐震診断を実施
問合せ先	都市政策課　℡　０５３７－２９－８７３２

◎　御前崎市木造住宅耐震補強助成事業（補強計画一体型）

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築又は同日において工事中であった木造住宅について補強設計及び耐震補強工事をする方
補助額等	木造住宅耐震補強助成事業に要する経費で以下の金額を補助上限額とする。 （１）一般世帯　　：上限 100 万円 （２）高齢者世帯　：上限 120 万円 （３）在宅避難割増：15 万円
問合せ先	都市政策課　℡　０５３７－２９－８７３２

◎　御前崎市ブロック塀等耐震改修促進事業補助金

利用の条件	・市内のブロック塀等で、地震発生時に倒壊の危険性のある塀
補助額等	撤去事業（安全な通学路等） 事業費と撤去するブロック塀の延長１ｍにつき 8900 円を乗じた額とを比較して、いずれか少ない額の 2/3 以内（道路に面した部分に限る。）（限度額 10 万円） 改善事業（安全な通学路等） 事業費と改善するフェンス・生垣の延長１ｍにつき３万 8400 円を乗じた額とを比較して、いずれか少ない額の 2/3 以内（撤去事業を行った部分であり、かつ道路に面した部分に限る。）（限度額 25 万円）
問合せ先	都市政策課　℡　０５３７－２９－８７３２

◎　住宅・建築物アスベスト改修事業

利用の条件	・除去等吹付けアスベストの除去、封じ込め、囲い込み又は吹付けアスベストが施工されている建築物の除却を行う場合のアスベストの除去
補助額等	アスベスト除去等にかかる事業費の 2/3 以内（上限 120 万円/敷地）
問合せ先	都市政策課　℡　０５３７－２９－８７３２

◎　がけ地近接危険住宅移転事業

利用の条件	・次のいずれかの条件にあてはまる住宅 （１）静岡県建築基準条例第３条で指定された災害危険区域内に建っている住宅 （２）静岡県建築基準条例第 10 条に基づく、建築を制限している区域内に建っている住宅で、昭和 29 年３月 31 日以前に建てられたもの （３）県知事が指定した土砂災害特別警戒区域に建っている住宅 （４）上記（１）（２）（３）の区域内に建っている住宅で、自然災害により安全上の支障が生じ、建築基準法に基づく是正勧告を受けた住宅
補助額等	建物除去費補助　97 万 5 千円（除却費用に対する一部補助） 敷地造成費補助　60 万 8 千円（借入金利子に対する一部補助） 建物建設費補助　465 万円　（　〃　） 土地取得費補助　206 万円　（　〃　）
問合せ先	都市政策課　℡　０５３７－２９－８７３２

◎　防災ベッド等購入補助事業

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築された木造住宅で、耐震診断による評点が 1.0 未満の住宅に居住する方
補助額等	防災ベッド及び防災ベッドのフレームの購入に要する経費の 1/2 以内（限度額 20 万円/基）
問合せ先	危機管理課　℡　０５３７－８５－１１１９

◎　耐震シェルター整備事業

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築された木造住宅又は耐震診断による評点が 1.0 未満の建物にお住まいの方（階数が２以下の住宅で 65 歳以上の高齢者のみが居住する場合に限る） ・耐震シェルターの台数は、対象住宅１戸当たり１台
補助額等	耐震シェルターの購入設置に要する経費の 1/2 以内 （限度額 12 万５千円/基）
問合せ先	危機管理課　℡　０５３７－８５－１１１９

菊川市の制度

① 住宅を新築・購入したい方

◎　菊川市勤労者住宅建設資金貸付制度　リフォームにも利用可

利用の条件	・勤労者で、市内に自ら居住する住宅を新築、増改築又は建売住宅、中古住宅、住宅用土地を購入する方
融資限度額	500 万円
融資利率等	0.85％（５年返済） 1.00％（10 年以上返済の当初 10 年間、11 年目以降は労金の金利） ※金利は半年ごと見直し
返済期間	５年又は 10 年から 40 年までの１年単位
申込窓口	労働金庫掛川支店　℡　０５３７－２４－５１１１
問合せ先	建設経済部 商工観光課 産業振興係 ℡ ０５３７－３５－０９３６

◎　菊川市若者世帯定住促進補助金

利用の条件	市外又は市内の賃貸住宅に１年以上継続して居住する、次のいずれかに該当する方 （１）夫又は妻のいずれかが満 40 歳未満である夫婦のいる世帯に属する夫又は妻 （２）配偶者のいない満 40 歳未満の親と子がいる世帯に属する親 住宅の新築又は住宅の購入（中古住宅を含む）をした上記のいずれかの方で、次の条件をすべて満たしていること （３）菊川市に定住するために、市内に住宅（玄関、居室、台所、便所及び浴室を備えている戸建て住宅又はマンション）を取得したものであること （４）取得した住宅に居住（住民基本台帳に登録されているものに限る）していること （５）住宅の取得が、平成 28 年４月１日以降の契約に基づくこと （６）基準日から６か月以内であること ※その他詳細は、市ホームページをご確認ください。
補助額等	（１）住宅の取得費用の 10 分の１以内で、上限 25 万円 （２）三世代同居住宅（補助対象者とその親又は祖父母及び小学生以下の子からなる三世代が同居するための住宅）又は三世代隣接住宅（補助対象者と小学生以下の子からなる世帯が、親又は祖父母が所有し、かつ、居住する住宅に隣接し居住する住宅）の場合は、取得価格の 10 分の２で、上限 40 万円
問合せ先	建設経済部 都市計画課 住宅建築係 ℡ ０５３７－３５－０９５７

④ 設備を充実させたい方

◎　菊川市自然エネルギー利用促進補助金

利用の条件	・市内に自ら居住又は居住を予定する住宅（併用住宅の場合は、居住用に共する部分の床面積が２分の１以上のものに限る。）に、太陽光発電システム及び太陽熱温水器等を新たに設置しようとする方 ・市税等を滞納していない方（同一世帯に属する者を含む。）
補助額等	（１）太陽光システム 太陽電池の最大出力１kW 当たり･･･4000 円（限度額２万円） （２）家庭用リチウムイオン蓄電池 蓄電池の蓄電容量１kWh 当たり･･･１万 2000 円（限度額６万円） （３）太陽熱温水器 集熱パネルの面積１㎡当たり･･･2000 円（限度額 8000 円） （４）ソーラーシステム 集熱パネルの面積１㎡当たり･･･2000 円（限度額１万 2000 円）
問合せ先	生活環境部 環境推進課 環境政策係 TEL ０５３７－３５－０９１６

◎　菊川市浄化槽設置事業費補助金

利用の条件	市全域のうち、下水道認可区域・農業集落排水事業採択区域（高橋原地区の一部）・平尾下水処理場使用区域・集合処理施設設置区域（奥の谷および花水木地区）を除く区域に 10 人槽以下の浄化槽を設置し、かつ、次のいずれかに該当すること。 （１）一般住宅（居住のみを目的に建てられた住宅）に住んでいる人、または建築予定の人 （２）1/2 以上を居住とする併用住宅（店舗などの業務用部分が居住部分と結合している住宅）に住んでいる人、または建築予定の人 （３）建売住宅（販売を目的とした浄化槽付き住宅）を浄化槽設置年度と同一年度に最初に購入した人 ※以下の条件に該当した場合は、補助対象外となります （ア）現在居住地に合併処理浄化槽を使用している人が新たに合併処理浄化槽を設置する場合(分家は除く) （イ）賃貸住宅、共同住宅および事業所などに設置する場合 （ウ）同一世帯に、市税、県民税、及び国保税などの滞納がある場合
補助額等	（１）用途区域内の下水道認可区域外※１ 新築、増改築、付け替え【補助金上限額】※３ ５人槽　73 万 5000 円、７人槽　85 万 1000 円、10 人槽　126 万 1000 円 （２）用途区域外 ア新築、増改築【補助金上限額】 ５人槽　14 万 4000 円、７人槽　18 万 3000 円、10 人槽　24 万 3000 円 イ付け替え【補助金上限額】※３ ５人槽　53 万 1000 円、７人槽　63 万円、10 人槽　90 万 3000 円 ※１用途区域であり、下水道の認可区域になっていない区域 ※２用途区域外であり、下水道の認可区域になっていない区域 ※３単独処理浄化槽およびくみ取り便所を合併処理浄化槽に付け替えるもので、リフォーム・増改築が伴わないもの
問合せ先	生活環境部　下水道課　庶務係　TEL　０５３７－３５－０９３３

◎　菊川市下水道接続工事資金融資あっせん及び利子補給制度

利用の条件	既存の専用住宅又は併用住宅の排水施設を改造して下水道に接続する工事で次の要件を満たすもの （１）専用住宅又は併用住宅の所有者又は占有者 （２）市税を滞納していない方 （３）返済能力のある方
融資限度額	５万円以上 100 万円以下（１万円単位） ただし、下水道接続工事費を上限とする
融資利率等	融資利率　融資年度の４月１日における長期プライムレート 利子補給率　長期プライムレートの 1/2（３％限度）
返済方法	36 か月以内の元利均等償還
問合せ先	生活環境部　下水道課　庶務係　℡　０５３７－３５－０９３３

◎　菊川市下水道接続工事費補助制度

利用の条件	既存の専用住宅又は併用住宅の排水施設を改造して下水道に接続する工事で次の要件を満たすもの （１）専用住宅又は併用住宅の所有者又は占有者 （２）供用開始の日から２年以内に工事を完了する方 （３）市税及び受益者負担金を滞納していない方
補助額等額	（下水道接続工事費－30 万円）×1/4（限度額 10 万円）
問合せ先	生活環境部　下水道課　庶務係　℡　０５３７－３５－０９３３

⑥ 高齢者や障害のある方

◎　介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給制度

利用の条件 補助額等	64 ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ
問合せ先	健康福祉部 長寿介護課 介護保険係 ℡ ０５３７－３７－１２５３

◎　重度身体障害者の住宅改修費給付制度
（地域生活支援事業―日常生活用具給付事業―居宅生活動作補助用具）

利用の条件	障害者の移動等を円滑にする用具を購入し、設置に小規模な住宅改修を伴う場合において、次のいずれかに該当する方 （１）下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動運動障害に限る。）の方で障害の程度が３級以上の方（特殊便器への取替えは、上肢障害２級以上の方） （２）視覚障害者で障害の程度が２級以上の方
補助額等	用具の購入費及び改修工事費の 95％（限度額 19 万円）
問合せ先	健康福祉部 福祉課 障がい者福祉係 ℡ ０５３７－３７－１２５２

◎　生活福祉資金貸し付け

利用の条件	・低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する 65 歳以上の高齢者が属する世帯）で住宅を増改築する場合 ・他の助成制度から融資を受けられない場合
融資限度額	250 万円以内
融資利率等	無利子（連帯保証人がいる場合）
返済期間	７年以内（据置期間６か月）
問合せ先	社会福祉協議会　　℡　０５３７－３５－３７２４

◎　菊川市家具転倒防止事業

利用の条件	市内に居住する以下のいずれかに該当する世帯 （１）65 歳以上の高齢者のみの世帯 （２）介護保険要介護認定の要介護度３以上の認定を受けている者の属する世帯 （３）身体障害者手帳１級又は２級の交付を受けている者の属する世帯 （４）精神障害者保健福祉手帳１級又は２級の交付を受けている者の属する世帯 （５）療育手帳Ａ１、Ａ２又はＡ判定の交付を受けている者の属する世帯
補助額等	１軒あたり、家具５台までを無料で固定する。
問合せ先	危機管理部 危機管理課 防災計画係 TEL ０５３７－３５－０９２３

⑦ 離職者で住宅にお困りの方

◎　住居確保給付金

利用の条件	65 ページ掲載の住居確保給付金と同じ
問合せ先	健康福祉部 福祉課 生活福祉係 TEL ０５３７－３７－１２５１

⑧ 地震などの災害に備えたい方

◎　わが家の専門家診断事業

利用の条件	昭和 56 年５月 31 日以前に建てられた木造住宅であること
補助額等	専門家（静岡県耐震診断補強相談士）による無料の耐震診断を実施
問合せ先	建設経済部 都市計画課 住宅建築係 TEL ０５３７－３５－０９５７

◎　木造住宅耐震補強事業（耐震補強計画一体型）補助金

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建てられた木造住宅であること ・耐震評点が 1.0 未満の住宅について、耐震評点を 0.3 以上上げ、かつ 1.0 以上にする耐震補強計画の策定とその耐震補強工事を実施すること ・その他、工法や耐震評点の評価者の資格に要件があります。
補助額等	上限 100 万円 お住まいの方全員が 65 歳以上の住宅又は要介護者や身体障がい者がお住まいの住宅（高齢者等住宅）については上限 120 万円 耐震評点が 0.7 未満の住宅について、耐震評点 1.2 以上にし、寝室・居間の家具固定と耐震補強 PR を実施するものは、＋15 万円
問合せ先	建設経済部 都市計画課 住宅建築係 TEL ０５３７－３５－０９５７

◎　木造住宅耐震補強計画策定事業補助金

利用の条件	・木造住宅耐震補強事業（耐震補強計画一体型）において、耐震補強計画策定後に費用等を理由に工事に着手しなかった高齢者等住宅であること ・耐震シェルターや防災ベッドの設置等の命を守る対策を実施すること
補助額等	上限 14 万 4000 円（図面の作成を行う場合は、25 万 9000 円）
問合せ先	建設経済部 都市計画課 住宅建築係 TEL ０５３７－３５－０９５７

◎　ブロック塀撤去事業補助金

利用の条件	公道に面した危険なブロック塀を全撤去する工事
補助額等	工事費用と、塀の延長（m）×9200 円を比較して、少ない額の 2/3（上限 26 万 6000 円、千円未満切り捨て）
問合せ先	建設経済部 都市計画課 住宅建築係 TEL ０５３７－３５－０９５７

◎　ブロック塀改善事業補助金

利用の条件	・指定避難路・避難地に面した危険なブロック塀を全撤去後、フェンス・生垣に造り替える工事
補助額等	工事費用と、米の延長（m）×3 万 8400 円を比較して、少ない額の 2/3(上限 16 万 6000 円、千円三満切り捨て)
問合せ先	建設経済部 都市計画課 住宅建築係 TEL ０５３７－３５－０９５７

◎　住宅瓦屋根耐風診断事業補助金

利用の条件	・令和３年 12 月 31 日以前に建築された瓦屋根住宅であること。 ・瓦屋根の緊結方法が、基準に適合しているか、専門家に依頼する診断費用。
補助額等	診断費の 2/3（最大 2 万 1000 円/棟）
問合せ先	建設経済部都市計画課 住宅建築係 TEL ０５３７－３５－０９５７

◎　住宅瓦屋根耐風改修工事補助金

利用の条件	・専門家による耐風診断の結果、基準に適合していない瓦屋根を基準に適合する屋根への改修工事。
補助額等	補助率　工事費※の 23%　（最大 55 万 5000 円/棟） ※補助対象限度額　2 万 4000 円×屋根面積（上限 240 万円/棟）
問合せ先	建設経済部 都市計画課 住宅建築係 TEL ０５３７－３５－０９５７

◎　①建築物耐震補強助成事業 ②非木造住宅耐震診断事業
③既存建築物耐震診断事業 ④要安全確認計画記載建築物耐震補強計画策定事業
⑤要安全確認計画記載建築物耐震改修事業 ⑥がけ地近接危険住宅移転事業

利用の条件	補助対象事業は以下のとおり いずれも耐震評点やその評価者の資格などに要件があります （1）昭和 56 年５月 31 日以前に建築された住宅以外の建築物及びマンションの耐震補強工事事業 （2）昭和 56 年５月 31 日以前に建築された非木造住宅の耐震診断事業 （3）昭和 56 年５月 31 日以前に建築された住宅以外の既存建築物の耐震診断事業 （4）要安全確認計画記載建築物として指定されたものの耐震補強計画の策定事業／耐震補強工事事業 （5）指定災害危険区域内等に建っている住宅を移転する事業
補助額等	（4）以外、本年度は予算措置を行っておりません。詳しくは下記までご相談ください。
問合せ先	建設経済部 都市計画課 住宅建築係 TEL ０５３７－３５－０９５７

◎　耐震シェルター購入事業

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築(着工)された２階建て以下の木造住宅の１階に耐震シェルターを設置するもの ・わが家の専門家診断による総合評点が 1.0 未満で、耐震補強工事を行っていないものに限る
補助額等	本体購入、運搬及び設置に要する費用の２分の１以内とし、12 万 5000 円を限度とする。
問合せ先	危機管理部 危機管理課 防災計画係 TEL ０５３７－３５－０９２３

◎　防災ベッド購入事業

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築(着工)された２階建て以下の木造住宅の１階に静岡県が開発した防災ベッドまたは防災ベッドフレームを設置するもの ・わが家の専門家診断による総合評点が 1.0 未満で、耐震補強工事を行っていないものに限る
補助額等	本体購入に要する費用の２分の１以内とし､12 万 5000 円を限度とする。
問合せ先	危機管理部 危機管理課 防災計画係 ℡ ０５３７－３５－０９２３

◎　感震ブレーカー設置事業費補助金

利用の条件	菊川市にお住まいの、下記のいずれかに該当する方若しくは世帯 (１)65 歳以上の高齢者の属する世帯（独居を含む。） (２)介護保険要介護認定の要介護度３以上の認定を受けている者の属する世帯 (３)身体障害者手帳１級又は２級の交付を受けている者の属する世帯 (４)精神障害者保険福祉手帳１級又は２級の交付を受けている者の属する世帯 (５)療育手帳Ａ１、Ａ２又はＡ判定の交付を受けている者の属する世帯
補助額等	設置費用の３分の２で千円未満の端数を切り捨てた額とし、２万 5000 円を限度とする。
問合せ先	危機管理部 危機管理課 防災計画係 ℡ ０５３７－３５－０９２３

⑫　結婚に伴い住居費や転居費用を必要とする方

◎　新婚生活支援事業費補助金

利用の条件	・令和５年３月１日から令和６年３月 31 日までの間に婚姻届を提出し受理された世帯であること。 ・令和４年分の夫婦の年間所得の合計が 500 万円未満であること。 ・婚姻日において、夫婦の年齢がともに 39 歳以下であること。 ・補助金の交付申請時に夫婦がともに申請に係る住宅に住所を有していること。 ・夫婦のいずれかが契約した住宅の購入、リフォーム、賃貸などの費用であること。
補助額等	対象経費 結婚を機とした、市内の住宅購入、リフォーム、賃借する際に要した費用、引越費用（令和５年４月１日から令和６年３月 31 日までに支払った費用が対象となります。） 補助額 基準日：婚姻日における夫婦の年齢 ともに 29 歳以下の世帯　上限 60 万円 それ以外の世帯（39 歳以下）　上限 30 万円 申請期間 令和６年３月 31 日（予算がなくなり次第、終了）
問合せ先	企画財政部 企画政策課 企画係 ℡ ０５３７－３５－０９００

森町の制度

① 住宅を新築・購入したい方

◎　森町勤労者住宅建設資金利子補給制度　リフォームにも利用可

利用の条件	・町内に自ら居住する住宅を新築、購入（建売・中古）、増改築、宅地購入する勤労者の方 ・床面積 70 ㎡～280 ㎡の住宅の新築・増改築 ・敷地面積 400 ㎡以下の住宅（建売・中古）の購入 ・敷地面積 400 ㎡以下の宅地購入（５年以内に建築）
融資限度額	700 万円（利子補給対象額）
融資利率等	年 0.6%利子補給（当初 10 年間） 11 年目以降は労金の金利
申込窓口	労働金庫袋井支店　　℡　０５３８－４３－４６４９
問合せ先	産業課　商工観光係　℡　０５３８－８５－６３１９

◎　森町地域材利用木造住宅建築事業費補助金

利用の条件	【補助対象者】 ・町内に木造住宅を新築する方 ・町内の木造住宅を床面積 10 ㎡以上増築する方 ・町の空き家・空き地バンクに登録のある空き家を改築し、居住する方 【補助条件】 ・町内の製材所又は材木店から地域材を購入すること。 ・町内の建築業者が新築・増築・改築の作業を行うこと。 ※地域材とは、浜松市、磐田市、掛川市、袋井市及び森町の区域の森林から搬出される木材のことです。
補助額等	地域材の購入に対する補助　上限 10 万円
問合せ先	産業課　林政係　℡　０５３８－８５－６３１７

③ 空き家に移住・定住したい方

◎　森町空き家等利活用推進支援補助金

利用の条件	【概要】 ・空き家・空き地バンクに登録可能な空き物件の改修及び残置物処分を行う場合にその費用の一部を補助 【補助対象者】 ・売買又は賃貸等による利活用を目的とした空き物件の所有者、購入者、賃借人 【補助対象経費】 ・改修工事 （１）台所、風呂、トイレ等の改修に係る経費 （２）電気、ガス及び水道設備の改修に係る経費 （３）内装、屋根、外壁等の改修に係る経費 ・残置物処分 （１）ごみ処理手数料 （２）ごみの収集及び運搬手数料 （３）特定家庭用機器の引取りに要する経費 （４）家財処分の委託等に係る経費 （５）ハウスクリーニング等の建物内の清掃に要する経費 【補助要件】 ・空き家・空き地バンクに登録すること。 ・登録した空き物件を３親等以内の親族に売却又は賃貸しないこと。 ・空き物件の所有者が改修工事または残置物処分を行うことについて承諾していること。 ・市町村民税等の徴収金の滞納がないこと。
補助額等	改修工事　工事に要した金額又は 30 万円のいずれか少ない額 残置物処分　処分に要した金額又は 10 万円のいずれか少ない額
問合せ先	定住推進課 移住交流係 TEL ０５３８－８５－６３２１

◎　森町空き家除却事業費補助金

利用の条件	【補助対象者】 ・町内に空き家を所有する者又はその相続人 【補助要件】 ・昭和 56 年５月 31 日以前に建築された住宅であって、町が定める基準に該当する危険空き家であること。 ・空き家及び附属建築物、附属する工作物、敷地内の樹木等を除却・撤去して、敷地を更地にすること。 ※その他詳細については、下記の問合せ先までご連絡ください
補助額等	解体・撤去費用の 1/2（最大 50 万円）
問合せ先	定住推進課　住まい支援係　TEL　０５３８－８５―６３２１

④ 設備を充実させたい方

◎　森町新エネルギー機器等導入促進事業費補助金

利用の条件	【概要】 ・住宅用太陽光発電システム（太陽電池モジュールの公称最大出力 10 ㎾未満）及び家庭用蓄電池システム（蓄電容量２㎾以上）を設置する場合にその費用の一部を補助　　※未使用品に限る。 【補助対象者】 ・町内に住所を有し、自己が居住する住宅に対象機器を設置する者 ・過去に本補助金の交付を受けていない者 ・町税等の滞納がない者
補助額等	【太陽光発電システム】 公称最大出力値（㎾）×１万円（上限５万円） ただし、1000 円未満の端数は切り捨てる。 【家庭用蓄電池システム】 １台につき　５万円（一律）
問合せ先	住民生活課　生活環境係　℡　０５３８－８５－６３１４

◎　森町浄化槽設置事業費補助金

利用の条件	・町内に浄化槽を設置する方で、次の要件を満たす場合に、予算の範囲内で補助金を交付します。 （１）浄化槽法第５条第１項に基づく設置届の審査又は建築基準法第６条第１項に基づく確認を受けている。 （２）併用住宅に設置する場合、延床面積の 1/2 以上が居住部分である。 （３）賃借している住宅に設置する場合は、当該住宅の所有者の承諾が得られている。 （４）自らが居住する住宅へ設置する。 （５）町の公共下水道事業認可区域外に設置する。
補助額等	新築、増改築 ５人槽 33 万 2000 円、７人槽 41 万 4000 円、10 人槽 54 万 8000 円 みなし浄化槽（単独処理）からの付替え ５人槽 41 万 4000 円、７人槽 51 万 6000 円、10 人槽 68 万 4000 円
問合せ先	住民生活課　生活環境係　℡　０５３８－８５－６３１４

⑥ 高齢者や障害のある方

◎　介護保険の住宅改修

利用の条件 補助額等	・64 ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ。
問合せ先	福祉課　介護保険係　℡　０５３８－８６－６３４１

◎　重度身体障害者の住宅改修費給付制度
（地域生活支援事業－日常生活用具給付等事業－居宅生活動作補助用具）

利用の条件	・下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）の方で、身体障害者手帳の交付を受けた障害の程度が３級以上の方（特殊便器への取替えは、上肢障害２級以上の方）又は視覚障害２級以上の方。難病患者等にあっては、下肢又は体幹機能に障害があるもの ・障害者の移動等を円滑にする用具を購入し、設置に小規模な住宅改修を伴うもの
補助額等	改修費用の 95%以内で、限度額は 20 万円とする。
問合せ先	福祉課　地域福祉係　℡　０５３８－８５－１８００

◎　森町重度身体障害者住宅改造費助成

利用の条件	・身体障害者手帳の交付を受けた下肢障害者、体幹障害者又は視覚障害者で、障害の程度が１級又は２級の方 ・前号の障害のため、その者に適するように住宅を改造する必要がある方 ・前年分の所得税額 12 万円以下の世帯に属する方
補助額等	介護保険法（平成９年法律第 123 号）第 40 条第６号及び第 52 条第６号に基づく住宅改修費の給付を受けることができる者は、57 万円を限度とする。 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 18 条第２項に基づく重度身体障害者に対する日常生活用具の給付及び貸与について（平成 12 年障第 267 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知）の重度身体障害者日常生活用具給付等実施要綱に定める住宅改修費給付を受けることができる者は、55 万円を限度とする。 前２号以外の者は、75 万円を限度とする。
補助率等	助成対象費用の３／４
問合せ先	福祉課　地域福祉係　℡　０５３８－８５－１８００

⑦ 離職等で住宅にお困りの方

◎　住居確保給付金

利用の条件	・65 ページ掲載の住居確保給付金と同じ
申込窓口	福祉課　地域福祉係　℡　０５３８－８５－１８００ 中部健康福祉センター　℡　０５４－６４４－９２７４
問合せ先	中部健康福祉センター　℡　０５４－６４４－９２７４

⑧ 地震などの災害に備えたい方

◎　わが家の専門家診断事業

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築された既存木造住宅
補助額等	専門家（静岡県耐震診断補強相談士）による無料の耐震診断を実施
問合せ先	定住推進課　住まい支援係　℡　０５３８－８５―６３２１

◎　木造住宅の耐震改修事業（補強計画一体型）

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築された木造住宅（在来工法）で、耐震診断の結果、総合評点が 1.0 未満のものを 1.0 以上、かつ 0.3 以上あげる耐震補強工事を行う場合
補助額等	一般世帯　　・・・１戸につき最大で 120 万円 高齢者等世帯・・・１戸につき最大で 140 万円 （１）耐震改修工事の宣伝等を実施していただきます。 （２）高齢者等世帯とは、65 歳以上の方のみが居住している世帯または、障がいのある方が居住している世帯が該当します。 （３）在宅避難促進割増の条件に該当する住宅については、上記の補助額に 15 万円が加算されます。 一般世帯　　・・・１戸につき最大で 135 万円 高齢者等世帯・・・１戸につき最大で 155 万円
問合せ先	定住推進課　住まい支援係　℡　０５３８－８５―６３２１

◎　建築物等の耐震診断事業

利用の条件	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築された非木造住宅及び住宅以外の建築物
補助額等	非木造住宅・・・当該事業に要する経費と 13 万円とを比較して、いずれか少ない額の２/３以内とします。 既存建築物・・・事業に要する経費と延床面積×2000 円を比較して、いずれか少ない額の２/３以内とします。ただし、100 万円を上限とします。
問合せ先	定住推進課　住まい支援係　℡　０５３８－８５―６３２１

◎　危険なブロック塀等の除却事業

利用の条件	・道路に面した危険なブロック塀等を除却します。ただし、道路面を基準に 60 ㎝以上の高さのあるブロック塀を対象とします。
補助額等	非木造住宅・・・当該事業に要する経費と 13 万円とを比較して、いずれか少ない額の２/３以内とします。 既存建築物・・・事業に要する経費と延床面積×2000 円を比較して、いずれか少ない額の２/３以内とします。ただし、100 万円を上限とします。
問合せ先	定住推進課　住まい支援係　℡　０５３８－８５―６３２１

◎　ブロック塀等の除却事業（避難路沿道等）

利用の条件	・道路に面した危険なブロック塀等を除却します。ただし、道路面を基準に 60 ㎝以上の高さのあるブロック塀を対象とします。
補助額等	「業者の見積額等」と「基準額（8900 円/ｍ×対象延長ｍ）とを比較して、いずれか少ない額の２/３以内で、１敷地につき 26 万 6000 円を上限とします。
問合せ先	定住推進課　住まい支援係　℡　０５３８－８５―６３２１

◎　ブロック塀等の建替え事業（避難路沿道等）

利用の条件	・ブロック塀等の除却事業（避難路沿道等）後に、安全な塀に建替える場合、補助金の対象になります。
補助額等	安全な塀･･･「業者の見積額等」と「基準額（３万 8400 円/ｍ×対象延長ｍ）とを比較して、いずれか少ない額の２/３以内で、１敷地につき 33 万 3000 円を上限とします。
問合せ先	定住推進課　住まい支援係　℡　０５３８－８５―６３２１

◎　がけ地近接等危険住宅移転事業

利用の条件	・次のいずれかの条件にあてはまる住宅 （１）静岡県建築基準条例第３条で指定された災害危険区域内に建っている住宅 （２）静岡県建築基準条例第 10 条に基づく、建築を制限している区域内に建っている住宅で、昭和 29 年３月 31 日以前に建てられたもの （３）県知事が指定した土砂災害特別警戒区域に建っている住宅 （４）上記（１）、（２）、（３）の区域内に建っている住宅で、自然災害により安全上の支障が生じ、建築基準法に基づく是正勧告を受けた住宅
補助額等	建物除去費補助　97 万 5000 円（除却費用に対する一部補助） 敷地造成費補助　60 万 8000 円（借入金利子に対する一部補助） 建物建設費補助　465 万　　円（　　〃　　） 土地取得費補助　206 万　　円（　　〃　　）
問合せ先	定住推進課　住まい支援係　℡　０５３８－８５―６３２１

◎　森町家庭内家具等固定推進事業

利用の条件	・森町内に住所を有する世帯（一般住宅） ・家具等の固定台数は各世帯５台以内
補助額等	家具等固定にかかる各世帯負担額は次のとおり。 １台固定　　600 円 ２台固定　　1200 円 ３台固定　　1800 円 ４台固定　　2400 円 ５台固定　　3000 円 以下のいずれかの条件にあてはまる世帯は費用負担なし （１）65 歳以上の者のみで居住する世帯 （２）身体障害者手帳１級又は２級の認定を受けている者がいる世帯 （３）介護認定を受けている者がいる世帯 （４）療育手帳の交付を受けている者がいる世帯 （５）精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者がいる世帯
問合せ先	防災課　防災係　TEL　０５３８-８５-６３０２

◎　防災ベッド等購入補助事業

利用の条件	・防災ベッド、耐震シェルター 昭和 56 年５月 31 日以前に建築された木造住宅で、「ＴＯＵＫＡＩ－０」総合支援事業での「わが家の専門家診断事業」による総合評点が 1.0 未満の住宅を所有又は使用している方が、防災ベッド又は耐震シェルター（静岡県開発のもの）を購入する場合 ・防災ベッドフレーム 身体障害者手帳の交付を受け身体障害者程度等級が１級又は２級のいずれかに該当する方が、防災ベッドフレームを購入する場合
補助額等	防災ベッド　　購入に要する経費の２／３以内（限度額 20 万円/基） 耐震シェルター　　購入に要する経費の２／３以内（限度額 10 万円/基） 防災ベッドフレーム　購入に要する経費の２／３以内（限度額 20 万円/基） ただし、次に該当する場合は、25 万円を限度額とする。 （１）65 歳以上の者のみで居住する世帯 （２）身体障害者手帳１級又は２級の認定を受けている者が使用する場合 （３）介護認定を受けている者が居住する場合 （４）療育手帳の交付を受けている者が居住する場合 （５）精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が居住する場合
問合せ先	防災課　防災係　TEL　０５３８-８５-６３０２

⑩住宅金融支援機構と連携した助成制度

◎【フラット３５】地域連携型（子育て支援）

利用の条件	【概要】 ・「住もうよ森町新婚さん応援金」の交付を申請する方がフラット３５で融資を受ける際の借入金利を一定期間引き下げます。 【利用の条件】 ・以下を全て満たしていること。 （１）「住もうよ森町新婚さん応援金」の補助金交付要件を満たしていること。 （２）森町に対し利用申請を行い、発行された「【フラット３５】地域連携型利用対象証明書」を融資実行の契約の前までに取扱金融機関へ提出すること。
補助額等	当初 10 年間の借入金利を年 0.25%引下げ
問合せ先	定住推進課 移住交流係 TEL ０５３８－８５－６３２１

⑪ 山村地域に定住する方

◎　山村定住資金（リフォーム）

利用の条件	69 ページ掲載の山村定住資金（リフォーム）と同じ。

⑫結婚に伴い住居費や転居費用を必要とする方

◎　住もうよ森町新婚さん応援金

利用の条件	【概要】 ・婚姻に伴う新生活に係る費用の一部に対し、経済的に支援します。 【補助対象者】 ・以下を全て満たしていること。 （１）令和８年３月 31 日までに婚姻届が受理された夫婦であること。 （２）婚姻日より１年以内の夫婦であること。 （３）申請時点において双方とも町内の同一の住居に住民登録されていること。 （４）婚姻日の年齢が双方又はいずれか一方が 39 歳以下であること。 （５）双方とも交付決定日から引き続き１年以上、森町に居住すること。 （６）双方とも町税の滞納がないこと。 （７）双方とも過去に本応援金の交付を受けてないこと。 【補助対象経費】 ・婚姻日を基準日とし、３か月前の月の初日から 12 か月後の月の末日までの間に支払った次の費用 （１）住居の取得費（新たに取得した町内の住居に対し支払った費用） （２）住居の賃借料（婚姻を機に賃借した町内住居に支払った費用） （３）住居の改修・増改築費（既存住宅のリフォーム費用） （４）引越し費用（婚姻を機とした引越の際に、業者に支払った費用） （５）生活備品代（婚姻後の生活のために取得した家具家電費用） （６）車両購入経費（婚姻後の生活のために購入した自動車取得費） （７）車両リース料（婚姻後の生活のために契約した自動車リース費）
補助額等	１世帯につき　最大 30 万円
問合せ先	定住推進課 移住交流係 TEL ０５３８－８５－６３２１

◎　森町結婚新生活支援補助金

利用の条件	【概要】 ・婚姻に伴う新婚生活に対し、経済的に支援する制度です。 【補助対象者】 ・以下を全て満たしていること。 （１）令和４年の夫婦の合計所得が 500 万円未満であること。 ※婚姻を機に夫婦の双方又は一方が離職し、申請日において無職の場合は、離職した者の所得については、所得がないものとして、夫婦の所得を算出する。 ※貸与型奨学金の返済を行っている場合は、合計所得額から所得期間内（令和４年１月１日から同年 12 月 31 日までの間）に返済した返済額を控除する。 （２）令和５年１月１日から令和６年３月 31 日までの間に婚姻届が受理された夫婦。 （３）申請時点において双方とも申請に係る町内の住居に住民登録されていること。 （４）婚姻日において夫婦の年齢がともに 39 歳以下であること。 （５）双方とも交付決定日から引き続き１年以上、森町に居住すること。 （６）双方とも町税の滞納がないこと。 （７）過去に国の結婚新生活支援事業（他の地方公共団体での事業を含む。）に基づく交付を受けていないこと。 【補助対象経費】 ・令和５年１月１日から令和６年３月 31 日までの間に支払った次の費用（税込） （１）住居の取得費（新たに取得した町内の建物の購入費用） （２）住居の賃借料（婚姻を機に賃借した町内の住居に対し支払った費用） （３）リフォーム費用（婚姻を機とした既存住宅の改修費） （４）引越費用（婚姻を機とした引越費用のうち、引越業者、運送業者に支払った費用）
補助額等	夫婦ともに 29 歳以下の場合　最大 60 万円 夫婦ともに 39 歳以下の場合　最大 30 万円
問合せ先	定住推進課 移住交流係 ℡ ０５３８－８５－６３２１